

盛土規制法の手引

令和7年4月

横浜市建築局

はじめに

昭和 30 年代以降、日本では高度経済成長に伴い、都市部の中でも比較的地価の安い丘陵地において、宅地造成が盛んに行われるようになりましたが、造成された宅地の中には、擁壁や排水施設が不十分なため、降雨等の災害に対して、宅地そのものが危険であるばかりか周辺の土地を災害の巻き添えにする恐れがあるものが含まれていました。しかし、当時はこれを規制する法律がなく、建築基準法による規制と私権制限の問題に触れておのずから限界がある地方自治法を根拠とする各都市の条例で規制をするに止まっていました。ところが、昭和 36 年 6 月の梅雨前線豪雨で、神奈川県及び兵庫県の丘陵地において崖崩れや土砂の流出により生命財産に大きな損害がもたらされ、これが、宅地造成が行われて間もないところや現に行われていたところに多く発生したため、このような災害を防止する目的で、同年、宅地造成等規制法が制定され、横浜市も翌年に市域の約 3 分の 2 を「宅地造成工事規制区域」に指定して、宅地造成に伴う災害の発生の防止に努めてきました。

また、令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市での大規模な土石流災害等を踏まえ、同法が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）」に改正されました。盛土規制法は、宅地、農地、採草放牧地又は森林における造成工事（宅地造成又は特定盛土等）や、一時的な土石の堆積を包括的に規制するもので、工事計画の周辺住民への周知や、工事主の資力・資料、工事施行者の工事施行能力及び土地所有者全員の同意等の新たな許可基準が規定されました。

横浜市では、令和 7 年 4 月 1 日に横浜市の全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、同日より盛土規制法の適用を開始し、造成工事や、土石の堆積に伴う災害の発生の防止に努めていきます。

この手引は、宅地造成又は特定盛土等規制法の制度並びに宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う上で必要な手続及び基準（都市計画法第 33 条第 1 号第 7 号の開発許可の基準を含みます。）について、法令と解説をまとめたものです。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う方だけでなく、土地を所有者する市民のみならず、この手引に記載されている留意事項を理解いただき、安全な都市の形成が図られるよう御協力をお願いいたします。

※ 本手引では、法令、条例及び市の規則の名称を次の略称にて表記している部分があります。

- 法 : 宅地造成及び特定盛土等規制法
- 政令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
- 省令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
- 市細則 : 横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
- 条例 : 横浜市開発事業等の調整等に関する条例
- 法の許可 : 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項に規定する許可

経過措置（令和7年4月1日改正施行時）について

旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可（同法第11条の規定により当該許可があったものとみなされる場合を含みます。）又は都市計画法第29条第1項の許可（同法第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる場合を含みます。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、なお従前の例によります。

目次

制度編

第1章 法の概要

- 1 法の目的
- 2 法の規定による規制区域
- 3 法の主な規制内容

第2章 用語の意義及び取扱い等

- 1 用語の意義及び用語に係る取扱い
- 2 工事施行区域の取扱い
- 3 土石の堆積に関する工事の工事主及び工事施行者の取扱い

第3章 法の規制対象及び許可対象

- 1 法の規制対象及び許可対象の分類
- 2 法の規制対象である一定規模以上の盛土又は切土
- 3 「土地の形質の変更」に係る盛土及び切土の取扱い
- 4 法の規制対象である宅地造成又は特定盛土等（法の規制対象行為）の分類
- 5 盛土又は切土等が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合の取扱い
- 6 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない盛土又は切土
- 7 法の規制対象である一定規模以上の土石の積重ね（土石の堆積）
- 8 土石の積重ね等が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合の取扱い
- 9 「土石の堆積」に係る土石の積重ねの取扱い
- 10 法の規制対象（土石の堆積）に該当しない土石の積重ね
- 11 法の許可が不要な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（盛土、切土又は土石の積重ね）

手続編

第1章 法の許可の手続

- 1 法の許可の主な手続の流れ
- 2 法に係る申請・相談等の窓口
- 3 法の許可及び届出等に係る様式
- 4 法の許可等の手数料
- 5 標準処理期間
- 6 法の許可に係る事前の相談及び協議
- 7 法の許可申請前の周辺地域の住民への周知
- 8 法の許可申請又は協議の申出
- 9 許可若しくは変更許可の申請又は協議若しくは変更協議の申出の取下げ
- 10 許可若しくは変更許可又は協議若しくは変更協議の成立
- 11 工事の着手届出書の提出
- 12 市細則に基づく工程確認（第13項の土石の堆積前の確認を除く。）
- 13 土石の堆積前の確認（市細則に基づく工程確認）

- 14 法に基づく中間検査
- 15 定期報告
- 16 工事の計画等の変更する事項に応じた手続等
- 17 変更許可申請又は変更協議の申出等
- 18 軽微な変更の届出
- 19 一般承継届の届出
- 20 工事の廃止
- 21 工事の完了検査(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)
- 22 土石の除却確認

第2章 法の許可の基準(技術的基準以外のもの)

- 1 法の許可の基準
- 2 設計者の資格
- 3 工事主の資力及び信用
- 4 工事施行者の工事施行能力
- 5 土地の所有者等の同意

設計編

- ・ **法第13条第1項に規定する技術的基準**
- ・ **都市計画法第33条第1項第7号に規定する開発許可基準**

第1章 適用範囲

第2章 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての技術的基準の取扱い

第1節 事前調査等

- 1 適用範囲
- 2 過去の宅地造成又は特定盛土等に関する工事等に係る調査
- 3 地盤調査
- 4 集水区域、溪流等及び集水地形の調査

第2節 盛土及び切土

- 1 適用範囲
- 2 崖又はのりの上の地盤面の勾配
- 3 盛土のり面(崖面)
- 4 盛土の排水施設等
- 5 盛土の安定性
- 6 盛土(埋戻しを含む。)をする場合の措置
- 7 切土のり面(崖面)
- 8 切土の排水施設等

第3節 排水施設

- 1 適用範囲
- 2 地表水等を集水する排水施設の設置
- 3 排水施設の構造
- 4 排水施設の勾配及び断面積

- 5 地表水等の流末処理
- 第4節 擁壁
 - 1 適用範囲
 - 2 擁壁の構造
 - 3 地上高さが1メートルを超える任意設置擁壁の基準の強化
 - 4 伸縮目地
 - 5 擁壁の水抜穴及び透水層
 - 6 隅角部の補強
 - 7 擁壁の基礎及び地盤改良等
 - 8 盛土上又は軟弱地盤上の擁壁
 - 9 斜面方向の擁壁
 - 10 斜面上の擁壁
 - 11 多段擁壁
 - 12 水路・河川沿いの擁壁
 - 13 擁壁に影響を及ぼす予定建築物
- 第5節 鉄筋コンクリート造擁壁の構造基準
 - 1 適用範囲
 - 2 荷重
 - 3 土圧
 - 4 擁壁の滑動に対する抵抗力
 - 5 鉄筋
 - 6 コンクリート
 - 7 鉄筋のかぶり厚さ
 - 8 構造部材の設計
 - 9 擁壁の安定
 - 10 耐震設計
 - 11 擁壁の基礎ぐい
- 第6節 練積み造擁壁の構造基準
 - 1 適用範囲
 - 2 擁壁の形状
 - 3 練積み造擁壁の使用材料
 - 4 上部に斜面がある場合の練積み造擁壁の構造
- 第7節 その他の構造の擁壁の構造基準
 - 1 適用範囲
 - 2 無筋コンクリート造擁壁の構造基準
 - 3 大臣認定擁壁の構造基準
- 第8節 崖面崩壊防止施設
 - 1 適用範囲
 - 2 崖面崩壊防止施設の設置の条件
 - 3 崖面崩壊防止施設の構造

第9節 崖面及びその他の地表面の保護

- 1 適用範囲
- 2 保護をしなければならない地表面
- 3 のり面保護工の工法

第10節 軟弱地盤対策

- 1 適用範囲
- 2 軟弱地盤の定義
- 3 軟弱地盤対策の基本事項
- 4 軟弱地盤対策工の設計

第11節 その他の技術的基準等

- 1 適用範囲
- 2 工事施行区域外の崖の措置
- 3 道路の中心後退
- 4 工事施行区域の外周部分の盛土の高さ
- 5 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴い発生する土石についての措置
- 6 予定建築物の敷地

第3章 土石の堆積に関する工事についての技術的基準の取扱い

第1節 事前調査等

- 1 過去の宅地造成又は特定盛土等に関する工事等に係る調査
- 2 地盤調査

第2節 土石の堆積に関する工事の技術的基準

- 1 土石の堆積を行う土地(地盤)
- 2 空地、柵等及び立入禁止の掲示
- 3 排水施設・沈砂池等
- 4 高さ5メートルを超える土石の堆積の勾配
- 5 構台等の上への土石の堆積
- 6 鋼矢板等を使用した土石の堆積
- 7 防水性のシート等で覆う土石の堆積

施工編(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

第1章 総則

- 1 目的
- 2 適用範囲

第2章 施工管理に関する基準

- 1 設計内容の遵守
- 2 施工計画の立案
- 3 事前調整等の実施
- 4 工程管理
- 5 安全管理
- 6 周辺環境への配慮

7 検査

第3章 切土又は盛土に関する基準

- 1 共通事項
- 2 切土
- 3 盛土
- 4 のり面保護

第4章 擁壁に関する基準

- 1 土工事及び地業工事
- 2 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁工事
- 3 鉄筋コンクリート造擁壁工事

資料編

第1章 擁壁の標準構造図

第1節 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁

- 1 標準構造図の種類
- 2 標準構造図の利用について

第2節 鉄筋コンクリート造擁壁

- 1 標準構造図の種類
- 2 標準構造図の利用について
- 3 標準構造図の構造計算書の閲覧

第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の構造計算例

- 1 設計条件
- 2 擁壁断面の形状及び寸法
- 3 荷重及びモーメント
- 4 安定に対する検討
- 5 部材応力度の検討

制度編

第1章 法の概要

1 法の目的(法第1条)

【法】

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」といいます。)は、宅地、農地、採草放牧地又は森林とするための盛土又は切土や、一時的な土石の仮置きなど、盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の用途及びその目的にかかわらず、危険な盛土、切土又は土石の堆積を包括的に規制し、崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止することで、国民の生命・身体を守ることを目的として定められています。

2 法の規定による規制区域(法第10条、第26条及び第45条並びに省令第5条)

【法】

(基礎調査)

第四条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。)又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。)は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に通知するとともに、公表しなければならない。

第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下この章及び次章において「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2～5 (略)

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第五章 特定盛土等規制区域

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者(第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2～6 (略)

第七章 造成宅地防災区域

第四十五条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。)に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。)の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2及び3 (略)

【省令】

(宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示)

第五条 法第十条第四項(法第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次

の各号のいずれかの方法により宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

(1) 横浜市の規制区域

ア 法の規定による「宅地造成等工事規制区域」等

法には、「宅地造成等工事規制区域」、「特定盛土等規制区域」及び「造成宅地防災区域」の3つの規制区域の規定があります。横浜市では、「横浜市の全域」を「宅地造成等工事規制区域」に指定しています。

「特定盛土等規制区域」及び「造成宅地防災区域」は、「宅地造成等工事規制区域」を除いて指定することと法に規定されていますので、横浜市では指定を行いません。

イ 旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域」

旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域(以下「旧規制区域」といいます。)」は、丘陵地にある市街地又は市街地になりうる土地など、横浜市の約6割が、横浜市の申出に基づき、昭和37年7月27日に旧建設省告示により指定されています。令和7年3月31日までに、旧規制区域において旧法の宅地造成工事に関する工事の許可又は都市計画法の開発許可を得ている場合は、引き続き旧宅造法の規定が経過措置として適用されるため、旧規制区域の指定の取消しは行いません。

※ 法の規定による「宅地造成等工事規制区域」と、旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域」は名称が似ていますが、法の規定によるものは、「等」が名称に含まれます。

(2) 法の規定による「宅地造成等工事規制区域」の指定の経緯等

法では、市長は、「宅地造成等工事規制区域」の指定のための基礎調査を行い、その基礎調査の結果、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下この号において「盛土等」といいます。)に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地等の区域であって、盛土等に関する工事について規制を行う必要がある区域を、「宅地造成等工事規制区域」として指定することができると規定されています。

基礎調査については、国が「基礎調査実施要領(規制区域指定編)」を作成しており、同要領では、「宅地造成等工事規制区域」の指定の対象とする区域は、都市計画区域のうち、「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」を除く区域とされています。また、「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」については、「土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性がないエリア等が想定される。」と同要領に記載されています。

横浜市は全域が都市計画区域であり、横浜市は全域において、車両等により土砂が持ち込まれる可能性がある道路が存在しています。また、同要領では、「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要」とされています。

以上から、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害を未然に防止する観点から、「宅地造成等工事規制区域」の候補区域を「横浜市の全域」としました。

令和6年4月12日に、この候補区域を基礎調査の結果として公表し、その後、令和7年4月1日に、「横浜市の全域」を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、同日に当該区域の公示を行いました。

(3) 規制区域の範囲の確認方法

法の規定による「宅地造成等工事規制区域」及び旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域」の範囲は、横浜市が管理するウェブサイト「横浜市行政地図情報システム地図情報(アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>)」の「i-マッピー」で確認できます。

なお、同ウェブサイトは、よこはま建築情報センター(市庁舎2階)でも閲覧できます。

3 法の主な規制内容

一定規模以上の盛土、切土又は土石の積重ねが、法の規制対象として規定されています。規制対象に対する規制の内容としては、規制対象に関する工事を行う場合に横浜市長の許可（法第 12 条第 1 項の規定による。）が必要です。（法の規制対象及び法の許可対象については制度編第 3 章を、許可の手続きについては手続編を、許可の技術的基準については設計編を参照してください。）

また、規制対象の行為を行う土地又は規制対象の行為が過去に行われた土地については、土地を常時安全な状態に維持する努力義務（法第 22 条第 1 項の規定による。）が規定されており、災害の発生のおそれ大きいと認められる場合には、状況によって勧告又は改善命令等の対象となるなどがあります。

なお、都市計画法の開発許可を受けた場合は、法の許可を受けたものとみなされ、開発許可の手続きとは別に、法の手続きが必要です。

第2章 用語の意義及び取扱い等

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとしなす。
- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和三十九年法律第一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

【市細則】

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、政令及び省令の例による。

- (1) 工事施行区域 法第11条第1項に規定する宅地造成等に関する工事の施行に係る土地、法第12条第2項第4号に規定する宅地造成等に関する工事をしようとする土地、同条第4項及び法第21条第2項に規定する宅地造成等に関する工事が施行される土地並びに法第12条第1項の許可、法第15条第1項の規定による協議（法第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）又は法第16条第1項の許可に係る土地をいう。
- (2) から(4) (略)
- (5) 保全対象 建築物、建築物の敷地、建築基準法第42条に規定する道路、公園その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものをいう。

1 用語の意義及び用語に係る取扱い（審査基準）

この法及びこの手引における次に掲げる用語の意義及び用語に係る取扱いは、次のとおりとします。

(1) 宅地（法第2条第1号）

「宅地」とは、「農地」、「採草放牧地」、「森林」及び「公共施設用地」以外の全ての土地のことをいいます。そのため、建築物の敷地に限らず、建築物を伴わない駐車場、テニスコート、墓地（地方公共団体が管理するものを除きます。）及び資材置場等の用に供する土地も、「宅地」に含まれます。

※ 都市計画法の開発許可における「宅地」等とは意義が異なりますので留意してください。

※ 「宅地」に該当するかは、土地の登記簿の地目によっては判断しません。

(2) 農地・採草放牧地（法第2条第1号）

「農地」又は「採草放牧地」とは、農地法第2条に規定する「農地」又は「採草放牧地」に該当する土地のことをいいます。

なお、「農地」には、農道及び農業用排水施設等の用に供する土地を含みます。

※ 「農地」又は「採草放牧地」に該当するかは、土地の登記簿の地目によっては判断しません。

【参考：農地法（抜粋）】

（定義）

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2～4 （略）

【参考：農地法関係事務に係る処理基準について（技術的助言）（平成12年6月1日12構改B第404号農林水産事務次官通知）／別紙1 農地法関係事務に係る処理基準／第1 全般的事項（抜粋）】

(1) 農地等の定義

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）及びこの処理基準で「農地」及び「採草放牧地」とは、次に掲げるものをいうものであり、これらに該当しない土地を農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）として取り扱ってはならない。

[1] 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕地等）も含まれる。

[2] 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で耕作又は養畜のため採草又は家畜の放牧の目的に主として供される土地をいう。林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧地の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されていると判断する。

[3] 「耕作又は養畜の事業」とは、耕作又は養畜の行為が反覆継続的に行われることをいい、必ずしも営利の目的であることを要しない。

(2) 農地等に該当するかの判断に当たっての留意事項

(1)の農地等に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならない。

(3) 森林（法第2条第1号）

森林とは、森林法第2条に規定される森林（同条に規定される森林の定義のうち同条第1号の「及びその土地の上にある立木竹」の部分を除く。）に該当する土地のことをいいます。

同条但書に規定される、「これに準ずる土地として使用される土地」とは、果樹の栽培の用に供される土地等の農地に該当する土地、建築物又は特定工作物（都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物のことをいいます。以下同じ。）の敷地の用に供される土地、宗教法人法第3条に規定される境内地に該当する土地、墓地の用に供される土地及び公共施設用地等が該当します。これらの土地は、森林とは扱いません。

※ 「森林」に該当するかは、土地の登記簿の地目によっては判断しません。

<p>【参考：森林法（抜粋）】 (定義) 第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地</p>
--

(4) 公共施設用地（法第2条第1号、政令第2条及び省令第1条）

「公共の用に供する施設」の用に供されている又は供することが決定している土地のことをいいます。また、「公共の用に供する施設」とは、次の表に掲げるものをいいます。

表：公共の用に供する施設

施設を管理する者	公共の用に供する施設
規定なし	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
国又は地方公共団体	学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

※ 「公共の用に供する施設」は、都市計画法第4条第12項に規定する「公共施設」とは別のものですので留意してください。

※ 公共の用に供する施設に該当しない建築物その他の工作物の敷地として占有する場合は、公共施設用地としては取り扱いません。

※ 公共施設用地の「道路」は、道路法による道路及び林道は該当しますが、建築基準法による道路は該当しないものと取り扱います。

※ 公共施設用地の「公園」は、都市公園法の公園及び国又は地方公共団体が管理する公園のことをいうものと取り扱います。

※ 「国又は地方公共団体が管理する」とは、当該施設及び当該施設の用に供する土地を、法令又は地方公共団体の条例若しくは規則（要綱及び要領等を除く。）に基づき災害防止上の見地から、国又は地方公共団体（その指定管理者等を含む。）が管理する、又は国又は地方公共団体が管理を監督することをいいます。

※ 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社等の法令の規定により法第15条第1項の協議において国又は都道府県等とみなされる者であっても、それらの者は上記の表の「国又は地方公共団体」であるとはみなされません。

※ 上記の表の「飛行場」及び「航空保安施設」は、航空法による飛行場及び航空保安施設の全てを含むのではなく、そのうち公共の用に供されているものに限るなど、上記の表に掲げる施設であっても、公共の用に供していないものは、「公共の用に供する施設」に該当しません。

(5) 宅地造成・特定盛土等（法第2条第2号及び第3号）

「宅地造成」とは、宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更をいいます。また、「特定盛土等」とは、宅地、農地、採草放牧地又は森林において行う土地の形質の変更をいいます。土地の形質の変更及びその詳しい取扱いについては、第3章を参照してください。

(6) 宅地造成に関する工事・特定盛土等に関する工事

「宅地造成に関する工事」又は「特定盛土等に関する工事」とは、次に掲げるものをいいます。

ア 宅地造成又は特定盛土等を行う（一定規模以上の盛土又は切土をする）工事

イ 宅地造成又は特定盛土等を行う（一定規模以上の盛土又は切土をする）ことにより宅地、農地、

採草放牧地又は森林として利用する又は利用されることとなり得る土地（第 27 号の「工事施行区域」を参照してください。）において行う次に掲げる工事

- (ア) 盛土若しくは切土をする工事
- (イ) 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の土留の設置をする工事
- (ウ) その他宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じるための工事

(7) 土石（法第 2 条第 4 号）

「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物をいいます。また、「土砂」及び「岩石」とは、次のものをいいます。

※ 土石と土石以外のものが混ざったものは、土石に該当します。

ア 土砂

「土砂」とは、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」といいます。）
- (イ) 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」といいます。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- (ウ) 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- (エ) 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- (オ) 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの。ただし、廃棄物を除く。

イ 岩石

「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

(8) 土石の堆積（法第 2 条第 4 号）

「土石の堆積」とは、宅地、農地、採草放牧地又は森林において行う一定規模以上（第 3 章第 7 項を参照してください。）の土石の積重ね（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りません。）をいいます。

なお、土石とその他のもの（廃棄物及び有機物等）の混合物の積重ねを含みます。

ア 「一定期間の経過後に当該土石を除却するもの」の取扱い

「一定期間の経過後に当該土石を除却するもの」とは、土石の堆積に関する工事に着手した日（法第 12 条第 1 項の許可を受けた工事にあつては、当該許可をした日、法第 15 条第 1 項の協議が成立した工事にあつては、当該協議が成立した日）から 5 年以内に当該土石を除却するものをいいます。

そのため、土石の堆積を行うことができる期間は、最大で 5 年とします（土石の堆積に関する工事について、許可を受けることができる期間は、許可の日から最大で 5 年とします）。

なお、5 年を超えて土石の積重ねをすることを予定している場合でも、土石の堆積に該当するものと取り扱います。この場合においては、法の許可の工事の期間を許可の日から 5 年として受けて、許可の日から 5 年を経過する前に、工期の延長の変更許可を受ける必要があります。

イ 5 年を超えて土石の堆積を行うことができる場合の取扱い

アの取扱いにかかわらず、次に掲げる場合は、5 年を超えて土石の堆積を行うことができることとします。

- (ア) 市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認めて（ウを参照してください）

い。) 、法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長を許可した場合

- (イ) 市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認めて (ウを参照してください。) 、土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について法第 16 条第 3 項の規定により第 15 条第 1 項の規定を準用して市長との協議が成立した場合
- (ウ) 宅地造成等工事規制区域の指定の際に、当該宅地造成等工事規制区域内において土石の堆積に関する工事が行われている場合。ただし、当該工事の規模の拡大により、当該工事について法第 12 条第 1 項の許可が必要となった場合 (※) は、(ア) 又は(イ)に該当する場合。

※ 宅地造成等工事規制区域の指定の際に、当該宅地造成等工事規制区域内において土石の堆積に関する工事を行っている工事主は、法第 21 条第 1 項の規定により宅地造成等工事規制区域の指定があった日から 21 日以内に当該工事について市長に届け出なければなりません。届け出る事項には、当該工事を行っている土地の面積、土石の堆積の最大堆積高さ、土石の堆積を行う土地の面積及び土石の堆積の最大堆積土量が含まれ、それらの規模(面積、高さ及び土量)を超えて土石の堆積を行う場合は、法第 12 条第 1 項の許可を受ける必要があります。この場合において、届出に係る堆積と届出に係る堆積の規模を超えて行う土石の堆積に一連性がある場合は、届出に係る堆積の規模を超えて行う土石の堆積のみで技術的基準に適合することが困難であるため、一体の土石の堆積として許可を受ける必要があります。

ウ 市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認める場合の取扱い

イ(ア)又は(イ)の市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認める場合は、次に掲げる場合とします。

- (ア) ストックヤード運営事業者登録規程(令和 5 年国土交通省告示第 157 号)第 3 条の登録を受けて行う土石の堆積の場合
- (イ) 土石を継続的に、又は反復して売買するための土石の堆積、建設業を営む者が請け負う工事において使用又は発生する土石を保管するための土石の堆積その他の土石の搬入及び搬出を継続的に、又は反復して行うための土石の堆積であると市長が認める場合(土石の搬入のみで搬出がない場合を除く。)
- (ウ) 工事の施行のために行われる土石の堆積(当該工事の現場又はその付近に堆積するものとして、法第 12 条第 1 項の許可を要しないものを除く。)であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を堆積するもの(当該工事の施行に必要な量以上の土石を堆積するもの又は当該工事の施行に必要な土石若しくは当該工事により発生した土石とそれ以外の土石を合わせて堆積するものを除く。)で、当該工事が完了していない場合
- (エ) その他土石の堆積に係る事業の内容から市長がやむを得ないと認めた場合

エ 土石の堆積ではなく、宅地造成若しくは特定盛土等(盛土)と取り扱う基準

ウに掲げる場合に該当しないにもかかわらず、5 年を超えて土石の積重ねが行われている場合は、当該土石の積重ねを「土石の堆積」ではなく、「宅地造成又は特定盛土等(盛土)」として取り扱います。

この場合において、当該土石の積重ねは、盛土に係る法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合させなければなりません。また、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可は受けていないので、当該技術的基準に適合させる工事を行うために、当該工事について新たに法第 12 条第 1 項の許可を受ける必要があります。

なお、土石の積重ねの上部において土地利用を行う場合も、当該土石の積重ねを「土石の堆積」ではなく、「宅地造成又は特定盛土等(盛土)」として取り扱います。

(9) 土石の堆積に関する工事

「土石の堆積に関する工事」とは、次に掲げるものをいいます。

ア 土石の堆積を行うこと

イ 土石の堆積を行うために利用する土地において行う法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合させるために行なう工事その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じるための工事

(10) 工事主（法第 2 条第 7 号）

「工事主」とは、宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいい、当該工事をしようとする土地の所有者に限らず、当該土地の区域内の土地について権利を有する者から当該工事をする事について同意を得た者も含まれます。

また、「自らその工事をする者」とは、単なる工事従事者ではなく、労務者等を雇用して工事を行う場合は、雇用主である者が「自らその工事をする者」であり、「工事主」に該当します。

なお、土石の堆積に関する工事の「工事主」については、第 3 項を参照してください。

(11) 工事施行者（法第 2 条第 8 号）

「工事施行者」とは、宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。「自らその工事をする者」が「工事主」の場合は、その者が、「工事施行者」にも該当します。

また、「工事の請負人」は、元請負人であって下請負人は含みません。

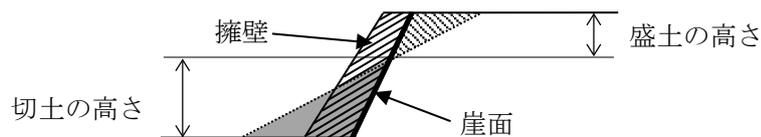
なお、土石の堆積に関する工事の「工事施行者」については、第 3 項を参照してください。

(12) 崖・崖面（政令第 1 条第 1 項）

「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（花崗岩、安山岩等の火成岩及び硬い礫岩をいい、風化の著しいものは除きます。）以外のものをいいます。

また、「崖面」とは、「崖」の地表面をいいます。

なお、擁壁、崖面崩壊防止施設及びのり面保護工に係る構造物が設置されている場合は、その背面が「崖面」です。



図：崖面の位置及び切土又は盛土の高さ

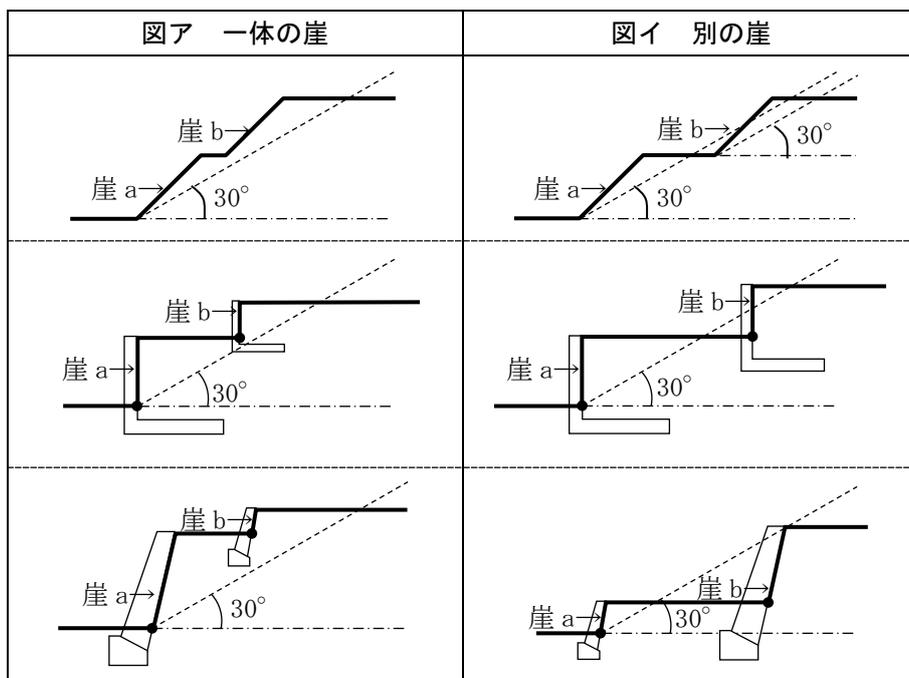
(13) 崖の勾配（政令第 1 条第 2 項）

等高線に垂直な断面における崖面と水平面とのなす角度を「崖の勾配」とします。

(14) 一体の崖（政令第 1 条第 3 項）

小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとしみなします。

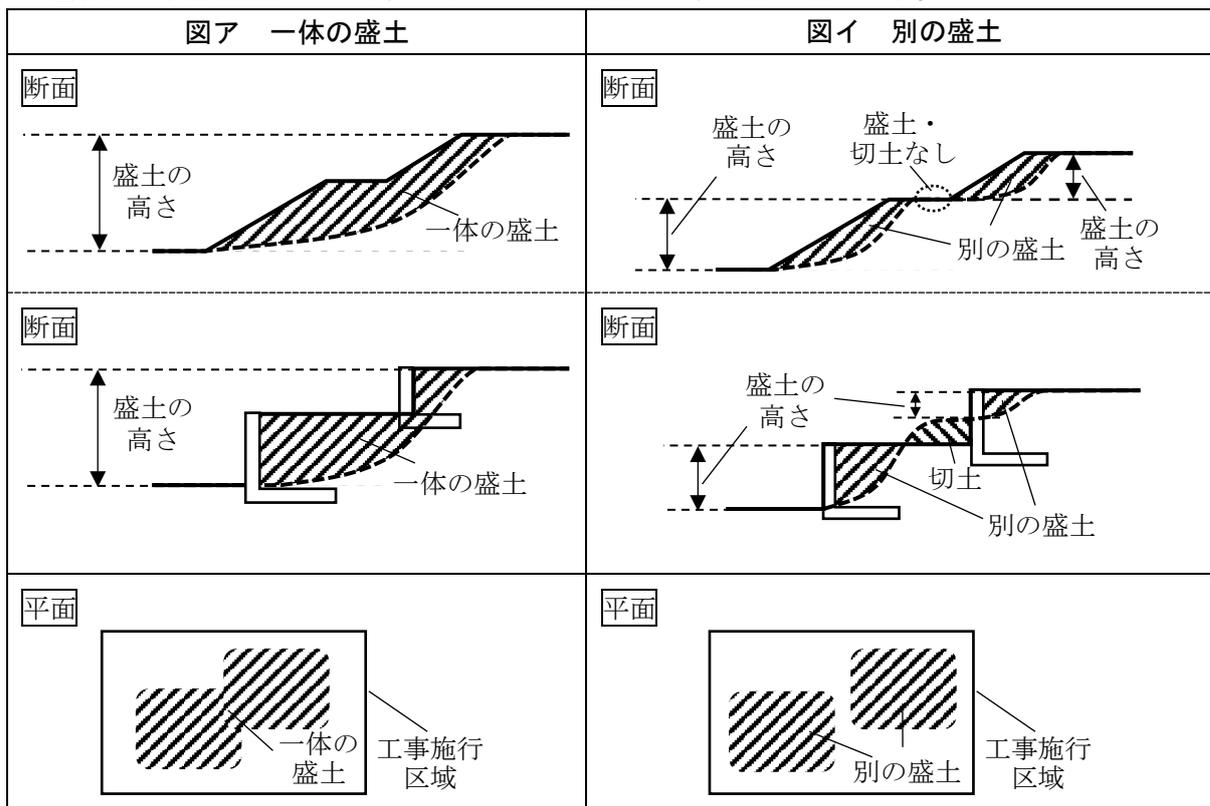
次の図アの場合は、崖 a と崖 b を一体の崖として取り扱い、崖の高さは、崖 a と崖 b の高さを足し合わせた高さです。また、次の図イの場合は、崖 a と崖 b を別の崖として取り扱い、崖の高さは、それぞれの崖の高さです。



(15) 一体の盛土・盛土の高さ

連続して盛土をする部分は、一体の盛土として取扱い、「盛土の高さ」とは、一体の盛土のうち最も標高が低い部分と最も標高が高い部分の標高の差をいいます。

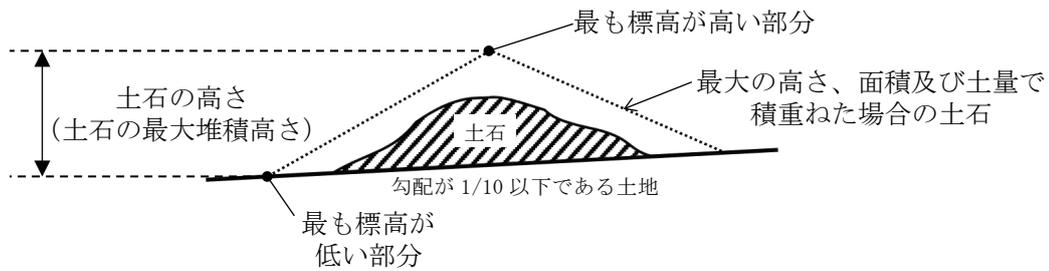
※ 造成計画平面図上において、つながっている盛土は、一体の盛土です。



(16) 土石の高さ(土石の最大堆積高さ)

「土石の高さ」とは、土石の積重ねを行う期間のうち、土石を最大の高さ、面積及び土量で積重ねたときの、当該土石の最も標高が低い部分と最も標高が高い部分の標高の差をいいます。

なお、この手引においては、分かりやすくするため、「土石の最大堆積高さ」と表現も用いています。



図：土石の高さ（土石の最大堆積高さ）

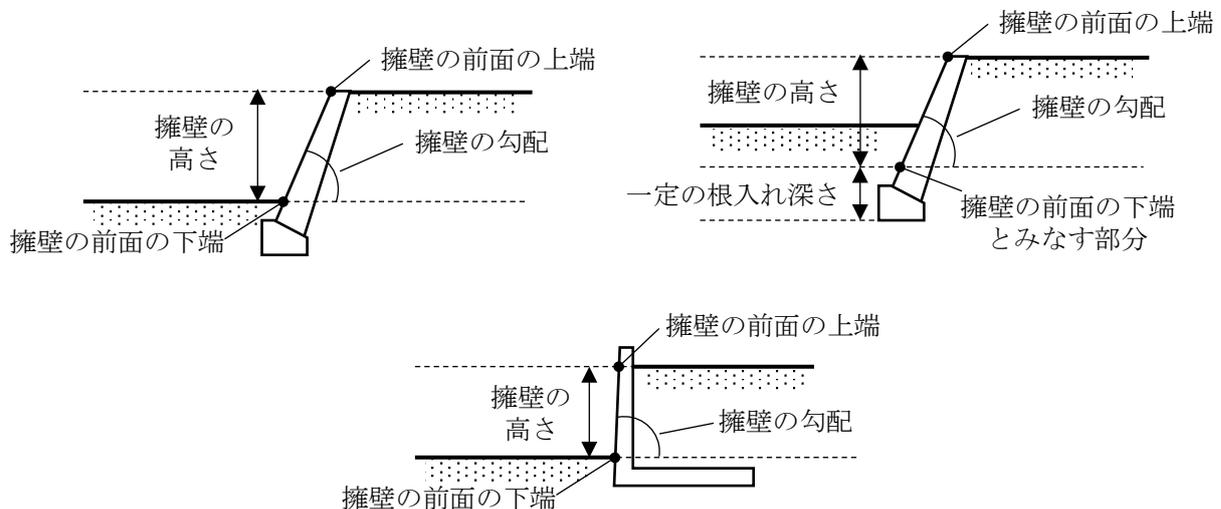
(17) 擁壁の勾配・擁壁の高さ（政令第1条第4号）

擁壁の前面の上端と下端とを含む面の水平面に対する角度を「擁壁の勾配」とし、その上端と下端との垂直距離を「擁壁の高さ」とします。

なお、「擁壁の前面の上端」とは、擁壁の背面が地盤面に接する部分の標高の擁壁の前面の部分を行い、「擁壁の前面の下端」とは、擁壁の前面が地盤面に接する部分を行います。

ただし、擁壁の前面の根入れの深さが、一定の根入れ深さ（※）よりも深い場合は、擁壁の下端から一定の根入れ深さ（※）の分だけ上方の標高の擁壁の前面の部分を、「擁壁の前面の下端」とみなします。

※ 一定の根入れ深さとは、間知石その他の練積み造擁壁の場合にあっては、政令第10条第4号に規定する根入れの深さのことをいい、鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁の場合にあっては、擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）のことをいいます。ただし、擁壁を横浜市の標準構造図の構造とするときは、当該標準構造図の根入れ深さより深い場合のことをいい、法第17条の規定による国土交通大臣の認定に根入れ深さの規定がある場合は、当該根入れ深さをいいます。

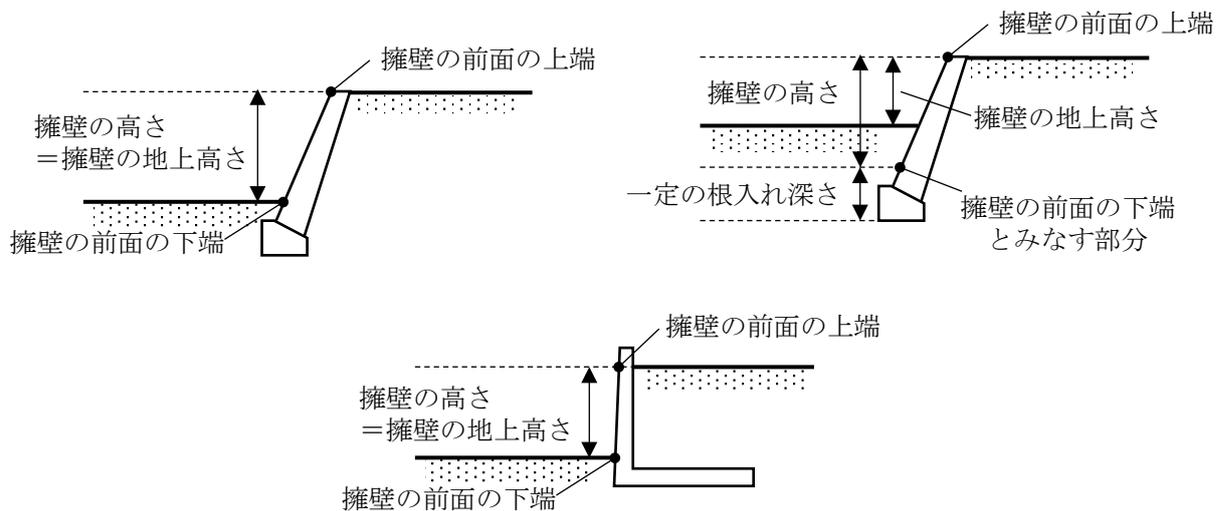


図：擁壁の勾配・擁壁の高さ

(18) 擁壁の地上高さ

擁壁の「地上高さ」とは、前号の擁壁の高さのうち、地上部分の高さをいうものと取り扱います。

※ 擁壁の基礎の根入れが深い場合は、擁壁の高さと擁壁の地上高さは異なりますので留意してください。



図：擁壁の地上高さ

(19) 擁壁

「擁壁」とは、崖面の崩壊を防止するために崖面を覆う施設（構造物）のことといいます。ただし、崖面崩壊防止施設、のり面保護工に係る構造物及び仮設構造物は、「擁壁」に該当しません。

具体的には、鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁、法第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁、補強コンクリートブロック造の擁壁、補強土壁及び山留式擁壁等が、「擁壁」に該当しますが、政令及び市細則の規定により、設置する「擁壁」の構造には制限があります。

(20) 義務設置擁壁（政令第 6 条）

「義務設置擁壁」とは、「擁壁」のうち政令第 8 条第 1 項第 1 号により設置が義務付けられたもののことをいいます。

同号の規定により設置が義務付けられるのは、土地の形質の変更（第 3 章第 2 項を参照してください。）を行う部分のうち「盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖を生ずることとなるもの」、「切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの」又は「盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土」をする部分に限ります。

なお、「義務設置擁壁」は、同条第 2 号の規定により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造によるもの又は法第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造とする必要があります。

(21) 任意設置擁壁

「任意設置擁壁」とは、「擁壁」のうち政令第 8 条第 1 項第 1 号により設置が義務付けられた部分以外に設置するものをいいます。

なお、横浜市では、任意設置擁壁であっても、宅地又は周辺が宅地である土地に設置する高さ 1 メートルを超える擁壁については、市細則第 28 条の規定により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造によるもの又は法第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造とする必要があります。また、当該擁壁には、政令第 9 条から第 12 条又は第 17 条の規定を準用します。

(22) 崖面崩壊防止施設

「崖面崩壊防止施設」とは、崖面の崩壊を防止するために崖面を覆う施設（構造物）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものをいいます。擁壁及びのり面保護工に係る構造物

は、「崖面崩壊防止施設」に該当しません。

「崖面崩壊防止施設」は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有するものです。具体的な崖面崩壊防止施設の工種には、鋼製枠工、大型かご枠工及びジオテキスタイル補強土壁工があります。

(23) 土留

「土留」とは、地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑り等を防ぐため設置する構造物をいい、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー及びのり面保護工に係る構造物を含みます。擁壁、崖面崩壊防止施設及び仮設構造物は、「土留」には該当しません。

なお、親杭横矢板壁、鋼矢板壁及び鋼管矢板壁等の仮設構造物は、擁壁、崖面崩壊防止施設及び土留には該当せず、あくまで仮設であるため、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の完了時において崖面を覆う施設（構造物）として使用することはできません。

※ 急傾斜地崩壊防止施設は、自然崖（過去の盛土又は切土により生じた崖ではない崖をいいます。）を覆うのり面保護工に係る構造物（土留）として取り扱います。

表：崖面を覆う施設（構造物）の種類

崖面を覆う施設（構造物）の種類		具体的な施設（構造物）の例	
擁壁	義務設置擁壁	鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁及び法第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁（※その他のものは、ありません。）	
	任意設置擁壁	宅地又は周辺が宅地に設置する高さ 1 m 超えのもの	義務設置擁壁の行に記載の擁壁（※その他のものは、ありません。）
		上記以外のもの	義務設置擁壁の行に記載の擁壁、補強コンクリートブロック造の擁壁、補強土壁及び山留式擁壁
崖面崩壊防止施設		鋼製枠工、大型かご枠工及びジオテキスタイル補強土壁工	
土留		地滑り抑止杭、グラウンドアンカー及びのり面保護工に係る構造物	
仮設構造物		親杭横矢板壁、鋼矢板壁及び鋼管矢板壁	

(24) のり面保護工

「のり面保護工」とは、崖面その他の地表面を擁壁及び崖面崩壊防止施設で覆わない場合に、その崖面が風化及び侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化及び構造物等により、のり面を保護する工事のことをいいます。

(25) 盛土・切土

「盛土」又は「切土」とは、土砂又は岩石を盛土又は切土することをいい、政令第 3 条各号に掲げる（土地の形質の変更に該当する）盛土又は切土のみではなく、その規模によらず全ての盛土又は切土をいいます。

(26) 土石の積重ね

「土石の積重ね」とは、土砂又は岩石を積み重ねることをいい、政令第 4 条各号に掲げる土石の堆積のみではなく、その規模によらず全ての土石の積み重ねることをいいます。

なお、法では、この「土石の積重ね」のことも「土石の堆積」と表現されていますが、政令第 4 条各号に掲げるものに該当するものと該当しないものを含むものとの区別が分かりにくいいため、この手引では、「土石の堆積」と「土石の積重ね」を区別しています。

(27) 工事施行区域（市細則第2条第1号）

「工事施行区域」とは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行する土地のことをいいます。具体的な取扱いは、第2項を参照してください。

なお、次に掲げる土地とは、「工事施行区域」のことをいうものと取り扱います。

- ア 法第12条第1項の許可、法第15条第1項の規定による協議（法第16条第3項の規定により準用する場合を含みます。）又は法第16条第1項の許可に係る土地
- イ 法第11条第1項に規定する住民への周知に係る「宅地造成等に関する工事の施行に係る土地」
- エ 法第12条第2項第4号に規定する同意に係る「宅地造成等に関する工事をしようとする土地」

(28) 保全対象（市細則第2条第5号）

「保全対象」とは、建築物、建築物の敷地、建築基準法第42条に規定する道路、公園その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものをいいます。

また、その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものとは、その他不特定多数の自由利用に供する土地とします。

(29) 工事の着手

工事に着手するとは、請負契約の締結又はそれに基づく労働者の雇入れ若しくは資材の購入等の段取りではなく、次のア又はイに掲げる行為をすることいいます。

ア 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の場合

- (ア) 根切り工事（山留工事を含みます。）
- (イ) 杭打ち工事
- (ウ) 地盤改良工事
- (エ) 土石の搬入出
- (オ) 木竹の伐根

イ 土石の堆積に関する工事の場合

- (ア) 土石の積重ね
- (イ) 地盤の掘削工事その他の積重ねる土石が発生する工事
- (ウ) 土石の搬入出
- (エ) 法第13条第1項の技術的基準に適合させるために行なう工事その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じるための工事
- (オ) 地盤改良工事

2 工事施行区域の取扱い（市細則第2条第1号）（審査基準）

「工事施行区域」については、次の各号のとおり取り扱います。この取扱いは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受ける場合だけでなく、法の規制対象又は許可対象か判断する場合にも適用します。

なお、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（市街化区域内における500平方メートル未満の開発行為を含みます。）に該当する場合にあつては、都市計画法第4条第13項に規定する開発区域の取扱いにも留意してください。

また、建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受ける場合は、当該道路の位置の指定の申請に係る開発区域と、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域は同一とするものとします。

※ 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、原則として、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当します。例えば、市街化区域における建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為であつて、開発区域が500平方メートルを超える場合は、都市計画法の開発許可を受ける必要があります（開発許可を受けた

場合は、法の規定により法の許可を受けたものとみなされるため、別途法の許可を受ける必要はありません。開発行為及び開発区域の取扱いについては、「都市計画法による開発許可の手引」を参照してください。

(1) 宅地造成又は特定盛土等(盛土又は切土)に関する工事の場合の工事施行区域に含まれる土地の取扱い

宅地造成又は特定盛土等(法の規制対象か判断する場合にあつては、盛土又は切土。以下この項において同じ。)に関する工事の場合の「工事施行区域」とは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る土地をいい、次のアからコに掲げる土地を含みます。

ア 盛土又は切土を行う土地及び盛土又は切土をするために必要な土地

※ 造成工事の施行のための根切り(切土)をする土地、土石の堆積をする土地及び仮設構造物を設置する土地は、原則として工事施行区域に含むこととします。ただし、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了時に従前の土地の状況に原状回復(従前の土地の状況よりも崖崩れ及び土砂の流出による災害の発生のおそれが高くないものに限る。)を行う部分の土地(親杭横矢板又は鋼矢板その他の仮設構造物による山留めを設置する土地を除く。)は、工事施行区域に含まないことができることとします。

イ 予定する建築物、特定工作物その他の工作物の敷地

ウ イの建築物、特定工作物その他の工作物のための駐車場その他イの敷地と一体的に利用する土地

※ ごみ収集場や駐輪場等の用に供する土地が該当します。

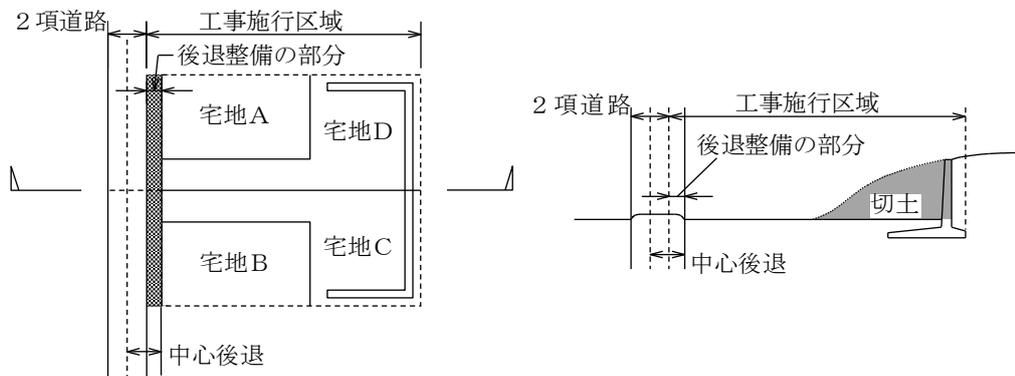
エ 盛土又は切土によりイ以外の用に供することを予定する土地

※ 田、畑、緑地、墓地又は月極駐車場の用に供する土地等が該当します。

オ 建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする土地

※ 道路保護用地及び道路の避難通路を含みます。

カ 建築基準法第42条第2項に規定する道路に係る後退整備を行う土地



キ 公益用地

ク 現に盛土又は切土が行われている土地

※ 従前の建築物、擁壁その他工作物の除却に伴い既に盛土又は切土がされた場合(当該盛土又は切土に係る工事について、宅地造成又は特定盛土等規制法第17条第1項の検査済証の交付を受けている場合又は当該盛土又は切土が法の規制対象外である場合を除きます。)は、当該盛土又は切土がされた土地は、工事施行区域に含みます。

ケ 造成協力地(造成工事を行う必要が生じた土地又は造成工事を行うことが望ましい土地で、かつ、当該土地の所有者と工事施行区域内の当該土地以外の土地の所有者が異なる土地をいいます。以下同じ。)

コ 排水施設及びその設置に伴う工事のために必要とされる土地

(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の工事施行区域に含まないことができる土地の取扱い

次の各号に掲げる部分の土地は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域に含まないことができる土地と取り扱います。

ア 公共下水道に新たに設置する排水施設を接続するために、下水道法第 16 条（公共下水道管理者以外の者の行う工事）に規定する承認を受けて行われる工事の部分（道路その他の公共施設の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。）

※ この場合の道路には、建築基準法第 42 条に規定する道路を含むこととします。（ウにおいても同様です。）

イ 公共下水道以外の既存の排水施設に、新たに設置する排水施設を接続するために行われる工事の部分（道路その他の公共の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。）

(3) 歩道状空地又は自由利用空地の整備を目的とした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域の取扱い

第 1 号の取扱いにかかわらず、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する歩道状空地又は自由利用空地を整備する場合の工事施行区域は、次のとおり取り扱います。

※ 歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴い法の許可が必要となる場合は、都市計画法の開発許可が不要であるときです。

ア 歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がない場合

歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に、開発事業区域（同条例第 2 条第 6 号に規定する開発事業区域をいいます。イにおいても同様です。）に盛土又は切土がない場合は、歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴い宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行する部分の土地（第 1 号のア、ケ及びコに掲げる土地）を工事施行区域とするものと取り扱います。（予定する建築物の敷地全体を工事施行区域とする必要はありません。）

なお、この場合においても、第 2 号の取扱いは適用します。

イ 歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がある場合

歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に、開発事業区域に盛土又は切土がある場合は、工事施行区域は第 1 号及び第 2 号のとおりとします。（予定する建築物の敷地全体を工事施行区域とする必要があります。）

(4) 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に係る後退整備を目的とした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域の取扱い

第 1 号に規定にかかわらず、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路（以下この号において「道路」といいます。）に係る後退整備（以下この号において「後退整備」といいます。）に伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次のア又はイに掲げるいずれかのものに該当する場合には、後退整備に伴い宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行する部分の土地（第 1 号のア、ケ及びコに掲げる土地）を工事施行区域とするものと取り扱います。（予定する建築物の敷地全体を工事施行区域とする必要はありません。）

なお、この場合においても、第 2 号の取扱いは適用します。

ア 予定する建築物の敷地が高い場合に切土をして後退整備を行うものであって、次に掲げる全てに該当するもの

(ア) 切土により生ずる崖面を擁壁で覆う場合であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

a 擁壁の下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいいます。以下 b においても同様です。）の位置が、道路の中心線から水平距離で 2 メートルの位置であるもの

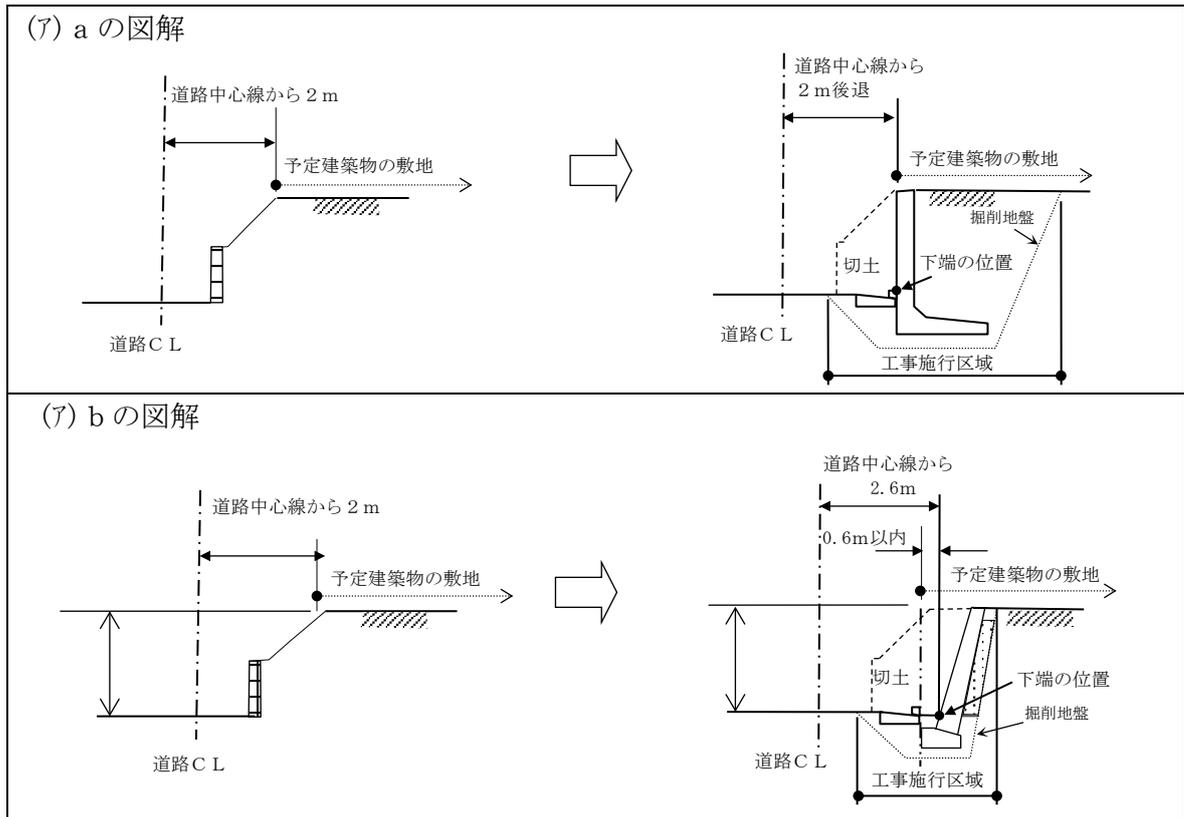
- b 擁壁の底版又は基礎が道路内(道路の中心線から水平距離2メートル以内の範囲)に突出しないようにする場合であって、当該擁壁の下端の位置が、道路の中心線から水平距離で2.6メートル以内の位置であるもの

※ 切土により生ずる崖面を擁壁で覆わない場合及び切土により崖面が生じない場合は、このアの規定に該当しません。

- (イ) 後退整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がないもの

- (ウ) 切土により生ずる崖面を覆う擁壁の背面の地盤面に盛土又は切土がないもの

※ 土羽付きの間知石練積み造擁壁の場合(切土をして当該土羽(のり面)を形成する場合は、(ウ)に該当しません。



イ 予定する建築物の敷地が低い場合に盛土又は切土をして後退整備を行うものであって、次に掲げる全てに該当するもの

- (ア) 盛土又は切土により生ずる崖面を擁壁で覆う場合であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

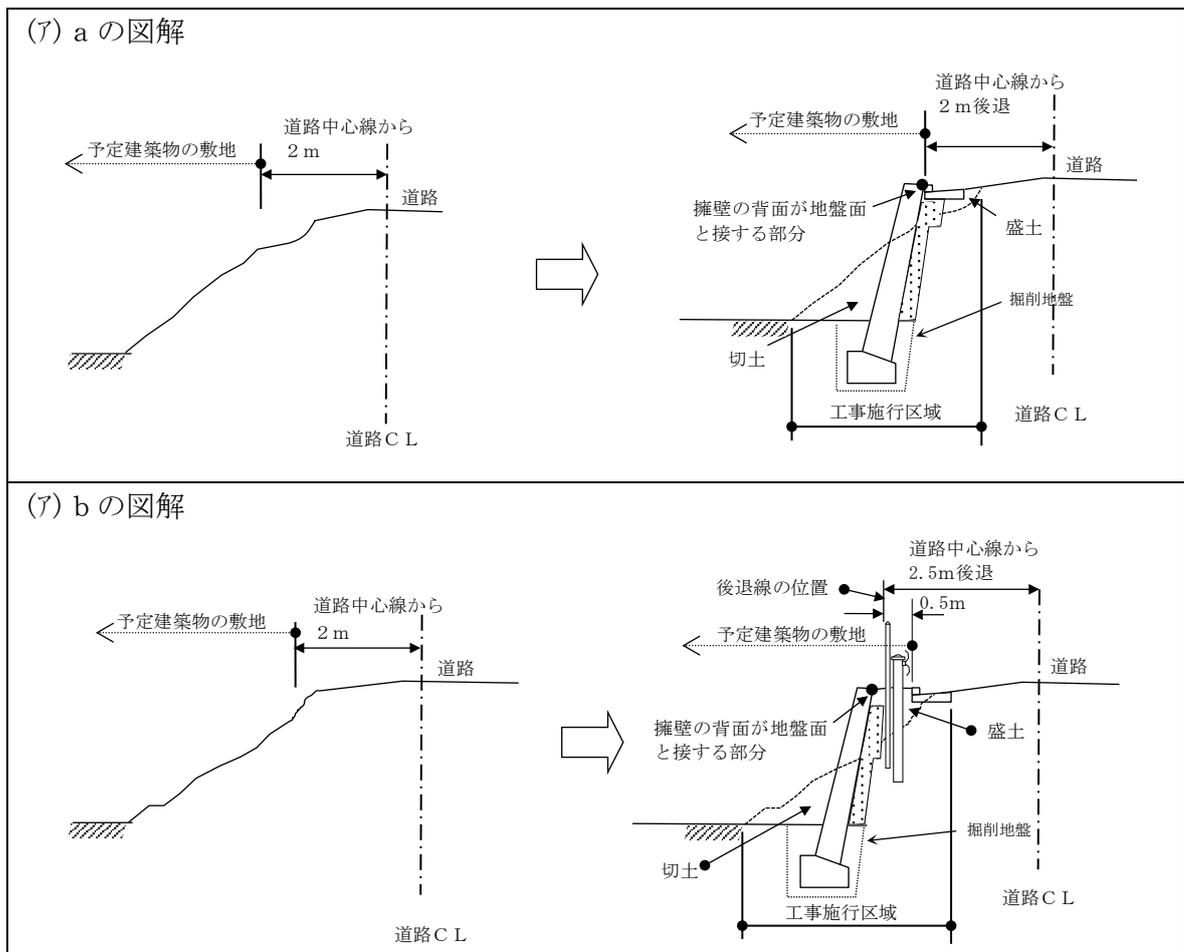
- a 擁壁の背面が地盤面と接する部分の位置が、道路の中心線から水平距離で2メートルの位置であるもの

- b 擁壁の背面に転落を防止するために防護柵を設置する空地を設ける場合であって、擁壁の背面が地盤面と接する部分の位置が、道路の中心線から水平距離で2.5メートルの位置であるもの

※ 切土により生ずる崖面を擁壁で覆わない場合又は盛土若しくは切土により崖面が生じない場合は、このイの規定は適用しません。

- (イ) 擁壁の背面が接する地盤面の標高が、道路の地盤面の標高に合わせたものであるもの

- (ウ) 後退整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がないもの



(5) 現に土地利用がなされている土地において擁壁を設置することを目的とした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域の取扱い

第1号に規定にかかわらず、現に建築物の敷地又は駐車場等の土地利用がなされている土地において、建築物の建替えその他の土地利用の内容の変更を伴わず擁壁の設置をする場合は、当該擁壁の設置に伴い宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行する部分の土地（第1号のア、ケ及びコに掲げる土地）を工事施行区域とするものと取り扱います。（土地利用している土地の全体を工事施行区域とする必要はありません。）

なお、この場合においても、第2号の取扱いは適用します。

(6) 複数の宅地造成又は特定盛土等に関する工事等に一連性がある場合の工事施行区域の取扱い

複数の宅地造成又は特定盛土等に関する工事又は盛土若しくは切土を伴う工事（以下この号において「宅地造成に関する工事等」といいます。）の一部又は全部に一連性がある場合（第2号の規定により工事施行区域に含まない土地の部分又は公共施設用地において一連性がある場合を含む。）は、当該複数の宅地造成に関する工事等は一体のものとし、当該複数の宅地造成に関する工事等を施行する土地全体を工事施行区域と取り扱います。ただし、次の各号に掲げる場合に該当する宅地造成に関する工事等に係る工事施行区域を除きます。

※ 一連性とは、複数の宅地造成又は特定盛土等に関する工事が、計画的、構造的又は工事の施行方法が一体的なものとして捉えられることをいいます。

※ 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の一連性の取扱いは、「都市計画法による開発許可の手引」を参照してください。

ア 法の許可を受ける必要がある宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、法第17条第2項に規定する検査済証が交付されている場合（旧宅地造成等規制法第8条第1項に規定する許

可を受けている造成工事にあつては、同法第 13 条第 2 項に規定する検査済証が交付されている場合)

- イ 建築物の建築と併せて施行する盛土又は切土を伴う工事にあつては、当該建築物に係る建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項、第 18 条第 22 項又は同条第 26 項の規定による検査済証が交付されている場合

(7) 土石の堆積（土石の積重ね）に関する工事の場合の工事施行区域に含まれる土地の取扱い

土石の堆積(法の規制対象か判断する場合にあつては、土石の積重ね。以下この項において同じ。)に関する工事の場合の「工事施行区域」とは、土石の堆積に関する工事に係る土地をいい、次のアからキに掲げる土地を含みます。

ア 土石の積重ねを行う土地

イ 政令第 19 条の規定による措置その他の土石の積重ねをするための措置を講じる土地及び当該措置を講じるために必要な土地

※ イに掲げる土地とは、積重ねる土石の周辺の空地、柵を設置する土地、立入りを禁止する旨の表示を掲げる土地、地盤改良をする土地、側溝、調整池その他の排水施設を設置する土地、鋼矢板又は構造その他の構造物に係る工事を施行する土地等のことをいいます。

ウ 土石の積重ねに係る盛土又は切土を行う土地及び盛土又は切土をするために必要な土地

※ 土石の積重ねを行う土地の勾配を 10 分の 1 以下にするための盛土又は切土をする土地や、土石の搬入路を築造するための盛土又は切土等が該当します。

なお、当該盛土又は切土が、宅地造成又は特定盛土等に該当する場合の取扱いについては、第 3 章第 9 項第 2 号を参照してください。

エ 積重ねる土石を搬入出するために必要な土地

※ 土石を搬入出する道路法又は建築基準法による道路の境界線から、土石の積重ねをする土地の間の土地で、土石の搬入出するために必要な土地(土石の搬入出に必要な幅員を有するもの。)のことをいいます。

オ 土石の積重ねのための建築物の敷地に係る土地又はその他の工作物を設置する土地

※ スtockヤードの管理事務所として使用する建築物を建築する場合は、当該建築物の敷地は、工事施行区域に含むこととします。

カ 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に係る後退整備を行う土地

キ その他土石の積重ねを行うための必要な土地及び土石の積重ねを行う土地と一体的に利用される土地

(8) 土石の堆積に関する工事の場合の工事施行区域に含まないことができる土地の取扱い

次の各号に掲げる部分の土地は、土石の堆積に関する工事に係る工事施行区域に含まないことができる土地と取り扱います。

ア 公共下水道に新たに設置する排水施設を接続するために、下水道法第 16 条(公共下水道管理者以外の者の行う工事)に規定する承認を受けて行われる工事の部分(道路その他の公共施設の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。)

※ この場合の道路には、建築基準法第 42 条に規定する道路を含むこととします。(ウにおいても同様です。)

イ 公共下水道以外の既存の排水施設に、新たに設置する排水施設を接続するために行われる工事の部分(道路その他の公共の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。)

(9) 複数の土石の堆積に関する工事等に一連性がある場合の工事施行区域の取扱い

複数の土石の堆積に関する工事又は土石の積重ねをする工事（以下この号において「土石の堆積に関する工事等」といいます。）の一部又は全部に一連性がある場合（第8号の規定により工事施行区域に含まない土地の部分又は公共施設用地において一連性がある場合を含む。）は、当該複数の土石の堆積に関する工事等は、一体のものとみなし、当該複数の土石の堆積に関する工事等を施行する土地全体を工事施行区域と取り扱います。

なお、一連性とは、複数の土石の堆積に関する工事が、計画的、構造的又は工事の施行方法が一体的なものとして捉えられることをいいます。

3 土石の堆積に関する工事の工事主及び工事施行者の取扱い（法第2条第7号及び第8号）（審査基準）

土石の堆積に関する工事の工事主又は工事施行者に該当する者は、次の各号に掲げる場合に応じて、各号に定めるとおりと取り扱います。

※ この取扱いに定めがない場合については、具体の状況により個別に判断します。

※ 土石の堆積に関する工事は、大きく分けて、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事、堆積した土石等を除却する工事があり、それぞれ工事施行者を分けることは可能です。詳しくは、手続編第2章第4項を参照してください。

(1) スtockヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第3条の登録を受けて行う土石の堆積の場合

工事主は、Stockヤード運営事業者とします。また、工事施行者は、Stockヤードにおける土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者とします。

※ 「自らその工事をする者」とは、単なる工事従事者ではなく、労務者等を雇用して工事を行う場合は、雇用主である者が「自らその工事をする者」に該当します。以下この項において同様です。

(2) 土石の堆積を行う土地において土石の売買を継続的に、又は反復して行うために行なう土石の堆積の場合

工事主は、土石の売買を行う者としてします。また、工事施行者は、売買する土石に係る土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者としてします。

(3) 建設業を営む者が請け負う工事において使用又は発生する土石を保管するための土石の堆積

工事主は、当該建設業を営む者としてします。工事施行者は、保管する土石に係る土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者としてします。

(4) 土石が発生する工事の工事主が、自ら土石の堆積を行う場合

当該土石の堆積の工事主及び工事施行者は、当該土石が発生する工事の工事主としてします。

(5) 土石を処分しようとする者が、当該土石を堆積する土地（搬入先）を指定して当該処分を発注する場合

工事主は、土石の処分に係る請負契約の発注者です。また、工事施行者は、当該請負契約の請負人（当該土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者）としてします。

※ 第1号又は第2号に該当する場合は、第1号又は第2号の取扱いによります。

(6) 土石を処分しようとする者が、当該土石を堆積する土地（搬入先）を指定しないで当該処分を発注する場合（土石の処分を請け負う者が、当該土石を堆積する土地（搬入先）を指定して当該処分を発注する場合

工事主は、土石の処分の請負契約の請負人とします。また、工事施行者は、処分しようとする土石に係る土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

※ 土石の処分の請負契約の請負人が、自ら土石の堆積に関する工事を行う場合は、土石の処分の請負契約の請負人は、工事主及び工事施行者に該当します。

※ 第1号又は第2号に該当する場合は、第1号又は第2号の取扱いによります。

第3章 法の規制対象及び許可対象

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林(以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。)並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地(以下「公共施設用地」という。)以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。)を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいう。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 (略)

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが一メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが一メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項(同法第八十七条において準用する場合を含む。)若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者(同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七

の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

- 四 砂利採取法(昭和四十四年法律第七十四号)第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 (略)

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。)第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二十一条第一項若しくは第四項(同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項(同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項(同法第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等(令第三条第五号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【市細則】

(災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第3条 省令第8条第9号括弧書の規定による規則で別に定める値は、農地において行う高さ一メートル

以下の盛土で、当該盛土をする土地の全体が周辺の土地よりも低い場合に限り、一メートル（ただし、盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が一メートル未満の場合は、その標高差に三十センチメートルを加えた値（一メートル以上の場合は一メートル））とする。

1 法の規制対象及び許可対象の分類

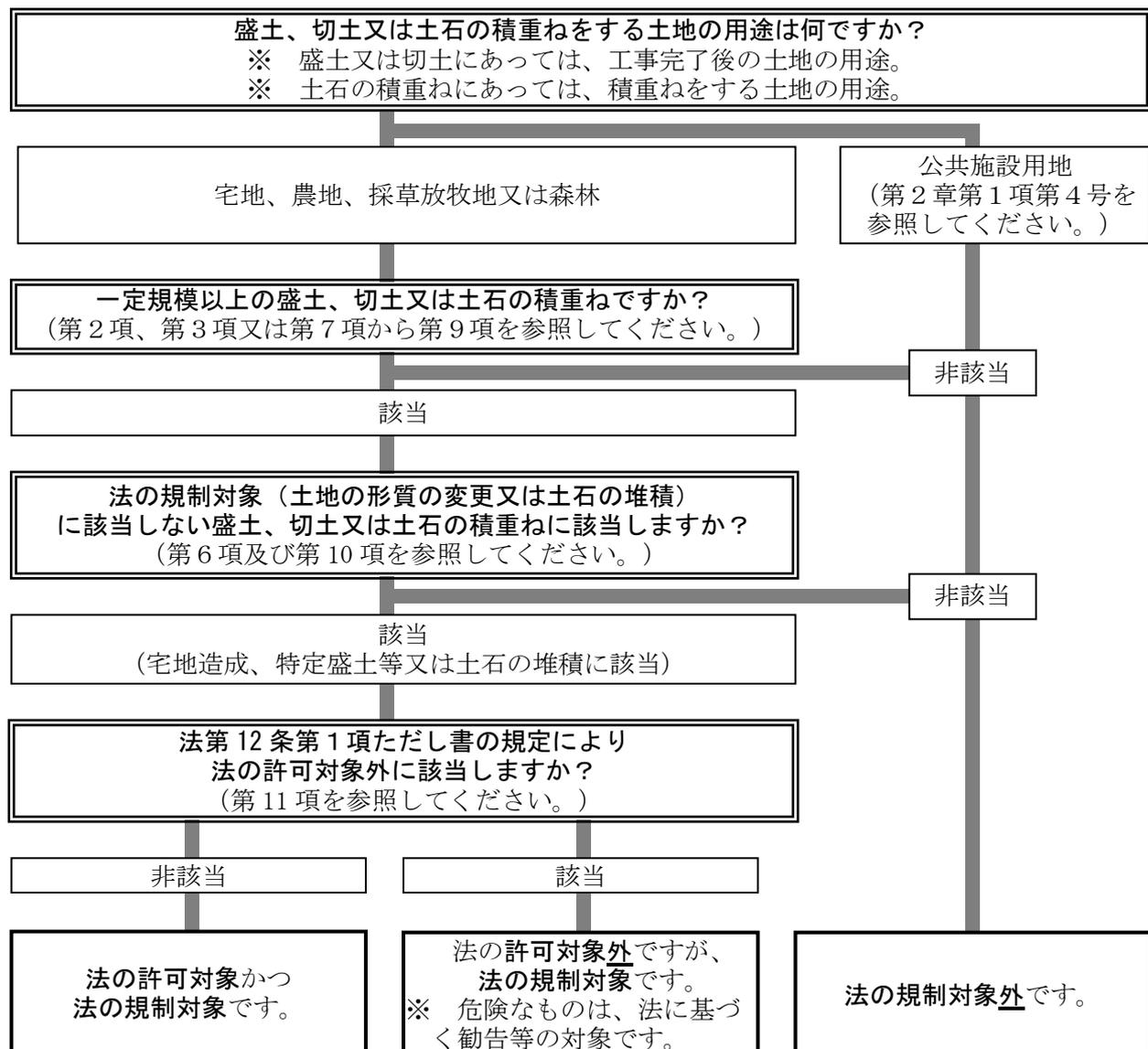
法では、宅地、農地、採草放牧地又は森林において、一定規模以上の盛土若しくは切土（「土地の形質の変更」といいます。）又は土石の積重ねをすることを「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」（以下この項において「宅地造成等」といいます。）と定義し、法の規制対象としています。

また、宅地造成等工事規制区域内（横浜市の場合は、市全域）において行われる宅地造成等（法の規制対象）に関する工事については、法第12条第1項の規定により、「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事」を除き、法の許可の対象です。

なお、法の許可対象外の場合は、法第13条第1項の技術的基準は適用されません。ただし、法の許可対象外であっても、法の規制対象の宅地造成等については、宅地造成等に伴う崖崩れ及び土砂の流出による災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持する努力義務があり、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められる場合は、法に基づく勧告又は命令等の対象となりますので、留意してください。

次の図は、上記の内容を図としてまとめたものです。

図：法の規制対象及び許可対象



2 法の規制対象である一定規模以上の盛土又は切土（土地の形質の変更）（政令第3条）

次の表に掲げる政令第3条各号に規定する盛土又は切土は、法の規制対象です。この盛土又は切土のことを、「土地の形質の変更」といいます。

なお、次の表に掲げる盛土又は切土であっても、「土地の形質の変更」とは取り扱わない場合があります。詳しくは、第6項を参照してください。

表：法の規制対象（土地の形質の変更）

付番	根拠規定	法の規制対象（土地の形質の変更）に該当する盛土又は切土	図
①	政令第3条第1号	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
②	政令第3条第2号	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
③	政令第3条第3号	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土 (①又は②に該当するものを除きます。)	
④	政令第3条第4号	盛土であって、高さが2メートルを超えるもの (①又は③に該当するものを除きます。)	
⑤	政令第3条第5号	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの（※） (①～④に該当するものを除きます。)	

※ 高さ30センチメートル以下の盛土又は切土をする土地の面積等については、法の規制対象の判断の際には、⑤の「盛土又は切土をする土地の面積」に算入しますが、法の許可対象の判断の際には参入しません。詳しくは、次の補足を参照してください。

【補足】

政令第3条第5号の土地の形質の変更に該当するが、法の許可対象外のもの（令第8条第9号に掲げる工事）の取扱い（審査基準）

1 令第8条第9号に掲げる工事の取扱い

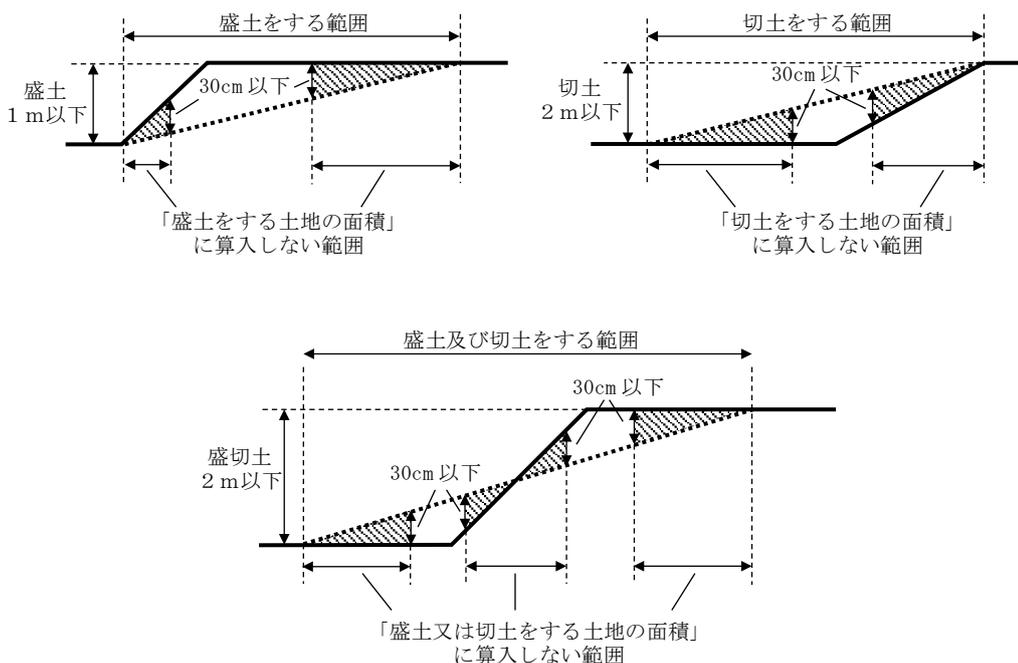
政令第3条第5号の土地の形質の変更（盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの）は、法の規制対象ですが、省令第8条第9号の規定により、高さが2メートル以下の盛土又は切土（一体の盛土又は切土のうち最も標高が低い部分と最も標高が高い部分の標高の差が2メートル以下の盛土又は切土をいう。）であって、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差（同一箇所での標高の差のことをいいます。以下この項において同じ。）が30センチメートルを超えない盛土又は切土は、政令第3条第5号の土地の形質の変更について法の許可対象外です。

そのため、政令第3条第5号の土地の形質の変更に法の許可対象に該当するかを判断する場合には、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入しないで、工事施行区域内の「盛土又は切土をする土地の面積」の合計が500平方メートルを超えるかにより判断します。ただし、盛土又は切土の高さが2メートルを超える場合（一体の盛土又は切土のうち最も標高が低い部分と最も標

高が高い部分の標高の差が2メートルを超える場合は、当該盛土又は切土をする土地の面積を算入して判断します。

なお、一体の盛土又は切土であって標高の差が30センチメートルを超える部分と30センチメートル以下の部分がある場合の「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」とは、標高の差が30センチメートル以下の盛土又は切土をする部分の土地の面積と取り扱います。

※ これは、政令第3条第5号の土地の形質の変更について記載しているものです。この取扱いにより、政令第3条第5号の土地の形質の変更について法の許可対象外とされても、政令第3条第1号から第4号の土地の形質の変更に該当すれば、原則として法の許可対象(法の規制対象)ですので留意してください。

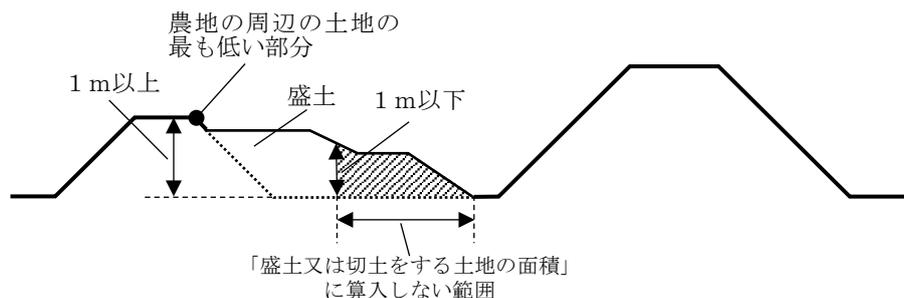


2 周辺よりも低い農地における盛土の場合の取扱い(市細則第3条)

第1項の場合に加えて、周辺が道路に囲まれた田など、周辺の土地よりも低い凹形状の農地(農地の全体が周辺の土地よりも低い場合に限り、)における盛土が、次の各号に該当する場合は、政令第3条第5号の土地の形質の変更について法の許可対象外です。

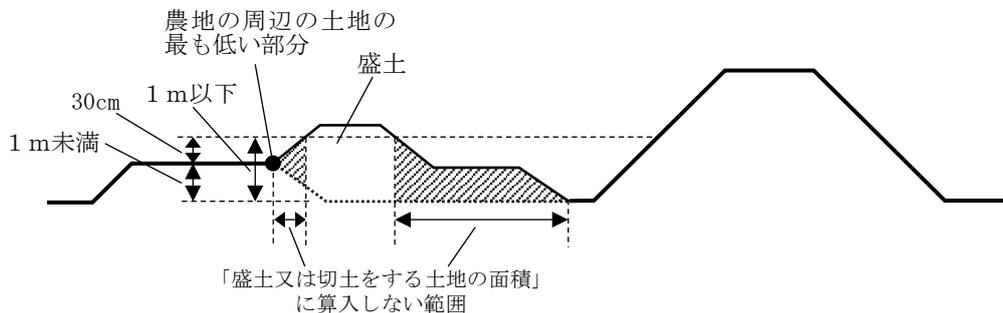
※ 盛土が政令第3条第1号、第3号又は第4号のいずれかの土地の形質の変更に該当する場合は、法の許可対象外とはなりません。

- (1) 盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が1メートル以上である場合における、当該農地への高さ1メートル以下の盛土



(1)の図解

- (2) 盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が1メートル未満である場合における、当該農地への当該標高差に30センチメートルを加えた高さ以下の盛土

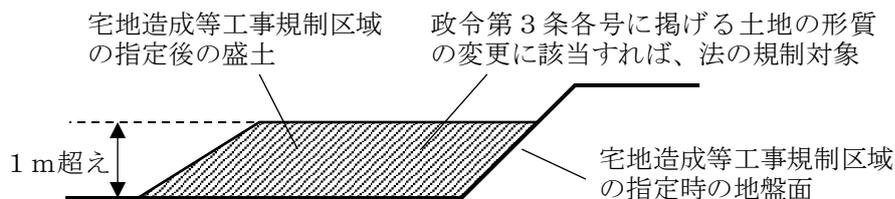


(2)の図解

そのため、政令第3条第5号の土地の形質の変更が法の許可対象に該当するかを判断する場合には、上記の各号の盛土をする土地の面積を算入しないで、工事施行区域内の「盛土又は切土をする土地の面積」の合計が500平方メートルを超えるかにより判断します。

3 複数回にわたって盛土又は切土をする場合の取扱い

複数回にわたって盛土又は切土をする場合において、宅地造成等工事規制区域の指定以後（指定以後に法第17条第2項の検査済証の交付又は都市計画法第36条第3項の公告を行っている場合は、当該検査済証又は公告の以後。以下この項において同じ。）に最初の盛土又は切土をする前の土地の地盤面から盛土又は切土後の地盤面の標高の差（同一箇所での標高の差のことをいいます。）が1メートルを超えるときは、法の規制対象外とはしないこととし、宅地造成等工事規制区域の指定以後の盛土又は切土が政令第3条各号に掲げるいずれかのものに該当すれば、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するものとして取り扱います。



3 「土地の形質の変更」に係る盛土及び切土の取扱い（審査基準）

(1) 盛土又は切土に該当するかの判断方法（政令第3条各号）

盛土及び切土が「土地の形質の変更」に該当するかは、従前の土地利用が行われていたとき（土地利用が行われていない土地にあつては、工事を施行する前）の地盤面（以下この号において「現況地盤面」といいます。）と工事の完了後の地盤面の標高を比較して判断し、工事の施行中の一時的な盛土及び切土によっては判断しません。

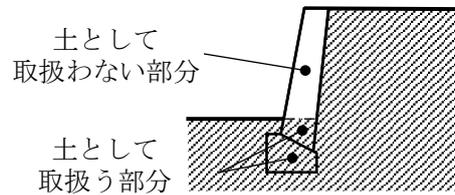
そのため、農地において一部の土を除却した後に表土を補充した場合で、その前後の地盤の標高に変更がないときは、「土地の形質の変更」に該当するか判断する盛土及び切土はないものと取り扱います。

なお、崖面を擁壁、建築物その他の工作物（以下この号において「擁壁等」といいます。）で覆われている場合又は覆う場合は、次の図のとおり当該擁壁等の部分（当該擁壁等の前面の下部が地盤面と接する部分より下方の部分を除く。）は、土とは取り扱いません。

また、アスファルト舗装、コンクリート舗装又は土間コンクリート等（以下この号において「舗

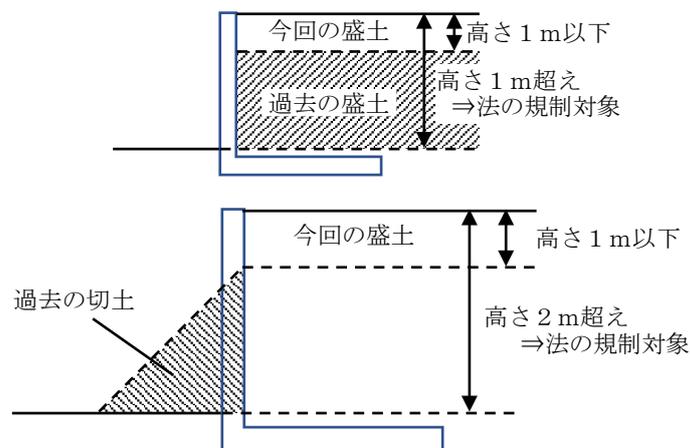
装等」といいます。)に使用するアスファルト混合物、コンクリート又はモルタルは、土に該当しないものと取り扱います。ただし、砕石(粒度調整砕石及びクラッシャーラン等を含む。)は、土に該当するものと取り扱います。

なお、現況地盤面に舗装等が施工されている場合は、舗装等の下の現況地盤面の標高を測量することが困難であるため、舗装等の表面を現況地盤面とすることができると取り扱います。



(2) 既存の擁壁の築造替え等の場合の過去の盛土又は切土の取扱い(政令第3条第1号から第3号)

過去に盛土又は切土をしたことにより生じた既存の崖面を覆っている既存の擁壁(鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁及び法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁以外の補強コンクリートブロック擁壁等の擁壁を含みます。)、建築物その他の工作物を除却して、当該崖面を新たに設置する擁壁により覆う場合は、新たに作る盛土又は切土だけではなく、過去の盛土又は切土を含めた盛土又は切土(新たな盛土又は切土がない場合にあつては、過去の盛土又は切土)が、政令第3条第1号から第3号に掲げる盛土又は切土のいずれかに該当する場合は、法の規制対象(土地の形質の変更)に該当するものと取り扱います。ただし、既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土は、土地の形質の変更として取り扱わない場合がありますので、詳しくは第6項第1号を参照してください。



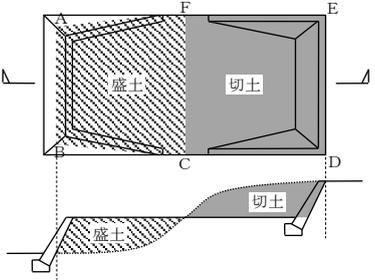
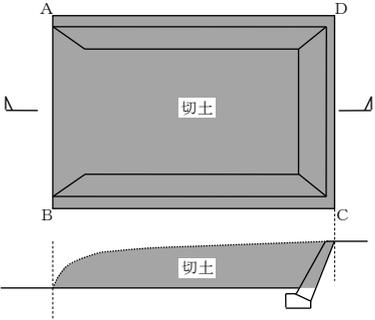
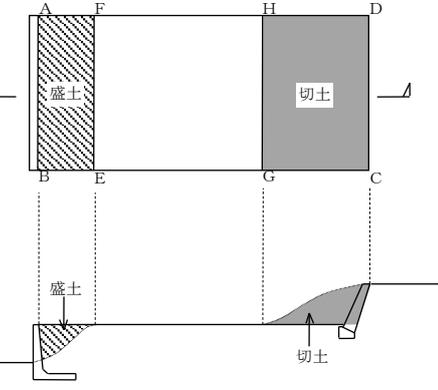
なお、地下車庫の一部を残して擁壁とする場合など、崖面を覆っている建築物その他の工作物の一部を除却し、残存するものを擁壁とする場合は、新たな盛土又は切土はないものの、法又は建築基準法の規定に抵触する可能性があります。また、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれが高いときには、法に基づく勧告等の対象となる場合がありますので、十分に留意してください。

(3) 盛土又は切土をする土地の面積の取扱い(政令第3条第5号)

政令第3条第5号中の「政令第3条第5号」の「盛土又は切土をする土地の面積」とは、工事施行区域(第2章第2項を参照してください。)内の盛土又は切土をする土地の面積の合計のことをいいます。

具体的な例は、次の図のとおりです。

図：盛土又は切土をする土地の面積の取扱い

計画	盛土又は切土をする土地の面積
	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域内の盛土及び切土の範囲： A B C D E F A B C D E F > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域内の切土の範囲：A B C D A B C D > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。 盛土の場合も同様です。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域内の盛土及び切土の範囲： A B E F + H G C D A B E F + H G C D > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。

4 法の規制対象である宅地造成又は特定盛土等(法の規制対象行為)の分類(法第2条第2号から第4号)(審査基準)

宅地造成等工事規制区域内(横浜市の全域)の宅地、農地、採草放牧地又は森林において行う「土地の形質の変更」に該当する盛土又は切土は、法の規制対象に該当し、当該盛土又は切土を「宅地造成」又は「特定盛土等」といいます。

「宅地造成」又は「特定盛土等」のいずれに該当するかは、工事(土地の形質の変更)の前後の工事施行区域内の土地の用途によって次の表のとおり取り扱います。

なお、「土地の形質の変更」後の土地の用途が公共施設用地の場合の「土地の形質の変更」は、「宅地造成」及び「特定盛土等」のいずれにも該当せず、法の規制対象外です。(公共施設用地と公共施設用地以外にまたがる場合については、次項を参照してください。)

表：宅地造成又は特定盛土等（法の規制対象行為）の分類

		工事施行区域内の工事完了後 (土地の形質の変更後)の土地の用途			
		宅地のみ	宅地以外のみ	宅地+ 宅地以外	公共施設用地
工事施行区域内 の工事完了前(土 地の形質の変更 後)の土地の用途	宅地のみ	特定盛土等	特定盛土等	特定盛土等	規制対象外
	宅地以外のみ	宅地造成	特定盛土等	宅地造成	規制対象外
	宅地+ 宅地以外	宅地造成	特定盛土等	宅地造成	規制対象外
	公共施設用地	宅地造成	特定盛土等	宅地造成	規制対象外

※ 「宅地以外」とは、農地、採草放牧地、森林又は公共施設用地のことをいいます。

5 盛土又は切土等が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合の取扱い（政令第3条） （審査基準）

盛土又は切土が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合は、公共施設用地以外の土地における盛土又は切土のみによって、法の規制対象（宅地造成又は特定盛土等）に該当するか判断するものと取り扱います。

また、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合は、公共施設用地における部分は、法の許可対象外と取り扱います。この場合において、許可に係る工事施行区域には、公共施設用地は含まないこととします（ただし、公共施設用地を占有して、宅地、農地、採草放牧地又は森林として利用する場合を除きます。）。

6 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない盛土又は切土（審査基準）

次の(1)から(8)に係る盛土又は切土は、土地の形質を維持する行為（盛土又は切土）であり、かつ、崖崩れ又は土砂の流出による災害の危険性を増大させないものであるため、政令第3条各号又はいずれかの号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものと取り扱います。

なお、次の表は、次の第1号から第8号をまとめたものです。

表：法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない盛土又は切土

土地の形質を維持する行為 (盛土又は切土)		政令第3条各号の土地の形質の変更のうち該当しないもの (○：該当しないもの)				
		政令第3条 第1号	政令第3条 第2号	政令第3条 第3号	政令第3条 第4号	政令第3条 第5号
		盛土 1 m超崖	切土 2 m超崖	盛切土 2 m超崖	盛土 2 m超	盛切土 500 m ² 超
(1)	既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(2)	通常の営農行為に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(3)	森林における維持管理に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(4)	崖面その他の地表面の保護に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(5)	災害が発生した場合の応急仮設工事に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(6)	建築工事に係る根切り(切土)	—	—	—	—	○
(7)	建築物を解体及び除却した後にする埋戻し(盛土)	—	—	—	○	○
(8)	建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土	○	○	○	○	—

(1) 既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土（政令第3条各号）

ア 法の規制対象（土地の形質の変更）への該当に係る取扱い

既存の擁壁の築造替えが次の(ア)から(エ)に掲げる全てのものに該当する場合は、当該擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土は、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものと取り扱います。ただし、新たに設置する擁壁が、盛土（過去の盛土を含む。）による高さが1メートルを超える崖を覆う擁壁の場合で、当該擁壁の高さが2メートル以下であるとき（当該擁壁について、建築基準法の工作物確認を受けないとき）は、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれがあることから、法の許可対象（土地の形質の変更）に該当するものとして取り扱います。

- (ア) 既存擁壁が鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁であるもの
- (イ) 擁壁の高さが変更されないもの
- (ウ) 擁壁の前面の位置（下端の位置及び勾配）が変更されないもの
- (エ) 擁壁の上部又は下部の地盤面の形状が新たな盛土又は切土により変更されないもの

図：既存の擁壁の築造替えの例

既存の擁壁の築造替えの例	取扱い
<p>上記(ウ)に該当しない場合</p>	<p>擁壁の前面の位置（下端の位置及び勾配）が変更されているため、盛土又は切土が政令第3条各号に掲げるもののいずれかに該当すれば、法の規制対象です。</p>
<p>上記(ア)から(エ)の全てに該当する場合</p>	<p>盛土又は切土をする場合であっても、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しないと取扱います。ただし、新たに設置する擁壁が、盛土（過去の盛土を含む。）による高さが1メートルを超える崖を覆う擁壁の場合で、当該擁壁の高さが2メートル以下であるときを除きます。</p>

イ アの取扱いの具体的な判断事例

【判断欄判例】			
<p>○： 盛土又は切土は、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない。ただし、新たに設置する擁壁が、盛土（過去の盛土を含む。）による高さが1メートルを超える崖を覆う擁壁の場合で、当該擁壁の高さが2メートル以下であるときを除く。</p> <p>×： 盛土又は切土は、政令第3条各号に掲げるいずれかのものに該当すれば、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当する。</p>			
	工事の施行前（現況）	工事の完了後（計画）	判断
1			○

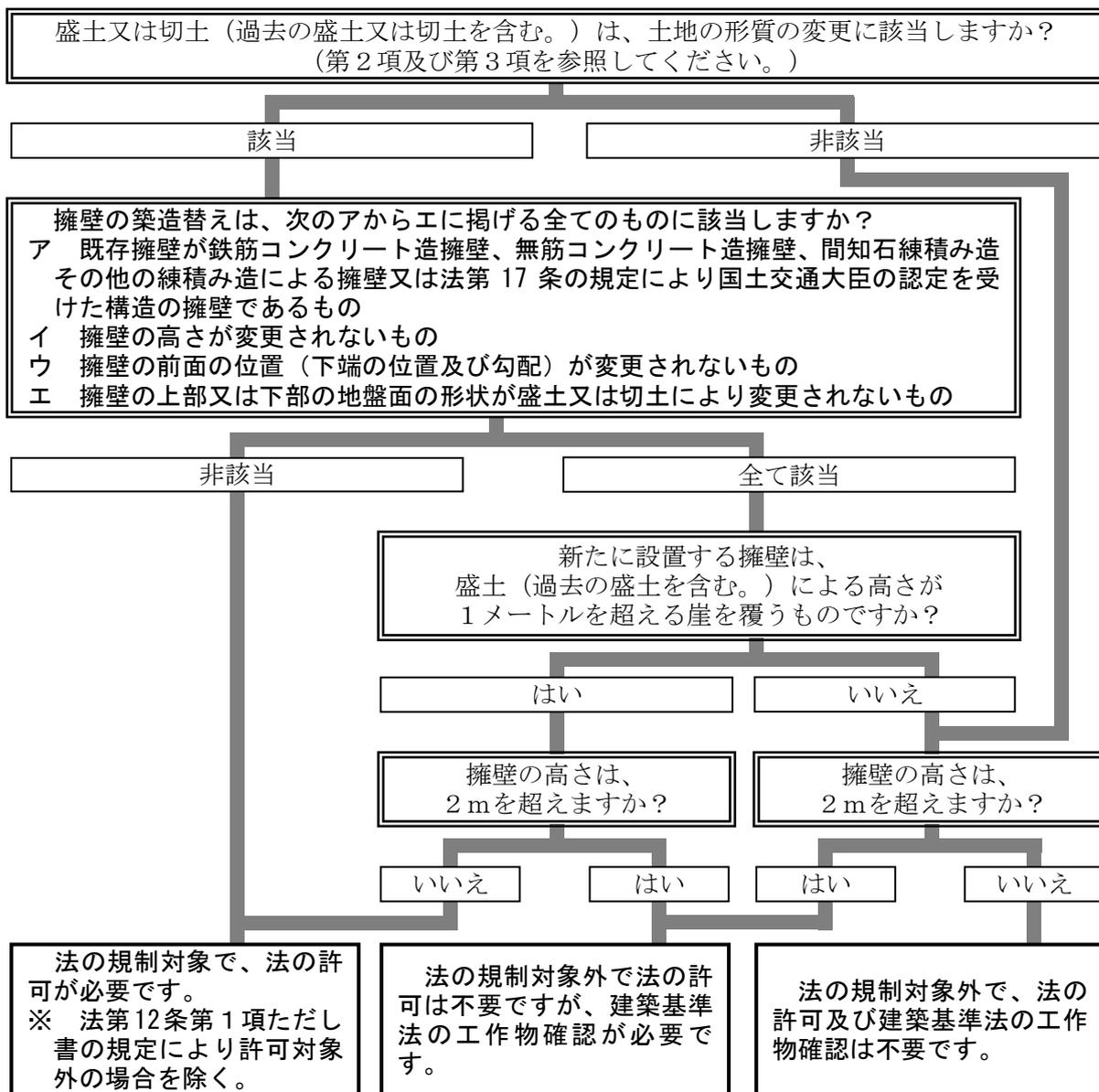
	工事の施行前（現況）	工事の完了後（計画）	判断
2			○
3			○
4			○
5			× ※ (ア)に該当しないため。(既存擁壁が補強コンクリートブロック造である。)
6			× ※ (ア)に該当しないため。(既存擁壁が補強コンクリートブロック造である。)
7			× ※ (イ)に該当しないため。(擁壁上部の地盤面が変更されている。)
8			× ※ (イ)に該当しないため。(擁壁下部の地盤面が変更されている。)

	工事の施行前（現況）	工事の完了後（計画）	判断
9			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(勾配)が変更されている。)</p>
10			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(下端)が変更されている。)</p>
11			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(下端及び勾配)が変更されている。)</p>
12			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(下端及び勾配)が変更されている。)</p>

ウ 既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土に係る判断方法

既存の擁壁の築造替えの場合は、上記アの取扱い及び3(2)の「既存の擁壁の築造替え等の場合の過去の盛土又は切土の取扱い」の規定を踏まえた、法の規制対象(土地の形質の変更)への該当、法の許可の要否及び建築基準法の工作物確認の要否の判断方法は、次の図のとおりです。

図：既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土に係る判断方法



(2) 通常の営農行為に伴う盛土又は切土(政令第3条各号)

農地において次のアに掲げる行為に伴う盛土又は切土は、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれが高い営農行為であることから、政令第3条各号の土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しないものと取り扱います。

一方で、次のイに掲げる行為に伴う盛土又は切土は、通常の営農行為ではなく、規模の大きい盛土又は切土であるため、土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しないものとは取り扱いません。

なお、営農行為に伴う盛土又は切土が法の規制対象に該当するかは、営農行為に該当するかではなく、災害の発生のおそれが高いかにより判断するものです。

ア 通常の営農行為に該当するものとして取り扱うもの

(ア) 耕起、代かき、整地又は畝立

※ 耕起、代かき、整地又は畝立とは、平均的な地盤面を変更せず、土地の凹凸を均す、又は凹凸を設けるもので、新たな崖が生ずるようなもの、新たな地盤面が形成されるもの及び土

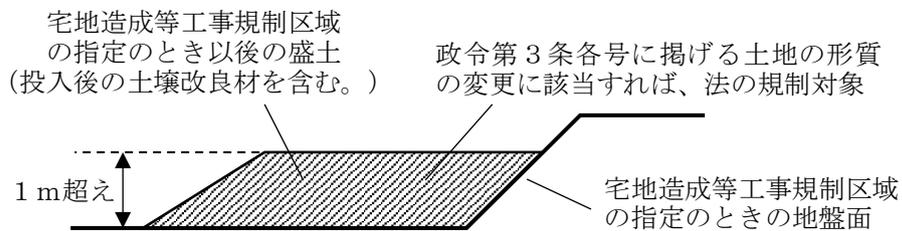
砂の搬入出を伴うものは、耕起、代かき、整地又は畝立に該当しません。

- (イ) 土砂を含まない土壌改良材(基肥及びたい肥等)(以下「土壌改良材」という。)の投入であって、その前後の土地の地盤面の標高の差(同一箇所での標高の差をいう。以下この(イ)において同じ。)が30センチメートルを超えないもの(ただし、土壌改良材の投入前と土壌改良材と表土を混合するための耕起後の土地の地盤面の標高の差が60センチメートルを超えないものに限る。)

なお、複数回にわたって土壌改良材を投入する場合には、次のとおり取り扱います。

【複数回にわたって表土を補充する(盛土をする)場合の取り扱い】

複数回にわたって土壌改良材の投入をする場合は、宅地造成等工事規制区域の指定のとき(指定以後に法第17条第2項の検査済証の交付又は都市計画法第36条第3項の公告を行っている場合は、当該検査済証又は公告のとき。以下この項において同じ。)の土地の地盤面と土壌改良材の投入後(投入後に土壌改良材と表土を混合するための耕起を行う場合は、耕起後。)の地盤面の標高の差が1メートルを超えるときは、法の規制対象外とはしないこととし、宅地造成等工事規制区域の指定のとき以後の盛土(投入後の土壌改良材を含みます。)が政令第3条各号に掲げる土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象(土地の形質の変更)に該当するものとして取り扱います。



- ※ 土壌改良材は、土砂に該当せず、土壌改良材の投入は、盛土又は土石の積重ねに該当しません。ただし、土壌改良材の投入後は、土砂と土壌改良材は一体的にその安全性を評価する必要があるため、投入後の土壌改良材は土砂(盛土)に該当するものと取り扱います。
- ※ 土壌改良材の投入後に当該土壌改良材と表土を混合するための耕起により、土壌改良材の投入前と当該耕起の後との土地の地盤面の標高の差が60センチメートルを超える場合は、法の規制対象と取り扱います。
- ※ 土壌改良材を投入するための切土(掘削)又は盛土(掘削した土砂による盛土)は、この「土壌改良材の投入」に含まれません。当該切土又は盛土が政令第3条各号の土地の形質の変更に該当する場合は、当該切土又は盛土は、法の規制対象です。

なお、この土地の形質の変更に該当するか判断する際には、土壌改良材の投入、土壌改良材を投入するための切土(掘削)又は盛土(掘削した土砂による盛土)をする前後の地盤面(土壌改良材の投入後は、当該土壌改良材も含めて地盤と取り扱います。)を比較して判断します。

- (ウ) けい畔の新設、補修又は除去
- (エ) 表土の補充又は入替えであって、その前後の土地の地盤面の標高の差(同一箇所での標高の差をいう。以下この(エ)において同じ。)が30センチメートルを超えないもの。



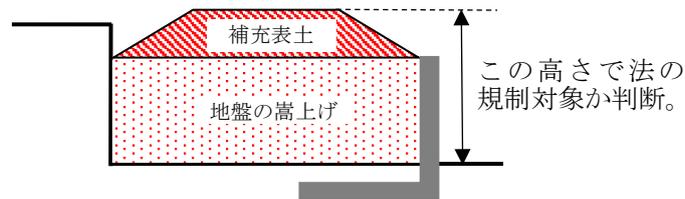
なお、表土の補充及び地盤の嵩上げを行う場合又は複数回にわたって表土を補充する(盛土をする)場合については、次のとおり取り扱います。

1 表土の補充及び地盤の嵩上げを行う場合の取扱い

- (1) 法の許可を得て地盤の嵩上げ（盛土）を行った後（当該許可に係る検査済証の交付を受けた後）に行う表土の補充（盛土）は、当該地盤の嵩上げとは別の行為（盛土）として取り扱い、通常の営農行為に該当するものとします。

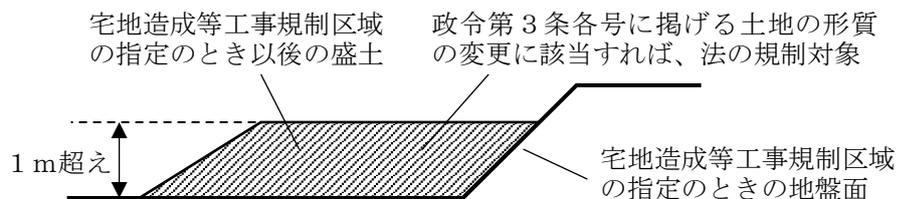


- (2) 地盤の嵩上げ及び表土の補充を同時に行う場合は、通常の営農行為に該当しないものとして取り扱います。この場合においては、嵩上げに係る盛土と補充する表土（盛土）の全体で、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するか判断します。



2 複数回にわたって表土を補充する（盛土をする）場合の取扱い

複数回にわたって表土を補充する（盛土をする）場合は、宅地造成等工事規制区域の指定のとき（指定以後に法第17条第2項の検査済証の交付又は都市計画法第36条第3項の公告を行っている場合は、当該検査済証又は公告のとき。以下この項において同じ。）の土地の地盤面と表土の補充（盛土）後の地盤面の標高の差が1メートルを超えるときは、法の規制対象外とはしないこととし、宅地造成等工事規制区域の指定のとき以後の表土（盛土）が政令第3条各号に掲げるいずれかのものに該当すれば、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するものとして取り扱います。



※ 表土の入替えるために掘削した土砂による盛土は、この「表土の補充又は入替え」に含まれません。当該盛土が政令第3条各号の土地の形質の変更」に該当する場合は、当該盛土は、法の規制対象です。

- (オ) 農業用暗きょ排水の新設又は改修
- (カ) 樹園地における樹木の改植

※ 改植の前後で、盛土又は切土により平均的な地盤面が変更され、新たな地盤面が形成される場合は、樹園地における樹木の改植に該当しません。当該切土又は盛土が政令第3条各号の土地の形質の変更」に該当する場合は、当該切土又は盛土は、法の規制対象です。

- (キ) 荒廃農地の再生のために行う抜根及び整地

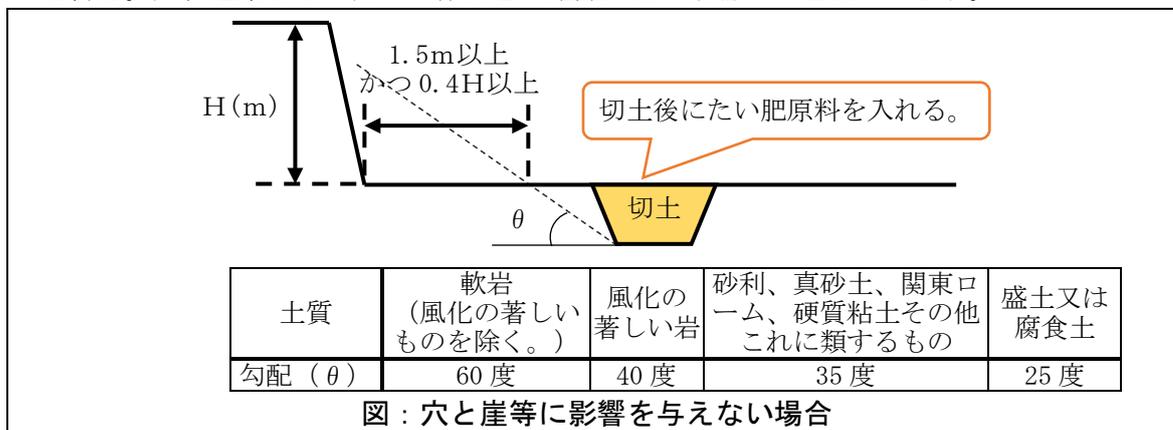
※ 整地とは、平均的な地盤面を変更せず、土地の凹凸を均すもので、新たな崖が生ずるようなもの、新たな地盤面が形成されるもの及び土砂の搬入出を伴うものは整地には該当しません。

- (ク) 農地（農道及び耕作道を含む。）の維持管理として行う崩壊した法面の復旧（擁壁又は崖面

崩壊防止施設の設置を伴うものを除く。)

- (ケ) 農作物残渣(農作物の収穫時に発生する、茎葉や野菜くずなどの非収穫部をいう。)を主原料とするもの(たい肥化を目的とした穴の掘削。ただし、穴の位置が、周辺の付近の崖(擁壁等で覆われたものを含む。)、建築物その他の工作物に影響を与える場合は、土地の形質の変更(法の許可対象)に該当するものとして取り扱います。

なお、影響を与える場合とは、次の図の状況よりも掘削した穴との崖(擁壁等で覆われたものを含む。)、建築物その他の工作物との距離が近い場合のことをいいます。



図：穴と崖等に影響を与えない場合

イ 通常の営農行為に該当しないものとして取り扱うもの(政令第3条各号)

- (ア) ほ場の大区画化、均平又は勾配修正
- (イ) 田畑転換(ただし、周辺より低い土地における田畑転換は、法の規制対象ですが、法の許可を不要とする場合があります。詳しくは、第2項の補足の第2項を参照してください。)
- (ウ) 農道の整備
- (エ) 農業用施設用地の整備
- (オ) その他の新たな崖が生ずるようなもの、新たな地盤面が形成されるもの及び土砂の搬入出を伴うもの

(3) 森林における維持管理に伴う盛土又は切土(政令第3条各号)

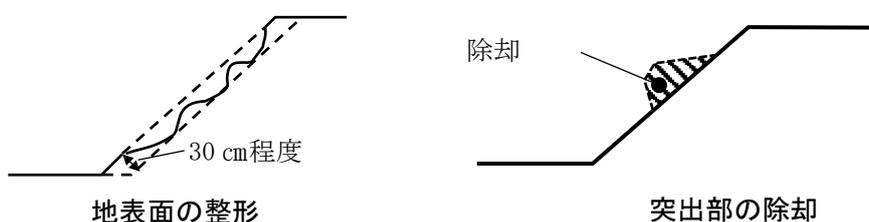
森林における通路その他の道(以下この号において「道」といいます。)において、落葉又は土砂の流出入等により変化した道の有効幅員を、元の有効幅員に原状回復するために行う盛土及び切土については、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれが高いことから、政令第3条各号の土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しないものとして取り扱います。

ただし、原状回復を超える盛土又は切土をする場合及び擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の設置を伴う盛土又は切土をする場合を除きます。

(4) 崖面その他の地表面の保護に伴う盛土又は切土(政令第3条各号)

崖面その他の地表面を保護するために、のり面保護工を施行する場合において、当該のり面保護工の施行に必要な範囲で行う崖面その他の地表面の整形(厚さ30センチメートル程度)又は突出部の除却(盛土又は切土)は、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれを増大させるものではなく、それらの災害の発生を抑止するものであるため、政令第3条各号の土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しないものとして取り扱います。

ただし、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の設置を伴う盛土又は切土をする場合を除きます。



(5) 災害が発生した場合の応急仮設工事に伴う盛土又は切土（政令第3条各号）

崖崩れ又は土砂の流出による災害が発生した箇所において、二次災害の防止又は応急的な原状回復を目的として行う応急仮設工事（土のう積み、崖の突出部の除却及び仮設の排水施設の設置等）は、更なる災害の発生のおそれを防止するため又は土地の形質を維持するためのものであるため、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものとして取り扱います。ただし、次の場合を除きます。

- ア 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合
- イ 災害の発生のおそれを高める盛土又は切土をする場合
- ウ 原状回復を超える盛土又は切土をする場合
- エ 応急仮設工事に伴う盛土又は切土をした後に、擁壁又は排水施設等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられないために、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれがある場合

※ 自然崖（過去の盛土又は切土により生じた崖ではない崖をいいます。）の崖崩れ又は土砂の流出による災害自体は、法に基づく勧告等の対象ではありませんが、応急仮設工事に伴う盛土又は切土が上記アからエのいずれかに該当し、かつ、当該盛土又は切土に伴う災害の発生の危険性が高い場合は、法に基づく勧告等の対象となることがあります。

(6) 建築工事に係る根切り（切土）（政令第3条第5号）

ア 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない場合

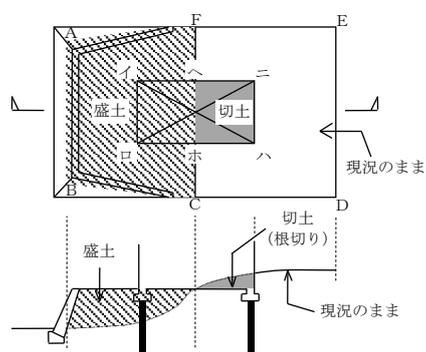
建築工事中において根切り（切土）をした部分のうち建築物の基礎とする部分は、土砂の流出による災害の発生のおそれが低いことから、当該部分の切土は、政令第3条第5号の土地の形質の変更（法の規制対象）には該当しないものとして取り扱います。

そのため、当該部分の土地の面積は、政令第3条第5号の「盛土又は切土をする土地の面積」には参入しません。

ただし、建築物の外周の全てにおいて盛土又は切土をする場合は、建築物の基礎とする部分の根切（切土）は、この取扱いが適用せず、当該部分の切土は、「盛土又は切土をする土地の面積」に算入します。

また、建築物の基礎とする部分の下の盛土は、地下水等の侵入により、土砂の流出による災害の発生のおそれが切土よりも高いことから、政令第3条第5号の「盛土又は切土をする土地の面積」から除外しません。

イ 具体的な例



- ・ 工事施行区域内の盛土及び切土の範囲：
A B C F + H
- ・ 建築物の基礎とする部分の切土（根切り）の範囲：
H
- ・ A B C F > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。

(7) 建築物を解体及び除却した後にする埋戻し（盛土）（政令第3条第4号及び第5号）

ア 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない場合

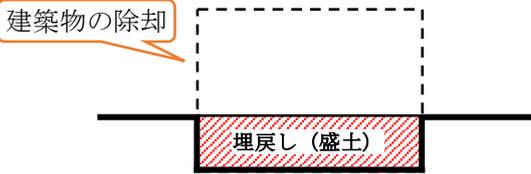
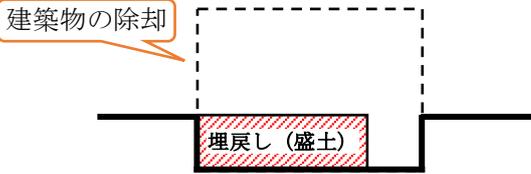
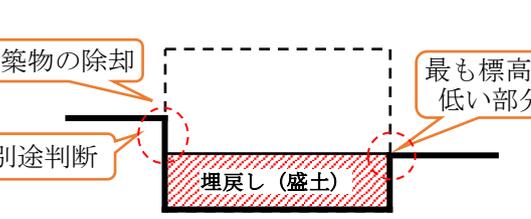
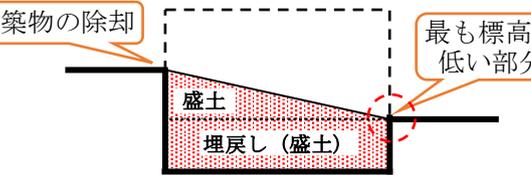
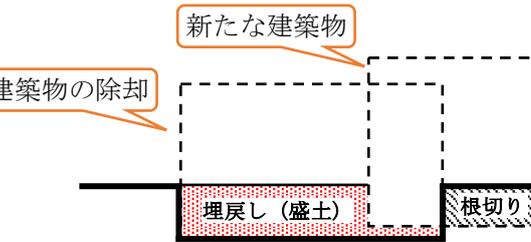
建築物を解体及び除却した後に、当該建築物の基礎があった範囲（凹形状の土地）において行う埋戻し（盛土）は、次の(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するときには、土砂の流出による災害の発生が低いことから、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものとして取り扱います。

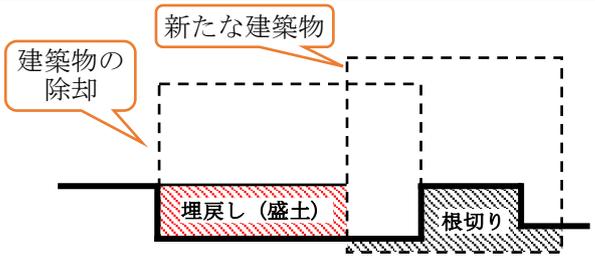
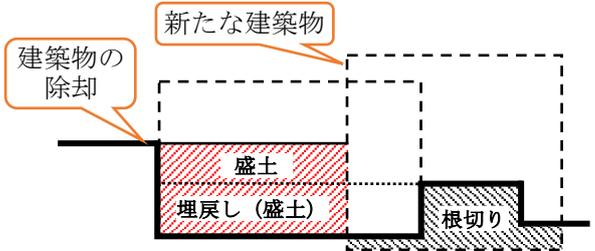
この場合において、政令第3条第5号の土地の形質の変更については、埋戻し（盛土）を行う土地の面積は、同号の「盛土又は切土をする土地の面積」には参入しません。

なお、建築物を除却した後に、土砂の流出による災害を防止するために仮設の排水施設（仮調整池等）を設置する場合の盛土又は切土も、土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものとして取り扱います。

- (7) 建築物の基礎があった範囲が凹形状の土地であり、当該範囲の全て（新たな建築物の基礎とする部分を除く。）を埋戻し（盛土）する場合
 - ※ 切土又は新たな建築物の建築等により、埋戻し（盛土）をする範囲が凹形状の土地でなくなる場合は、この取扱いは適用しません。
- (イ) 建築物の基礎があった部分に接する土地のうち最も標高が低い部分より低い標高まで埋戻し（盛土）する場合
 - ※ 建築物の基礎があった部分に接する土地のうち最も標高が低い部分より高く盛土する場合は、当該部分より下方の埋戻し（盛土）は、土地の形質の変更に該当しないとして取り扱いますが、上方の盛土は、政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。

イ 具体的な判断例

計画	判断
<p>【判断欄判例】</p> <p>○：上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当し、埋戻し(盛土)は、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更に該当しない。</p> <p>×：上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当せず、埋戻し(盛土)が政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象。</p> 	<p>○</p> <p>※ 上記(ア)かつ(イ)に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更に(法の規制対象)に該当しません。</p>
	<p>×</p> <p>※ 上記(ア)に掲げる場合に該当しないため、盛土が政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。</p>
	<p>○</p> <p>※ 上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更に(法の規制対象)に該当しません。ただし、図の左の建築物の除却によって生じた崖の部分における盛土又は切土は、別途、土地の形質の変更に該当するか判断します。</p>
	<p>×：上方の盛土 ○：下方の埋戻し(盛土)</p> <p>※ 左図の「最も標高が低い部分」より下方の埋戻し(盛土)は、上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更に(法の規制対象)に該当しません。</p>
	<p>しかし、左図の「最も標高が低い部分」より上方の盛土は、上記(イ)の場合に該当しないため、政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。</p>
	<p>○</p> <p>※ 上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更に(法の規制対象)に該当しません。</p> <p>※ 新たな建築物の基礎とする部分を除き、建築物の基礎があった範囲の全てを埋戻し(盛土)するものであるため、(ア)の場合に該当します。</p>

計画	判断
	<p style="text-align: center;">×</p> <p>※ 新たな建築物の根切りにより、凹形状の土地への埋戻し(盛土)ではなく、上記(ア)に掲げる場合に該当しないため、盛土が政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。</p>
	<p>ただし、同条第1号から第4号については、土地の形質に該当しないと取り扱う場合がありますので、次号の「建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土」を参照してください。</p>

(8) 建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土(政令第3条第1号から第4号)(審査基準)

ア 法の規制対象(土地の形質の変更)に該当しない場合

盛土又は切土により生ずる崖の崖面を次の(ア)から(ウ)に掲げるものにより覆う場合は、建築基準法に基づく建築確認において当該建築物に係る構造計算(許容応力度計算によるもの。)について審査されるなど、崖崩れによる災害の発生のおそれが低いことから、当該盛土又は切土は、政令第3条第1号から第4号に掲げる土地の形質の変更(法の規制対象)には該当しないものと取扱います。

- (ア) 建築基準法第20条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物(ただし、同号ロに掲げる基準に適合する建築物を除く。)
- (イ) 上記(ア)に掲げる建築物以外の建築物の基礎のうち当該基礎の立下げ部分(当該部分を延長して設ける袖壁(その延長が1メートル以下のものに限る。))の部分を含みます。)
- (ウ) 地下車庫その他の鉄筋コンクリート造の建築物

この場合において、当該盛土又は切土が政令第3条第5号に掲げる土地の形質の変更に該当するとき、又は当該盛土又は切土以外の盛土又は切土が政令第3条各号に掲げるいずれかの土地の形質の変更に該当する場合は、法の規制対象です。

イ 法の規制対象(土地の形質の変更)に該当する場合

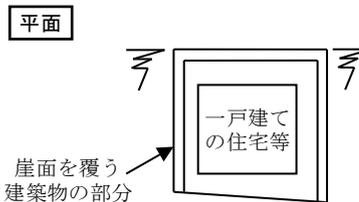
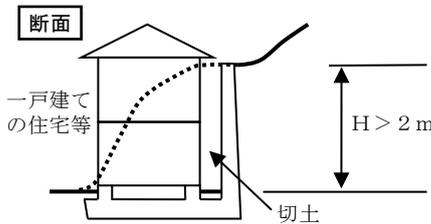
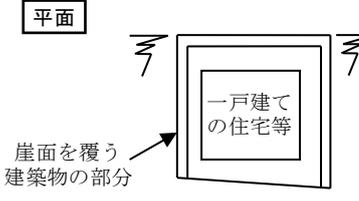
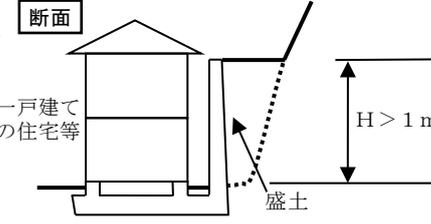
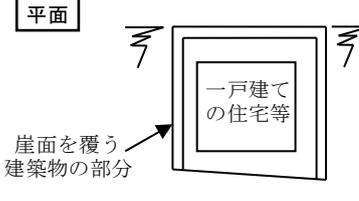
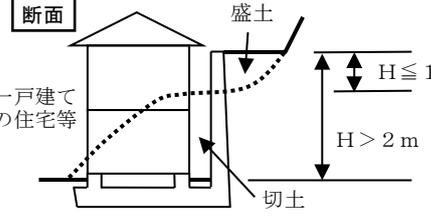
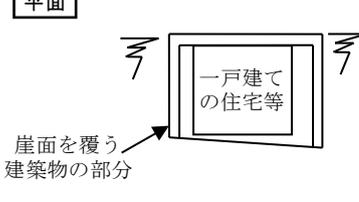
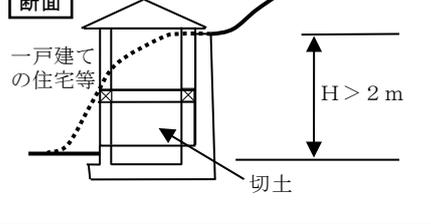
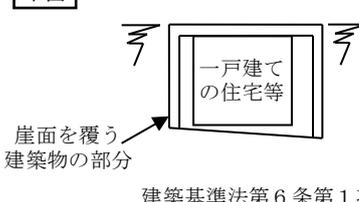
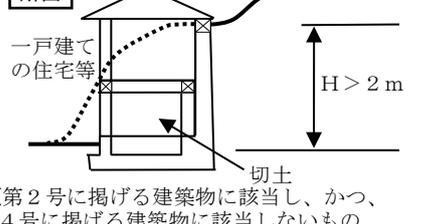
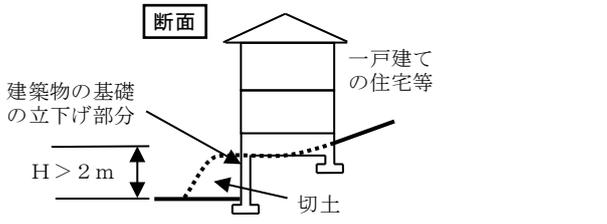
盛土又は切土により生ずる崖の崖面を、2階建て以下かつ延べ面積300平方メートル以下の一戸建ての住宅の木造建築物等の基礎のうち当該基礎の立上げ部分で覆う場合など、上記アの(ア)から(エ)に掲げるもの以外の建築物又は建築物の部分により覆う場合は、法の規制対象外とは取り扱いません。そのため、この場合において、当該盛土又は切土が政令第3条第1号から第3号に掲げるいずれかのものに該当する場合は、法の規制対象(土地の形質の変更)に該当します。

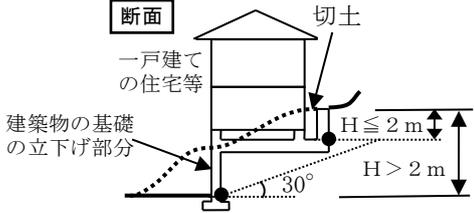
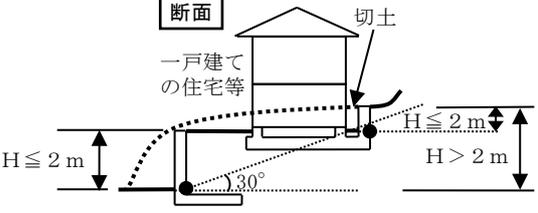
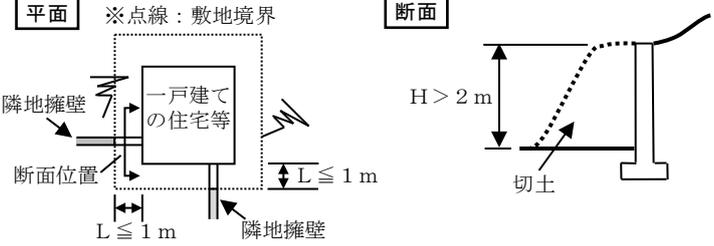
法の規制対象に該当する場合は、崖を覆う部分は、政令第8条第1項第1号の規定により擁壁とする必要があるため、擁壁かつ建築物として取り扱います。

ウ 具体的な判断例

盛土又は切土により生ずる崖の崖面を建築物で覆う場合において、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しているかの具体的な判断例は、次のとおりです。

図：建築物で崖面を覆う場合の法の規制対象（土地の形質の変更）の判断例

【判断欄凡例】		
○：法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するもの		
×：法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しないもの		
計画	判断	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	○	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>盛土</p> <p>$H > 1\text{ m}$</p>	○	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>盛土</p> <p>切土</p> <p>$H \leq 1\text{ m}$</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	○	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	○	※ この計画は、擁壁（崖面を覆う建築物の部分）の水抜き穴から排水できるように留意して設計する必要があります。
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p> <p>建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物に該当し、かつ、同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に該当しないもの</p>	×	※ 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物に該当し、かつ、同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に該当しないため。
<p>断面</p>  <p>建築物の基礎の立下げ部分</p> <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	×	※ 崖面を基礎の立下げ部分にて覆うものであるため。

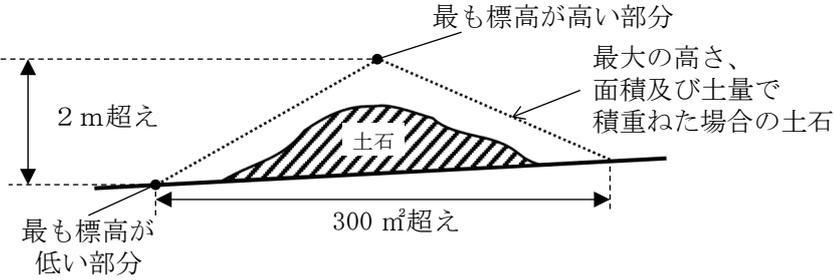
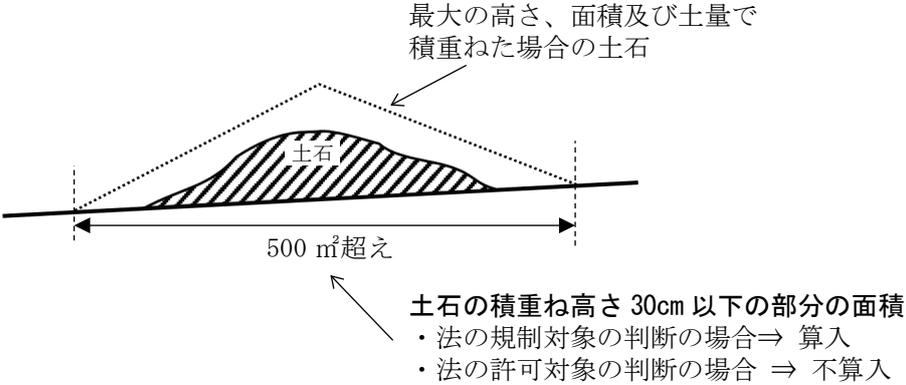
計画	判断
	<p>×</p> <p>※ 下部の崖は、基礎の立下げ部分にて覆うため、土地の形質の変更に該当せず、上部の崖は、切土により生ずる2m未満の崖であるため。</p>
	<p>×</p> <p>※ 下部と上部の崖は、一体の崖ではなく、それぞれの崖は、切土により生ずる2m未満の崖であるため。</p>
	<p>×</p> <p>※ 基礎の立下げ部分及び当該部分を延長して設ける袖壁(延長が1メートル以下)で崖を覆うものであるため。</p>

7 法の規制対象である一定規模以上の土石の積重ね（土石の堆積）（政令第3条）

宅地造成等工事規制区域（横浜市の全域）内の宅地、農地、採草放牧地又は森林における次に掲げる土石の積重ね（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。）は、法の規制対象です。この土石の積重ねのことを、「土石の堆積」といいます。

なお、土石の積重ねをする土地の用途が公共施設用地の場合は、「土石の堆積」に該当せず、法の規制対象外です。（公共施設用地と公共施設用地以外にまたがる場合については、次項を参照してください。）

表：法の規制対象（土石の堆積）

付番	根拠規定	法の規制対象（土石の堆積） に該当する土石の積重ね（※1）
①	政令第4条第1号	<p>高さが2メートルを超える土石の積重ね （ただし、当該土石の積重ねをする土地の面積が300平方メートルを超えないものは、法の許可対象外です。（※2））</p> 
②	政令第4条第2号	<p>①に該当しない土石の積重ねであって、当該土石の積重ねをする土地の面積が500平方メートルを超えるもの（※3）</p> 

※1 政令第4条各号では、「土石の積重ね」ではなく、「土石の堆積」という用語を用いていますが、この手引は、法の規制対象のものを「土石の堆積」とし、法の規制対象を含む全ての土石を積み重ねることを「土石の積重ね」と表現しています。

※2 詳しくは、次の補足の1を参照してください。

※3 高さ30センチメートル以下の土石の積重ねをする土地の面積については、法の規制対象の判断の際には、②の「土石の積重ねをする土地の面積」に算入しますが、法の許可対象かの判断の際には算入しません（①の法の許可対象かの判断の際には算入します。）。詳しくは、次の補足の2を参照してください。

【補足】

1 政令第4条第1号の土石の堆積に該当するが、法の許可対象外のもの（省令第8条第10号イに掲げる工事）

政令第4条第1号の土石の堆積（高さが2メートルを超える土石の積重ね）は、法の規制

対象ですが、省令第8条第10号イの規定により、当該土石の積重ねをする土地の面積が300平方メートルを超えない場合は、法の許可対象外です。

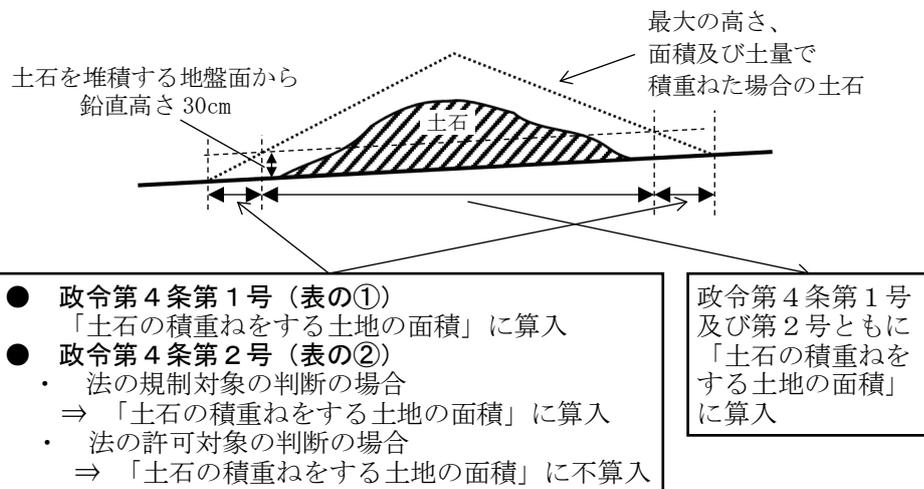
2 政令第4条第2号の土地の形質の変更に該当するが、法の許可対象外のもの(省令第8条第10号ロに掲げる工事)(審査基準)

政令第4条第2号の土石の堆積(土石の積重ねをする土地の面積が500平方メートルを超えるもの)は、法の規制対象ですが、省令第8条第10号ロの規定により、土石の積重ねをする土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートルを超えない土石の積重ねは、法の許可対象外です。

そのため、政令第4条第2号の土石の堆積が法の許可対象に該当するかを判断する場合には、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差(同一箇所での標高の差のことをいいます。以下この補足において同じ。)」が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積を算入しないで、工事施行区域内の「土石の積重ねをする土地の面積」の合計が500平方メートルを超えるかにより判断します。

なお、一体の土石の堆積であって標高の差が30センチメートルを超える部分と30センチメートル以下の部分がある場合の「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」とは、標高の差が30センチメートル以下の土石の積重ねをする部分の土地の面積と取り扱います。

※ 政令第4条第1号の土石の堆積(高さが2メートルを超える土石の積重ね)について、当該土石の積重ねをする土地の面積が300平方メートルを超えるか判断する際には、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」を算入しますので、留意してください。



8 土石の積重ね等が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合の取扱い(政令第4条)(審査基準)

政令第4条に掲げる規模に該当する土石の積重ねが公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合は、土石の積重ねを公共施設用地における土石の積重ねと公共施設用地以外の土地における土石の積重ねとで分けて技術的基準を適用させることが困難であるため、公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる土石の積重ね全てを法の規制対象及び許可対象として取り扱います。この場合において、許可に係る工事施行区域には、公共施設用地を含むこととします。

9 「土石の堆積」に係る土石の積重ねの取扱い（審査基準）

(1) 土石の堆積に該当するかの判断方法（政令第4条各号）

土石の積重ねが「土石の堆積」に該当するかは、土石の積重ねを開始するとき（積み重ねた土石がないとき）と、予定する最大の土石を積み重ねるときを比較して判断します。具体的には、土石の積重ねをする期間のうち、土石の積重ねをする土地の面積が最大のときの当該面積と、土石の積重ねの高さが最大のときの当該高さにより、「土石の堆積」に該当するか判断します。（土石の積重ねをする土地の面積が最大のときと、土石の積重ねの高さが最大のときが同時でない場合も、当該面積及び高さにより、「土石の堆積」に該当するかを判断します。

なお、土石の積重ねを開始する前に、土石の積重ねを行う土地の勾配を10分の1にするためなど、盛土又は切土をする場合は、当該盛土又は切土の完了時と、予定する最大の土石を積み重ねるときを比較して、「土石の堆積」に該当するか判断します。

(2) 土石の積重ねをするために又は土石の積重ねと併せて盛土又は切土をする場合の取扱い（政令第4条各号）

土石の積重ねをするために又は土石の積重ねと併せて盛土又は切土をする場合（盛土又は切土に関する工事に伴い土石の積重ねをする場合を除きます。）は、盛土、切土又は土石の積重ねを区別し、法の規制対象かを判断するため、又は技術的基準の適合を確認するため、原則として、土石の積重ねを開始する前までに盛土又は切土を完了させる必要があります（原則として、盛土又は切土と土石の積重ねを同時に行なうことはできません。）。この場合において、当該盛土又は切土が、法の許可対象（宅地造成又は特定盛土等）又は都市計画法の開発行為に該当する場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事又は開発行為について法の許可又は都市計画法の開発許可を受けたうえで、当該工事を行い（盛土又は切土をして）、当該工事について法第17条第2項の検査済証の交付を受けた後又は都市計画法第36条第3項の公告後に、土石に積重ねをする必要があります（土石に積重ねが、土石の堆積に該当する場合にあっては、土石の堆積に関する工事について法の許可を受けたうえで、土石の積重ねをする必要があります。）。

なお、やむを得ず、盛土又は切土と土石の積重ねを同時に行なう場合は、盛土、切土又は土石の積重ねを区別し、技術的基準の適合を確認できるようにする必要があります。

(3) 土石の積重ねをする土地の面積の取扱い（政令第4条第2号並びに省令第8条第10号イ及びロ）

政令第4条第2号並びに省令第8条第10号イ及びロに係る土石の積重ねをする土地の面積は、工事施行区域（第2章第2項を参照してください。）内の土石の積重ねをする土地の面積の合計のことをいいます。

10 法の規制対象（土石の堆積）に該当しない土石の積重ね（審査基準）

次の(1)から(4)に係る土石の積重ねは、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれが高いことから、法の規制対象（土石の堆積）に該当しないものと取り扱います。

- (1) 試験又は検査のための試料（土石）の積重ね。ただし、試験又は検査に必要な量を超えて資料（土石）の積重ねをする場合、試験又は検査のための資料（土石）とそれ以外の土石を併せて積重ねる場合及び試験又は検査が終了した後も土石の積重ねを継続する場合は、除きます。
- (2) 建築物（建築基準法及び都市計画法の規定に違反する建築物を除く。）その他の閉鎖された場所（親杭横矢板壁、鋼矢板壁及び鋼管矢板壁その他の仮設構造物により閉鎖されている場所を除く。）の中における土石の積重ねであって、当該土石に雨水その他の地表水の侵入のおそれがないもの
- (3) 岩石のみを積み重ねる土石の積重ねであって、その勾配が30度以下のもの。ただし、勾配が10分の1以下である土地における土石の積重ねに限る。
- (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において積重ねされた、商品又は製品の原材料となる土石の積重ね

※ 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内におい

て商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の規制対象（土石の堆積）に該当します。

11 法の許可が不要な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（盛土、切土又は土石の積重ね）（法第12条第1項ただし書、政令第5条第1項、省令第8条及び市細則第3条）（審査基準）

法第12条第1項ただし書の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令第5条第1項各号及び省令第8条各号に掲げる工事は、同条の許可が不要です。

これらの工事については、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

なお、政令第5条第1項各号及び省令第8条各号に掲げる工事は、法の許可対象ではありませんが、法の規制対象に該当することに留意してください。

【政令第5条第1項各号に掲げる工事】

- 一 鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

【省令第8条各号に掲げる工事】

- 一 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社

- ハ 日本下水道事業団
- ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(1) 政令第5条第1項第1号から第4号並びに省令第8条第1号から第6号に掲げる工事の取扱い

政令第5条第1項第1号から第4号並びに省令第8条第1号から第6号に掲げる工事は、他法令により盛土、切土又は土石の積重ねの安全性が確保されているものであるため、法の許可対象外としているものです。そのため、政令第5条第1項第1号から第4号並びに省令第8条第1号から第6号中の法令により盛土、切土又は土石の積重ねの安全性が確保されていない工事(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に該当するもの。)は、法の許可対象であると取り扱います。

具体例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の内容に廃棄物処理施設の建設に伴う盛土又は切土の安全性に関する事項が含まれない場合や、土壤汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の内容に汚染土壌処理施設の建設に伴う盛土又は切土の安全性に関する事項が含まれない場合は、廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設の建設に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事は法の許可対象です。

また、土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出に基づき、汚染土壌の運搬の際に、積替え場所において土石の堆積を行う場合又は保管施設において土石を保管する場合の土石の堆積に関する工事は、「土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事」に該当し、法の規制対象外ですが、汚染土壌の運搬時における積替えや保管を行うために必要な土地の造成を行う場合の宅地造成又は特定盛土等に関する工事や、汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第31号に規定する再処理汚染土壌処理施設への運搬の際に、汚染土壌の積替えや保管を行う場合の土石の堆積に関する工事は、法の規制対象です。

なお、省令第8条第1号に規定する「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業(土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが明確であるものに限り)のすることをいいます。

(2) 「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事(省令第8条第7号に掲げる工事)」の取扱い

省令第8条第7号に掲げる「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」は、市町村森林整備計画の作業路網の施設整備に関する事項に記載された森林作業道作説指針に即して森林作業道や集材路が作設されることを前提としているため、許可不要としているものです。横浜市森林整備計画では、「作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項」は「該当なし」としているため、横浜市における森林作業道や集材路の作設等に伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、許可対象と取り扱います。

(3) 「国若しくは地方公共団体(略)が非常災害のために必要な応急措置として行う工事(省令第8条第8号に掲げる工事)」の取扱い

省令第8条第8号に法の許可が不要な工事として掲げている「国若しくは地方公共団体（略）が非常災害のために必要な応急措置として行う工事」の「非常災害」とは、一定の区域において崖崩れ又は土砂の流出による災害が発生している場合の当該災害のことをいい、単発的に発生する災害は含まれないと取り扱います。

また、「応急措置として行う工事」は、法の許可対象外ですが、恒久的に宅地として使用するために行なう宅地造成又は特定盛土等に関する工事等は、法の許可対象と取り扱います。

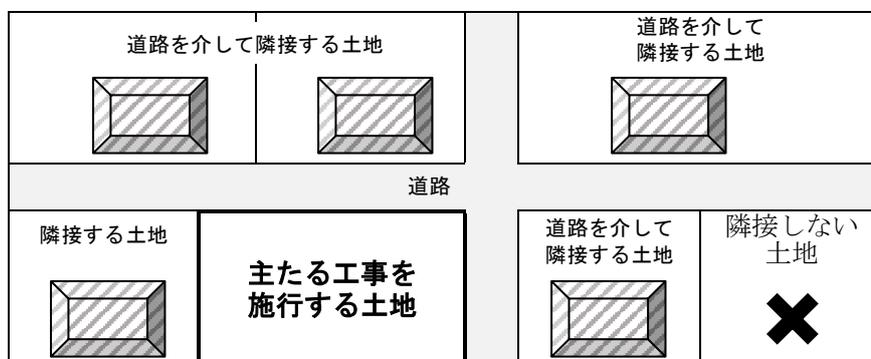
(4) 省令第8条第9号並びに同条第10号イ及びロに掲げる工事の取扱い

第2項の補足並びに第7項の補足1及び2を参照してください。

(5) 土石の堆積に関する工事のうち「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの（省令第8条第10号ハに掲げる工事）」の取扱い（審査基準）

省令第8条第10号ハに掲げる「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」とは、次の全てに該当する土石の堆積と取り扱います。

- ア 主たる工事において使用する、又は発生する土石を積み重ねるもの。主たる工事の施行に必要な土石の量を超えて土石を積み重ねるもの及び主たる工事において使用する、又は発生する土石とそれ以外の土石を併せて積み重ねるものを除く。
- イ 主たる工事に係る主任技術者、監理技術者又は現場管理者が、主たる工事に係る現場と一体的に管理する土石の堆積
- ウ 主たる工事の期間内（主たる工事の着手から工事完了までの間）においてのみ行う土石の堆積
- エ 主たる工事を施行する土地又は当該土地に隣接する土地（道路を介して隣接する土地を含む。）において行う土石の堆積



工の参考図

手続編

第1章 法の許可の手続

1 法の許可の主な手続の流れ

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受ける場合の許可申請前から、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、工事に係る検査済証の交付を受けるまで、土石の堆積に関する工事にあつては、当該土石の除却に係る確認済証の交付を受けるまでの主な手続の流れは次のとおりです。

なお、横浜市では、法の許可申請の前に行う法第11条の規定による住民への周知の措置を、条例(※)の手続により行うこととしていますので、同条例の手続と法の許可の手続の両方を記載しています。

※ 条例とは、横浜市開発事業等の調整等に関する条例のことです。条例の手続の詳細については、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。

※ フロー図は現在作成中です。後日、横浜市のウェブサイトに掲載予定です。

2 法に係る申請・相談等の窓口

(1) 申請・相談等の内容ごとの窓口

法の許可の事前相談、法の許可申請書及び届出書等の提出先並びに法の許可の審査・検査等の窓口は、次の表のとおりです。

なお、条例の手続に係る窓口については、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。

申請・相談等の内容		窓口（担当課）	
法の許可の要否に係る事前相談		市街化区域：建築局 宅地審査課 指導担当 市街化調整区域：建築局 調整区域課 指導担当 ※ 農地については、横浜市中央農業委員会事務局及び横浜市南西部農業委員会事務局にも御相談ください。	
法の許可申請、各種届出、定期報告及び検査申請等の受付		市街化区域：建築局 宅地審査課 指導担当 市街化調整区域：建築局 調整区域課 指導担当	
法の許可の審査等	技術的基準（※）の審査・検査	市街化区域：建築局 宅地審査課 指導担当	
	周辺住民への周知（条例の手続）	市街化調整区域：建築局 調整区域課 指導担当	
	排水施設（※）の審査・検査	工事施行区域 1,000 m ² 以上：下水道河川局 管路保全課 工事施行区域 1,000 m ² 未満：各土木事務所	
	工事主の資力及び信用の審査	建築局 調整区域課 事務担当	
	工事施行者の工事施行能力の審査		
土地の所有者等の同意の審査			

※ 技術的基準のうち排水施設については、工事施行区域の面積に応じて、下水道河川局管路保全課又は各土木事務所にて審査・検査を行います。ただし、雨水その他の地表水を集水する排水施設（U型側溝等）、沈砂池及び盛土又は切土した地盤内の排水施設（暗渠管等）については、建築局宅地審査課指導担当又は調整区域課指導担当にて審査・検査を行います。

(2) 各窓口（各課）の問合せ先

担当課		TEL	窓口
建築局 宅地審査課 指導担当	北部（緑・青葉・都筑）	045-671-4515	横浜市庁舎 25階南側
	西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉）	045-671-4516	
	南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）	045-671-4517	
	東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）	045-671-4518	
建築局 調整区域課 指導担当		045-671-4521	横浜市庁舎 25階南側
みどり環境局 農政部	横浜市中央農業委員会事務局 （鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・ 緑・青葉・都筑）	045-948-2475	都筑区総合庁舎 4階
	横浜市南西部農業委員会事務局 （中・西・南・港南・磯子・金沢・ 戸塚・栄・泉・瀬谷）	045-866-8495	戸塚区総合庁舎 8階
下水道河川局 管路保全課		045-671-2833	横浜市庁舎 27階南側
土木事務所（該当区の土木事務所にお問合せ下さい。）		各区土木事務所一覧 横浜市 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html	

(3) 関係手続及び問合せ先

宅地造成等に関する工事の許可には、次のような関係法令があります。必要に応じ、別途手続を行ってください。

ア 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定

建築基準法に基づく「道路の位置の指定」を伴う宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行う場合は、別途、道路の位置の指定の事前審査を受けてください。(工事完了後には、道路の位置の指定申請が必要です。)

イ 道路法又は下水道法に基づく自費工事(公共施設の管理者以外の者が行う工事)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に伴い横浜市の管理する道路・下水道に関する工事がある場合は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた後、各区土木事務所に次の申請をし、市長の承認・確認を受けてください。

なお、自費工事の完了検査は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了までに終了しておいてください。

(ア) 歩道切り下げ工事等施行承認申請及び歩道切り下げ工事以外の施行承認申請(道路法第 24 条)

歩道の切り下げ(縁石を含む)、安全柵の撤去、舗装の新設や打換え、側溝の敷設替え等をする場合に必要な申請です。なお、工事施行者は、横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている工事者でなければなりません。

(イ) 排水設備計画確認申請(下水道条例第 4 条)

工事施行区域内の排水設備工事を行うときに必要な申請です。この場合、申請者、工事施行者は「横浜市排水設備指定工事店等の指定に関する規則」第 14 条に規定する責任技術者でなければ、工事の申請、工事施行をすることができません。なお、当該申請は公共・(一般)下水道施設築造工事等承認申請の前に申請してください。

(ウ) 公共・(一般)下水道施設築造工事等承認申請(下水道法第 16 条)

工事施行区域内の排水施設を市が管理する公共下水道に接続する場合に必要です。

(エ) 道路の占用及び掘削工事等施行許可申請(市道路占用規則第 3 条)

排水施設工事等道路の掘削を伴う場合に必要です。

(4) 関係法令及び条例一覧

法令名	関係局課
都市計画法（開発行為の許可） 横浜市開発事業等の調整等に関する条例	建築局 宅地審査課 調整区域課
建築基準法（道路位置指定を除く） 横浜市建築基準条例	建築局 建築指導課
横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	建築局 情報相談課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所
道路法	道路局 維持課、路政課、道路調査課
下水道法	下水道河川局 管路保全課
河川法、横浜市下水道条例（水路に限る。）	下水道河川局 河川管理課
消防法	消防局 警防課
生産緑地法	みどり環境局 農政推進課
首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱	みどり環境局 公園緑地管理課
農地法	みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局
農業振興地域の整備に関する法律	みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所
墓地・埋葬等に関する法律	健康福祉局 生活衛生課
文化財保護法、横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課
横浜市風致地区条例	建築局 建築企画課
緑の環境をつくり育てる条例	みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	みどり環境局 戦略企画課

※ 関係局課の名称は、令和7年4月1日現在のものです。

3 法の許可及び届出等に係る様式

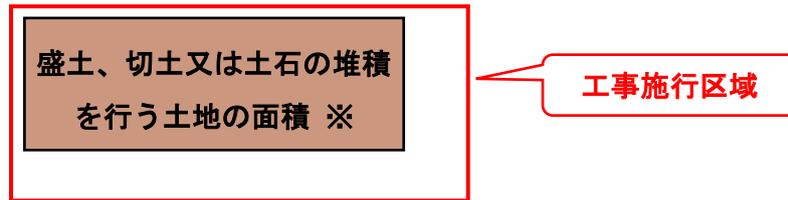
法の許可及び届出等に係る様式は、次の横浜市ウェブサイトよりダウンロードが可能です。

宅地造成等規制法の申請・届出様式・記載例 横浜市 (yokohama.lg.jp)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/takuzo/shoshiki-takuzo.html>

4 法の許可等の手数料

許可等の申請手数料は盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積に応じて定められており、それぞれ下記表のとおりです。詳しくは、担当窓口を確認してください。なお、手数料は、横浜市収入証紙により扱っています。



※ 「盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積」には、盛土、切土又は土石の堆積（土石の積重ね）をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えない部分の土地の面積も含まれます。

(1) 許可申請（法第 12 条）

面積の区分	申請手数料（円）	
	宅地造成・特定盛土等の場合	土石の堆積の場合
500 m ² 以下	16,000	11,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	28,000	14,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	40,000	16,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	59,000	20,000
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	68,000	29,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	93,000	32,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	149,000	39,000
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	229,000	54,000
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	360,000	74,000
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	509,000	111,000
100,000 m ² を超えるもの	658,000	136,000

(2) 変更許可申請（法第 16 条）

変更許可の申請手数料は、変更内容により異なり、下記のとおりです。

切土又は盛土をする土地の面積が同じで、擁壁の高さなどの変更を行う場合	当初の許可申請手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額 当初の土地の面積
切土又は盛土をする土地の面積が縮小する場合	縮小後の土地の面積に応じた許可申請手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額 縮小後の土地の面積 減少
切土又は盛土をする土地の面積が増加する場合	当初の許可申請手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額に増加する土地の面積に応じた許可申請手数料額を加えた額 当初の土地の面積 増加

(3) 中間検査(法第18条)

造成面積区分	申請手数料(円)
500 m ² 以下	3,100
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	6,200
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	12,400
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	24,800
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	43,400
100,000 m ² を超えるもの	62,100

5 標準処理期間

標準処理期間(補正や書類不備が一切ない場合における、申請が許可されるまでの標準的な期間をいいます。)は次のとおりです。

許可事務名称	根拠法令	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第12条第1項	50日
土石の堆積に関する工事の許可	法第12条第1項	24日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第16条第1項	非設定
土石の堆積に関する工事の変更許可	法第16条第1項	非設定

6 法の許可に係る事前の相談及び協議

(1) 許可の要否に係る事前相談

許可の要否に係る事前相談は、窓口で受付しています。また、事前相談書を横浜市に提出し、相談を行うこともできます。

事前相談書は、事前相談書(規則外様式)及び添付書類(添付書類は、規則外様式に記載しています。)を横浜市の担当課に提出してください。

(2) 技術的基準に係る事前協議

【市細則】

(事前協議)

第23条 法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受けようとする者又は法第15条の協議(法第16条第3項の規定により準用する場合を含む。)をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に当該許可又は当該協議に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第13条第1項の基準に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができる。

ア 技術的基準に係る事前協議の方法(市細則第23条)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可若しくは法第16条第1項の変更許可を受けようとするとき又は法第15条の協議(法第16条第3項の規定により準用する場合を含む。)の申出をしようとするときは、許可申請又は協議申出に先立ち、当該工事の計画が法第13条第1項の技術的基準に適合しているかどうかについて、任意の協議をすることができます。ただし、土石の堆積に関する工事については、土石の堆積を開始する前までの間においてのみ、事前協議を行うことができます。

なお、当該協議を開始することができる時期は、許可申請又は協議申出に係る工事の内容及び

規模等に応じて、次のとおりです。

(7) 特定大規模開発事業等(条例第2条第14号)に該当する場合及び条例第13条第1項に基づく再意見書の提出があった場合

条例第16条第7項の規定による「開発等協議事項通知書」の交付を受けた後(開発事業の構想、開発事業の計画、土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更の場合は、当該変更が条例に規定する軽微な変更該当しないときにあつては、変更後の開発事業の構想又は土石の堆積事業の構想に係る「開発等協議事項通知書」の交付を受けた後、軽微な変更該当するときにあつては、変更に係る工事に着手する前)

(イ) 特定小規模開発事業等(条例第2条第15号)に該当する場合

条例第12条第1項又は同条第2項による「開発事業構想書」、「標識設置届出書 兼 開発事業構想書」、「土石の堆積事業構想書」又は「標識設置届出書 兼 土石の堆積事業構想書」の提出後(開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の場合は、変更に係る工事に着手する前)

(ウ) 上記(7)又は(イ)のいずれにも該当しない場合

条例第12条第5項の規定による「開発事業構想書」又は「土石の堆積事業構想書」の縦覧期間の終了後(開発事業の構想、開発事業の計画、土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更の場合は、当該変更が条例に規定する軽微な変更該当しないときにあつては、変更後の開発事業の構想又は土石の堆積事業の構想に係る「開発事業構想書」又は「土石の堆積事業構想書」の縦覧期間の終了後、軽微な変更該当するときにあつては、変更に係る工事に着手する前)

イ 技術的基準に係る事前協議に必要な書類

次の表に掲げる書類について、正本1部(副本の返却を希望される場合には、正本及び副本の計2部)を横浜市の担当課に提出してください。

※ 第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課と「排水施設(※)の審査・検査」の担当課にそれぞれ正本1部(副本の返却を希望される場合には、正本及び副本の計2部)の提出が必要です。各担当課において、各担当課が審査を担当する技術的基準について事前協議を行います。

※ 次の(7)又は(イ)の表及び第8項第2号から第5号の表の順に並べて綴じたものを提出してください。(正本及び副本を提出される場合は、各々で綴じてください。)

※ 正本及び副本を提出される場合は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議願(規則外様式)」又は「土石の堆積に関する工事の事前協議願(規則外様式)」も2部提出が必要です。

(7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

付番	書類
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議願(規則外様式)
2	第8項第2号の表の34から49に掲げる書類
3	第8項第3号に掲げる図面

(イ) 土石の堆積に関する工事の場合

付番	書類
1	土石の堆積に関する工事の事前協議願(規則外様式)
2	第8項第4号の表の34から39に掲げる書類
3	第8項第5号に掲げる図面

ウ 事前協議と工事着手

法第12条第1項の許可申請又は法第15条の協議申出(工事計画の変更に係る協議申出を除きます。)に先立って行う事前協議の場合は、当該事前協議が成立しても、法第12条第1項の許

可を受けた後又は法第 15 条の協議が成立した後しか、工事に着手することはできません。

法第 16 条第 1 項の変更許可申請又は法第 16 条第 3 項の規定により準用する法第 15 条の協議申出(工事計画の変更に係る協議申出)に先立って行う事前協議の場合は、当該事前協議が成立すれば、当該事前協議に係る工事に着手することができるものとします。

ただし、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、法第 17 条第 1 項の完了検査の申請をする前までに、土石の堆積に関する工事(土石の堆積を開始していない場合に限りま
す。)にあつては、市細則第 18 条第 3 項の規定による「土石の堆積を行うために必要な工事」、
「省令第 32 条に規定する構造物に係る工事」及び「省令第 34 条第 1 項各号に掲げる措置に係る
工事」について法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかの確認(工程確認)を受ける前
までに、法第 16 条第 1 項の変更許可を受ける、又は法第 16 条第 3 項の規定により準用する法第
15 条の協議が成立する必要があります。

※ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、上記のほか、条例の規定に
よる工事着手制限がありますので、留意してください。

7 法の許可申請前の周辺地域の住民への周知(法第 11 条、省令第 6 条及び市細則第 11 条)

【法】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところに
より、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当
該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるため
の必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号
に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県(地方自治法(昭和二十二年法
律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び次条第一項において「指定
都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び次条第一項にお
いて「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。)の
条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民
に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示
するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者
は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市
又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しな
ければならない。

一～十 (略)

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 (略)

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四
の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一～八 (略)

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 (略)

【市細則】

(その他周知の方法)

第 9 条 省令第 6 条第 4 号の規定により横浜市細則で定める方法は、横浜市開発事業等の調整等に関す
る条例(平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「調整条例」という。)条例第 10 条第 1 項各号に掲
げる周知の方法とする。

(申請書に添付が必要な書類)

第10条 (略)

7 省令第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、次の各号の周知の方法に応じて、当該各号に掲げる図面及び書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 調整条例第10条第1項各号に掲げる周知の方法 工事主が行おうとする宅地造成等に関する工事に係る調整条例第2条第12号又は第13号に規定する開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画(開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画を変更(調整条例第15条第2項ただし書又は調整条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。)している場合は、変更後のもの)について調整条例第19条第1項の規定(調整条例第20条第8項の規定により準用する場合を含む。)により市長が同意の処分をした旨を通知した書面
(以下略)

(1) 法の許可申請又は協議の申出の前に周辺地域の住民への周知の措置(法第11条、省令第7条第1項第11号又は同条第2項第9号及び市細則第13条第1項又は同条第2項)

法第11条の規定により法の許可を受けようとする工事主は、あらかじめ工事施行区域の周辺地域の住民に対して、行おうとする宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について周知させるために必要な措置を講じる必要があります。また、省令第7条第1項第11号又は同条第2項第9号の規定により、法の許可申請書には、住民への周知の措置を講じたことを証する書類を添付する必要があります。住民への周知の措置を講じず、法の許可申請を行うことはできません。

また、法第15条第1項の規定による協議の申出を行う場合も、市細則第13条第1項又は同条第2項の規定により、協議の申出書に住民への周知の措置を講じたことを証する書類を添付する必要があります。住民への周知の措置を講じず、協議の申出を行うことはできません。

(2) 周辺地域の住民への周知の措置の方法(法第11条、省令第6条及び市細則第9条)

横浜市では、省令第6条第4号の規定により市細則第9条にて条例の手続による周知方法を、法第11条の規定による住民への周知の措置を講じる方法として規定しており、原則として周知の措置は、条例の手続により講ずることとしています。

条例による周知等の手続の詳細については、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。

※ 省令第6条には、その他の周知の措置を講じる方法の規定がありますが、その他の方法での周知を行った場合でも、条例の周知等の手続は省略できません。

※ 条例に規定する方法での周知に加えて、任意でその他の方法による周知を行うことは可能です。

※ 令和7年4月1日に条例の改正が施行されていますが、経過措置として、改正前の条例の手続による周知方法も、法第11条の規定による住民への周知の措置を講じる方法としています。そのため、改めて改正後の条例の手続を行う必要はありません。

(3) 周辺地域の住民への周知の措置を説明会の開催による方法としなければならない場合の取扱い(省令第6条ただし書)(審査基準)

省令第6条ただし書には、「令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合」は、周知の措置を省令第6条第1号に規定する説明会の開催による方法により講ずることが規定されています。この「令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合」とは、「山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合」のことをいいます。

一方、横浜市では、高さ9メートルを超える盛土をする場合は、条例の手続による周知の方法を説明会の開催としているため、条例の手続により周知の措置を講じた場合は、省令第6条ただし書の規定は満たすこととなります。

この場合において、条例第11条第1項第1号又は第2号の規定による説明会の開催は、省令第6条第1号の説明会の開催に該当するものと取り扱います。

※ 令和7年4月1日に条例の改正が施行されていますが、経過措置として、改正前の条例第11条

第1号の規定による説明会の開催は、省令第6条第1号の説明会の開催に該当するものとみなします。そのため、「令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合」において、改正前の条例により説明会の開催による方法にて周知の措置を講じている又は講じる場合は、別途説明会を開催する必要はありません（改正前の条例による周知の措置の方法が、説明会の改正でない場合は、別途説明会の開催による方法にて周知の措置を講じる必要があります。）。

(4) 住民への周知の措置を講じたことを証する書類（省令第7条第1項第11号、同条第2項第9号及び市細則第10条第7項第4号）

省令第7条第1項第11号又は同条第2項第9号の規定により、法の許可の申請書には「法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類」を添付する必要があります。横浜市では、住民への周知の措置を、条例の手続により行うこととしており、市細則第10条第7項第4号の規定により、「法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類」として条例第19条第1項の規定により交付された「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」を許可申請書に添付する必要があります。

ただし、「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合（条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更をしている場合を除く。）は、変更後の計画についての「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」を許可申請書に添付する必要があります。

8 法の許可申請又は協議の申出（法第12条第1項、法第15条、省令第7条、市細則第10条及び市細則第13条）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 （略）

（許可の特例）

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、	二千五百分の一以	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付する

	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	上	こと。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - 三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 四 令第八条第一項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 五 第一号の表に掲げる図面(令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。)を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
 - 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
 - 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。)の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
 - 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
 - 九 別記様式第三の資金計画書
 - 十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
 - 十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
 - 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
-------	---------	----	----

位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の 一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所には断面図と照合できるように記号を付すること。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【市細則】

(申請書に添付が必要な書類)

第10条 省令第7条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる図面のうち位置図には、工事施行区域の境界を赤色で示すものとする。

2 省令第7条第1項第2号に規定する構造計算書には、政令第9条第1項第2号から第4号に掲げる事項に係る構造計算書及び擁壁に係る杭の構造計算書(杭の工事施行を要しない場合を除く。)を含むものとする。

3 省令第7条第1項第5号に規定する書類には、第5号様式の設計者の資格に関する申告書を含むものとする。ただし、市長が添付する必要がないと認める場合を除く。

4 省令第7条第1項第6号又は第2項第4号に規定する写真には、同号に規定する写真を撮影した箇所を示した図面を含むものとする。

5 省令第7条第1項第7号若しくは第8号ロ又は第2項第5号若しくは第6号ロに規定する住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面(個人番号が記載されていない面をいう。)の写しとする。

6 省令第7条第1項第10号又は第2項第8号に規定する書類は、工事施行区域内の権利者一覧表、第6号様式の工事施行同意証明書、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。

7 省令第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、次の各号の周知の方法に応じて、当該各号に掲げる図面及び書類とする。

(1) 省令第6条第1号の規定による周知の方法(調整条例第10条第1項第1号に掲げる方法を除く。) 第7号様式の説明会の開催結果報告書、工事主が配布した開催通知書及び周知資料、工事主が説明会において使用した周知資料、周知対象範囲及び周辺地域住民が分かるように記載された図面又は書類その他市長が必要と認める図面又は書類

(2) 省令第6条第2号の規定による周知の方法 第8号様式の周知資料の配布結果報告書、工事主が配布した周知資料、周知対象範囲及び周辺地域住民が分かるように記載された図面又は書類その他市長が必要と認める図面又は書類

(3) 省令第6条第3号の規定による周知の方法 第9号様式の掲示及びインターネット閲覧結果報告書、第8条第1項の規定による標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及

び貼付された図面が分かるように撮影した写真、同条第2項の規定により工事主がウェブサイトに掲載した周知資料、当該ウェブサイトを表示した電子計算機の映像面を出力した書面その他市長が必要と認める図面又は書類

- (4) 調整条例第10条第1項各号に掲げる周知の方法 工事主が行おうとする宅地造成等に関する工事に係る調整条例第2条第12号又は第13号に規定する開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画(開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画を変更(調整条例第15条第2項ただし書又は調整条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。)している場合は、変更後のもの)について調整条例第19条第1項の規定(調整条例第20条第8項の規定により準用する場合を含む。)により市長が同意の処分をした旨を通知した書面
- 8 省令第7条第1項第12号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 第10号様式の宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要
 - (2) 第11号様式の工事主の資力及び信用に関する申告書、所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類
 - (3) 第12号様式の工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書
 - (4) 第13号様式の工事施行者の工事施行能力に関する申告書、法人の登記事項証明書、建設業の許可を受けていることを証する書類、事業経歴書その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類
 - (5) 公図の写し
 - (6) 現況図
 - (7) 求積図及び求積表
 - (8) 造成計画平面図
 - (9) 造成計画断面図
 - (10) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図(擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置するときに限る。)
 - (11) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図(擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置するときに限る。)
 - (12) 排水施設の構造図
 - (13) 宅地造成又は特定盛土等の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査(土質試験を含む。以下同じ。)その他の調査又は試験の結果をまとめた書類(市長が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことをやむを得ないと認めた場合を除く。)
 - (14) 崖面崩壊防止施設を設置するときは、崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを確かめた算定を記載した構造計算書
 - (15) 政令第17条の規定による擁壁を設置するときは、当該擁壁に係る国土交通大臣の認定に係る書類
 - (16) 深層の地盤改良を行うときは、地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - (17) 工事施行区域が、令第7条第2項第2号に規定する土地又は盛土をする前の地盤面若しくは切土をした後の地盤面に排水施設を設置する必要がある土地に該当するかを調査した結果をまとめた書類(市長が工事施行区域及びその周辺の状況から必要ないと認めた場合を除く。)
 - (18) その他法第12条第1項の規定による許可に申請が法第13条第1項の規定に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するために市長が必要と認める書類
- 9 令第7条第1項第1号に掲げる図面のうち次の各号に掲げる図面は、当該各号の前項第5号に掲げる図面と併せて作成することができる。
- (1) 地形図 現況図
 - (2) 土地の平面図 造成計画平面図又は擁壁の配置図
 - (3) 土地の断面図又は崖の断面図 造成計画断面図
 - (4) 擁壁の背面図又は崖面崩壊防止施設の背面図 擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図
- 10 省令第7条第2項第10号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 第14号様式の土石の堆積に関する工事等の概要
 - (2) 第11号様式の工事主の資力及び信用に関する申告書、所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを証する書類
 - (3) 第12号様式の工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書
 - (4) 第13号様式の工事施行者の工事施行能力に関する申告書、法人の登記事項証明書、建設業の許可を受けていることを証する書類、工事経歴書その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類
 - (5) 公図の写し
 - (6) 現況図
 - (7) 求積図及び求積表

- (8) 土石の堆積計画平面図
 - (9) 土石の堆積計画断面図
 - (10) 排水施設の構造図
 - (11) 土石の堆積の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査その他の調査又は試験の結果をまとめた書類（市長が土石の堆積に関する工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことをやむを得ないと認めた場合を除く。）
 - (12) その他法第12条第1項の規定による許可に申請が法第13条第1項の規定に適合していることを確認するため又は土石の堆積に伴う災害を防止するために市長が必要と認める書類
- 11 令第7条第2項第1号に掲げる図面のうち次の各号に掲げる図面は、当該各号の前項第5号に掲げる図面と併せて作成することができる。
- (1) 地形図 現況図又は土石の堆積計画平面図
 - (2) 土地の平面図 土石の堆積計画平面図
 - (3) 土地の断面図 土石の堆積計画断面図
- (協議の申出等)**
- 第13条 法第15条第1項の規定（法第16条第3項の規定により準用する場合を除く。）による宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての協議の申出を行おうとする者は、第18号様式の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第1項に掲げる書類（同項第7号及び第8号に掲げる書類並びに同項第12号の規定により第10条第8項で定める書類のうち同項第3号に規定する書類を除く。第4項において同じ。）を添付して、市長に提出するものとする。
- 2 法第15条第1項の規定（法第16条第3項の規定により準用する場合を除く。）による土石の堆積に関する工事についての協議の申出を行おうとする者は、第19号様式の土石の堆積に関する工事の協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第2項に掲げる書類（同項第5号及び第6号に掲げる書類並びに同項第10号の規定により第10条第10項で定める書類のうち同項第3号に規定する書類を除く。第5項において同じ。）を添付して、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、第20号様式の宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を当該協議を申し出た者に交付するものとする。
- 4 法第16条第3項の規定により法第15条第1項の規定を準用して宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更についての協議の申出を行おうとする者は、第21号様式の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出するものとする。
- 5 法第16条第3項の規定により法第15条第1項の規定を準用して土石の堆積に関する工事の計画の変更についての協議の申出を行おうとする者は、第22号様式の土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出するものとする。
- 6 市長は、前2項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、第20号様式の宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を当該協議を申し出た者に交付するものとする。

(1) 許可申請の方法（省令第7条及び市細則第10条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受けるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、第2号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては、第4号に掲げる書類を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※）」の審査・検査）の担当課。以下この項において同じ。）に提出してください。

なお、許可申請（当該書類の提出）は、許可を受けようとする工事の計画について、条例第19条第1項の規定により「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に行います。

※ 「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合（条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更をしている場合を除く。）は、変更後の計画について、「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に許可申請を行います。

(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（省令別記様式第2）」も2部提出が必要です。
- ※ 次の表は、省令第7条第1項、市細則第10条（第10条に關係する様式を含みます。）及び審査基準（市長が必要と認める書類並びに省令第7条第1項及び市細則第10条に規定する書類の取扱い等）の規定の内容をまとめたものです。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 次の表の証明書類等は、原本（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。
- ※ 次の表の33から49の書類には、作成者（設計に係るものは設計者）の氏名を記載するものとします。（ただし、国土交通大臣の認定証など、個別の申請のために作成するも及び使用するもの以外のものを除きます。）

表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

類分	号番	書類	備考等
表紙等	1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(省令別記様式第2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する方法があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
	2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人が許可申請手続及び許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。 ・ 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
	3	図書目次（その1）（規則外様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
	4	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市細則第10号様式）	
工事主の資力及び信用	5	工事主の資力及び信用に関する申告書（市細則第11号様式）	
	6	工事主の資力及び信用に関する誓約書（市細則第12号様式）及び印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実印を押印し、印鑑証明書を提出するものとします。
	7	資金計画書（省令別記様式第3）	
	8	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主が個人であるときに提出が必要です。ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる場合は、提出は不要です。 ・ 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。

(次頁につづく)

類分	番号	書類	備考等	
工事主の 資力及び 信用	9	工事主の法人の登記事項証明書	・ 工事主が法人である場合に提出が必要です。	
	10	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	・ 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者全員（申請に係る法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）を含みます。）について提出が必要です。ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、提出は不要です。 ・ 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。	
	11	納税証明書（その1）	・ 工事主が個人の場合は、所得税についてのもの、法人の場合は、法人税についてのものの提出が必要です。 ・ 原則として前年度分のものであります。	
	12	貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）	・ 工事主が法人である場合に提出が必要です。（成立1年未満の法人を除きます。） ・ 11の納税証明書（その1）に係る事業年度と同じ年度の決算報告書のものの提出が必要です。	
	13	その他市長が必要と認める書類	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書	・ 成立1年未満の法人の場合及び自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。）
			金融機関等が発行する工事主への融資証明書	・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 ・ 融資証明書には以下の内容を明記してください。 ・ 申請に係る工事の資金であること。 ・ 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番 ・ 融資時期（申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。）
			融資元の印鑑証明書	・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合で、融資元が金融機関でない場合に提出が必要です。
			融資元の預金残高証明書	・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合で、融資元が金融機関でない場合に提出が必要です。
			住民税の納税証明書又は源泉徴収票等	・ 工事主が個人の場合であって、10の証明書により所得税の滞納がないことの確認が困難な場合に提出が必要になる場合があります。
			法人の成立から最新月までの法人税申告のための基礎資料	・ 工事主が成立1年未満の法人の場合に提出が必要です。
			その他市長が必要と認める書類	・ 5の申告書の記載事項に誤りがないことを確認するためのものです。
	工事施行者の 工事施行 能力	14	工事施行者の工事施行能力に関する申告書（市細則第13号様式）	
		15	工事施行者の法人の登記事項証明書	
16		建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書又は確認書の原本	・ 原則として「土木一式工事」の許可を受けている必要があります。	
17		国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの	・ 建設業許可証明書又は確認書を提出している場合は不要です。	
18		その他市長が必要と認める書類	・ 14の申告書の記載事項に誤りがないことを確認するためのものです。	

(次頁につづく)

類分	番号	書類	備考等
設計者の資格	19	設計者の資格に関する申告書(市細則第5号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 地上高さが5メートルを超える擁壁の設置又は盛土若しくは切土(盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものを含む。)をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置に係る図面を作成した場合に提出が必要です。(20から24の書類も同様です。) 上記にかかわらず、事前に建築局宅地審査部に申告している場合は、19から24の書類は提出不要です。この場合は、申告番号を1の申請書の「設計者住所氏名」の欄に記入することとします。
	20	卒業証書の写し、卒業証明書の写し又は在学期間を証する書類	19の申告書で申告する資格が学歴に係るものである場合に、学歴を証する書類の提出が必要です。
	21	一級建築士免許の写し又は一級建築士登録証明書の写し	19の申告書で申告する設計者の資格が一級建築士である場合に提出が必要です。
	22	技術士二次試験合格証の写し又は技術士二次試験合格証明書の写し	19の申告書で申告する設計者の資格が技術士である場合に提出が必要です。
	23	登録講習機関が行う講習を修了したことを証する書類	19の申告書で申告する設計者の資格が都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したことである場合に提出が必要です。
	24	実務従事証明書(規則外様式)	19の申告書で申告する資格が実務の経験に関するものである場合に提出が必要です。
土地所有者等の同意	25	工事施行区域内の権利者一覧表(規則外様式)	<ul style="list-style-type: none"> 地目及び権利の種別は登記事項証明書のとおり記入し、同意者の住所及び氏名は印鑑証明書のとおり記入することとします。 変更許可申請を行う場合で、新たに工事施行区域に入る土地がある場合は、その土地の部分について25から29の書類の提出が必要です。
	26	工事施行同意証明書(市細則第6号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 同意年月日は、同意に係る権利が登記された日(※)以後とする必要があります。 ※ 土地の登記事項証明書に付された登記の日付であって、原因の日付ではありません。 「権利を有する土地の所在地(地番)」の欄に記入及び実印の押印をするのは、1行に土地1筆かつ1権利者のみです。複数の土地がある場合又は権利者がいる場合は、行を分けて記入及び実印の押印することとします。 地目及び権利の種別は登記事項証明書のとおり記入し、同意者の住所及び氏名は印鑑証明書のとおり記入することとします。 権利者が死亡している等で本人から同意証明書の取得ができない場合は、必要書類について窓口でご相談ください。
	27	土地の登記事項証明書	工事施行区域内の全ての土地について提出が必要です。
	28	印鑑証明書	26の証明書に記入された同意年月日の3か月前の日以後に発行されたものとします。
	29	その他同意を得たことを証する書類	国又は地方公共団体等の公共機関の場合は、26及び28に掲げる書類に代えて、当該公共機関が作成した、申請に係る工事に当該公共機関が同意していることが分かる文書を「同意を得たことを証する書類」とすることができます。
住民周知	30	開発事業計画の同意通知書	「開発事業計画の変更の同意通知書」を提出する場合には、提出は不要です。
	31	開発事業計画の変更の同意通知書	「開発事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合に提出(軽微な変更を除く。)

(次頁につづく)

分類	番号	書類	備考等
目次	32	図書目次(その2)(規則外様式)	<ul style="list-style-type: none"> その他市長が必要と認める書類として提出してください。
図面	33	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 図面(その他市長が必要と認める図面を除く。)の詳細については、第3号の表を参照してください。 その他市長が必要と認める図面は、技術的基準に適合していることを確認するためのものです。
		現況図	
		公図の写し	
		造成計画平面図	
		造成計画断面図	
		崖の断面図	
		排水施設の平面図	
		擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図	
		擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図	
		求積図及び求積表	
		擁壁の断面図	
		崖面崩壊防止施設の断面図	
		排水施設の構造図	
		その他市長が必要と認める図面	
技術的基準	34	地盤調査その他の調査又は試験の結果をまとめた書類	<ul style="list-style-type: none"> 必要な地盤の許容応力度が100kN/m²超の場合、杭を設置する場合、深層の地盤改良を行う場合、軟弱地盤が想定される場合、既存の盛土の上に擁壁の設置又は盛土を行う場合その他市長が必要と認める場合は、許可前に提出が必要です。 37の安定計算書を提出する場合にも提出が必要です。 工事施行区域だけでなく、必要に応じてその周辺のものも提出を求める場合があります。 ボーリング調査(標準貫入試験)の場合は、次の項目を記載することとします。 <ul style="list-style-type: none"> 調査手法、調査年月日及び調査責任者 調査位置及び深度 地形概要、地質概要、地質構成及び地下水位 地盤の強度算定書及び土質試験結果
		擁壁の構造計算書	
		崖面崩壊防止施設の構造計算書	
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
技術的基準	35	擁壁の構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときに提出が必要です。ただし、鉄筋コンクリート造擁壁を擁壁を横浜市の標準構造図の構造とする場合は、当該擁壁の構造計算書の提出は不要と取り扱います。 擁壁の概要、構造計画、安定算定、応力算定及び断面算定を記載したもの(杭の工事施行をする場合は、杭の工事施行計画及び構造計算書を含みます。)の提出が必要です。
		崖面崩壊防止施設の構造計算書	
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
技術的基準	36	崖面崩壊防止施設の構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設を設置するときに提出が必要です。 崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを確かめた算定を記載したものの提出が必要です。
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
技術的基準	37	地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときに提出が必要です。 令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わないときに提出が必要です。 盛土のり面の高さが9メートルを超えるときに提出が必要です。(これは市長が必要と認める書類として提出が必要なものです。) 34の書類も併せて提出が必要です。
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	

(次頁につづく)

類分	番号	書類	備考等
	38	国土交通大臣の認定に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> 政令第17条の規定による擁壁を設置するときに提出が必要です。 大臣認定書の写し、大臣認定に係る使用条件を示した書類及び設計・工事施行・工事監理・検査に係るマニュアル又は要領その他これに類するものを提出する必要があります。
	39	深層混合処理での地盤改良（柱状改良）に係る計算書	<ul style="list-style-type: none"> 深層の地盤改良（柱状改良）を行うときに提出が必要です。 地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書の提出が必要です。
	40	令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）又集水地形に該当するかを調査した結果をまとめた書類	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域及びその周辺の状況（位置図（地形図）、現況図又は現地調査）から令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）又集水地形の該当するか判断可能な場合は、提出は不要です。
	41	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域の外周及び内部の状況が分かるように撮影した写真とします。
	42	写真を撮影した箇所を示した図面	<ul style="list-style-type: none"> 現況図に、41の写真を撮影した箇所を撮影した方向が分かるように記載したものとします。
	43	擁壁用透水マット協会の認定証、設計・施工要領及びカタログ	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁用透水マットを使用する場合に提出が必要です。 設計・施工要領は、神奈川県内用のものとします。
	44	浅層混合処理又は地盤の置換での地盤改良又はに係る計算書等の書類	<ul style="list-style-type: none"> 浅層の地盤改良又は地盤の置換により、擁壁の底面に作用する応力を分散させるなどの場合に提出が必要です。
	45	予定する建築物（地下車庫を含みます。）に係る書類（平面図、立面図、断面図、仕上表、面積表、構造計算書）	<ul style="list-style-type: none"> 建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土（政令第3条第1号から第3号に規定する盛土又は切土をいいます。）が、土地の形質の変更が該当する場合又は上部擁壁の基礎底面に作用する応力が下部の予定する建築物に作用する場合に提出が必要です。
	46	公共施設用地等の境界に係る調査資料（道路水路境界調査図等）	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域周辺に、道路及び水路等の公共施設用地等がある場合は、提出が必要です。
	47	防災計画書	<ul style="list-style-type: none"> 根切りの高さが高い工事など、工事の内容に応じて、山留工事、仮設の排水施設及び沈砂池の設置工事その他の工事施行中の災害の発生を防止する措置に係る書類の提出が必要となる場合があります。
	48	暗渠排水工に係る排水施設的设计書	<ul style="list-style-type: none"> 暗渠排水工の施工が必要な場合に、集水区域の範囲を示した図面、集水区域の求積図及び求積表面積並びに流量計算書の提出が必要です。ただし、流量計算書については、市長が必要と認める場合に限りです。
	49	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 技術的基準に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するためのものです。

(3) 許可の申請に必要な図面（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

前号の表の33の図面（その他市長が必要と認める図面を除く。）は、次の表のとおりとします。

※ 次の表は、省令第7条第1項、市細則第10条（第10条に係る様式を含みます。）及び審査基準（市長が必要と認める書類並びに省令第7条第1項及び市細則第10条に規定する書類の取扱い等）の規定の内容をまとめたものです。図面の名称及び構成が省令第7条第1項と異なりますが、分かりやすくするため、原則として、次の表のとおり作成してください。

表：許可申請に必要な図面（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/1万 以上	<ul style="list-style-type: none"> 白地図を使用することとします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
現況図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 等高線は、1メートルの標高差を示すものとする事とします。 標高は、工事施行区域及びその周辺の土地の地形を把握できるように示すこととします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 実測に基づくものを使用することとします。
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 方位 閲覧した場所及び年月日 作成者の氏名（閲覧した公図の転写等を行った場合に限る。） 工事施行区域の境界 	1/600 以上	<ul style="list-style-type: none"> 最新のものを提出することとします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 盛土又は切土を行う土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 崖面その他の地表面の勾配、高さ及び形状（小段の形状を含む。） 建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高 建築物の位置及び形状（宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。） 道路計画高1メートルごとの等高線 技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 造成計画断面図を作成した箇所に造成計画断面図と照合できるように記号を付することとします。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付することとします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 現況図と重ね合わせた図面とすることとします。 盛土又は切土を行う土地の部分は、それぞれ赤系色又は黄系色に着色することとします。 工事施行区域外の自費工事の内容を示すこととします。 営農又は木竹の生育を行う箇所又は範囲を示し、営農又は木竹の育成のために盛土の締固めを行わない場合は、その範囲を示すこととします。 工区を分けて、法第17条第1項の完了検査を申請する場合は、当該工区の境界を示すこととします。 地下水排除工（暗渠排水工）を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状及び内法寸法及び勾配を記載してください。そのうえで、「杭工事等の際は、暗渠排水管を損傷しないよう、事前にその位置を調査するよう留意すること。」と記載してください。

(次頁につづく)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土を行う前後の地盤面及び当該地盤面の標高 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 盛土又は切土を行う土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 崖面その他の地表面の勾配及び形状(小段の形状及び幅員を含む。) 建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、境界及び標高 建築物の位置及び形状(宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。) 技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域の全体及びその周辺の土地を横断する断面図とすることとします。 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する箇所その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める箇所について作成することとします。 造成計画断面図を作成した箇所ごとに記号を付することとします。 盛土又は切土を行う土地の部分は、それぞれ赤系色又は黄系色に着色することとします。 営農又は木竹の生育を行う箇所又は範囲を示し、営農又は木竹の育成のために盛土の締固めを行わない場合は、その範囲を示すこととします。 盛土をする場合は土質及び工事施行方法を明示してください。 地下水排除工(暗渠排水工・基盤排水層)又は盛土内排水層を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を記載してください。
崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) 盛土又は切土をする前後の地盤面 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 崖面その他の地表面の勾配及び形状(小段の形状及び幅員を含む。) 崖面の保護の方法 技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> 高低差の著しい箇所、崖と崖が近接する箇所その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める箇所について作成することとします。 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しません。(ただし、多段擁壁に係る技術的基準への適合の確認が必要な場合その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める場合を除きます。)
排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設の位置、種類、高さ及び形状 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法(管径)、勾配、水の流れの方向、号線番号、延長及び人孔・ます・接続ますの位置・ます番号・取付管 側溝の種別及び水の流れの方向 遊水池(調整池)の位置及び形状 吐口(放流口)の位置 放流先河川の名称及び形状 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 雨水及び汚水を同一図面にて作成してください。 排水施設を既存の公共下水道に接続する場合にあっては、その位置及び管径を記載してください。 地下水排除工(暗渠排水工・基盤排水層)又は盛土内排水層を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を記載してください。(分かりにくくなる場合は、複数の図面に分けて作成してください。)

(次頁につづく)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 崖面その他の地表面の勾配及び形状(小段の形状を含む。) 建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、境界及び標高 建築物の位置及び形状(宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。) その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置するときに提出が必要です。 擁壁又は崖面崩壊防止施設には、申請書及び擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図と照合できるように番号を付することとします。
擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁又は崖面崩壊防止施設の高さ(全体、地上及び根入れの高さ)、標高及び延長 擁壁の基礎の形状 水抜穴の位置、材料及び内径 透水層の位置及び寸法 擁壁又は崖面崩壊防止施設の前面、背面及び周辺の地盤面の形状及び標高 擁壁又は崖面崩壊防止施設に接する擁壁その他の工作物 エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えないものを設置する箇所 隅角部の補強を行う位置 工事施行区域、その周辺の土地、公共施設用地、建築物その他土地利用に供する敷地の境界 建築物の位置及び形状(宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。) その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置するときに提出が必要です。 擁壁又は崖面崩壊防止施設には、申請書及び擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図と照合できるように番号を付することとします。
求積図及び求積表	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域及び盛土又は切土を行う土地の求積に必要な各部分の寸法若しくは座標又は算式 	1/200以上	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土を行う土地の求積の際には、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積は除きませんので留意してください。
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面(擁壁背面の土羽の勾配、高さ及び形状を含む。) 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁に係る材料(石材、透水マット、砕石、捨てコンクリート、裏込めコンクリート、水抜き穴等)の寸法、種類及び品質について明示することとします。

(次頁につづく)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設に係る材料の品質について明示することとします。
排水施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設及び当該排水施設の基礎の形状、寸法並びに材料の種類及び強度 その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/20 ～ 1/50	<ul style="list-style-type: none"> 「横浜市下水道設計標準図(管きよ編)」による場合は、該当図面の写しを提出してください。 地下水排除工(暗渠排水工・基盤排水層)又は盛土内排水層を施工する場合は、それらに係る構造図を含みます。

(4) 許可申請に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)(審査基準)

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「土石の堆積に関する工事の許可申請書(省令別記様式第4)」も2部提出が必要です。
- ※ 次の表は、省令第7条第1項、市細則第10条(第10条に關係する様式を含む。)及び審査基準(市長が必要と認める書類並びに省令第7条第1項及び市細則第10条に規定する書類の取扱い等)の規定の内容をまとめたものです。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です

表：許可申請に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)

分類	番号	書類	備考等
表紙等	1	土石の堆積に関する工事の許可申請書(省令別記様式第4)	<ul style="list-style-type: none"> 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 <ul style="list-style-type: none"> 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
	2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が許可申請手続及び許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者(代理者)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
	3	図書目次(その1)(規則外様式)	<ul style="list-style-type: none"> その他市長が必要と認める書類として提出してください。
	4	土石の堆積に関する工事等の概要(市細則第14号様式)	
工事主の資力及び信用	5～13	第2号の表の5から13に掲げる書類	<ul style="list-style-type: none"> 第2号の表の5から13を参照してください。

(次頁につづく)

分類	番号	書類	備考等
工事施行者の 工事施行能力	14～18	第2号の表の14から18 に掲げる書類	<ul style="list-style-type: none"> 第2号の表の14から18を参照してください。 土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事、堆積した土石等を除却する工事があり、それぞれ工事施行者を分ける場合は、工事施行者ごとに第2号の表の14から18に掲げる書類の提出が必要です。
土地所有者等 の同意	25～29	第2号の表の26から30 に掲げる書類	<ul style="list-style-type: none"> 第2号の表の25から29を参照してください。
住民周知	30・31	第2号の表の30及び31 に掲げる書類	<ul style="list-style-type: none"> 第2号の表の30及び31を参照してください。
目次	33	図書目次(その2)(規 則外様式)	<ul style="list-style-type: none"> その他市長が必要と認める書類として提出してください。
図面	33	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 図面(その他市長が必要と認める図面を除く。)の詳細については、第5号の表を参照してください。 その他市長が必要と認める図面は、技術的基準に適合していることを確認するためのものです。
		現況図	
		公図の写し	
		土石の堆積計画平面図	
		土石の堆積計画断面図	
		求積図及び求積表	
		その他市長が必要と認める図面	
技術的基準	34	地盤調査その他の調査 又は試験の結果をまと めた書類	<ul style="list-style-type: none"> 必要な地盤の許容応力度が100kN/m²超の場合、杭を設置する場合、深層の地盤改良を行う場合、軟弱地盤が想定される場合、既存の盛土の上に土石の堆積を行う場合その他市長が必要と認める場合は、許可前に提出が必要です。 工事施行区域だけでなく、必要に応じてその周辺のものも提出を求める場合があります。 ボーリング調査(標準貫入試験)の場合は、次の項目を記載することとします。 <ul style="list-style-type: none"> 調査手法、調査年月日及び調査責任者 調査位置及び深度 地形概要、地質概要、地質構成及び地下水位 地盤の強度算定書及び室内土質試験結果
	35	省令第32条に定める措 置が適切であることを 証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 省令第32条に定める措置(土石の堆積を行う構台の設置等の措置)を講じる場合に提出が必要です。
	36	省令第34条第1項各号 に掲げる措置の内容が 適切であることを証す る書類	<ul style="list-style-type: none"> 省令第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置(堆積した土石の周囲に鋼矢板等を設置する等の措置)を講ずるとき
	37	土石の堆積を行おうと する土地及びその付近 の状況を明らかにする 写真	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域の外周及び内部の状況が分かるように撮影した写真とします。
	38	写真を撮影した箇所を 示した図面	<ul style="list-style-type: none"> 現況図に、37の写真を撮影した箇所を撮影した方向が分かるように記載したものとします。
	39	その他市長が必要と認 める書類	<ul style="list-style-type: none"> 技術的基準に適合していることを確認するため又は土石の堆積に伴う災害を防止するためのものです。

(5) 許可の申請に必要な図面(土石の堆積に関する工事の場合)(審査基準)

前号の表の33の図面(その他市長が必要と認める図面を除く。)は、次の表のとおりとします。

※ 次の表は、省令第7条第2項、市細則第10条(第10条に係る様式を含みます。)及び審査基準(市長が必要と認める書類並びに省令第7条第1項及び市細則第10条に規定する書類の取扱い等)の規定の内容をまとめたものです。図面の名称及び構成が省令第7条第2項と異なりますが、分かりやすくするため、原則として、次の表のとおり作成してください。

表：許可申請に必要な図面（土石の堆積に関する工事の場合）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/1万 以上	<ul style="list-style-type: none"> 白地図を使用することとします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
現況図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事施行区域及びその周辺の土地の境界標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 等高線は、1メートルの標高差を示すものとする事とします。 標高は、工事施行区域及びその周辺の土地の地形を把握できるように示すこととします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 実測に基づくものを使用することとします。
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 方位 閲覧した場所及び年月日 	1/600 以上	<ul style="list-style-type: none"> 最新のものを提出することとします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。
土石の堆積計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 土石の堆積（予定する最大のもの）を行う土地の境界 土石の堆積（予定する最大のもの）の高さ、標高及び形状 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の境界、位置及び形状 柵その他これに類するものを設置する位置 雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び雨水その他の地表水による土石の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法（管径）、勾配、水の流れの方向、号線番号、延長及び人孔・ます・接続ますの位置・ます番号・取付管、側溝の種類及び水の流れの方向、沈砂池等の位置及び形状、吐口（放流口）の位置並びに放流先河川の名称及び形状） 保全対象の位置及び種類並びに保全対象との離隔距離（省令第32条の規定による措置により構造物を設置して土石の堆積を行う場合又は省令第34条第1項第1号に規定する鋼矢板等を設置して土石の堆積を行う場合に限る。） その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積計画断面図を作成した箇所に土石の堆積計画断面図と照合できるように記号を付することとします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 土石の堆積（予定する最大のもの）を行う土地の境界線を赤色の破線で、空地の境界線を青色の破線で示すこととします。 空地には、その形状が分かるように幅の寸法を示すこととします。 排水施設及び沈砂池（市長が許可申請の内容によりやむを得ないとした場合は、仮設の排水施設及び沈砂池）については、位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を示すこととします。

(次頁につづく)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
土石の堆積計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面、当該地盤面の標高及び勾配 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高及び地物、公共施設用地の境界及び用途 土石の堆積(予定する最大のもの)を行う土地の境界 土石の堆積(予定する最大のもの)の高さ、標高及び形状 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の境界、位置及び形状 柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 土石の堆積(予定する最大のもの)を行う土地の境界から土石の堆積を行う地盤面に対して上方に2分の1の勾配をなす線(土石の堆積の最大堆積高さが5メートルを超える場合に限る。) 保全対象の位置及び種類並びに保全対象との離隔距離(省令第32条の規定による措置により構造物を設置して土石の堆積を行う場合又は省令第34条第1項第1号に規定する鋼矢板等を設置して土石の堆積を行う場合に限る。) その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域の全体及びその周辺の土地を横断する断面図とすることとします。 土石の堆積を行う土地の箇所その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める箇所について作成することとします。 土石の堆積計画断面図を作成した箇所ごとに記号を付することとします。 土石の堆積(予定する最大のもの)の形状は、赤色の破線で示すこととします。 空地には、その形状が分かるように幅の寸法を示すこととします。
求積図及び求積表	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域及び土石の堆積を行う土地の面積並びに堆積する土石の体積の求積に必要な各部分の寸法若しくは座標又は算式 	1/200以上	
排水施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> 側溝その他の排水施設及び当該排水施設の基礎の形状、寸法並びに材料の種類及び強度 その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項 	1/20～1/50	<ul style="list-style-type: none"> 市長が許可申請の内容により仮設の側溝その他の排水施設を設置することをやむを得ないとした場合は、仮設の側溝その他の排水施設の構造を示すこととします。 「横浜市下水道設計標準図(管きよ編)」による場合は、該当図面の写しを提出してください。

(6) 市長との協議及び協議の申出の方法(市細則第13条第1項又は同条第2項)

ア 市長との協議及び協議の申出

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についても法の許可が必要ですが、法第15条第1項の規定により当該工事について、市長との協議が成立しすることをもちて法の許可があったものとみなされます。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、市長と協議しようとする国又は都道府県、指定都市若しくは中核市は、市細則第13条第1項又は同条第2項の規定により、市長に協議を申し出る必要があります。

※ 独立行政法人が国又は都道府県、指定都市若しくは中核市とみなされるかについては、各法の規定によります。

イ 協議の申出の方法

協議の申出をするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、ウに掲げ

る書類を、土石の堆積に関する工事にあつては、エに掲げる書類を横浜市の担当課に提出してください。

なお、協議の申出(当該書類の提出)は、協議しようとする工事の計画について、条例第19条第1項の規定により「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に行います。

※ 「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合(条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更をしている場合を除く。)は、変更後の計画について、「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に協議の申出を行います。

ウ 協議の申出に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)(審査基準)

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(市細則第18号様式)」及び第2号の表に掲げる書類のうち2から49に掲げる書類(6及び8から13に掲げる書類を除く。)について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第2号の表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(市細則第18号様式)」も2部提出が必要です。

※ 第2号の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

※ 工事主の資力及び信用に係る書類は、工事主の資力及び信用に関する申告書(市細則第11号様式)及び資金計画書(省令別記様式第3)のみ提出が必要です。

※ 第2号の表の33に掲げる図面(その他市長が必要と認める図面を除く。)の詳細については、第3号の表を参照してください。

エ 協議の申出に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)(審査基準)

「土石の堆積に関する工事の協議申出書(市細則第19号様式)」及び第4号の表に掲げる書類のうち2から39に掲げる書類(5から13に掲げる書類のうち第2号の表の6及び8から13に掲げる書類を除く。)について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第2号の表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「土石の堆積に関する工事の協議申出書(市細則第18号様式)」も2部提出が必要です。

※ 第2号及び第4号の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

※ 工事主の資力及び信用に係る書類は、工事主の資力及び信用に関する申告書(市細則第11号様式)及び資金計画書(省令別記様式第3)のみ提出が必要です。

※ 第4号の表の33に掲げる図面(その他市長が必要と認める図面を除く。)の詳細については、第5号の表を参照してください。

9 許可若しくは変更許可の申請又は協議若しくは変更協議の申出の取下げ(市細則第11条)

【市細則】

(申請等の取下げ)

第11条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可の申請を行った者は、市長が法第14条第1項の処分(法第16条第3項の規定により準用する場合を含む。)をするまでの間において当該申請を取り下げるときは、第15号様式の宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書を市長に提出しなければならない。

2 法第15条第1項の協議(第16条第3項の規定により準用する場合を含む。)の申出を行った者は、協議が成立するまでの間において当該申出を取り下げるときは、第16号様式の宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書を市長に提出しなければならない。

法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更許可を申請して、当該申請に係る許可証又は不許可通知書の交付を受けるまでの間において当該申請を取り下げる場合は、「宅地造成等に関する工

事の許可申請の取下届出書（市細則第 15 号様式）」を提出しなければなりません。

また、法第 15 条第 1 項の協議（第 16 条第 3 項の規定により変更協議の場合を含みます。）の申出を行い、当該協議が成立するまで（宅地造成等に関する工事の協議成立確認書の交付を受けるまで）の間において当該申出を取下げるときは、「宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書（第 16 号様式）」を横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課）に提出しなければなりません。

なお、取下げを行っても、手数料及び許可申請書若しくは変更許可申請書又は協議申出書若しくは変更協議申出書の正本（添付書類を含みます。）の返却はできませんので、留意してください。

※ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を取り止める場合には、別途、条例の手続が必要です。

10 許可若しくは変更許可又は協議若しくは変更協議の成立

(1) 許可の通知交付及び協議の成立確認書の交付（法第 14 条、省令第 36 条、市細則第 12 条及び市細則第 13 条第 3 項）

【法】

（許可証の交付又は不許可の通知）

- 第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

【省令】

（許可証の様式）

- 第三十六条 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。
- 2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 (略)

【市細則】

（不許可通知書の様式）

- 第 12 条 市長は、法第 14 条第 2 項の不許可の処分をした旨の通知（法第 16 条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）を、第 17 号様式の不許可通知書に省令第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の申請書の副本を添えたものにより行うものとする。

（協議の申出等）

- 第 13 条 (略)
- 3 市長は、前 2 項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、第 20 号様式の宅地造成等に関する工事の協議成立確認書に第 1 項又は第 2 項の協議申出書の副本を添えて、当該協議を申し出た者に交付するものとする。
- 4 及び 5 (略)
- 6 市長は、前 2 項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、第 20 号様式の宅地造成等に関する工事の協議成立確認書に第 4 項又は第 5 項の協議申出書の副本を添えて、当該協議を申し出た者に交付するものとする。

法第 12 条第 1 項の許可又は法第 16 条第 1 項の変更許可の申請について許可の処分をしたときは、「許可証（省令別記様式第 6）」に申請書の副本を添えて、申請者に交付し、不許可の処分をしたときは、「不許可通知書（市細則第 17 号様式）」に申請書の副本を添えて、申請者に交付します。

また、法第 15 条第 1 項の協議（第 16 条第 3 項の規定により変更協議の場合を含みます。）が成立したときは、「宅地造成等に関する工事の協議成立確認書（市細則第 20 号様式）」に協議申出者

書の副本を添えて、申出者に交付します。

(2) 許可若しくは変更許可の条件又は協議若しくは変更協議の成立に同意する条件（法第 12 条第 3 項）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条（略）

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4（略）

（変更の許可等）

第十六条（略）

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

（以下略）

市長は、法第 12 条第 1 項の許可又は法第 16 条第 1 項の変更許可に、法第 12 条第 3 項の規定（法第 16 条第 3 項の規定により準用する場合を含みます。）により工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができます。

また、市長は、法第 15 条第 1 項の協議（第 16 条第 3 項の規定により変更協議の場合を含みます。）の成立に同意するにあたって、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付するものとします。

市長が付する許可若しくは変更許可の条件又は協議若しくは変更協議の成立に同意する条件の例には、次のアからエのようなものがあります。

実際の条件は、個々の申請及び協議により異なります。条件は、許可証又は協議成立確認書に記載又は添付しますので、工事主、工事施行者及び設計者は、必ずその内容を確認し、当該条件を遵守してください。また、許可証又は協議成立確認書には、留意事項をまとめた付記も記載又は添付していますので、併せて確認してください。

ア 申請に係る工事主及び工事施行者は、市細則に定める手続を行うこと。

イ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を廃止しようとする場合（土石の堆積に関する工事にあつては、既に土石の堆積を行っている場合を除く。）は、工事主及び工事施行者は、当該工事に伴う災害の発生を防止する必要な措置を講じ、あらかじめ当該措置の状況について市長の確認を受けること。

ウ 土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積は、市細則第 18 条第 3 項に規定する市長の確認を受けた後に行うこと。

エ その他工事の施行に伴う災害を防止するため市長が必要と認めること。

(3) 特定工程等（中間検査、定期報告及び工程確認の要否）の通知（市細則第 14 条）

【市細則】

（特定工程等の通知）

第 14 条 市長は、法第 14 条第 2 項に規定により許可証を交付するとき（法第 16 条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）又は第 13 条第 3 項若しくは同条第 6 項の規定により協議の成立を通知するときは、当該工事が政令第 23 条に規定する規模の工事又は法第 18 条第 1 項に規定する特定工程を含む工事に該当するかどうか示した書面を当該許可の申請をした者又は当該協議の申出をした者に交付しなければならない。

市長は、許可証又は協議成立確認書を交付するときには、許可又は協議に係る工事が、第 18 条第 1 項の規定による中間検査を申請する必要があるもの及び法第 19 条第 1 項の規定による定期報告をする必要があるものに該当するか示した書面を併せて交付します。

また、当該書面には、市細則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により市長が指定する工事の工程（工程に達する旨を届け出て、技術的基準への適合の横浜市の確認を受ける必要がある工程）につ

いても示します。

そのため、工事主、工事施行者及び設計者は、必ずその書面を確認し、中間検査、定期報告並びに市細則に基づく工程報告及び確認の手続に漏れがないようにしてください。

(4) 標識の設置 (法第 49 条、省令第 87 条及び市細則第 16 条)

【法】

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三 工事施行者の氏名又は名称

四 現場管理者の氏名又は名称

五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【市細則】

(標識等)

第 16 条 省令別記様式第 23 による標識に貼付する見取図は、造成計画平面図とすることができる。

2 省令別記様式第 24 による標識に貼付する見取図は、土石の堆積計画平面図とすることができる。

3 法第 12 条第 1 項の許可（法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けた者は、法第 49 条の規定により標識を掲げた以後に、当該標識に記載した事項又は貼付した見取図を変更した場合は、速やかに記載した事項の修正若しくは追記又は見取図の貼替えを行わなければならない。

(工事の着手の届出)

第 17 条 法第 12 条第 1 項の許可を受けた者（法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含み、同条第 2 項の規定により許可があったものとみなされる場合を除く。）は、当該工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、第 24 号様式の宅地造成等に関する工事の着手届出書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図が分かるように撮影した写真

(4) (略)

ア 標識の掲出

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事主（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合及び同条第 2 項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合を含みます。）は、当該工事の着手の前に、工事施行区域内の見やすい場所に標識を掲出しなければなりません。当該標識は、工事が完了するまでの間掲出することとし、当該標識に記載した事項又は貼付した見取図を変更した場合は、速やかに記載した事項の修正若しくは追記又は見取図の貼替えを行う必要があります。

なお、「見やすい場所」とは、工事施行区域が道路に接する場合にあっては、工事施行区域が道路に接する場所とし、工事施行区域が道路に接しない場合にあっては、周辺住民が見やすい場所とします。

※ 都市計画法の開発許可を受けた開発行為のうち、当該開発行為に関する工事が、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当するものについては、開発許可に係る標識（横浜市都市計画法施行細則第9条第1項）とは別に、この規定の標識の掲出が必要です。

イ 標識の様式及び標識に貼付する見取図

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は、省令別記様式第23による標識を掲出し、掲出した標識に見取図として造成計画平面図を貼り付けてください。

土石の堆積に関する工事の場合は、省令別記様式第24による標識を掲出し、掲出した標識に見取図として土石の堆積計画平面図を貼り付けてください。

ウ 標識の撮影

工事着手届に掲出した標識を撮影した写真を添付するため、標識を掲出したときには、その設置状況が分かる遠景のものと、記載された事項及び貼付された見取図が分かる近景のもの2枚の写真を撮影してください。

(5) 許可の公表（法第12条第4項、省令第9条及び省令第10条）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条（略）

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事（法第15条第1項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）については、法第12条第4項の規定により、横浜市が管理するウェブサイト「横浜市行政地図情報システム」の「i-マッピー」において、省令第10条に基づく事項を公表します。

ウェブサイト	横浜市行政地図情報提供システム
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal

また、よこはま建築情報センター（市庁舎2階）では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、一般に次の情報提供を行います。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法第17条第2項の検査済証が交付されたものに限る。）に係る造成計画平面図の閲覧

イ 土石の堆積に関する工事（法の許可を受けたもの（法第15条第1項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含む。）に限る。）に係る土石の堆積計画平面図の閲覧

ウ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の法の許可又は法第 15 条第 1 項の協議の
手続に係る台帳記載証明書の交付

※ ア及びイの写しが必要な場合は、実費の負担が必要です。また、ウの台帳記載証明書に発行に
は、手数料が必要です。

11 工事の着手届出書の提出（市細則第 17 条）

【市細則】

（工事の着手の届出）

第 17 条 法第 12 条第 1 項の許可を受けた者（法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみな
される場合を含み、同条第 2 項の規定により許可があったものとみなされる場合を除く。）は、当該
工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、第 24 号様式の宅地造成等に関する工事
の着手届出書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 宅地造成等に関する工事のうち主要な工事の工程表
- (3) 法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及
び貼付された見取図が分かるように撮影した写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事主（法第 15 条
第 1 項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）は、当該工事に着
手する前に、工事の現場管理者を定め、「宅地造成等に関する工事の着手届出書（市細則第 24 号様
式）」に、次に掲げる書類を添付して横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※）の審査・
検査」の担当課）に提出する必要があります。

ア 緊急連絡体制表（規則外様式）

イ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち主要な工事の工程表

ウ 法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項
及び貼付された見取図が分かるように撮影した写真（標識の設置状況並びに標識に記載された事
項及び貼付された図面が分かるように、遠景及び近景で写真を撮影する必要があります。）

エ その他市長が必要と認める書類

12 市細則に基づく工程確認(第13項の土石の堆積前の確認を除く。)(市細則第18条)

【市細則】

(工程の届出及び確認等)

第18条 市長は、法第12条第1項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含み、同条第2項の規定により許可があったものとみなされる場合を除く。)について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、当該擁壁に必要な根入れの高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切を完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆うものを除く。)を生じさせたとき。(当該崖面を保護する措置を行う前に限る。) (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき。(法第24条第1項の規定による検査を行う工程を除く。) (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 その他市長が指定する工事	市長が必要と認める工程

2 市長は、法第12条第1項の許可を受けた土石の堆積に関する工事(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)について、必要があると認めるときは、次に掲げる工事の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

- (1) 土石の堆積を行うために必要な工事
- (2) 省令第32条に規定する構造物に係る工事
- (3) 省令第34条第1項各号に掲げる措置に係る工事
- (4) その他市長が必要と認める工事

3 前2項の規定による届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第13条第1項の規定に適合しているかどうかの確認を行うことができる。

4 工事施行者は、第1項又は第2項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

5 第3項の場合において、市長は、工事施行者に前項の資料を提出するようを求めることができる。(以下略)

(1) 工事の工程の届出及び工程確認(現場確認)の予約(市細則第18条)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事(法第15条第1項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。)の工事施行者は、第2号の工事の工程に達したとき(当該工事が完了するとき)に、横浜市の担当課にその旨を電話又は窓口において、口頭にて届け出るとともに、工程確認(現場確認)の予約をしてください。

当該届出後に、横浜市の担当課が、当該工事が法の技術的基準に適合しているか、現場にて工事の工程(工事の施行状況)を確認します。

当該確認が完了するまでは、市長が付した許可の条件又は協議の成立に同意する条件により、確

認を行う工程の後の工程に係る工事は施行することができませんので、留意してください。

- ※ 市細則に基づく工事の工程の届出（現場確認）については、手数料は不要です。
- ※ 原則として、工程確認を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課）に電話にて工程確認の予約の連絡をして確認日を確定のうえ、工程確認を受けてください。（予約状況によっては希望日に現場確認を行うことができないお受けできない場合があります。）
- ※ 工程確認には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。
- ※ 工程確認の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

(2) 届出及び現場確認が必要な工事（工程確認の対象）の工程

届出及び現場確認が必要な工事の工程は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、アの工程のうち横浜市が指定する工程、土石の堆積に関する工事の場合にあつては、イの工程のうち横浜市が指定する工程です。

- ※ 指定する工程（届出及び現場確認が必要な工事の工程）は、第10項第3号の「特定工程等（中間検査、定期報告及び工程確認の要否）の通知」において通知します。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、当該擁壁に必要な根入れの高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切を完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆うものを除く。）を生じさせたとき。（当該崖面を保護する措置を行う前に限る。） (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき。（法に基づく中間検査を行う工程を除く。） (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 その他市長が指定する工事	市長が必要と認める工程

イ 土石の堆積に関する工事の場合

(ア) 土石の堆積を行うために必要な工事
(イ) 省令第32条に規定する構造物（構台等）に係る工事
(ウ) 省令第34条第1項各号に掲げる措置（鋼矢板等の設置等）に係る工事
(エ) その他市長が必要と認める工事

- ※ 上記(ア)から(ウ)の工事が完了するときの市細則に基づく工程確認については、第13項を参

照してください。この項では、上記(ア)から(エ)の工事の施行中の工程に係る市細則に基づく工程確認について記載しています。

(3) 工事の工程確認の完了

工程確認にて、確認の結果を工事施行者に伝えることをもって、工事の工程確認の完了とします。横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正及び是正した写真の撮影等の必要な対応をしてください。

ただし、指摘事項の内容によっては、改めて現場確認を行う場合があります。この場合は、改めて行う現場確認にて、改めて確認の結果を工事施行者に伝えることをもって、工事の工程確認の完了とします。

13 土石の堆積前の確認（市細則に基づく工程確認）（市細則第 18 条）

【市細則】

（工程の届出及び確認等）

第 18 条 （略）

- 2 市長は、法第 12 条第 1 項の許可を受けた土石の堆積に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）について、必要があると認めるときは、次に掲げる工事の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。
 - (1) 土石の堆積を行うために必要な工事
 - (2) 省令第 32 条に規定する構造物に係る工事
 - (3) 省令第 34 条第 1 項各号に掲げる措置に係る工事
 - (4) その他市長が必要と認める工事
- 3 前 2 項の規定による届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかの確認を行うことができる。
- 4 工事施行者は、第 1 項又は第 2 項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。
- 5 第 3 項の場合において、市長は、工事施行者に前項の資料を提出するよう求めることができる。
- 6 市長は、第 2 項第 1 号から第 3 号（省令第 34 条第 1 項第 2 号に掲げる措置に係る工事を除く。次項において同じ。）に掲げる工事の工程に達する旨を届け出る工事施行者に、第 25 号様式の土石の堆積前の工事の施行状況報告書に同号に掲げる工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて確認するために市長が必要と認める書類を添付して提出するよう求めることができる。
- 7 市長は、前項の確認を行い、第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めるときは、その旨を法第 12 条第 1 項の許可を受けた者（法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）に通知するものとする。

(1) 土石の堆積前の確認（市細則第 18 条）

土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事（法第 15 条第 1 項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）の工事施行者は、「土石の堆積を開始する前に、土石の堆積を行うために必要な工事（土石を堆積する地盤の整備、空地、柵等、排水施設、沈砂池、構台、鋼矢板等の設置、立入禁止の掲示並びに土石を堆積する土地及び空地の境界の明示等に係る工事のことをいいます。以下この項において同じ。）」、「省令第 32 条に規定する構造物（構台等）に係る工事（当該工事を施行するものに限り、以下この項において同じ。）」及び「省令第 34 条第 1 項各号に掲げる措置（鋼矢板等の設置等）に係る工事（当該工事を施行するものに限り、以下この項において同じ。）」について、当該工事の工程に達したとき（当該工事が完了するとき）に、横浜市の担当課にその旨を届け出なければなりません。

当該届出後に、横浜市の担当課が、当該工事が法の技術的基準に適合しているか、現場及び書類（第 3 号の工事施行状況報告書の確認等）にて確認を行います。

当該確認が完了するまでは、市長が付した許可の条件又は協議の成立に同意する条件により、土石の堆積を開始できませんので、留意してください。

※ 土石の堆積前の確認については、手数料は不要です。

(2) 土石の堆積前の工事完了届出書の提出及び現場確認の予約

工事施行者は、「土石の堆積を開始する前に、土石の堆積を行うために必要な工事」、「省令第32条に規定する構造物（構台等）に係る工事」及び「省令第34条第1項各号に掲げる措置（鋼矢板等の設置等）に係る工事」について、当該工事の工程に達したとき（当該工事が完了するとき）は、横浜市の担当課に次の表に掲げる書類を提出してその旨を届け出るとともに、現場確認の予約をしてください。

原則として、現場確認を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課に電話にて現場確認の予約の連絡して、現場確認を受けてください。（予約状況によっては希望日に現場確認を行うことができない場合があります。）

※ 次に掲げる書類は、第2項第1号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課のみに提出しますが、現場確認は、第2項第1号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課と「排水施設（※）の審査・検査」の担当課の両方の課にて行いますので、両方の課において現場確認の予約をしてください。

※ 現場確認には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。

※ 現場確認の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。）

表：土石の堆積前の工事完了の届出に必要な書類

番号	書類	備考等
1	土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書（規則外様式）	・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。
2	委任状	・ 代理人が土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は合格証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	土石の堆積の計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

(3) 工事施行状況報告書の提出

工事施行者は、第2号の土石の堆積前の工事完了届出書の提出を行うとともに、「土石の堆積前の工事の施行状況報告書（市細則第25号様式）」及び添付書類を横浜市の担当課（技術的基準（※）の審査・検査）の担当課）に提出してください。

※ 「土石の堆積前の工事の施行状況報告書（市細則第25号様式）」の添付書類については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

(4) 土石の堆積前の確認に係る審査及び完了

現場及び書類での確認において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正、是正した状況を撮影した写真の提出又は書類の追加若しくは訂正等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて現場確認を行う場合があります。

現場及び書類にて、土石の堆積を行うために必要な工事が法の技術的基準に適合していること確認が完了したときは、横浜市の担当課よりその旨を口頭で通知します。

土石の堆積は、この通知以後に開始することができます。

14 法に基づく中間検査(法第18条)

【法】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(1) 法に基づく中間検査の概要(法第18条第1項及び同条第2項)

法の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合及び同条第2項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合を含みます。)が、政令第23条に規定する規模(第2号を参照してください。)の宅地造成又は特定盛土等に係るものでり、かつ、法第18条第1項に規定する特定工程(第3号を参照してください。)を含む工事に該当する場合には、法第18条第1項の規定による中間検査を受検する必要があります。

この法に基づく中間検査は、市細則に基づく工程確認とは違い、中間検査申請書の提出及び中間検査合格証の交付の手続きがあり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、次の工程の工事を施行することができませんので、留意してください。

※ 都市計画法の開発許可を受けた開発行為のうち、当該開発行為に関する工事が、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当し、政令第23条に規定する規模(第2号を参照してください。)の宅地造成又は特定盛土等に係るものであり、かつ、法第18条第1項に規定する特定工程(第3号を参照してください。)を含む工事に該当する場合は、法に基づく中間検査を受検する必要があります。

※ 土石の堆積に関する工事については、法に基づく中間検査は対象ではありません。

(2) 法に基づく中間検査の受検を要する宅地造成又は特定盛土等の規模(政令第23条)

表：中間検査の受検を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

付番	根拠規定	中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模(盛土又は切土)	図
①	政令第23条第1号	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
②	政令第23条第2号	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
③	政令第23条第3号	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②に該当するものを除きます。)	
④	政令第23条第4号	盛土であって、高さが5メートルを超えるもの(①又は③に該当するものを除きます。)	
⑤	政令第23条第5号	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が3000平方メートルを超えるもの(※)(①～⑤に該当するものを除きます。)	

※ ⑤の「盛土又は切土をする土地の面積」には、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入します。(「盛土又は切土をする土地の面積」に、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入しないのは、法の許可対象かを判断するときに限ります。)

(3) 法に基づく中間検査の受検を要する特定工程及び中間検査合格証の交付後に施行することができる工事の工程（政令第24条第1項及び同条第2項）

法に基づく中間検査の受検を要する工事の工程（以下「特定工程」といいます。）は、「盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程」をいいます。具体的には、設計編第2章第2節第4項の「盛土の排水施設等」及び同節第8項の「切土の排水施設等」の暗渠排水工に係る排水施設を設置する工事の工程のことをいいます。

なお、特定工程について中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程の後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工程に係る工事）は施行することができません。

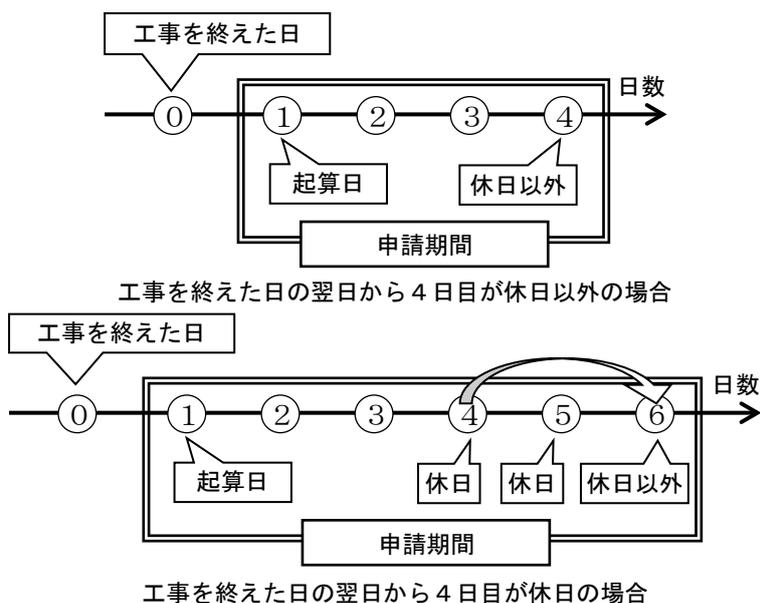
(4) 法に基づく中間検査の申請から合格証の交付までの手続

ア 申請期間（省令第45条）

工事主は、第3号の特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、横浜市に中間検査を申請しなければなりません。

なお、「4日以内」とは、工事を終えた日の翌日から起算して、4日目のことをいいます。ただし、4日目が次の(ア)から(ウ)に掲げる休日にあたる場合は、休日の翌日（次の休日以外の日）のことをいいます。

<p>【休日（横浜市の休日を定める条例第1条第1項）】 ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>



※ 実際に中間検査を受検する日は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以後とすることができます。

イ 中間検査申請に必要な書類及び現場検査の予約

次の表に掲げる書類1部を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課）に提出するとともに、中間検査（現場検査）の予約をしてください。

- ※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 中間検査申請書の提出の際には、手数料（第4項第3号を参照してください。）の支払いが必要です。
- ※ 原則として、中間検査（現場検査）を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課に電

話して、又は担当課の窓口にて、中間検査（現場検査）の予約をしてください。（予約状況によっては希望日に現場検査を行うことができない場合があります。）

- ※ 第3号の特定工程に係る工事について、工区を分けて施行する場合は、工区ごとの特定工程に係る工事を終えるごとに（工事を終えた日から4日以内に）中間検査を申請することができるものとします。この場合においては、その都度、次の表に掲げる書類の提出及び手数料の支払いが必要です。

なお、工第3号の特定工程に係る工事について、工区を分けて施行する場合は、あらかじめ横浜市の担当課に確認してから当該工事を施行してください。

表：中間検査申請に必要な書類

番号	書類	備考等
1	中間検査申請書（省令別記様式第13）	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が中間検査申請書の提出及び中間検査合格証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に中間検査申請の提出及び中間検査合格証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 代理人の印を訂正印又は合格証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 委任状は、工事主が作成するもので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。 図面に記載された暗渠排水工に係る排水施設のうち、今回の中間検査を申請するものを赤線で囲い、既に中間検査を受検したものを青線で囲うものとします。
5	排水施設の平面図	

ウ 中間検査（現場検査）の受検及び合格証の交付

中間検査（現場検査）において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正及び是正した状況を撮影した写真の提出等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて中間検査（現場検査）を行う場合があります。この場合においては、改めて中間検査申請書の提出及び手数料の支払いをする必要はありません。

中間検査（現場検査）の結果、第3号の特定工程に係る工事が法第13条第1項の技術的基準に適合していると認めるときは、工事主に中間検査合格証（省令別記様式第14）を交付します。

- ※ 現場検査には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。
- ※ 現場検査の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。）

15 定期報告(法第19条第1項)

【法】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可(政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

- 2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
 - 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等(法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。)に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量

四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

【市細則】

(定期の報告)

第21条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告をしようとする者は、第28号様式の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書に次に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第48条第1項に規定する写真(報告をする日の7日以内に撮影したものに限る。)
- (2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告をしようとする者は、第29号様式の土石の堆積に関する工事に係る定期報告書に次に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第48条第2項に規定する写真(報告をする日の7日以内に撮影したものに限る。)
- (2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(1) 定期報告の概要(法第19条第1項)

法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合及び同条第2項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合を含みます。)が、政令第25条第1項又は同条第2項に規定する規模(第2号を参照してください。)の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に係るものに該当する場合には、法第19条第1項の規定により、3月ごとに当該宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況等の事項を横浜市に報告(定期報告)しなければなりません。

※ 都市計画法の開発許可を受けた開発行為のうち、当該開発行為に関する工事が、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当し、かつ、政令25条第1項に規定する規模(第2号を参照してください。)の宅地造成又は特定盛土等に係るものに該当する場合は、定期報告が必要です。

(2) 定期報告が必要な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の規模(政令第23条及び政令第25条)

表：定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

付番	根拠規定	定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模(盛土又は切土)	図
①	政令第25条 ・ 政令第23条 第1号	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
②	政令第25条 ・ 政令第23条 第2号	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
③	政令第25条 ・ 政令第23条 第3号	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②に該当するものを除きます。)	
④	政令第25条 ・ 政令第23条 第4号	盛土であって、高さが5メートルを超えるもの(①又は③に該当するものを除きます。)	
⑤	政令第25条 ・ 政令第23条 第5号	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が3000平方メートルを超えるもの(※)(①～⑤に該当するものを除きます。)	

※ ⑤の「盛土又は切土をする土地の面積」には、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入します。(「盛土又は切土をする土地の面積」に、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入しないのは、法の許可対象かを判断するときに限ります。)

表：定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

付番	根拠規定	定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模(盛土又は切土)	図
①	政令第25条第2項第1号	高さが5メートルを超える土石の積重ねであつて、当該土石の積重ねを行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの(※)	
②	政令第25条第2項第1号	土石の積重ねを行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの(※)(①に該当するものを除きます。)	

※ ②の「土石の積重ねを行う土地の面積」には、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」を算入します。(「土石の積重ねを行う土地の面積」に、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」を算入しないのは、法の許可対象かを判断するときに限ります。)

(2) 定期報告の期間(省令第49条)

定期報告は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受けた日(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合にあつては、協議が成立した日、同条第2項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合にあつては、開発許可を受けた日のことをいいます。以下この号において同じ。)から3月ごとに行なう必要があります。この定期報告の期間については、次のとおりに取り扱います。

ア 最初の定期報告は、法の許可を受けた日から3か月以内に行なうものとします。

※ 法の許可を受けた日から3か月以内に、法第17条第1項の完了検査申請又は法第17条第4項の土石の除却の確認申請を行う場合は、定期報告は不要です。

※ 法の許可を受けた日の3か月後の月の当該日に応当する日(3か月後の月に応当する日がないときは、3か月後の月の末日。)までに定期報告を行う必要があります。

【定期報告の期間の例】

4月9日に法の許可を受けた場合 ⇒ 7月9日までに定期報告を行います。

8月31日に法の許可を受けた場合 ⇒ 11月30日までに定期報告を行います。

イ 2回目以後の定期報告は、前回の定期報告を行った日から3か月以内に行なうものとします。

※ 前回の定期報告を行った日から3か月以内に、法第17条第1項の完了検査申請又は法第17条第4項の土石の除却の確認申請を行う場合は、定期報告は不要です。

※ 前回の定期報告を行った日の3か月後の月の当該日に応当する日(3か月後の月に応当する日がないときは、3か月後の月の末日。)までに定期報告を行う必要があります。

【定期報告の期間の例】

4月10日に前回の定期報告を行った場合 ⇒ 7月10日までに次回の定期報告を行います。

8月31日に前回の定期報告を行った場合 ⇒ 11月30日までに次回の定期報告を行います。

(4) 定期報告に必要な書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、次の表1に掲げる書類1部を、土石の堆積に関する工事の場合にあつては、次の表2に掲げる書類1部を、横浜市の担当課(第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課)に提出してください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

表1：定期報告に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)

番号	書類	備考等
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書(市細則第28号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。 この様式に必要な事項を記載して提出することで、省令第50条に規定する報告事項を報告することができます。
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が定期報告書の提出等を行う場合に、委任者、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に定期報告の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告書を提出する日の7日以内に撮影したものに限り、ます。 盛土又は切土をしている土地及びその周辺の土地の全体が写るように、複数以上撮影したものの提出が必要です。
4	3の写真を撮影した箇所を示した図面	<ul style="list-style-type: none"> 造成計画平面図、排水施設の平面図、擁壁の配置図又は崖面崩壊防止施設の配置図等に、3の写真を撮影した箇所を明示したものの提出が必要です。 必要に応じて宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行した範囲を明示してください。
5	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の内容や、提出された定期報告書の内容によって、当該工事の実施の状況を把握するための書類の提出が必要となる場合があります。

表2：定期報告に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)

番号	書類	備考等
1	土石の堆積に関する工事に係る定期報告書(市細則第29号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。 この様式に必要な事項を記載して提出することで、省令第50条に規定する報告事項を報告することができます。
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が定期報告書の提出等を行う場合に、委任者、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に定期報告の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告書を提出する日の7日以内に撮影したものに限り、ます。 土石の積重ねをしている土地及びその周辺の土地の全体が写るように、複数以上撮影したものの提出が必要です。
4	3の写真を撮影した箇所を示した図面	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積計画平面図等に、3の写真を撮影した箇所を明示したものの提出が必要です。 必要に応じて土石の堆積に関する工事を施行した範囲及び土石の堆積している範囲を明示してください。
5	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積に関する工事の内容や、提出された定期報告書の内容によって、当該工事の実施の状況を把握するための書類の提出が必要となる場合があります。

16 工事の計画等の変更する事項に応じた手続等

【法】 (変更の許可等) 第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 (以下略)	
【省令】 (軽微な変更) 第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。)が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)	

工事の計画、工事主又は工事施行者等を変更するときに必要な手続は、変更する事項又は内容に応じて次の表のとおりです。

表：変更する事項に応じた手続等

変更する事項又は内容		必要な手続等
工事の計画 (工事期間を除く。)	変更によって変更前の工事の計画と同一性のない計画となる場合 (土石の堆積に関する工事から宅地造成又は特定盛土等に関する工事への変更及び宅地造成又は特定盛土等に関する工事から土石の堆積に関する工事の変更を含む。)	新たな法第 12 条第 1 項の許可申請又は第 15 条第 1 項の協議申出
	上記以外の工事の計画の変更	変更許可申請 (※) (第 17 項を参照してください。)
工事期間 (工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	軽微な変更の届出 (第 18 項を参照してください。)
	土石の堆積に関する工事の場合	当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないもの。 軽微な変更の届出 (第 18 項を参照してください。)
	当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えるもの。	変更許可申請 (第 17 項を参照してください。)
工事主	氏名若しくは名称又は住所の変更	軽微な変更の届出 (第 18 項を参照してください。)
	工事主自体の変更 (一般承継)	一般承継の届出 (第 19 項を参照してください。)
	工事主自体の変更 (一般承継以外)	新たな法第 12 条第 1 項の許可申請又は第 15 条第 1 項の協議申出
設計者	氏名若しくは名称又は住所の変更	軽微な変更の届出 (第 18 項を参照してください。)
	設計者自体の変更	変更許可申請 (第 17 項を参照してください。)
工事施行者	氏名若しくは名称又は住所の変更	軽微な変更の届出 (第 18 項を参照してください。)
	設計者自体の変更	変更許可申請 (第 17 項を参照してください。)

※ 工事計画の計画の変更であって、変更許可申請を要するものは、変更許可申請に先立って事前協議を行うことができます。詳しくは、第 6 項第 2 号を参照してください。

※ 一般承継とは、相続や法人の合併等により、法の許可等に基づく地位を承継することをいいます。

※ 都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合の変更手続は、都市計画法の規定による変更の手続のみで、盛土規制法の手続は不要です。

17 変更許可申請又は変更協議の申出等（法第16条第1項、同条第2項）

【法】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

(以下略)

【省令】

（許可証の様式）

第十四条 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前二項の規定は、法第十六条第三項において準用する法第十四条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

（変更の許可の申請）

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【市細則】

（申請等の取下げ）

第11条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可の申請を行った者は、市長が法第14条第1項の処分（法第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）をするまでの間において当該申請を取り下げるときは、第15号様式の宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書を市長に提出しなければならない。

2 法第15条第1項の協議（第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の申出を行った者は、協議が成立するまでの間において当該申出を取り下げるときは、第16号様式の宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書を市長に提出しなければならない。

（不許可通知書の様式）

第12条 市長は、法第14条第2項の不許可の処分をした旨の通知（法第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）を、第17号様式の不許可通知書に省令第7条第1項若しくは第2項又は第37条第1項若しくは第2項の申請書の副本を添えたものにより行うものとする。

（協議の申出等）

第13条 (略)

4 法第16条第3項の規定により法第15条第1項の規定を準用して宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更についての協議の申出を行おうとする者は、第21号様式の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出するものとする。

5 法第16条第3項の規定により法第15条第1項の規定を準用して土石の堆積に関する工事の計画の変更についての協議の申出を行おうとする者は、第22号様式の土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出するものとする。

6 市長は、前2項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、第20号様式の宅地造成等に関する工事の協議成立確認書に第4項又は第5項の協議申出書の副本を添えて、当該協議を申し出た者に交付するものとする。

(1) 変更許可申請の方法（省令第37条及び市細則第10条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の変更許可を受けるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、第2号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、第3号に掲げる書類を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。）に提出してください。

なお、変更許可申請に係る変更が、条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な該当しない場合は、変更許可申請（当該書類の提出）は、変更許可を受けようとする工事の計画について、条例第20条第8項の規定により準用する条例第19条第1項の規定により「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に行ってください。

(2) 変更許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第7）」も2部提出が必要です。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 次の表の証明書類等は、原本（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。
- ※ 次の表の7及び8の書類には、作成者（設計に係るものは設計者）の氏名を記載するものとします。（ただし、国土交通大臣の認定証など、個別の申請のために作成するも及び使用するもの以外のものを除きます。）

表：変更許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

番号	書類	備考等
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第7）土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第8）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人が変更許可申請書の提出及び変更許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に変更許可申請の提出及び変更許可証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	図書目次（その1）（規則外様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
4	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市細則第10号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更の内容によらず提出が必要です。

（次頁につづく）

番号	書類	備考等
5	第8項第2号の表「許可申請に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)」の5から31に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	
6	図書目次(その2)(規則外様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
7	工事の計画の変更の内容を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。 ・ 新旧対照図面(変更前の工事の計画と変更後の工事の計画を重ねて表示した図面であって、変更箇所を赤色で表示したもの。)及び新旧対照表(工事の計画を変更した事項及び変更前後の工事の計画の内容をまとめた表。)など、工事計画の内容が分かる書類を提出するものとします。
8	第8項第2号の表「許可申請に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)」の33から49に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	

(3) 変更許可申請に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)(審査基準)

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(省令別記様式第8)」も2部提出が必要です。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 次の表の証明書類等は、原本(申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの)に限ります。
- ※ 次の表の33から49の書類には、作成者(設計に係るものは設計者)の氏名を記載するものとします。(ただし、国土交通大臣の認定証など、個別の申請のために作成するも及び使用するもの以外のものを除きます。)

表：変更許可申請に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)

番号	書類	備考等
1	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(省令別記様式第8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人が変更許可申請書の提出及び変更許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者(代理者)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に変更許可申請の提出及び変更許可証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。

(次頁につづく)

番号	書類	備考等
3	図書目次(その1)(規則外様式)	・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
4	土石の堆積に関する工事等の概要(市細則第14号様式)	・ 変更の内容によらず提出が必要です。
5	第8項第4号の表「許可申請に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)」の5から31に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	
6	図書目次(その2)(規則外様式)	・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
7	工事の計画の変更の内容を示した書類	・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。 ・ 新旧対照図面(変更前の工事の計画と変更後の工事の計画を重ねて表示した図面であって、変更箇所を赤色で表示したもの。)及び新旧対照表(工事の計画を変更した事項及び変更前後の工事の計画の内容をまとめた表。)など、工事計画の内容が分かる書類を提出するものとします。
8	第8項第3号の表「許可申請に必要な書類(土石の堆積に関する工事の場合)」の33から39に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	

(4) 市長との変更協議及び変更協議の申出の方法(市細則第13条第4項又は同条第5項)

ア 市長との変更協議及び変更協議の申出

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての変更も法第16条第1項の変更許可が必要ですが、法第16条第3項の規定により準用する法第15条第1項の規定により当該変更について、市長との協議が成立しすることをもって法第16条第1項の変更許可があったものとみなされます。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、市長と協議しようとする国又は都道府県、指定都市若しくは中核市は、市細則第13条第4項又は同条第5項の規定により、市長に協議を申し出る必要があります。

※ 独立行政法人が国又は都道府県、指定都市若しくは中核市とみなされるかについては、各法の規定によります。

イ 変更協議の申出の方法

変更協議の申出をするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、ウに掲げる書類を、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、エに掲げる書類を横浜市の担当課に提出してください。

なお、変更協議に係る変更が、条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な該当しない場合は、変更協議の申出(当該書類の提出)は、変更協議を申し出ようとする工事の計画について、条例第20条第8項の規定により準用する条例第19条第1項の規定により「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に行ってください。

ウ 変更協議の申出に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)(審査基準)

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書(市細則第21号様式)」及び第2号の表に掲げる書類のうち2から8に掲げる書類(ただし、5に掲げる書類は、「第8項第2号の表『許可申請に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)』の5から31(6及び8から13に掲げる書類を除く。))に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの」とし、)について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに第2号の表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第21号様式）」も2部提出が必要です。
- ※ 第2号の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

エ 変更協議の申出に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第22号様式）」及び第3号の表に掲げる書類のうち2から8に掲げる書類（ただし、5に掲げる書類は、「第8項第2号の表『許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）』の5から31（6及び8から13に掲げる書類を除く。）に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの」とします。）について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに第2号の表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第22号様式）」も2部提出が必要です。
- ※ 第3号の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

(5) 変更協議の申出の方法

ア 協議の申出の方法

法第15条の規定により市長と協議を行った宅地造成等に関する工事の計画を変更する場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、イに掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては、ウに掲げる書類を横浜市の担当課に提出してください。

イ 変更協議の申出に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第21号様式）」及び第8項第2号の表に掲げる書類のうち計画の変更に伴いその内容が変更されるものについて、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに第8項第2号の表の順に並べて綴じたものを横浜市の担当課に提出してください。
- ※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第21号様式）」も2部提出が必要です。

ウ 変更協議の申出に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第22号様式）」及び第8項第4号の表に掲げる書類のうち計画の変更に伴いその内容が変更されるものについて、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに第8項第4号の表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第22号様式）」も2部提出が必要です。

(6) 変更許可申請又は変更協議の申出の取下げ（市細則第11条）

第9項を参照してください。

(7) 変更許可又は変更協議の成立

第10項を参照してください。

18 軽微な変更の届出（法第16条第2項及び市細則第20条第1項）

【法】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(以下略)
- 【市細則】**
(軽微な変更の届出等)
- 第20条 法第16条第2項に規定する届出を行おうとする者は、第26号様式の宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所が変更になったことを証する書類(当該変更をした場合。)
 - (2) 第17条第1号から第3号に掲げる書類のうち軽微な変更に伴いその内容が変更されるもの(第17条の規定による宅地造成等に関する工事の着手届出書を提出している場合。)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 (略)
- 3 前2項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する書類のほか、省令第7条第1項第7号若しくは第8号、同条第2項第5号若しくは第6号に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 軽微な変更の届出の方法(市細則第20条第1項)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第16条第2項の軽微な変更の届出をするときは、第2号に掲げる書類を横浜市の担当課(第2項第1号の「技術的基準(※)」の審査・検査)の担当課。以下この項において同じ。)に提出してください。

(2) 軽微な変更の届出に必要な書類(審査基準)

次の表に掲げる書類1部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 次の表の証明書類等は、原本(届出時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの)に限ります。

表：軽微な変更の届出に必要な書類

番号	書類	備考等
1	宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書(市細則第26号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人が軽微な変更届出書の提出等を行う場合に、委任者、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に軽微な変更届出書の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所が変更になったことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合に提出が必要です。

(次頁につづく)

番号	書類	備考等
4	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。)の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が個人であり、かつ、当該工事主の氏名又は住所を変更した場合に提出が必要です。 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面(個人番号が記載されていない面)の写しとします。
5	工事主の法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人であり、かつ、工事主の名称又は住所を変更した場合に提出が必要です。
6	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。)の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人であり、かつ、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者全員(申請に係る法人の代表者(支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人)を含みます。)を含みます。)の氏名又は住所を変更したときに提出が必要です。ただし、軽微な変更届出書に添付する証明書によって、氏名、住所及び生年月日(変更したものに限ります。)が確認できる者については、提出は不要です。 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面(個人番号が記載されていない面)の写しとします。
7	緊急連絡体制表(規則外様式)	<ul style="list-style-type: none"> 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更したことにより、工事の着手届書に添付した「緊急連絡体制表(規則外様式)」の内容が変更となる場合に提出が必要です。
8	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち主要な工事の工程表	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間(工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日)の変更により、工事の着手届書に添付した「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち主要な工事の工程表」の内容が変更となる場合に提出が必要です。
9	法第49条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図が分かるように撮影した写真	<ul style="list-style-type: none"> 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称若しくは住所の変更又は工事期間(工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日)を変更したことにより、法第49条の規定により設置した標識の内容が変更となる場合に提出が必要です。 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面が分かるように、遠景及び近景で写真を撮影する必要があります。
10	その他市長が必要と認める書類	

19 一般承継届の届出(法第16条第2項及び市細則第20条第2項)

【法】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(以下略)

【市細則】

(軽微な変更の届出等)

第20条 法第16条第2項に規定する届出を行おうとする者は、第26号様式の宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所が変更になったことを証する書類(当該変更をした場合。)

(2) 第17条第1号から第3号に掲げる書類のうち軽微な変更に伴いその内容が変更されるもの(第17条の規定による宅地造成等に関する工事の着手届出書を提出している場合。)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、法第16条第2項の規定により法第12条第1項の許可(法第15条第1項及び第2項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。)を受け

た者の一般承継人が当該承継により当該許可に係る工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更をしたことを市長に届け出る場合は、第 27 号様式の一般承継届出書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 許可に基づく地位を承継したことを証する書類
 - (2) 前項第 2 号に掲げる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前 2 項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する書類のほか、省令第 7 条第 1 項第 7 号若しくは第 8 号、同条第 2 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 一般承継の届出の方法（市細則第 20 条第 2 項）

法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）について、相続や法人の合併等により、当該許可等に基づく地位を承継した場合は、第 2 号に掲げる書類を横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。）に提出してください。

(2) 一般承継の届出に必要な書類（市細則第 20 条第 2 項及び同条第 3 項）（審査基準）

次の表に掲げる書類 1 部 を横浜市の担当課に提出してください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 次の表の証明書類等は、原本（届出時から 3 か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。

表：軽微な変更の届出に必要な書類

番号	書類	備考等
1	一般承継届出書（市細則第 27 号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理院地図： https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法： https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人が軽微な変更届出書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に軽微な変更届出書の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
4	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主が個人の場合に提出が必要です。 ・ 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。
5	工事主の法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主が法人の場合に提出が必要です。

（次頁につづく）

番号	書類	備考等
6	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。)の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人であり、かつ、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者全員(申請に係る法人の代表者(支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人)を含みます。)を含みます。)について提出が必要です。ただし、一般承継届出書に添付する証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、提出は不要です。 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面(個人番号が記載されていない面)の写しとします。
7	緊急連絡体制表(規則外様式)	<ul style="list-style-type: none"> 一般承継により、工事の着手届書に添付した「緊急連絡体制表(規則外様式)」の内容が変更となる場合に提出が必要です。
8	法第49条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図が分かるように撮影した写真	<ul style="list-style-type: none"> 一般承継により、法第49条の規定により設置した標識の内容が変更となる場合に提出が必要です。 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面が分かるように、遠景及び近景で写真を撮影する必要があります。
10	その他市長が必要と認める書類	

20 工事の廃止(市細則第15条)

【市細則】

(工事廃止の届出)

第15条 法第12条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含み、同条第2項の規定により許可があったものとみなされる場合を除く。)を受けた者又は法第12条第1項の土石の堆積に関する工事の許可(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)を受けた者は、当該工事を廃止しようとするときは、第23号様式の宅地造成等に関する工事の廃止届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第12条第1項の土石の堆積に関する工事の許可(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)を受けた者が既に土石の堆積を行っている場合に、当該土石の堆積に関する工事を廃止しようとするときは、当該土石を全て除却したうえで、法第17条第4項の確認を申請しなければならない。

(1) 災害の発生を防止する措置

法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。)を廃止しようとする場合(土石の堆積に関する工事にあつては、既に土石の堆積を行っている場合を除きます。)は、許可若しくは変更許可の条件又は協議若しくは変更協議の成立に同意する条件(第10項第2号を参照してください。)により、工事主及び工事施行者は、当該工事に伴う災害の発生を防止する必要な措置を講じ、あらかじめ当該措置の状況について横浜市の担当課(第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。)の確認を受けなければなりません。

※ 当該確認を受けずに、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を廃止することができません。

(2) 土石の堆積を開始した後の土石の堆積に関する工事の廃止(市細則第15条第2項)

法の許可を受けた土石の堆積に関する工事(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。)について、土石の堆積を開始している場合は、当該工事を廃止するときは、当該土石を全て除却したうえで、法第17条第4項の土石の除却確認を申請しなければなりません(第21項を参照してください。)

※ 土石の堆積に関する工事についての許可は、土石の堆積を除却することを前提としたものであり、土石の堆積に関する工事を廃止するためには、堆積した土石を除却する必要があります。

(3) 工事の廃止の届出に必要な書類(市細則第15条第1項)

「宅地造成等に関する工事の廃止届出書(市細則第23号様式)」に、廃止しようとする工事に

ついて交付された許可証又は協議成立確認書(原本であって、許可申請書及び変更許可申請書又は協議申出書及び変更協議申出書の副本(添付書類を含みます。))を含みます。以下この号において同じ。)を添付して、横浜市の担当課に提出してください。

21 工事の完了検査(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)

【法】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

(以下略)

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

【市細則】

(工事の一部完了検査)

第19条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第12条第1項の許可を受けた者(法第15条第1項又は第2項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。この条において同じ。)は、次に掲げる事由に該当する場合に限り、当該工事の一部が完了した場合には、当該完了した土地の部分(以下「工区」という。)について、法第17条第1項の検査を申請することができる。

(1) 当該工事に係る土地が分割のできるものであり、そのおのおのが独立して土地を使用しうるものであると市長が認めた場合。

(2) 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないと市長が認めた場合。

2 前項の場合において、法第12条第1項の許可を受けた者が省令第40条の完了検査申請書を市長に提出するときは、法第12条第1項の許可を受けた者は、省令別記様式9の工事完了年月日の欄に工区の名称を、工事をした土地の所在地及び地番の欄に工区の名称並びに工区に係る土地の面積並びに所在地及び地番を付記しなければならない。

3 第1項の場合において、市長が法第17条第2項の検査済証を法第12条第1項の許可を受けた者に交付するときは、市長は、省令別記様式第10の工事をした土地の所在地及び地番の欄に工区の名称並びに工区に係る土地の面積並びに所在地及び地番を、工事完了検査年月日の欄に工区の名称を付記しなければならない。

4 第1項の規定により申請した工区に係る省令第41条の検査済証の交付を受けた者は、省令別記様式第23の工事完了予定年月日の欄に当該工区の名称及び当該検査済証の交付を受けた年月日を付記しなければならない。

(完了検査等)

第22条 法第17条第1項の検査を申請したときは、当該申請に係る工事の工事施行者は、速やかに、第30号様式の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書に宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(以下略)

(1) 工事の完了検査の概要(法第17条第1項及び同条第2項)

法の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事主(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。)は、当該工事を完了したときは、当該工事が法第13条第1項の技術的基準に適合しているかどうかについての完了検査を申請しなければなりません。

当該申請後に、横浜市の担当課が、当該工事が法の技術的基準に適合しているか、現場及び書類(第2号ウの工事施行状況報告書等)にて検査を行います。

完了検査の結果、当該工事が法第13条第1項の技術的基準に適合していると認められる場合には、横浜市の担当課より工事主に検査済証を交付します。

※ 都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合は、都市計画法の完了検査を受検するのみで、盛土規制法の完了検査の受検は不要です。

(2) 完了検査の申請から検査済証の交付までの手続

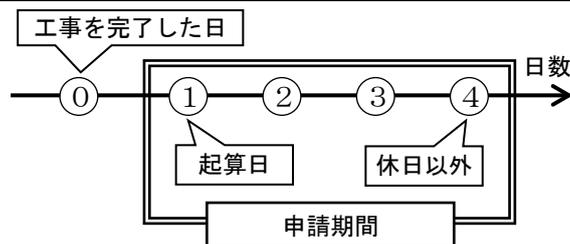
ア 申請期間(省令第39条)

工事主は、工事を完了した日から4日以内に、横浜市に完了検査を申請しなければなりません。

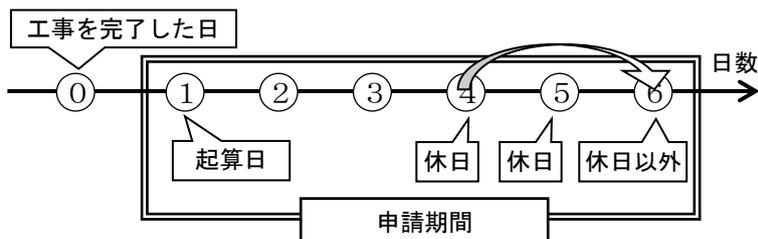
なお、「4日以内」とは、工事を終えた日の翌日から起算して、4日目のことをいいます。ただし、4日目が次の(ア)から(ウ)に掲げる休日にあたるときは、休日の翌日(次の休日以外の日)のことをいいます。

【休日(横浜市の休日を定める条例第1条第1項)】

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日



工事を完了した日の翌日から4日目が休日以外の場合



工事を完了した日の翌日から4日目が休日の場合

※ 実際に完了検査を受検する日は、工事を完了した日から4日以後とすることができます。

イ 完了検査申請に必要な書類及び現場検査の予約

次の表に掲げる書類1部を横浜市の担当課(第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課)に提出するとともに、完了検査(現場検査)の予約をしてください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 完了検査の申請については、手数料は不要です。

※ 完了検査申請書は、第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課のみに提出しますが、現場検査は、第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課と「排水施設(※)の審査・検査」の担当課の両方の課にて行いますので、両方の課において現場検査

の予約をしてください。

※ 原則として、完了検査（現場検査）を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課に電話して、又は担当課の窓口にて、完了検査（現場検査）の予約をしてください。（予約状況によっては希望日に現場検査を行うことができない場合があります。）

表：完了検査申請に必要な書類

番号	書類	備考等
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（省令別記様式第9）	・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。
2	委任状	・ 代理人が完了検査申請書の提出及び検査済証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に完了検査申請の提出及び検査済証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は検査済証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	造成計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

ウ 工事施行状況報告書の提出（市細則第22条第1項）

完了検査の申請をしたときは、当該申請に係る工事の工事施行者は、速やかに、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書（市細則第30号様式）」及び添付書類を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※）の審査・検査」の担当課）提出してください。

※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書（市細則第30号様式）」の添付書類については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

エ 検査済証の交付手続に必要な書類の提出

検査済証の交付の手続には、事前に次の書類の提出が必要です。工事完了検査が終わり次第、速やかに、横浜市の担当課（建築局 調整区域課 事務担当）に提出してください。

表：検査済証の交付手続に必要な書類

番号	書類	備考等
1	公図の写し（最新のもの）	・ 最新のものを提出することとします。 ・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 ・ 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 ・ 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。
2	地番一覧表	・ 工事施行区域に含まれる筆が5筆以上の場合に提出が必要です。 ・ 工事施行区域に含まれる土地の地番を数字の若い順に列挙するものとします。 ・ 工事施行区域内に筆の一部が含まれる場合は、「○番の一部」と記載するものとします。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	造成計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合（完了検査における指摘事項によって、変更手続を行う場合を含みます。）は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

エ 完了検査（現場検査）の受検及び検査済証の交付

完了検査（現場及び書類での検査）において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正、是正した状況を撮影した写真の提出又は書類の追加若しくは訂正等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて完了検査（現場検査）を行う場合があります。この場合においては、改めて完了検査申請書の提出をする必要はありません。

完了検査（現場及び書類での検査）の結果、完了検査に係る工事が法第13条第1項の技術的基準に適合していると認めるときは、工事主に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証（省令別記様式第10）」を交付します。

- ※ 現場検査には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。
- ※ 現場検査の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

(2) 工事の一部完了検査（市細則第19条）

ア 工事の一部完了検査を申請できる場合（工区分けができる場合）

次の(ア)又は(イ)の事由に該当する場合は、法の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）の一部が完了した場合には、当該完了した土地の部分（以下「工区」という。）について、法第17条第1項の工事完了検査を申請することができます。

- (ア) 当該工事に係る土地が分割のできるものであり、そのおのおのが独立して土地を使用しうるものであると市長が認めた場合。
- (イ) 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないと市長が認めた場合。

イ 工事の一部完了検査の申請等の方法

工事の一部完了検査は、第1号及び第2号に準じて行いますが、次の(ア)から(ウ)の事項に留意してください。

(ア) 完了検査申請書（省令別記様式第9）の記載の付記

「工事完了年月日」の欄に工区の名称を、「工事をした土地の所在地及び地番」の欄に工区の名称並びに工区に係る土地の面積並びに所在地及び地番を付記しなければなりません。

(イ) 検査済証（省令別記様式第10）の記載の付記

「工事をした土地の所在地及び地番」の欄に工区の名称並びに工区に係る土地の面積並びに所在地及び地番を、「工事完了検査年月日」の欄に工区の名称を記載します。

(ウ) 工事の一部完了検査に係る検査済証交付後の標識の記載の付記

工区に係る検査済証の交付を受けたときは、法第49条の規定により設置した標識の「工事完了予定年月日」の欄に当該工区の名称及び当該検査済証の交付を受けた年月日を付記しなければなりません。

22 土石の除却確認（法第17条第3項及び第4項）

【法】

（完了検査等）

第十七条（略）

- 4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

（確認の申請期間）

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

<p>(確認の申請) 第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(確認済証の様式) 第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。</p> <p>【市細則】 (完了検査等) 第22条 (略) 2 法第17条第4項の規定する土石の除却には、省令第32条に規定する構造物、省令第34条第1項に規定する鋼矢板等その他市長が必要と認めるものの除却を含むものとする。 3 法第17条第4項の確認を申請したときは、当該申請に係る工事の工事施行者は、速やかに、第31号様式の土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書に土石の除却した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
--

(1) 土石の除却確認の概要(法第17条第1項及び同条第2項)

法の許可を受けた土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。)は、当該工事に係る全ての土石の除却(※)を完了したときは、土石の除却確認を申請しなければなりません。

当該申請後に、横浜市の担当課が、現場及び書類(第2号ウの工事施行状況報告書等)にて確認を行います。

当該確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却(※)されたと認められる場合には、横浜市の担当課より工事主に確認済証を交付します。

※ 土石の除却には、市規則第22条第2項の規定により、土石の除却には、省令第32条に規定する構造物(構台等)、省令第34条第1項に規定する鋼矢板等その他市長が必要と認めるものの除却を含みます(以下この項において同じ。)。そのため、それらの除却も完了した後に、土石の除却確認を申請するものとします。

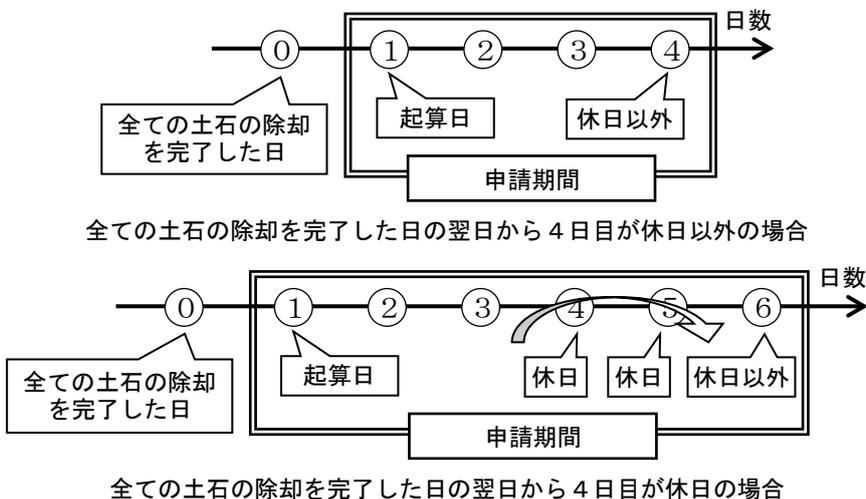
(2) 土石の除却確認の申請から確認済証の交付までの手続

ア 申請期間(省令第42条)

工事主は、全ての土石の除却を完了した日から4日以内に、横浜市に土石の除却確認を申請しなければなりません。

なお、「4日以内」とは、全ての土石の除却を終えた日の翌日から起算して、4日目のことをいいます。ただし、4日目が次の(ア)から(ウ)に掲げる休日にあたるときは、休日の翌日(次の休日以外の日)のことをいいます。

<p>【休日(横浜市の休日を定める条例第1条第1項)】 ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
--



※ 実際に現場確認をする日は、工事を完了した日から4日以後とすることができます。

イ 土石の除却確認の申請に必要な書類及び現場確認の予約

次の表に掲げる書類1部を横浜市の担当課(第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課)に提出するとともに、現場確認の予約をしてください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 土石の除却確認の申請については、手数料は不要です。

※ 土石の除却確認の申請書は、第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課のみに提出しますが、現場確認は、第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課と「排水施設(※)の審査・検査」の担当課の両方の課にて行いますので、両方の課において現場確認の予約をしてください。

※ 原則として、現場確認を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課に電話して、又は担当課の窓口にて、現場確認の予約をしてください。(予約状況によっては希望日に現場確認を行うことができない場合があります。)

表：土石の除却確認の申請に必要な書類

番号	書類	備考等
1	土石の堆積に関する工事の確認申請書(別記様式第11)	・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。
2	委任状	・ 代理人が確認申請書の提出及び確認済証の受領等を行う場合に、委任者、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に確認申請書の提出及び確認済証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は検査済証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	土石の堆積の計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面(工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面)を提出してください。

ウ 工事施行状況報告書の提出(市細則第22条第3項)

土石の除却確認の申請をしたときは、当該申請に係る工事の工事施行者は、速やかに、「土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書(市細則第31号様式)」及び添付書類を横浜市の担当課(第2項第1号の「技術的基準(※)の審査・検査」の担当課)提出してください。

※ 「土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書(市細則第31号様式)」の添付書類については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま(工事施行者・工事監理者)へ」を参照してください。

エ 確認済証の交付手続に必要な書類の提出

確認済証の交付の手続には、事前に次の書類の提出が必要です。現場確認が終わり次第、速やかに、横浜市の担当課(建築局 調整区域課 事務担当)に提出してください。

表：確認済証の交付手続に必要な書類

番号	書類	備考等
1	公図の写し (最新のもの)	<ul style="list-style-type: none"> 最新のを提出することとします。 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。
2	地番一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域に含まれる筆が5筆以上の場合に提出が必要です。 工事施行区域に含まれる土地の地番を数字の若い順に列挙するものとします。 工事施行区域内に筆の一部が含まれる場合は、「○番の一部」と記載するものとします。
3	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	土石の堆積の計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面(工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面)を提出してください。

エ 土石の除却確認及び確認済証の交付

現場及び書類での確認において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正、是正した状況を撮影した写真の提出又は書類の追加若しくは訂正等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて現場確認を行う場合があります。この場合においては、改めて確認申請書の提出をする必要はありません。

現場及び書類での確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めるときは、工事主に「土石の堆積に関する工事の確認済証(別記様式第12)」を交付します。

※ 現場確認には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。

※ 現場確認の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま(工事施行者・工事監理者)へ」を参照してください。

第2章 法の許可の基準（技術的基準以外のもの）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3から4 （略）

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

1 法の許可の基準

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受けるには、許可の申請が、次に掲げる基準に適合している必要があります。

(1) 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第13条の規定に適合するものであること。

※ 法第13条第1項は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る技術的基準について規定しています。詳細については、設計編を参照してください。

※ 法第13条第2項は、政令で定める工事の設計をする者の資格について規定しています。詳細については、第2項を参照してください。

(2) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※ 詳細については、第3項を参照してください。

(3) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※ 詳細については、第4項を参照してください。

(4) 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※ 詳細については、第5項を参照してください。

2 設計者の資格（法第13条第2項）

【法】

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 （略）

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同様以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 一から四 (略)

- 五 第一号の表に掲げる図面(令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。)を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
(以下略)

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【告示】

昭和 37 年建設省告示第 1005 号(宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者)

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第二十二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。))
- 三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同様以上の知識及び経験を有すると認める者

【市細則】

(申請書に添付が必要な書類)

第10条 (略)

3 省令第7条第1項第5号に規定する書類には、第5号様式の設計者の資格に関する申告書を含むものとする。
(以下略)

(1) 資格を有する者により設計によらなければならない工事(政令第21条)(審査基準)

法第13条第2項の規定により、次のア及びイに掲げる工事は、第2号に掲げる資格を有している者が設計を行う必要があります。

ア 高さが5メートルを超える擁壁の設置

※ この擁壁の高さとは、制度編第2章第1項第18号に規定する「擁壁の地上高さ」のことをいうものと取り扱います。

イ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※ 工事施行区域内の盛土及び切土をする土地の面積の合計が1,500平方メートルを超えた場合は、どのように排水施設を設置するかにかかわらず、排水施設の設置に係る設計は、第2号に掲げる資格を有している者が行うものと取り扱います。

※ この「盛土又は切土をする土地の面積」には、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積を含みます。

(2) 資格を有する者(政令第23条、省令第35条及び昭和37年建設省告示第1005号)

法第13条第2項に規定する「政令で定める資格を有する者」とは、次の表のいずれかに該当する者をいいます。

なお、非正規の課程とは、科目等履生や聴講生に係る課程のことをいいます。

表：資格を有する者

番号	資格を有する者	提出が必要な書類 ※ 設計者の資格に関する申告書(市細則第5号様式)に添付が必要な諸追
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し 実務従事証明書(規則外様式)
2	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。)、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し 実務従事証明書(規則外様式)
3	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。)、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し 実務従事証明書(規則外様式)
4	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し 実務従事証明書(規則外様式)
5	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> 登録講習機関が行う講習を修了したことを証する書類 実務従事証明書(規則外様式)

(次頁につづく)

番号	資格を有する者	提出が必要な書類 ※ 設計者の資格に関する申告書 (市細則 第5号様式)に添付 が必要な諸追
6	学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学期間を証する書類 ・ 実務従事証明書(規則外様式)
7	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士二次試験合格証の写し又は技術士二次試験合格証明書の写し
8	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士免許の写し又は一級建築士登録証明書の写し

(3) 資格を有する者であることを証する書類の取扱い(省令第7条第1項第5号及び市細則第10条第3項)(審査基準)

第1号及びア又はイに掲げる工事は、第2号の表に掲げる資格を有する者の設計によらなければならないが、当該工事を施行する場合は、省令第7条第1項第5号の規定により許可申請書に「資格を有する者であることを証する書類」を添付する必要があります。

この「資格を有する者であることを証する書類」とは、市細則第10条第3項に規定する「設計者の資格に関する申告書(市細則第5号様式)」に前号の表の「提出が必要な書類」を添付したものとします。

※ 前号の表の「提出が必要な書類」は、「設計者の資格に関する申告書(市細則第5号様式)」にて申告する資格に応じた書類を添付してください。

※ 上記にかかわらず、資格情報を事前に建築局宅地審査部に申告している場合は、「設計者の資格に関する申告書(市細則第5号様式)」及び前号の表の「提出が必要な書類」は提出不要です。この場合は、申告番号を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(省令別記様式第2)」の「設計者住所氏名」の欄に記入することとします。

3 工事主の資力及び信用(法第12条第2項第2号)

<p>【法】 (宅地造成等に関する工事の許可) 第十二条 (略) 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 一 (略) 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。 (以下略)</p> <p>【省令】 (宅地造成等に関する工事の許可の申請) 第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しな</p>
--

- なければならない。
- 一から六 (略)
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。)の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書
- ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 九 別記様式第三の資金計画書
- 十及び十一 (略)
- 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一から四 (略)
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書
- ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 七 別記様式第五の資金計画書
- 八及び九 (略)
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【市細則】

(申請書に添付が必要な書類)

- 第10条 (略)
- 5 省令第7条第1項第7号若しくは第8号ロ又は第2項第5号若しくは第6号ロに規定する住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面(個人番号が記載されていない面をいう。)の写しとする。
- 6及び7 (略)
- 8 省令第7条第1項第12号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 第11号様式の工事主の資力及び信用に関する申告書、所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類
- (3) 第12号様式の工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書
- (4)～(20) (略)
- 9 (略)
- 10 省令第7条第2項第10号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 第11号様式の工事主の資力及び信用に関する申告書、所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを証する書類
- (3) 第12号様式の工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書
(以下略)

(1) 工事主の資力及び信用に係る取扱い(法第12条第2項第2号)(審査基準)

法の許可の基準のうち法第12条第2項第2号に掲げる「工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。」とは、工事主が次の全てに該当することをいうものと取り扱います。

ア 工事主が、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、工事主が当該工事に係る資金計画を明確に立てていること、申請に係る工事が土石の堆積に関する工事の場合にあつては、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事に係る資金計画を明確に立てていること。

- ※ 資金計画の内容は、資金計画書（省令別記様式第3）により確認します。
 - ※ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、工事主が、工事着手から工事完了までの期間の資金計画を立てている必要があります。
 - ※ 土石の堆積に関する工事については、工事主が、土石の堆積を開始する前に行う工事に着手するときから、堆積した土石等の除却が完了するまでの期間の資金計画を立てている必要があります。
 - ※ 土石を継続的に、又は反復して売買する場合などその他の土石等の除却を予定しない場合であっても、土石の堆積に関する工事についての法の許可は、土石を除却することが前提あり、恒久的に堆積を行うものではないため、堆積した土石等を除却するための資力を有している必要があります（土石等を除却する工事に係る支出を0円とすることはできません）。この場合において、申請に係る工事の期間を最大の許可の日から5年間とするときは、許可の日から5年間のうちに土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事を行うものとして資金計画を立てるものとします。
- イ 工事主が、アの資金計画に必要な資力を有していることが、次に掲げる書類により確認できること。
- (ア) 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書（自己資金で申請に係る工事を施行する場合及び成立1年未満の法人の場合。）
 - (イ) 金融機関等が発行する工事主への融資証明書であって、次に掲げる事項が明示されたもの（借入金で申請に係る工事を施行する場合。）
 - a 申請に係る工事の資金であること
 - b 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番
 - c 融資時期（申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。）
 - (ウ) 融資元の印鑑証明書及び預金残高証明書（借入金で申請に係る工事を施行する場合であって、融資元が金融機関でないとき。）
 - (エ) 工事主が法人の場合にあつては、ウの納税証明書（その1）に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）。ただし、成立1年未満の法人の場合にあつては、設立から最新月までの法人税申告のための基礎資料。
- ウ 工事主が、所得税又は法人税等を滞納していないこと。
- ※ 個人の場合にあつては所得税について、工事主が法人の場合にあつては法人税について、納税証明書（その1）により確認します。納税証明書（その1）は、原則として前年度分のものとし、
 - ※ 納税証明書（その1）による確認が困難な場合は、住民税の納税証明書又は源泉徴収票等が必要になる場合があります。
- エ 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(イ) 法若しくは改正前の宅地造成等規制法（以下このエにおいて「旧法」という。）又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(ウ) 法第12条、法第16条、法第30条若しくは法第35条又は旧法第8条第1項若しくは旧法第12条第1項の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しない者を含む。）(エ) 法（旧法を含む。）に基づき擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から6か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から6か月を経過しない者を含む。）（命ぜられた措置を行うために法第12条第1項の許可を受ける場合を除く。） |
|---|

- (ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下このエにおいて「暴力団員等」という。）
(カ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(キ) 法人の場合にあつては、その役員のうち(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当する者があるもの
※ この「役員」は、法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者ではなく、法人の全ての役員のことをいいます。

※ 工事主の資力及び信用に関する誓約書（市細則第12号様式）により、上記に掲げるものに該当しないことを誓約する必要があります。また、当該誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が法第12条第1項又は法第16条第1項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てないこと及び当該誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、工事主又は工事主の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を警察及び関係行政機関に照会することについて同意することについても、工事主の資力及び信用に関する誓約書（市細則第12号様式）により誓約する必要があります。

※ 誓約書には実印を押印し、印鑑証明書を添付する必要があります。

(2) 工事主の資力及び信用に係る申請書の添付書類の取扱い（審査基準）

法の許可の申請書に添付する書類のうち工事主の資力及び信用に係る書類は、省令第7条第1項第7号から第9号、同条第2項第5号から第7号、市細則第10条第8項第2号及び第3号並びに同条第10項第2号及び第3号のとおりです。これらの書類について、次のとおり取り扱います。

ア 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの提出が必要な役員の取扱い（省令第7条第1項第8号口、同条第2項第6号口）

省令第7条第1項第8号口及び同条第2項第6号口中の「役員」とは、法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者全員（申請に係る法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）と取り扱います。当該「役員」に該当する者については、「工事主の資力及び信用に関する申告書（第11号様式）」の該当する欄に役職名及び氏名を記入するとともに、住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）、個人番号カードの写し又はこれらに類するものを申請書に添付することが必要です。

イ 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの取扱い（省令第7条第1項第7号、同項第8号口、同条第2項第5号及び同項第6号口）

住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの。）又は個人番号カードの写しに類するものとは、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しと取り扱います。

ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、当該印鑑証明書を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱います。

※ 市細則第10条第5項の規定により、住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとします。

※ 申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できない場合は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの提出が必要です。

ウ 工事主の資力及び信用に関する申告書の記載事項に誤りがないことを証する書類の取扱い（市細則第10条第10項第2号）

市細則第10条第10項第2号に規定する「その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを証する書類」とは、第1号の取扱い（審査基準）に係る書類及び当該取扱い（審査基準）について審査するために市長が必要と認める書類とします。

4 工事施行者の工事施行能力（法第12条第2項第3号）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条（略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一及び二（略）

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

（以下略）

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一から十一（略）

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一から九（略）

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【市細則】

（申請書に添付が必要な書類）

第10条（略）

8 省令第7条第1項第12号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(3)（略）

(4) 第13号様式の工事施行者の工事施行能力に関する申告書、法人の登記事項証明書、建設業の許可を受けていることを証する書類、事業経歴書その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

(5)～(20)（略）

9（略）

10 省令第7条第2項第10号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(3)（略）

(4) 第13号様式の工事施行者の工事施行能力に関する申告書、法人の登記事項証明書、建設業の許可を受けていることを証する書類その他当該申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

（以下略）

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の工事施行者の工事施行能力に係る取扱い(法第12条第2項第3号)（審査基準）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合において、法の許可の基準のうち法第12条第2項第3号に掲げる「工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。」とは、工事施行者が次のアかつイに該当することをいうものと取り扱います。

なお、法の許可にあたっては、工事施行者について審査する必要があるため、法の許可申請を行うときに工事施行者を未定とすることはできないものと取り扱います。

ア 申請に係る工事の施行に必要な建設業法の免許を受けていること。ただし、工事施行者が、建設業法第3条ただし書に規定する「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」に該当する場合を除く。

※ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の内容は多岐にわたるため、原則として「土木工事業」の免許を受けていることとします。ただし、崖面を覆う建築物（建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土が法の規制対象（土地の形質の変更）に該当する場合（制度編第3章第6項第8号イの場合）の当該建築物に限ります。）の建築工事を施行する場合は、「建築工事業」の免許

も受けていることとします。

なお、工事の内容に応じた建設業の種類は、原則として次の表のとおりです。

表：工事の種類と建設業法の建設業の種類
(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

工事の内容	建設業の種類
鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工事業
無筋コンクリート造の擁壁に係る工事	
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事	
崖面崩壊防止施設に係る工事	
地盤改良工事	
杭工事	
盛土又は切土に係る工事 (のり面に係る工事を含む。)	
暗渠排水工	
基盤排水層・水平排水層に係る工事	
のり面保護工	
排水施設に係る工事	
間知石練積み造擁壁に係る工事	土木工事業 又は 石工事業
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事	
補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事	
地下車庫の建築工事	土木工事業、 とび・土工事業 又は建築工事業
崖面を覆う建築物(地下車庫を除く。)の建築工事	

※ 「政令で定める軽微な建設工事」とは、「工事1件の請負代金の額が5百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円)に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が1,500平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事(建設業法施行令第1条の2第1項)」のことをいいます。

イ 申請に係る工事と同等の規模以上の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績を有すること。

※ 「申請に係る工事と同等の規模以上」とは、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事における盛土及び切土をした土地の面積が、申請に係る盛土及び切土をする土地の面積と同程度以上であることをいいます。

※ 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事は、原則として、法(旧宅地造成等規制法を含みます。)の許可又は都市計画法の開発許可を受けたものとします。

※ 工事の実績には、工事の元請人としての実績だけでなく、工事の下請人としての実績も含まれます。

(2) 土石の堆積に関する工事の場合の工事施行者の工事施行能力に係る取扱い(法第12条第2項第3号)(審査基準)

土石に堆積に関する工事の場合において、法の許可の基準のうち法第12条第2項第3号に掲げる「工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。」とは、工事施行者が申請に係る工事の施行に必要な建設業法の免許を受けていること(ただし、工事施行

者が、建設業法第3条ただし書に規定する「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」に該当する場合を除く。)をいうものと取り扱います。

なお、土石の堆積に関する工事には、大きく分けて、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事があり、法の許可申請を行うときに、それら全ての工事について工事施行者を未定することはできないものと取り扱います。

※ 土石の堆積に関する工事の内容は多岐にわたるため、原則として「土木工事業」の免許を受けていることとします。ただし、構台又は鋼矢板等の工作物の解体を行う場合は、当該解体に必要な建設業の免許も受けていることとします。

なお、工事の内容に応じた建設業の種類は次の表のとおりです。

表：工事の種類と建設業法の建設業の種類
(土石の堆積に関する工事)

工事の内容	建設業の種類
土石の積重ね	建設業の 許可不要
土石を堆積する土地の勾配を 1/10 以下にするための盛土又は切土に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業
構台に係る工事	
地盤改良工事	
柵等に係る工事	
排水施設(側溝及び沈砂池を含む。)に係る工事	
鋼矢板等に係る工事	とび・土工工事業 又は 解体工事業 ※ 工事の内容等により必要な免許が異なります。
構台又は鋼矢板等の工作物の解体	

※ 土石を継続的に、又は反復して売買する場合などその他の土石等の除却を予定しない場合であっても、土石の堆積に関する工事についての法の許可は、土石を除却することが前提であり、恒久的に堆積を行うものではないため、法の許可申請を行うときに堆積した土石等を除却する工事に係る工事施行者を未定とすることはできないものと取扱います。

この場合において、申請に係る工事の期間を最大の許可の日から5年間とするときは、許可の日から5年間のうちに土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事を行うものとして工事施行者を定めるものとします。

(3) 工事施行者の工事施行能力に係る申請書の添付書類の取扱い(市細則第10条第8項第4号並びに同条第10項第4号)(審査基準)

法の許可の申請書に添付する書類のうち工事施行者の工事施行能力に係る書類は、市細則第10条第8項第4号並びに同条第10項第4号のとおりです。当該書類について、次のとおり取り扱います。

※ 土石の堆積に関する工事の場合であって、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事ごとに工事施行者を分ける場合は、工事施行者ごとに工事施行者の工事施行能力に係る書類の提出が必要です。

ア 建設業の許可を受けていることを証する書類の取扱い

市細則第10条第8項第4号並びに同条第10項第4号に規定する「建設業の許可を受けていることを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものと取り扱います。

- (ア) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書又は確認書の原本
- ※ 前号アのとおり、原則として「土木工事業」の許可に係るものを提出してください。
- (イ) 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの
- ※ 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの WEB アドレス
<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

イ その他市長が必要と認める書類の取扱い

市細則第 10 条第 8 項第 4 号並びに同条第 10 項第 4 号に規定する「その他市長が必要と認める書類」とは、工事施行者の工事施行能力に関する申告書（市細則第 13 号様式）の記載事項に誤りがないことを確認するために市長が必要と認める書類をいうものと取り扱います。

5 土地の所有者等の同意（法第 12 条第 2 項第 4 号）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条（略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一から三（略）

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

（以下略）

【政令】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第五条（略）

2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業

三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一から九（略）

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一及び十二（略）

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一から七（略）

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九及び十（略）

【市細則】

(申請書に添付が必要な書類)

第10条 (略)

6 省令第7条第1項第10号又は第2項第8号に規定する書類は、工事施行区域内の権利者一覧表、第6号様式の工事施行同意証明書、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。
(以下略)

(1) 同意が必要な者の取扱い(法第12条第2項第4号)(審査基準)

法の許可の基準のうち法第12条第2項第4号中の「当該宅地造成等に関する工事(中略)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」とは、申請に係る工事施行区域内の土地について、所有権、地上権、永小作権、地役権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る。)、賃借権、使用貸借による権利及び採石権を有する者と取り扱います。

なお、政令第5条第2項に掲げる事業の施行に伴う工事の場合は同意を要しませんが、申請に係る工事施行区域のうち当該事業区域外の土地については、各事業の根拠法令において、土地所有者等の同意が不要である規定がない限り、同意は必要であるものと取り扱います。

※ 土地を共有して所有している場合など、権利を有する者が複数いる場合は、権利を有する者全員の同意が必要です。

※ 使用貸借による権利とは、ある物を賃料を支払わないで使用収益できる権利です。申請に係る工事施行区域内の土地について使用貸借による権利を有する者がいる場合は、その者の同意が必要です。

※ 工事施行区域内に建築物その他の工作物(以下この注釈において「建築物等」といいます。)がある場合は、当該建築物等の所有者が、当該建築物が存する土地に賃借権又は使用貸借による権利を有している者に該当するものとして取り扱い、当該所有者の同意が必要です。

※ 申請書に添付が必要な「工事施行区域内の権利者一覧表(規則外様式)」には、申請に係る工事施行区域内に登録されていない権利を有する者についても記載しなければならないものとします。

(2) 「法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類」の取扱い(市細則第10条第6項)(審査基準)

法の許可の申請書に添付する書類のうち土地の所有者等の同意に係る書類は、市細則第10条第6項のとおり「工事施行区域内の権利者一覧表、第6号様式の工事施行同意証明書、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類」です。当該書類について、次のとおり取り扱います。

ア 工事施行区域内の権利者一覧表の取扱い

市細則第10条第6項に規定する「工事施行区域内の権利者一覧表」とは、工事施行区域内の土地について前号に規定する同意が必要な者に該当する全ての者を記載するもので、当該土地1筆ごとかつ当該土地について権利を有する者1者ごとに、土地の所在地及び地番、土地の地目、権利の種別並びに権利を有する者の氏名及び住所を記載するものとします。

※ 規則外様式を使用することができます。

※ 地目及び権利の種別は、登記されている場合は、登記事項証明書のとおりに記載することとします。

※ 権利を有する者の住所及び氏名は、印鑑証明書のとおりに記載することとします。

イ 工事施行同意証明書(市細則第6号様式)の取扱い

市細則第10条第6項に規定する「工事施行同意証明書」の同意年月日は、同意に係る権利が登記された日(※)以後とするものと取り扱います。

※ 土地の登記事項証明書に付された登記の日付であって、原因の日付ではありません。

ウ その他同意を得たことを証する書類の取扱い

(7) 権利を有する者として登記されている者が死亡している等の場合の取扱い

権利を有する者として登記されている者が死亡している等により、登記されている者本人から工事施行同意証明書（市細則第6号様式）及び印鑑証明書の取得ができない場合（権利を有する者が同意しない場合及び取得に時間を要する場合を除く。）は、申請書に添付する「法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類」を、その他同意を得たことを証する書類とすることができるものと取り扱います。具体的な書類については、窓口にてご相談ください。

(4) 権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合の取扱い

権利を有する者が、印鑑証明書の取得ができない国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請書に添付する「法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類」を工事施行同意証明書（市細則第6号様式）及び印鑑証明書に代えて、「その他同意を得たことを証する書類」として、当該公共機関が作成した、申請に係る工事に当該公共機関が同意していることが分かる文書とすることができるものと取り扱います。

設計編

- ・ 法第 13 条第 1 項に規定する技術的基準
- ・ 都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号に規定する開発許可基準

第1章 適用範囲

1 法の手続における適用範囲

この設計編の基準のうち、第2章の宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての技術的基準の取扱いは、法第12条第1項及び法第16条第1項に規定する許可、法第15条第1項（法第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する協議、法第17条第1項及び法第18条第1項に規定する検査、法第17条第4項に規定する確認、市細則第18条第3項に規定する確認並びに市細則第23条に規定する協議において、法第13条第1項に規定する技術的基準への適合の審査、検査及び確認について適用する。ただし、各取扱いに開発許可基準にのみ適用する旨の記載がある場合を除く。

2 都市計画法の手続における適用範囲

この設計編の基準のうち、第2章の宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての技術的基準の取扱いは、都市計画法第29条第1項及び同法35条の2に規定する許可、同法第34条の2（法第35条の2第4項の規定により準用する場合を含む。）に規定する協議、同法第36条第2項に規定する検査、横浜市都市計画法施行細則第3条に規定する協議並びに同細則第13条第2項に規定する確認において、都市計画法第33条第1項第7号に規定する開発許可基準（法第13条第1項に規定する技術的基準を含む。）への適合の審査、検査又は確認について適用する。

3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域外の擁壁等への適用

宅地造成又は特定盛土等に関する工事（開発行為の場合は、開発行為及び開発行為に関する工事を含む。以下この章において同じ。）に係る工事施行区域（開発行為の場合は、開発区域を含む。以下この章において同じ。）内の盛土又は切土によって工事施行区域外の盛土、崖（自然崖を含む。）、のり面、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下この項において「工事施行区域外の擁壁等」という。）が影響を受ける場合は、第1項及び第2項の審査、検査及び確認（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）において工事施行区外の擁壁等にも、この設計編の基準のうち、第2章の宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての技術的基準の取扱い（審査基準及び指導基準）を適用する。この場合においては、工事施行区域内の盛土及び切土によって、工事施行区外の擁壁等について新たに基準に適合しない事項が生じないことを審査、検査及び確認することとする。

【解説】

この設計編の取扱い（審査基準及び指導基準）の適用については、次のとおりです。

なお、この設計編の取扱い（審査基準及び指導基準）以外にも、第1項の検査及び確認においては、盛土規制法に関係する法令等の規定が、第2項の検査及び確認においては、都市計画法に関係する法令等の規定が適用されますので、留意してください。（例えば、鉄筋コンクリート造擁壁には、盛土規制法の規定により、関係する建築基準法の告示が適用されます。）

- 1 次に掲げる審査、検査及び確認における、法第13条第1項に規定する技術的基準への適合の審査、検査及び確認において適用します。（ただし、各取扱いに開発許可基準にのみ適用する旨の記載がある場合を除きます。）
 - (1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての許可（法第12条第1項）
 - (2) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可（法第16条第1項）
 - (3) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての協議（法第15条第1項）
 - (4) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更についての協議（法第15条第1項（法第16条第3項の規定による準用。））
 - (5) 中間検査（法第17条第1項）
 - (6) 完了検査（法第18条第1項）
 - (7) 土石の除却確認（法第17条第4項）
 - (8) 工程確認（市細則第18条第3項）
 - (9) 事前協議（市細則第23条）

2 次に掲げる審査、検査及び確認における、都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号に規定する開発許可基準への適合の審査、検査及び確認において適用します。

- (1) 開発行為の許可（都市計画法第 29 条第 1 項）
- (2) 開発行為の変更の許可（都市計画法第 35 条の 2）
- (3) 開発行為についての協議（都市計画法第 34 条の 2）
- (4) 開発行為の変更についての協議（都市計画法第 34 条の 2（法第 35 条の 2 第 4 項の規定による準用。））
- (5) 完了検査（都市計画法第 36 条第 2 項）
- (6) 事前協議（市細則第 3 条）
- (7) 工程確認（市細則第 13 条第 2 項）に規定する確認

3 第 1 項及び第 2 項の審査、検査及び確認（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限ります。）においては、工事施行区域内の盛土又は切土による工事施行区域外の擁壁等への影響も審査、検査及び確認します。

具体例としては、工事施行区域内の盛土及び切土によって、工事施行区域外において、擁壁の根入れが不足する、擁壁の上載荷重が許容値を超える、安全性が確認できない崖に盛土によって負担をかける又は排水施設等の雨水の流れを盛土によって止めるなどといったことが生じる工事については、許可することはできません。

第2章 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての技術的基準の取扱い

第1節 事前調査等

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 (略)

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 (略)

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

【規則】

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域及びその周辺に適用する。

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合は、当該工事を行う範囲だけではなく、その周辺の地盤及び地形等を十分に把握したうえで、当該工事の設計を行う必要があります。

2 過去の宅地造成又は特定盛土等に関する工事等に係る調査

【審査基準】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計は、あらかじめ工事施行区域及びその周辺において過去に行われた宅地造成又は特定盛土等に関する工事、開発行為に関する工事又は擁壁の築造工事について調査するものとする。

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計においては、工事施行区域内及びその周辺の既存の盛土、崖、擁壁及び排水施設等（以下この項において「既存擁壁等」といいます。）について十分に把握し、既存擁壁等の技術的基準への適合状況や、行おうとする工事の既存擁壁等への影響を考慮する必要があります。

そのため、工事施行区域及びその周辺における、過去の次に掲げる手続の状況について調査するも

のとします。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可又は同法第 15 条第 1 項の協議に係る手続の状況(許可・協議番号、許可・協議成立年月日及び検査済証交付年月日)
- (2) 旧宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可又は同法第 11 条の協議に係る手続の状況(許可・協議番号、許可・協議成立年月日及び検査済証交付年月日)
- (3) 都市計画法第 29 条第 1 項の許可又は同法第 34 条の 2 第 1 項の協議に係る手続の状況(許可・協議番号、許可・協議成立年月日、検査済証交付年月日及び工事完了公告年月日)
- (4) 建築基準法第 88 条第 1 項の規定において準用する同法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項又は同法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項の擁壁の確認申請又は擁壁の計画通知に係る手続の状況(確認申請・計画通知受付番号、確認済証交付年月日及び検査済証交付年月日)
- (5) 旧住宅地造成事業に関する法律第 4 条の認可に係る手続の状況(認可番号、認可年月日、検査済証交付日及び工事完了公告年月日)

なお、上記各号に掲げるものについては、「よこはま建築情報センター(横浜市庁舎 2 階)」にて調査することができます。また、同センターにて一部図面の取得も可能ですので、当該図面により過去の擁壁の築造や、盛土等の状況についてできる限り把握したうえで、設計を行ってください。

また、上記第 1 号から第 5 号の手続に係る検査済証が交付されている場合は、検査済証が交付されたときから既存擁壁等の形態等が変更されていないかや、既存擁壁等の劣化が進んでいないかを調査する必要があります。

※ 既存の既存擁壁等の形態等が変更されている場合や、行おうとする宅地造成又は特定盛土等に関する工事で既存擁壁等の形態等を変更する場合は、改めて技術的基準に適合するか確認する必要があります。

3 地盤調査

【審査基準】

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計は、あらかじめ工事施行区域及びその周辺の地盤調査を行ったうえで実施しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれにも該当しない場合にあっては、工事施行区域及びその周辺の地盤を想定して設計し、当該工事に着手した後に地盤を確認することにより、地盤調査を行ったものとみなすことができる。
ア 擁壁の設置に必要な地盤の許容応力度が 100kN/m^2 を超える場合
イ 鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁の構造計算において市長が定める数値(硬質の関東ロームに係る数値に限る。第 5 節第 3 項及び第 4 項を参照。)以外の土質諸定数を用いる場合
ウ 基礎ぐいを設置する場合
エ 深層の地盤改良(柱状改良)を行う場合
オ 軟弱地盤であることが想定される場合
カ 既存の盛土の上に擁壁の設置又は盛土をする場合
キ 設計において安定計算を行う必要がある場合
ク 政令第 8 条第 1 号イの規定により崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わない場合(当該崖面の勾配が 45° を超えるものに限る。)
ケ その他市長が必要と認める場合
- (2) 前号の地盤調査(ただし書の場合を除く。)は、ボーリング調査・標準貫入試験とし、設計に必要な土質試験を行うものとする。ただし、次の場合は、スクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査を行うことができる。

- ア ボーリング調査・標準貫入試験による地盤調査を補完するものとして、その他の試験又は調査による地盤調査を行う場合
- イ 前号アの場合の地盤調査であって、その他市長がスクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査とすることをやむを得ないと認める場合
- (3) 基礎ぐいの設置又は深層の地盤改良を行う場合(第1号イ又はウ)の調査は、少なくとも2箇所以上でボーリング調査・標準貫入試験を行い、基礎ぐい又は改良地盤の支持地盤及び周辺の地盤の地盤を十分に把握しなければならない。ただし、基礎ぐいの設置又は深層の地盤改良を行う範囲が小さく、1箇所のボーリング調査・標準貫入試験で支障ないと市長が認めた場合は、1箇所とする。
- (4) 設計において安定計算を行う必要がある場合(第1号カ)の調査は、少なくとも安定計算に係る斜面又は盛土の上方及び下方の2箇所以上でボーリング調査・標準貫入試験を行い、斜面又は盛土全体及びその周辺の地盤を十分に把握しなければならない。

【解説】

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、その基礎情報として地盤調査の結果がないと適切な設計を行うことができません。また、設計の際に想定した地盤と実際の地盤が異なることが工事着手後に判明すると、工事施行が中断するなど災害の発生の危険性が高まります。そのため、設計の前にあらかじめ地盤調査を行うことが重要です。
- 特に第1号アからケに掲げる場合は、地盤調査の結果が設計に大きな影響を与えるものや、地盤調査の結果がないと設計が困難なものであり、設計を行う前に、あらかじめ調査を行うことを必須としています。
- また、全ての工事の設計において、あらかじめ地盤調査を行うことが望ましいですが、第1号アからケに掲げる場合に該当しない場合は、地盤による設計への影響が小さいため、工事着手後の現場において想定した地盤であるか確認することができることとしています。
- (2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の地盤調査は、構造物の要求性能、設計方法、基礎工法、立地条件等により必要な情報が得られる方法を採用する必要があります。
- 第1号アからケに掲げる場合は、設計の内容に応じて、N値、地盤の種類、構成、許容支持力、粘着力、内部摩擦角、単位重量、圧密降伏応力、地震時の液状化及び水位等を把握するため、ボーリング調査・標準貫入試験を行ったうえで、設計に必要な土質試験を行うこととしています。また、行う土質試験は、設計に必要な情報が得られるように留意して行う必要があります。
- なお、ボーリング調査・標準貫入試験の結果、液状化又は圧密沈下の恐れがある場合は、液状化又は圧密沈下に係る土質試験を行うこととします。
- また、スクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査を行うことができるのは、ボーリング調査・標準貫入試験による地盤調査を補完するために地盤調査を行う場合と、擁壁の設置に必要な地盤の許容応力度が 100kN/m^2 を超える場合の地盤調査であって、その他市長がスクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査とすることをやむを得ないと認める場合のいずれかです。この「その他市長がスクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査とすることをやむを得ないと認める場合」であっても、スクリーウエイト貫入試験で確認できる地盤の許容応力度の上限は、 120kN/m^2 ですので、留意してください。
- (3) 基礎ぐいの設置又は深層の地盤改良を行う場合は、基礎ぐい又は改良地盤の支持地盤及び周辺の地盤の構成及び傾斜等を十分に把握しないと、設計を行うことが困難であり、工事施行中に支持地盤の標高が想定と大きく違うことが判明すると、工事を一時中断して、設計をやり直す必要が生じてしまいます。そのため、あらかじめ基礎ぐい又は改良地盤の支持地盤及び周辺の地盤の地盤を十分に把握したうえで設計を行うことが重要です。
- そのため、ボーリング調査・標準貫入試験は、基礎ぐい又は改良地盤の支持地盤及び周辺の地盤の状況を把握するために必要な数を実施することとします。少なくとも2箇所以上のボーリング調

査・標準貫入試験を求めています。基礎ぐい又は地盤改良を行う範囲や、地形等によっては、2箇所では不十分な場合もあります。その場合は、調査箇所を増やす、又はスクリーウエイト貫入試験等を併せて実施するなどの対応が必要です。

ただし、既存の一戸建ての住宅の擁壁の築造替えの場合など、基礎ぐいの設置又は深層の地盤改良を行う範囲が小さい場合で、1箇所のボーリング調査・標準貫入試験で、地盤の状況を十分に把握でき、設計上支障がないと市長が認めた場合は、地盤調査を1箇所のボーリング調査・標準貫入試験（必要に応じてスクリーウエイト貫入試験等を併せて実施）とすることができます。

なお、地盤調査結果は、原則として、地盤の断面図に施工する基礎ぐい又は改良体の位置及び標高等を記載したものを提出してください。

- (4) 安定計算を行う場合は、安定計算に係る斜面又は盛土及びその周辺の地盤状況がその結果を大きく左右するため、適切に地盤調査を実施することが重要です。また、斜面又は盛土の上方又は下方の一方のみの地盤調査では、地盤の構成や傾斜を適切に把握することは困難です。そのため、安定計算を行う場合は、少なくとも安定計算に係る斜面又は盛土の上方及び下方の2箇所以上でボーリング調査・標準貫入試験を行わなければなりません。

なお、地盤調査結果として、安定計算を行う位置における地盤の断面図（盛土又は切土をした後の地形及び地物を明示したもの）を提出する必要があります。

4 集水区域、溪流等及び集水地形の調査

【審査基準】

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計は、次のアからウに掲げる事項の調査を、土石の堆積に関する工事の設計は、次のアに掲げる事項の調査を、あらかじめ行ったうえで実施しなければならない。

ただし、工事施行区域及びその周辺の土地が平坦地（勾配1/10（約5.4度）以下である土地をいう。）であって、明らかに政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）及び集水地形に該当しない場合は、イ及びウの調査は要しない。

ア 工事施行区域に係る集水区域

イ 工事施行区域及びその周辺の土地の政令第7条第2項第2号に規定する土地（「溪流等」という。以下同じ。）への該当

ウ 工事施行区域及びその周辺の土地の集水地形への該当

- (2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に着手した後に、工事施行区域に地下水（湧水）（その周辺の土地から侵入するものを含む。）がないか調査し、地下水（湧水）が確認された場合は、必要に応じて当該工事の設計を変更しなければならない。

【解説】

- (1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事施行区域（地下部分を含む。）に流入する雨水その他の地表水及び地下水について十分に把握したうえで設計を行う必要があります。

特に、排水施設の設計、盛土内の排水施設等の要否の判断及びその設計並びに安定計算における水位の設定等を行う際には、工事施行区域に係る集水区域並びに工事施行区域及びその周辺の土地の溪流等及び集水地形への該当について調査しないと、適切な設計を行うことができず、また法に規定する技術的基準への適合が確認できません。

そのため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計にあたっては、アからウの調査を、土石の堆積に関する工事の設計にあたっては、アの調査を、あらかじめ実施しなければなりません。

ただし、ただし、工事施行区域及びその周辺の土地が平坦地（勾配1/10（約5.4度）以下である土地をいいます。）であって、明らかに政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）及び集水地形に該当しない場合は、イ及びウの調査は要しません。

ア 集水区域に係る調査

地形が示された図面及び下水道の排水区画割計画平面図等の資料を入手するとともに、現地調査を行い、それらの資料及び調査結果を踏まえて、工事施行区域及びその周辺の土地の地形、地盤の性質を考慮した集水区域を策定することとします。

イ 政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）への該当に係る調査

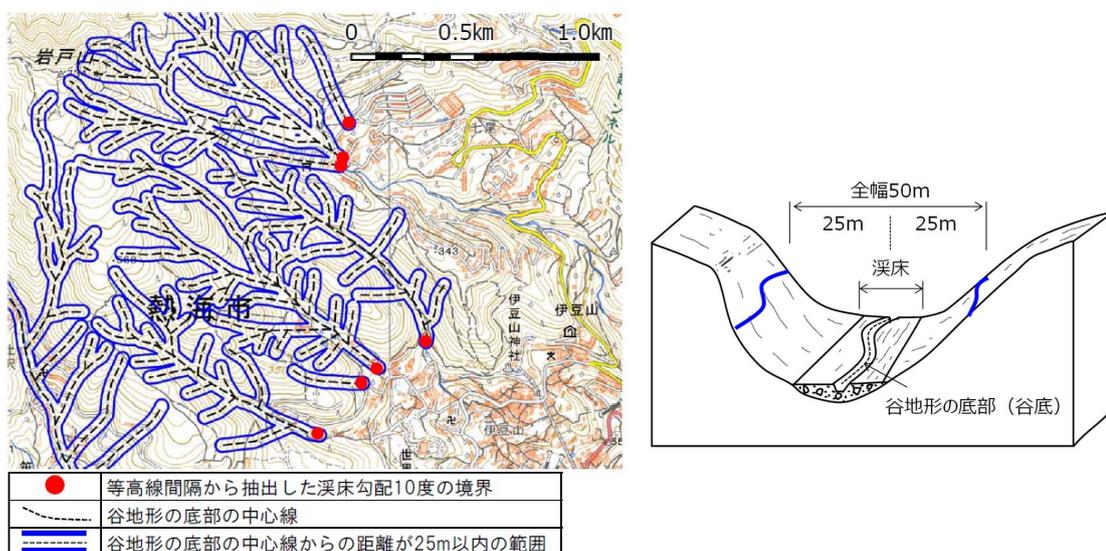
政令第7条第2項第2号に規定する土地（この手引において「溪流・集水地形等の土地」といいます。）とは、具体的には省令第12条各号に規定しており、「山間部における、河川の流水が継続して存する土地」、「山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号（省令第12条第1号）の土地に類する状況を呈している土地」及び「前二号（省令第12条第1号又は第2号）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地」が該当します。

それぞれの土地に該当するかの調査方法は、次の(ア)から(ウ)のとおりとします。

なお、工事施行区域が次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合は、許可申請書の「溪流等への該当」を「有」とします。

(ア) 「山間部における、河川の流水が継続して存する土地（省令第12条第1号）」に係る調査

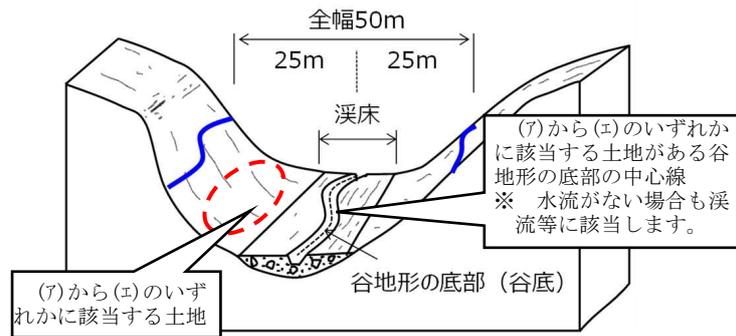
工事施行区域又はその周辺の土地が山間部である場合は、現地調査にて、工事施行区及びその周辺に地表水（地下水が湧水となって地表面を流れているものを含まず。）の流水が継続してある河川又は水路等（整備されていない河川又は水路等を含み、公共下水道等の暗渠排水施設を除きます。）があるかを確認します。現地調査の結果、河川又は水路等がある場合は、当該河川又は水路等がある谷地形の底部の中心線から水平距離 25メートルの範囲の土地は、溪流等に該当するものとします。



(出典：盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方(国土交通省))

(イ) 「山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号（省令第12条第1号）の土地に類する状況を呈している土地」に係る調査（省令第12条第2号）

工事施行区域又はその周辺の土地が山間部である場合は、現地調査又は地盤調査にて、工事施行区域内及びその周辺の土地が次のaからdのいずれかに該当するか確認します。調査の結果、土地がaからdのいずれかに該当する場合は、当該土地がある谷地形の底部の中心線から水平距離 25メートルの範囲の土地は、溪流等に該当するものとします。



(出典：「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」, 国土交通省(注釈を加筆))

- a 自然崖面又はのり面(過去の盛土又は切土により造成されたものを含む。以下この項において同じ。)があり、当該崖面及びのり面からの湧水がある場合又は当該崖面及びのり面の表面が湿っている。
- b 擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留があり、その表面又は水抜穴等からの湧水又は湧水の跡が確認できる。
- c 自然崖面、のり面、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留があり、その表面にコケその他の親水性植物が繁茂している。

※ 主な親水性植物

コケ、シダ類(未風化のり面でも湿った場所に群生)、フサザクラ、タマアジサイ、フキ、ヌルデ等(山野にある植物でも、のり面に群生していると注意が必要な植物)、竹(土砂化した地下水の多い場所に群生)、ハンノキ、ドロノキ、ヤナギ、スギ(湿った場所に生育する植物。)

(出典：「道路ストックの総点検 総点検実施要領(案)【道路のり面工・土工構造物編】参考資料」, 国土交通省, 平成25年2月)

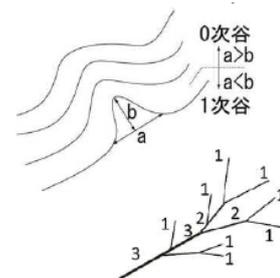
- d 自然崖面、のり面、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留があり、その背面の土地での地盤調査の結果において水位が高い。

(ウ) 「前二号(省令第12条第1号又は第2号)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地」に係る調査

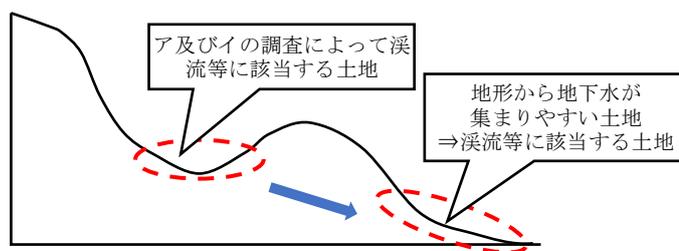
(ア)及び(イ)の調査によって溪流等に該当する土地があった場合に、当該土地及び周辺の土地の地形から、雨水その他の地表水又は地下水が集まりやすいと考えられる土地があるか、現地調査又は地形図を使用して調査します。そのような土地があった場合は、当該土地は、溪流等に該当するものとします。

例として、溪流等に該当する土地の上方にある0次谷に該当する土地や、溪流等に該当する土地の下方にある地下水が集中しやすい土地などが考えられます。

0次谷： 常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当します。



(出典：「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」, 国土交通省)



図：溪流等に該当する土地の下方にある地下水が集中しやすい土地の例

ウ 集水地形に該当する土地に係る調査

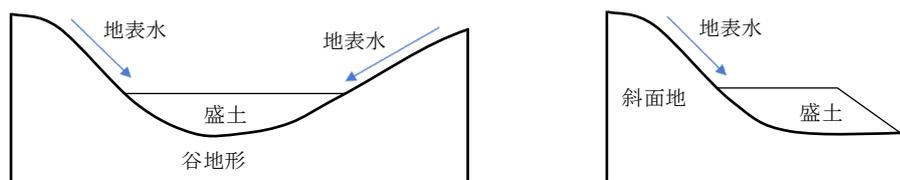
集水地形とは、山間部に限らず、雨水その他の地表水又は地下水が集中しやすい地形のことをいい、溪流等に該当する土地の地形も含まれます。

集水地形に該当するかの調査方法は、次の(ア)及び(イ)のとおりとします。

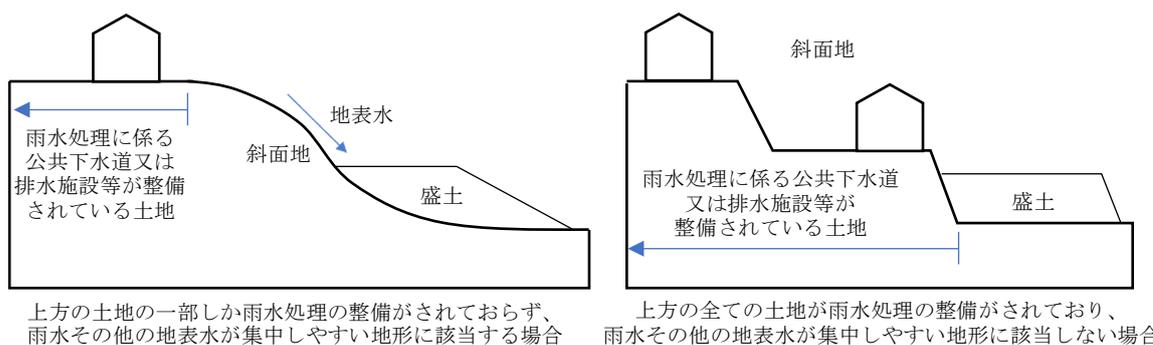
(ア) 雨水その他の地表水が集中しやすい地形に該当する土地に係る調査

工事施行区域及びその周辺の土地について現地調査又は地形図を使用した調査を行い、当該土地が谷地形（0次谷の地形を含みます。）の中又は斜面地の下の土地である場合は、水流が確認できるかにかかわらず、雨水その他の地表水が集中しやすい地形に該当する土地であると取り扱います。

ただし、当該土地より上方にある土地の全てが建築物等の敷地や公共施設用地として利用されるなど、雨水処理に係る公共下水道又は排水施設等が整備されている場合を除きます。



図：谷地形の中又は斜面地の下の土地への盛土



図：斜面地の下方の土地とその上方の土地の雨水処理の整備

(イ) 地下水が集中しやすい地形に該当する土地に係る調査

工事施行区域又はその周辺の土地について現地調査を行い、当該土地が次の a から d)のいずれかに該当するか確認します。調査の結果、当該土地が a から d)のいずれかに該当する場合は、「地下水が集中しやすい地形に該当する土地」と取り扱います。

※ (ア)の「雨水その他の地表水が集中しやすい地形」の場合は、地下水も集中しやすい地形であると考えられますが、アの「雨水その他の地表水が集中しやすい地形」に該当しない場合であっても、地下水が集中しやすい場合があります。特に横浜市は、過去に造成工事が行われた土地が多く、過去の地形が分かりにくくなっており、現在の地形の状況からだけでは地下水が集中しやすいかを判断するのが困難です。そのため、地下水の標高が高いと想定さ

れる事象がある土地を「地下水が集中しやすい地形に該当する土地」と取り扱います。

- a 自然崖面又はのり面（過去の盛土又は切土により造成されたものを含む。以下この項において同じ。）があり、当該崖面及びのり面からの湧水がある場合又は当該崖面及びのり面の表面が湿っている。
- b 擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留があり、その表面又は水抜穴等からの湧水又は湧水の跡が確認できる。
- c 自然崖面、のり面、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留があり、その表面にコケその他の親水性植物が繁茂している。

※ 主な親水性植物

コケ、シダ類（未風化のり面でも湿った場所に群生）、フサザクラ、タマアジサイ、フキ、ヌルデ等（山野にある植物でも、のり面に群生していると注意が必要な植物）、竹（土砂化した地下水の多い場所に群生）、ハンノキ、ドロノキ、ヤナギ、スギ（湿った場所に生育する植物。）

（出典：「道路ストックの総点検 総点検実施要領（案）【道路のり面工・土工構造物編】参考資料」，国土交通省，平成 25 年 2 月）

- d 自然崖面、のり面、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留があり、その背面の土地での地盤調査の結果において水位が高い。
- (2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に着手した後に、工事施行区域に地下水（湧水）がないか、及び工事施行区域の周辺の土地から工事施行区域に地下水（湧水）が侵入していないか調査し、地下水（湧水）が確認された場合は、当該土地は集水地形に該当するものと取り扱います。
この場合においては、盛土内の排水施設等の設置が必要ですので、設置しない計画であった場合は、設計変更を行う必要があります。

第2節 盛土及び切土

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 (略)

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
 - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
 - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
 - 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
 - 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に

関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 (略)

- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第二十条 (略)

- 2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

別表第一（第八条、第三十条関係）

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

【市細則】

(法面の小段)

第 25 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法面の高さが盛土による法面にあっては、3メートル、切土による法面にあっては、5メートルを超える場合は、市長が定めるところにより、盛土による法面にあっては、高さ3メートル以内ごと、切土による法面にあっては、高さ5メートル以内ごとに小段を設置し、かつ、当該小段に排水施設を設置しなければならない。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の盛土又は切土に適用する。

また、工事施行区域内の盛土又は切土によって工事施行区域外の崖（自然崖を含む。）又はのり面（以下この項において「崖等」という。）が影響を受ける場合は、当該崖等についてもこの基準を適用し、新たにこの基準に適合しない事項が生じないことを審査、検査及び確認するものとする。

法の許可が必要な盛土又は切土は、政令第3条各号に掲げるものですが、宅地造成又は特定盛土等に伴う崖崩れ及び土砂の流出に伴う災害の発生を防止するには、政令第3条各号に掲げる盛土又は切土以外のものにもこの基準を適用する必要があるため、当該工事に係る工事施行区域内の全ての盛土又は切土について、この節の基準を適用します。

なお、工事施行区域外の崖等についても、工事施行区域内の盛土又は切土によって、この基準に新たに適用しない事項が生じないかを審査等する際にも、この基準を適用します。

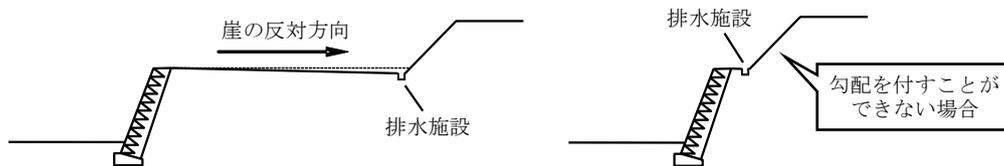
2 崖又はのりの上の地盤面の勾配

盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた崖又はのり（擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により当該崖面又はのり面を覆う場合を含む。以下この号において同じ。）の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖又はのりの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

なお、特別の事情により、崖又はのりの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付することが困難な場合は、盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた崖又はのりの上端に、雨水その他の地表水を集水する排水施設を設置すること。

雨水その他の地表水が崖面又はのり面を漂流し、崖又はのりを浸食すること及び崖又はのりの上端付近で雨水その他の地表水が崖又はのり面の背面へ浸透することを防止するため、特別の事情がない限り、崖又はのりの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配（2～5パーセント程度）を付し、排水施設により適切に排出しなければなりません。

なお、特段の事情とは、盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた崖又はのり（以下この号において「盛土による崖等」という。）の上方に崖又はのりがあり、勾配を付することができない場合のことなどをいいます。この場合においては、上方の崖又はのりからの雨水その他の地表水が、盛土による崖等に流れないように、盛土による崖等の上端に排水施設を設置し、適切に排出しなければなりません。



図：崖上又はのり上の地盤の水勾配と排水施設の設置

3 盛土のり面（崖面）

【審査基準】

- (1) 盛土のり面の勾配は、盛土の材料、土質にかかわらず、30度以下とし、30度を超える場合は、盛土をした後の土地の部分に生じた崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆うこと。
- (2) 高さが3メートルを超える盛土のり面が生ずるときは、高さ3メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段（下段ののりと反対方向に流れるように勾配をとること。）を設け、各々ののりの下端に排水施設を設置すること。

【指導基準】

- (3) のり面を表流する湧水が多い場合、豪雨等によりのり面の下端に流水が生ずる可能性が高いなどの場合は、当該のり面を擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で覆う、又は当該のり面において構造物によりのり面保護工を施工するよう努めること。

【解説】

- (1) 盛土のり面は雨水等の影響による安定性の低下等が考えられることから、崖とはならない30°を上限とし、30度を超える場合は、擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆うこととします。（※ 崖面崩壊防止施設には設置の条件があります。）

なお、次に掲げる場合は、盛土のり面の勾配を30度よりも小さくすることを検討してください。

ア のり高が特に大きい場合

イ 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合

ウ 盛土箇所の原地盤が不安定な場合

エ 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合

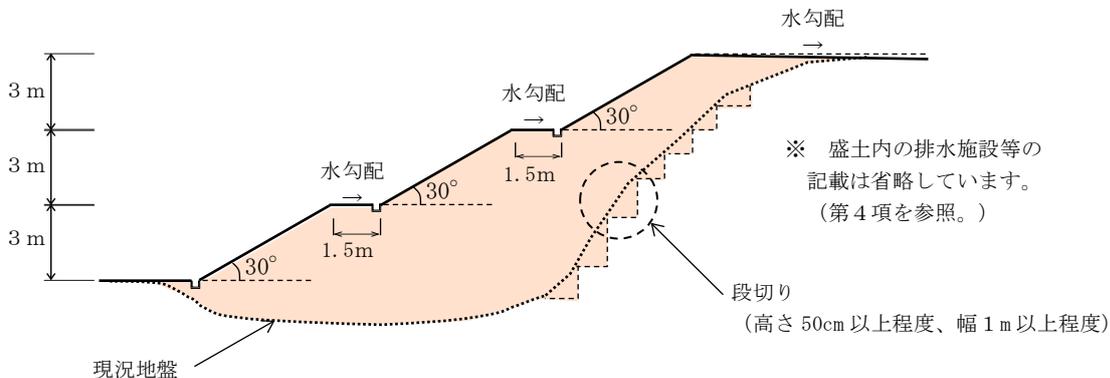
オ 腹付け盛土（水平面に対し20度以上の角度をなす地盤面にする盛土のことをいいます。）と

なる場合

カ 締固め難い材料を盛土に用いる場合

- (2) 盛土地盤は地山に比べて粘着力が乏しい場合が多いため、災害防止上の観点から、高さが3mを超える場合に小段を設けることとし、盛土のり面全体の高さが15mを超える場合には、高さ15m以内ごとに3m以上の幅広の小段を設けるものとします。

また、小段には、雨水その他の地表水が下段ののりと反対方向に流れるように勾配(2~5パーセント程度)をとり、排水施設により適切に排出しなければなりません。



図：盛土のり面の例

- (3) のり面に湧水が多い場合や、河川に近いのり面など、のり面の下端が豪雨により浸水する可能性がある場合は、流水のよってのり面が浸食され、のり面の安定性に影響を及ぼす可能性があるため、擁壁等の構造物によつてのり面を保護するよう努めてください。

4 盛土の排水施設等

【審査基準】

盛土内の排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画することを基本とし、地下水排除工(暗渠排水工・基盤排水層)については、第1号のとおり、盛土内排水層については、第2号のとおりとすること。

(1) 地下水排除工(暗渠排水工・基盤排水層)

政令第7条第2項第2号に規定する土地(以下「溪流等」といいます。)又は集水地形に該当する土地(第1節第4項を参照。)に盛土をする場合(工事着手後に地下水が確認された場合を含む。)で、盛土全体の安全のために、盛土内に侵入する雨水その他の地表水又は地下水を排水する必要があると認められるときは、次のアからケのとおりに盛土を施工する前の基礎地盤に地下水排除工(暗渠排水工・基盤排水層)を施工すること。

ア 暗渠排水工は、盛土を施工する前の基礎地盤の沢底部に設置する本管と本管から樹枝状に設置する補助管(本管及び補助管ともにトレンチ(有孔管))で構成することを基本とすること。ただし、盛土の奥行(盛土のり面又は盛土崖面の背面方向の盛土の延長のことをいう。以下同じ。)が狭い、盛土の規模が小さい、又は盛土の基礎地盤が沢形状ではない場合は、盛土を施工する前の基礎地盤に本管(トレンチ(有孔管))のみを設置することができるものとする。

イ 暗渠排水工に係る排水施設(本管及び補助管)は、工事施行区域及びその周辺の土地の地形及び地盤の性質を考慮し、集水区域を策定して、これに基づき当該排水施設の規模、構造及び能力を設定すること。

なお、工事施行区域及びその周辺の土地の地形及び地盤の性質にかかわらず、排水施設(本管及び補助管)の管径を150ミリメートル未満とすることはできないものとする。

ウ 暗渠排水工に係る排水施設は、盛土その他の荷重に対して十分な耐荷重性を有するものとする。

- エ 管渠排水工により集水した地下水は、土砂を含まないようにしたうえで、工事施行区域内の排水施設から、水路、河川又は公共下水道に放流するものとする。
- オ 暗渠排水工に係る排水施設は、維持管理及び点検に支障がない構造とすること。
- カ 新たな盛土により既存の盛土内の水位が上昇することが想定される場合は、既存の盛土内に地下水排除工（暗渠排水工）を施工すること。
- キ 基盤排水層の厚さは0.5メートルを標準とする。ただし、盛土をする土地が政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）に該当する場合など、地下水が多いことが想定される場合は、1.0メートル以上とする。
- ク 基盤排水層の長さ（奥行）は、盛土を施工する前の基礎地盤のうち、勾配15度（約1：4.0）以下の範囲（盛土のり面を施工する場合には、このうち、のり尻からのり肩の水平距離の2分の1の範囲に限る。）及び湧水や浸透水が多いと想定される範囲を包括して施工することとする。
- ケ アからクの規定のほか、地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）は、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照して設計及び施工すること。
- (2) 水平排水層
- 盛土の高さ（擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により覆う部分を含む。次号において同じ。）が5メートルを超える場合は、次のア及びイのとおりに盛土内に水平排水層を設置すること。ただし、盛土がすべて透水性の高い材料からなる場合は、この限りでない。
- イ 水平排水層は、盛土の高さ3メートル以内ごとに設置すること。
- ウ 水平排水層は、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照して設計及び施工すること。

【解説】

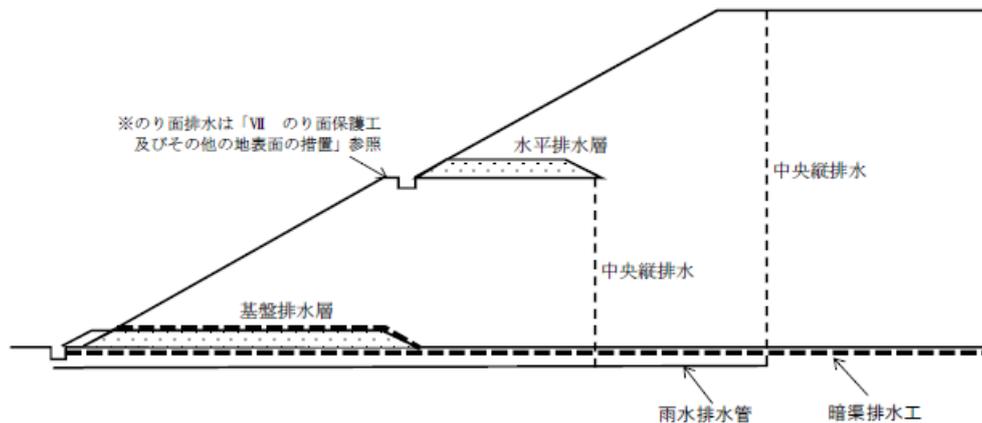
次の表は、地下水排除工及び水平排水層についてまとめたものです。

なお、表の仮設排水工とは、暗渠排水工に係る排水施設とは別の有孔管からなる中央縦排水と、無孔管からなる雨水排水管で構成されるものを施工するものです。このうち、中央縦排水は施工中の雨水等を集水する施設であり、盛土施工後においても、水平排水層等から盛土内の地下水を雨水排水管に導く役割を果たすものです。また、雨水排水管は、暗渠排水工とは別の排水系統のもので、土砂の流入による暗渠排水工の機能低下を防止します。この仮設排水工は、法第13条第1項に規定する技術的基準に係るものではないものと取扱いますが、高さ15メートルを超える盛土をする場合及び雨水その他の地表水又は地下水が特に多い箇所の場合は、法第12条第3項に規定により、施工することを許可の条件とします。

表：地下水排除工及び水平排水層の種別

種別		根拠	目的等
機能	名称		
地下水排除工	暗渠排水工	政令第16条第2項	盛土施工前の基礎地盤に設置し盛土基礎地盤周辺の地下水排水を目的とする。
	基盤排水層	政令第7条第1項第1号口	
	仮設排水工	法第12条第3項（※）	
盛土内排水層	水平排水層	政令第7条第1項第1号口	盛土本体に一定の高さごとに透水性が高い砕石や砂等を設置し盛土内の地下水の排水を目的とする。

※ 高さ15メートルを超える盛土をする場合や、溪流等に盛土をする場合など、雨水その他の地表水又は地下水が多いことが想定される土地に盛土をする場合に、仮設排水工を施行することを許可条件とします。



図：盛土の排水施設の概要図（断面）

（出典：「盛土等防災マニュアルの解説」図V. 2-1 盛土の排水施設の概要図）

(1) 地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土の規模によらず、政令第7条第2項第2号に規定する土地又は集水地形に該当する土地（第1節第4項を参照してください。）に盛土をする場合は、盛土内に十分な地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）を施工し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図る必要があります。

なお、工事着手後に地下水（湧水）が確認された土地に盛土をする場合も、集水地形に該当する土地に盛土をする場合に該当し、地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）の施工が必要です。

※ 高さ15メートルを超える盛土をする場合や、溪流等に盛土をする場合など、雨水その他の地表水又は地下水が多いことが想定される土地に盛土をする場合は、盛土の施工中に当該盛土内の水位をモニタリングして、水位が上昇するようであれば、設計を変更し、追加で地下水排除工を施行することを許可条件とします。

ア 暗渠排水工では、盛土を施工する前の基礎地盤を掘削して、トレンチ（有孔管）を基盤排水層の下に埋設します。その構造は、次の図に示す形状を標準とし、管材とそれを取りまく通水性が高いフィルター材等で構成されます。

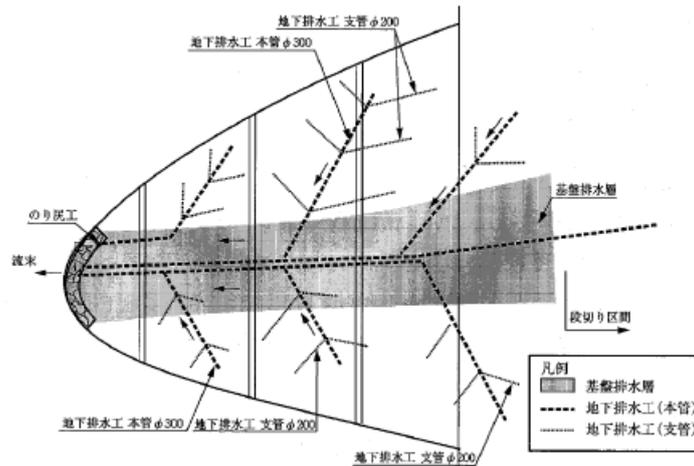


図V.2-3 暗渠排水工の基本構造

図：暗渠排水工の基本構造

（出典：「盛土等防災マニュアルの解説」図V. 2-3 暗渠排水工の基本構造）

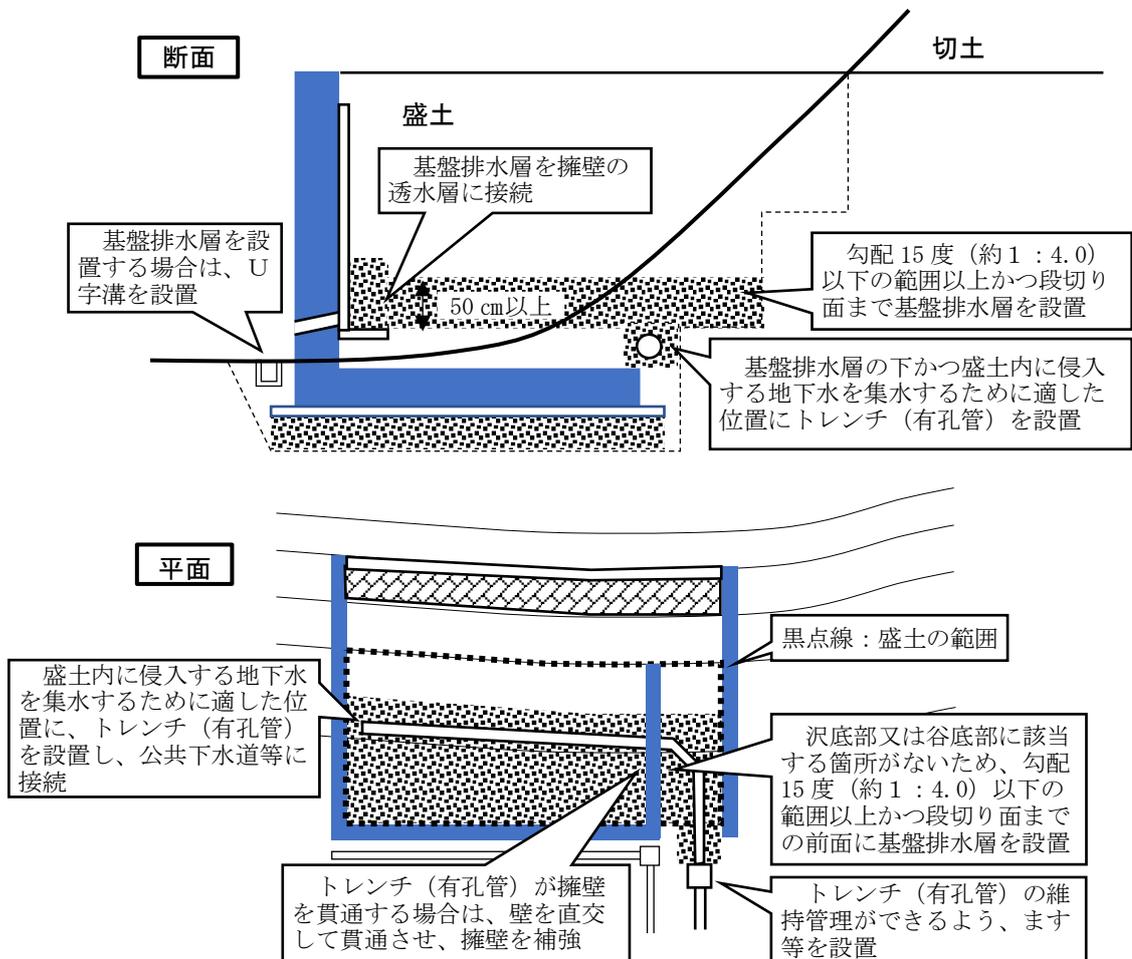
また、暗渠排水工は、沢底部又は谷底部に設置する本管と本管から樹枝状に設置する補助管で構成することを基本とし、補助管の設置間隔は40メートルを標準とし、溪流等の地下水が多いことが想定される場合は、補助管の設置間隔を20メートルとします。



図：溪流等における盛土の暗渠排水工及び基盤排水層の設置例

(出典：「道路土工 盛土工指針」，(社)日本道路協会，平成22年4月)

ただし、盛土の奥行が狭い、盛土の規模が小さい、又は盛土の基礎地盤が沢形状又は谷形状ではないなど、本管を盛土の奥行方向に設置すること又は樹枝状に補助管を設置することが困難な場合は、盛土の基礎地盤の形状、周辺の地形及び湧水の状況等を踏まえて適切な位置及び形状で本管のみを設置することとします。この場合の設置例は、次の図のとおりです。



図：暗渠排水工を樹枝状に設置することが困難な場合の例

なお、盛土上の擁壁及び建築物に係る基礎ぐい又は地盤改良を施工する場合は、暗渠排水工に係る排水施設と基礎ぐいや地盤改良体が干渉することないように、設計及び施工において留意しなければなりません。

イ 暗渠排水工に係る排水施設には、降雨浸透水、地山からの湧水及び地盤又は盛土からの圧密排水が流れ込むため、それらを正確に把握して排水施設の設計を行うことが望ましいですが、工事施行区域及びその周辺の水分状況を詳細に把握することは困難な場合も多いと考えられます。

そのため、便宜上、工事施行区域及びその周辺の土地の地形、地盤の性質を考慮した集水区域を設定し、当該集水区域内の計画降雨強度の降雨を処理できる規模、構造及び能力を有する排水施設を設けることとします。この場合の、計画降雨強度は、自然排水区域（ポンプ排水区域以外の自然流下による排水が可能な区域）は5年確率とし、ポンプ排水区域は10年確率とし、暗渠排水工に係る排水施設（本管及び補助管）の径を150ミリメートル未満とすることはできないものとします。

なお、許可の申請書には、集水区域の範囲を示した図面、集水区域の求積図及び求積表面積並びに流量計算書を添付してください。

ただし、集水区域の面積が9ヘクタール以下の場合、暗渠排水工に係る排水施設の管径を次の表のとおりとすることができるものとします。これらの場合においては、許可の申請書に流量計算書の添付は不要としますが、集水区域の範囲を示した図面並びに集水区域の求積図及び求積表の添付は必要です。

表：集水区域の面積に応じた暗渠排水工に係る排水施設の管径

集水区域の面積	管の直径
2 ha 以下	150mm 以上
5 ha 以下	200 mm以上
6 ha 以下	250 mm以上
9 ha 以下	300mm 以上

ウ 暗渠排水工に係る排水施設は、盛土及び盛土の上の載荷重を考慮して、十分な耐荷重性を有するものとする必要があります。また、当該排水施設は、政令第16条第2項の規定により、同条第1項各号(第2号ただし書及び第4号を除く。)の規定の適用を受けますので留意が必要です。

なお、暗渠排水工に係る排水施設が擁壁とやむを得ず干渉する場合は、擁壁の欠損する断面が最小となるよう横断して貫通させることとし、鉄筋コンクリート造擁壁の場合は、貫通部分を補強することとします。

エ 暗渠排水工にて集水した地下水は、雨水その他の地表水と同様に、土砂の流出による災害を防止するため、工事施行区域内の排水施設から水路、河川又は公共下水道に適切に放流しなければなりません。また、地下水を放流する際には、土砂を含まないようにする必要があります。

※ 暗渠排水工に係る排水施設（本管及び補助管）を、擁壁の水抜穴に接続させることはできません。

オ 暗渠排水工に係る排水施設は、その機能を維持するため、暗渠排水工に係る排水施設の流末（盛土の下端部分）は、工事完了後においても施設の維持管理や点検が行えるように、集水ますやマンホールを接続することや、かご工等で保護することを基本とします。また、大規模な盛土の場合には、マンホールを排水施設の中間地点等に設けることを検討してください。

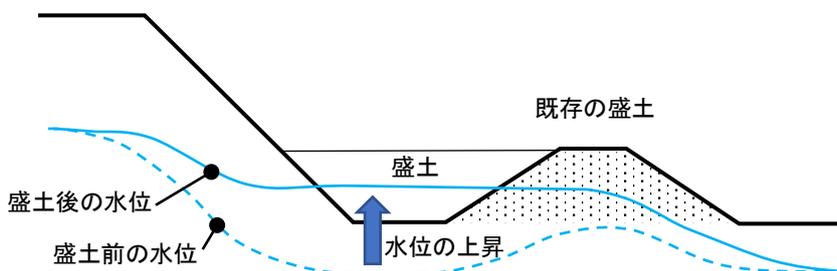
なお、建築時の基礎ぐい工事等により破損しないよう、法の許可を受ける場合にあつては、造成計画平面図、都市計画法第29条第1項の許可を受ける場合にあつては、土地利用計画図に暗渠排水工に係る排水施設の位置を記載するとともに、「基礎ぐい工事等の際は、暗渠排水管を損傷しないよう、事前にその位置を調査するよう留意すること。」と記載することとします。

カ 地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）を施工するのは、工事施行区域内の新たに盛土をする部分とすることを基本とし、既存の盛土部分については、地下水排除工（暗渠排水工）を施工することを努めることとします。

ただし、例外として、新たに盛土をすることにより既存の盛土内の水位が上昇することが想定

される場合（例として、次の図のような場合）は、既存の盛土内に地下水排除工（暗渠排水工）を施工することとします。

施工の方法としては、横ボーリングを行ったうえで、トレンチ（有孔管）を設置する方法などがあります。



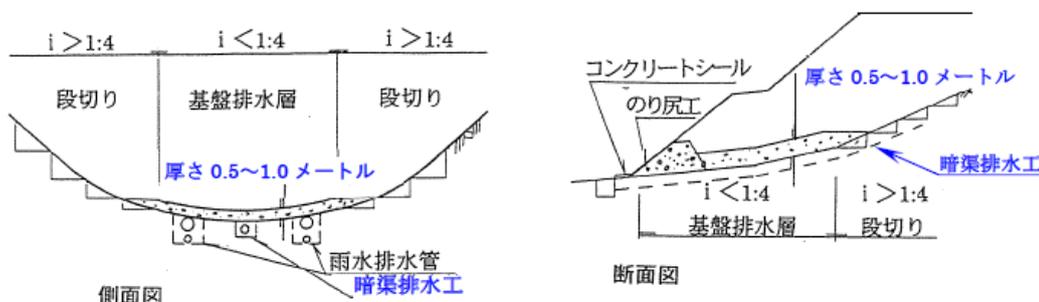
図：新たな盛土により既存の盛土内の水位が上昇する例

キ 基盤排水層は、盛土を施工する前の基礎地盤に、厚さ 0.5 メートルを標準として施工します。ただし、溪流等の地下水が多いことが想定される場合は、厚さを 1.0 メートル以上とします。

なお、擁壁の背面に基盤排水層を設置する場合は、基盤排水層を擁壁の透水層に接続させるように施工します。（イの図を参照してください。）

ク 基盤排水層は、段切りの必要がない勾配 15 度（約 1 : 4.0）以下の範囲を包括して施工することを基本としますが、盛土のり面を施工する場合は、このうち、のり尻からのり肩の水平距離の 2 分の 1 の範囲かつ勾配 15 度（約 1 : 4.0）以下の範囲を包括して施工することとします。ただし、湧水や浸透水が多いことが想定される場合は、その範囲も包括して基盤排水層を施工することとします。

なお、盛土を覆う擁壁を設置するために、一部根切り（切土）をする場合には、当該根切を行った範囲にも基盤排水層を設置する必要があります。（イの図を参照してください。）



図：基盤排水層の設置例

（出典：「第二東名高速道路 高盛土及び大規模盛土設計指針（案）」，
（財）高速道路技術センター，平成 11 年 7 月（一部加筆修正））

(2) 水平排水層

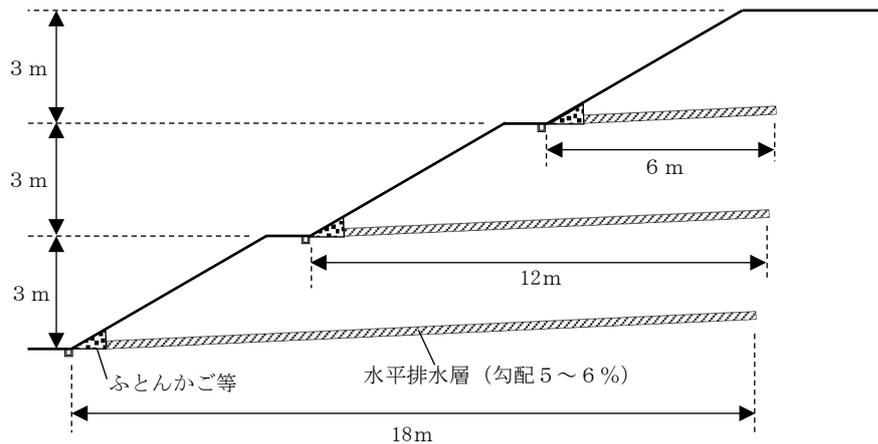
盛土の安定並びに盛土のり面の侵食及び表層滑りを防止し、盛土内の含水比を低下させるため、盛土の高さが 5 メートルを超える場合は、一定の高さごとに水平排水層を設置しなければなりません。（盛土を擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により盛土を覆う場合であっても、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留を含まない滑り面による安全性を向上させるため、水平排水層の設置が必要です。）

また、水平排水層は、透水性の高い材料を用いて設け、水平排水層からは有孔パイプ等を用いて水を外に排出する必要があります。

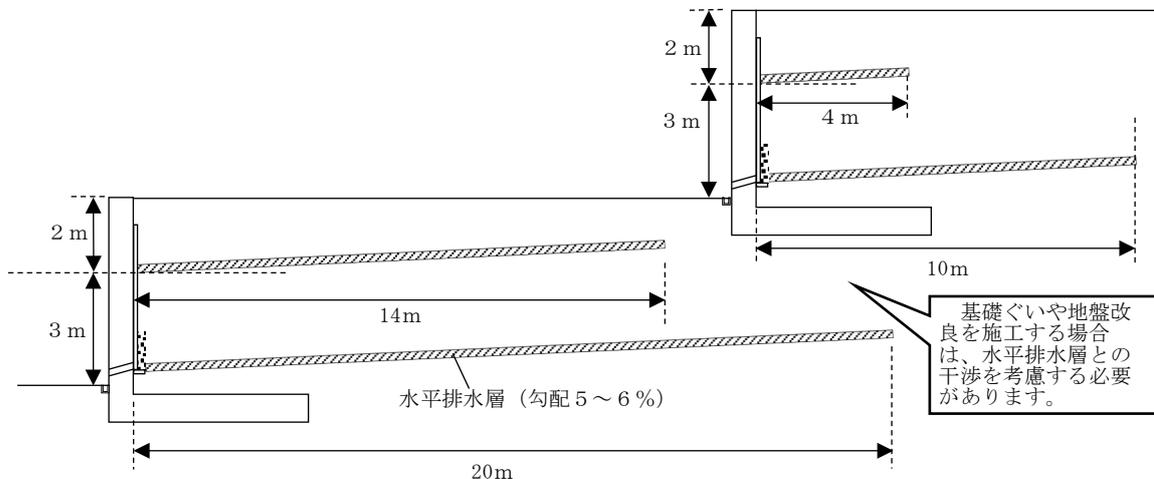
ア 水平排水層は、盛土の高さ 3 メートル以内ごと、かつ、小段ごと及び擁壁又は崖面崩壊防止施設ごとに設置しなければなりません。ただし、基盤排水層を設置する部分は、基盤排水層が水平排水層を兼ねることとなります。

水平排水層の設置例は次の図のとおりです。(水平排水層の奥行きを盛土の高さの倍としています。)

なお、擁壁の下に水平排水層を設置する必要がある場合であって、当該擁壁に係る基礎ぐい又は地盤改良を施工するときは、水平排水層との干渉等に考慮する必要があります。具体的には、基礎ぐいの場合にはできる限り水平排水層と干渉しないようし、やむを得ず干渉する場合は、水平排水層の幅を広めにとるなどの対応が考えられます。また、深層混合改良の場合は、地下水が多い箇所であるため、改良材の流出による影響がないか確認したうえで、基盤排水層への影響を最小限にし、地下水の流れを阻害することがないようにすることや、水平排水層と干渉する部分も構造上支障ない改良体とすることができることなどを検討する必要があります。



盛土のり面の場合(関東ローム等の保水性の高い土質の場合)の例



盛土覆う擁壁の場合(関東ローム等の保水性の高い土質の場合)の例

図：水平排水層の設置例

イ 水平排水層については、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照し、設計及び施工を行うこととします。

なお、透水性が高い材料は、一般的に粒度が不均質で良質な礫や山砂が該当しますが、近年は、良質の礫・砂質材料の確保が難しいことから、水平排水層にジオテキスタイル(不織布や織布のように透水性のある繊維を材料としたシート類をいいます。)を用いることができることとします。

5 盛土の安定性

【審査基準】

- (1) 盛土の高さが9メートルを超える場合は、盛土による斜面（擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留で覆うものを含む。）の安定性及び盛土全体の安定性を確認すること。
- (2) 溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地）に高さ15メートルの盛土をする場合は、地震時の間げき水圧の上昇及び繰り返し載荷による強度低下の考慮し、盛土全体の安定性を確認すること。

【指導基準】

- (3) 溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地）に高さ15メートルの盛土をする場合であって、当該盛土の量が5万立方メートルを超えるとときは、第2号の安定性の確認に加えて、三次元の変形解析や浸透流解析等による多角的な検証を行うよう努めること。

- (1) 一般に、盛土の高さが高いほど、盛土の安定性は低下すると考えられることから、9mを超える盛土法面においては、原地盤を含めた斜面の安定計算及び盛土全体の安定計算を行い、その安全を確認することとします。また、安定計算の方法は、斜面の安定計算の場合は円弧滑り面法により、盛土全体の安定計算は二次元分割法により検討することを標準とします。

なお、盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ とし、大地震時（水平震度0.25とする。）において、 $F_s \geq 1.0$ とします。また、安定性の確認にあたっては、盛土をする土地及びその周辺の土地における地盤調査を十分に行ったうえで、使用する盛土材料の単位重量、内部摩擦角及び粘着力等並びに水位等の設定を適切に行わなければなりません。

詳しくは、斜面の安定計算については、盛土を擁壁等で覆う場合を含め、「盛土等防災マニュアルの解説」の「V. 3. 2 盛土のり面の検討」を参照し、盛土全体の安定計算については、「盛土等防災マニュアルの解説」の「V. 4 盛土全体の安定性の検討」を参照することとします。

※ 高い盛土の場合は、盛土の滑りを防止する対策が必要か確認する必要があるため、この基準を設けています。

※ 盛土を擁壁等で覆う場合であっても、擁壁を含まない滑り面での円弧滑り又は盛土全体の滑りを生じる可能性がないか確認する必要があるため、安定計算を省略することはできません。

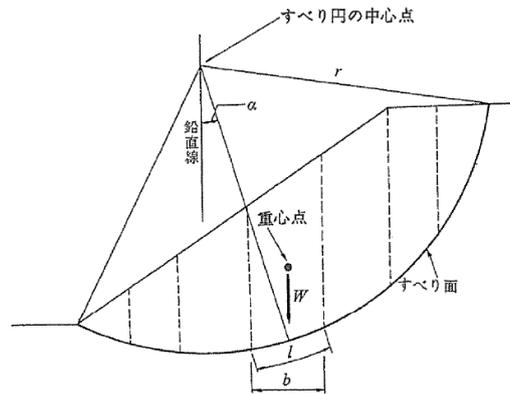
※ 溪流等における盛土に該当しない場合であっても、集水地形における5万立方メートルを超える盛土の場合は、審査において横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会への付議、又は有識者に意見聴取し、必要な調査及び検討を求める場合があります。

- (2) 溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流等を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避けてください。

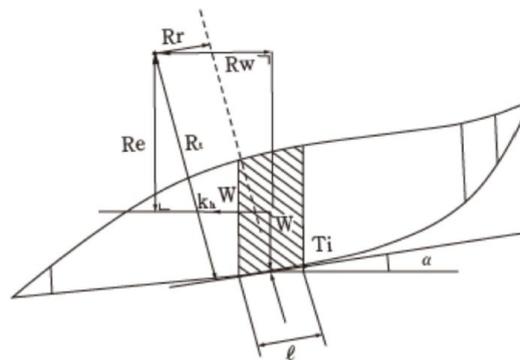
やむを得ず、溪流等において高さ15メートルを超える盛土をする場合には、工事施行区域及びその周辺の土地の地盤調査や、盛土材料の調査に加えて、水文状況や災害発生（過去の災害の状況及び土砂災害特別警戒区域の指定等の災害発生におそれ等）等について調査したうえで、第1号の方法に準じて盛土の安定性の確認をすることとします。

- (3) 溪流等において高さ15メートル超え、かつ、5万立方メートル超えの盛土をする場合は、盛土の原地盤、周辺の土地の地形及び地盤、盛土内への雨水その他の地表水又は地下水の浸透並びに地震動等の様々なものを考慮して、盛土の安定性を確認するために、三次元の変形解析や浸透流解析等による多角的な検証をして、盛土の安定性を確認するよう努めてください。詳しくは、「盛土等防災マニュアルの解説」の「V. 5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照することとします。

※ 溪流等における盛土の場合、特に三次元の変形解析や浸透流解析等により多角的な検証を行う盛土の場合は、審査において横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会への付議、又は有識者に意見聴取し、必要な調査及び検討を求める場合があります。



図：円弧滑り面を用いた常時の滑りに対する計算法
(出典：「盛土等防災マニュアルの解説」)



図：二次元の分割法における各分割片に働く力（地震時）
(出典：「盛土等防災マニュアルの解説」)

6 盛土（埋戻しを含む。）をする場合の措置

【審査基準】

盛土（擁壁又は崖面崩壊防止施設を施工する場合の埋戻しを含む。以下この項において同じ。）をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 盛土をする原地盤（地盤面下を含む。以下この項において同じ。）は、伐開除根及び除草を行うこと。
- (2) 盛土の原地盤が軟弱地盤及び液状化のおそれがある地盤である場合は、除却、地盤改良その他の盛土の有害な沈下及び滑りを生じないための措置を講ずること。
- (3) 盛土の原地盤の勾配が15度（約1：4）程度以上である場合は、原地盤の段切りを行うこと。また、盛土をする土地が溪流等又は集水地形の場合であって、段切り面からの湧水（地下水の侵入）が多いおそれがあるときは、段切面に地下水排除工を設けること。
- (4) 第4項各号の規定による盛土の安定性の検討を行っている場合は、当該検討に係る盛土材料の性質から逸脱しない盛土材料を使用すること。
- (5) 盛土をするときは、液状化現象、過転圧等による強度低下又はスレーキングによる圧縮沈下等が発生しないよう、盛土材料の性質に合せた施工を行うこと。
- (6) 盛土材料には、吸水性又は圧縮性が著しく高いもの、土の状態を害するおそれのあるもの及び軽量盛土を用いないこと。
- (7) 盛土は、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

【解説】

- (1) 盛土の原地盤に、草木や切株等を残したまま盛土をすると、それらの腐食により、盛土に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあるため、盛土の原地盤は伐開除根及び除草を行わなければなりません。
- (2) 盛土の原地盤が軟弱地盤（腐植土を含みます。）又は液状化のおそれがある地盤であると、盛土の有害な沈下、地下水の盛土への侵入又は過剰間げき水圧の増加など、盛土の安定性に影響を与えるため、掘削除却や地盤改良等の措置を講じる必要があります。
- (3) 盛土の原地盤の勾配が15度（約1：4）程度以上である場合は、原地盤と盛土の間で滑りが生ずる可能性があるため、図のように段切りを行い、盛土を原地盤に食い込ませて滑りを防がなければなりません。段切りの寸法は、原地盤の土質、勾配及び段切りの施工方法等によって異なりますが、原地盤が岩である場合も含め、高さ50cm、幅1m以上で大きく土取りをしない程度とします。

また、盛土をする土地が溪流等又は集水地形の場合（第1節第4項を参照してください。）のであって、砂層の下に土丹層がある場合など、段切り面からの湧水（地下水の侵入）が多いおそれがあるときは、段切面に地下水排除工を設けることとします。

なお、この場合は盛土内の排水施設等（暗渠排水工及び基盤排水層）も施工することとなるため、暗渠排水工又は基盤排水層の施工範囲を段切り部分まで拡大するなどの対応も考えられます。

盛土の地山へのすり付け部における段切りと排水処理についての事例

1 一般の場合

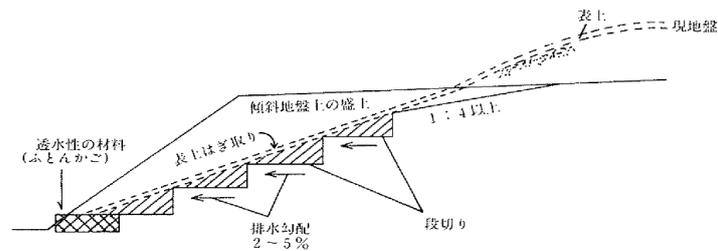
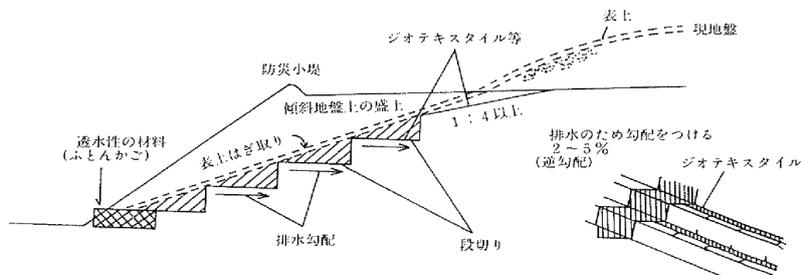


図-① 一般的な段切り

2 地山からの湧水が多い場合



図：盛土の地山へのすり付け部における段切りと排水処理の事例

（出典：「盛土等防災マニュアルの解説」（一部修正））

- (4) 第4号各号の規定による盛土の安定性の検討を行っている場合は、当該検討に係る盛土材料の性質（単位重量、内部摩擦角及び粘着力等）から逸脱しないようにしなければなりません。そのため、盛土をする前に、使用する材料の入手箇所を決め、盛土材料の試験を行うなどの対応を行う必要があります。

また、検討に係る盛土材料から逸脱する盛土材料しか入手できない場合は、改めて盛土の安定性の検討を行う必要があります。

- (5) 盛土材料が、粒度分布のよい礫質土及び砂質土の場合は、液状化現象の発生、高含水の火山灰粘性土又はシルトの場合は、過転圧等による強度低下、スレーキング（地下水、降雨水等の水分を吸収し、湿潤と乾燥を繰り返すことにより、細粒化する現象）のおそれが強い材料の場合は、盛土の圧縮沈下等が発生しないよう、地下水の排除や、適切な施工等をしなければなりません。

なお、盛土材料に破碎岩、岩塊玉石等を多量に含む土を用いる場合は、盛土の安定性を高めるため、盛土下部に用いるものとします。

- (6) ベントナイト、酸性白土、腐植土その他の吸水性又は圧縮性が著しく高いものや、腐植土、生ごみその他の土の状態を害するおそれがあるものは、盛土材料として使用することはできません。

また、発泡スチロール及びハイグレードソイル等の軽量盛土工法は、公共施設用地における盛土等において使用されていますが、耐久性の長期保証ができないなど維持管理上の課題があるため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事においては使用しないこととします。

なお、以上の盛土材料は、掘削後の埋戻しとしても使用できません。

- (7) 敷均しは、盛土を均一に締固めるために最も重要な作業であり、敷均し厚さが厚すぎる盛土は締固めが不十分となってしまうため、厚さは30cm以下で管理しなければなりません。また、締固めは、強度及び耐久性を確保し、圧縮沈下量を少なくし、盛土形状を保つために、ローラーその他これに類する建設機械を用いて行わなければなりません。

なお、第4号各号の規定による盛土の安定性の検討を行っている場合は、当該検討に係る盛土材料の性質(単位重量、内部摩擦角及び粘着力等)から逸脱しないように、盛土の締固めにも配慮する必要があります。この場合においては、より適切な締固めの管理が求められます。詳しくは、「盛土等防災マニュアルの解説」の「V・6 盛土の施行上の留意事項」を参照してください。

7 切土のり面(崖面)

【審査基準】

- (1) 切土をした後の土地の部分に生じた崖面は、次のア又はイの場合を除き、擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わなければならない。

なお、崖面崩壊防止施設には設置の条件があるため、留意すること。(第8節第2項を参照。)

ア 土質に応じた角度が次の表の角度以下の崖面

土質	崖の高さ	
	5メートル超え	5メートル以下
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

イ 地盤調査(土質試験を含む。)その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面(勾配が80度以下のものに限る。)

- (2) 高さが5メートルを超える切土のり面が生ずるときは、高さ5メートル以内ごとに幅1.2メートル以上の小段(下段の法と反対方向に地表水が流れるように勾配をとること。)を設け、各々の法の下端に排水施設を設置すること。
- (3) 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

【解説】

- (1) 政令第8条の規定により、切土をした後の土地の部分に生じた崖面は、ア及びイの崖面を除き、擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆う必要があります。ただし、崖面崩壊防止施設の設置には条件があるため、当該条件を満たさない場合は、切土をした後の土地の部分に生じた崖面は擁壁で覆わなければならない。

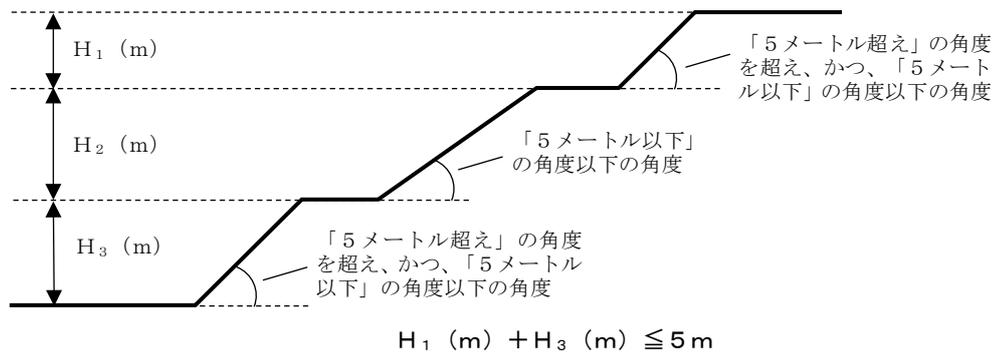
ア 地盤調査の結果、切土をした後の土地の部分に生じた一体の崖（小段等により分離されている場合を含む。）の背面の土質が、表の「土質」の列に掲げる土質であることが確認できた場合であって、当該崖が次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するときは、当該崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わないことができます。

(ア) 当該崖面の角度が、当該土質に応じた表の「5メートル超え」の列の角度以下のとき。

※ このときは、崖面の高さに制限がありませんが、第2号の規定により小段の設置が必要な場合があります。

(イ) 当該崖面の角度が、当該土質に応じた表の「5メートル以下」の列の角度以下であって、当該崖の高さが5メートル以下のとき。

(ウ) 「5メートル以下」の角度を超える部分がない崖であって、「5メートル超え」の角度を超え、かつ、「5メートル以下」の角度以下である部分の崖の高さの合計が5メートル以下であるとき。



図：擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆う必要のない切土のり面の例

※ 第1節第3項の規定により、この規定により崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わない場合（当該崖面の勾配が 45° を超えるものに限る。）は、地表面に現れた土質の確認だけでは、地盤の構成や、地盤の状況（軟岩の場合の風化の程度等）が分からないため、あらかじめボーリング調査・標準貫入試験及び土質試験を行う必要があります。

※ 表中の「軟岩」とは、岩石を硬度によって硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって通常堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれに該当し、一般的には、頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）、凝灰岩（大谷石）等がこれに当たるものと考えられます。また、「風化の著しい岩」とは、一般的に砂岩、石灰岩などをいい、「その他これらに類するもの」とは、切土崖面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること、すなわち土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同程度のものをいいます。

なお、横浜市内に広く分布している土丹が、「軟岩」に該当するかは、N値 28 以上又は粘着力が 10 kg/cm^2 以上であることを目安として判断します。また、土丹が風化したものは、「風化の著しい岩」として取り扱い、土丹の層と礫又は砂質の層が交互にあるものは、「砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの」とし取り扱います。

イ 「地盤の安定計算」の方法は、円弧滑り面法により検討することとします。

なお、切土崖面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、切土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ とし、大地震時（水平震度 0.25 とする。）において、 $F_s \geq 1.0$ とします。また、安定性の確認にあたっては、切土をする土地及びその周辺の土地における地盤調査を十分に行ったうえで、計算に係る土質の単位重量、内部摩擦角及び粘着力等並びに水位及び間げき水圧等の設定を適切に行わなければならない。

詳しくは、「盛土等防災マニュアルの解説」の「V. 3. 2 盛土のり面の検討」を参照することとします。

また、地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確か

められた場合も、アの規定においても最大の角度が80度であること、またのり面保護工を施工することを考慮して、崖面の角度は80度を上限としています。

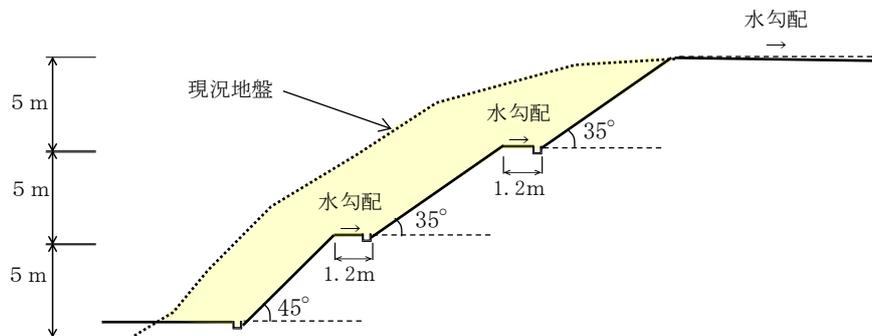
※ 「地盤の安定計算」においては、崖面を擁壁で覆わなくてもよいことを確認するためのものですので、構造物(擁壁、崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留)がない状態での安定性を確認することとします。ただし、崖崩れ後の防災工事の場合その他の市長が災害の発生を防止するうえでやむを得ないと認める場合を除きます。

※ 地盤の安定計算をした結果により崖面を擁壁で覆わない場合は、のり面保護工の工法の選定において、地盤の土質の不均質さや崖内部における節理等の把握が困難であることを考慮し、ロックボルト又はグラウンドアンカーを用いるなど切土崖面の安定化を図ってください。(第3号を参照してください。)

(2) のりの高さが大きくなると、のり面上部からの雨水その他の地表水の流量や流速が増加し、浸食力が大きくなるとともに、降雨による間げき水圧が増大するおそれがあるため、高さ5m以内又はのり面勾配の変化点に小段を設けるものとします。

また、小段には、雨水その他の地表水が下段ののりと反対方向に流れるように勾配(2~5パーセント程度)をとり、排水施設により適切に排出しなければなりません。

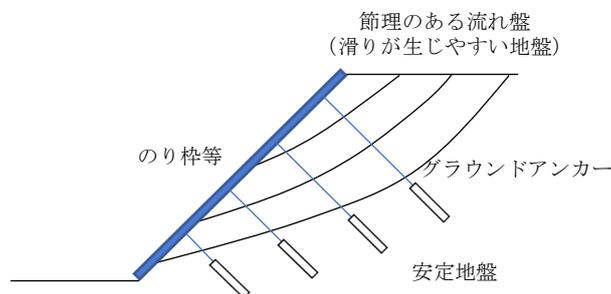
なお、高さが5mを超える一体の崖において切土のり面の角度を変化させる場合には、上段ののり面はその下段ののり面よりも角度を緩くするよう努めてください。



図：切土のり面の例(土質が関東ロームの場合)

(3) 切土をした後の土地の部分に生じた崖面又はのり面が、割れ目の多い岩又は流れ盤である場合や、軟弱な土質の層がある場合など、当該崖面又はのり面の切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置を講ずることとします。

なお、地下水が多い場合の地下水排除工の施工については、次項を参照してください。



図：滑りが生じやすい地盤にグラウンドアンカーを施工する場合の例

8 切土の排水施設等

【審査基準】

政令第7条第2項第2号に規定する土地（以下「溪流等」といいます。）又は集水地形に該当する土地（第1節第4項を参照。）を切土する場合（工事着手後に地下水が確認された場合を含む。）で、切土をした後の土地の部分に生じた崖（擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留に覆われたものを含む。以下この項において同じ。）又はのりの安全のために、当該崖又はのりの背面に侵入する地下水を排水する必要があると認められるときは、当該崖又はのりの下部その他の適切な箇所に次のとおり地下水排除工（暗渠排水工）を施工すること。

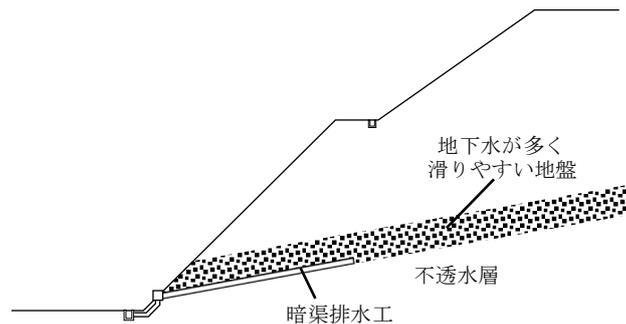
なお、暗渠排水工に係る排水施設については、第2項第1号ウからカの規定を準用するほか、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照して設計及び施工すること。

【解説】

溪流等又は集水地形に該当する土地において切土をする場合で、切土をした後の土地の部分に生じた崖又はのりの背面に地下水が侵入しやすい状況であるとき（例えば、礫層又は砂層の下に土丹層があるとき。）は、地下水の侵入により地盤の滑り等が生じないように、地下水排除工（暗渠排水工）を施工することとします。

暗渠排水工の施工の方法としては、横ボーリングを行ったうえで、トレンチ（有孔管）を設置する方法などがあります。

なお、暗渠排水工に係る排水施設の設計及び施工においては、第2項第1号ウからカの規定及びその解説並びに「盛土等防災マニュアルの解説」等を参照してください。



図：切土のり面の排水施設の例

第3節 排水施設

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 (略)

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二～三 (略)

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 (略)

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第二十条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の雨水その他の地表水及び地下水（以下この節において「地表水等」といいます。）並びに工事施行区域内に侵入する地表水等に適用する。

工事施行区域内の地表水等及び工事施行区域内に侵入する地表水等が適切に処理されなければ、工事施行区域内において地盤の緩み、間げき水圧の増加及び雨水その他の地表水による浸食等が生じ、崖崩れ及び土砂の流出が発生するおそれがあります。そのため、工事施行区域内の地表水等及び工事施行区域内に侵入する地表水等に、この節の基準を適用します。

2 地表水等を集水する排水施設の設置

【審査基準】

(1) 工事施行区域内には、工事施行区域内の地表水等及び工事施行区域内に侵入する地表水等を集水できるよう、排水施設を設けること。

ただし、工事施行区域のうち、既存の排水施設（工事施行区域外の排水施設を含む。）により地表水等の集水が適切に行われている範囲の土地については、この限りではない。

(2) 次に掲げる箇所には、地表水等を集水する排水施設を設置すること。

なお、この排水施設は、前号の排水施設とすることができる。

ア 盛土又は切土をした土地の部分に生ずる高さ1メートルを超えるのり面（擁壁及び崖面崩壊防止施設で覆うのり面を除き、のり面保護工で保護されたのり面を含む。）の下端の箇所

イ 高さ1メートルを超える擁壁（擁壁の前面が鉛直に近いものを除く。）の下端の箇所（ただし、当該擁壁の下端に地盤への浸透を防止する措置が講じられ、かつ、擁壁の下方において、地表水等の集水が適切に行われている場合を除く。）

ウ 高さ1メートルを超える崖面崩壊防止施設の下端の箇所

エ 暗渠排水工、基盤排水層又は水平排水層を施工した場合の、地下水（湧水及び浸透した雨水等を含む。）が排出される箇所（擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により覆われた崖面又はのり面の下端の箇所を含む。）

オ 道路となる土地の側辺の箇所

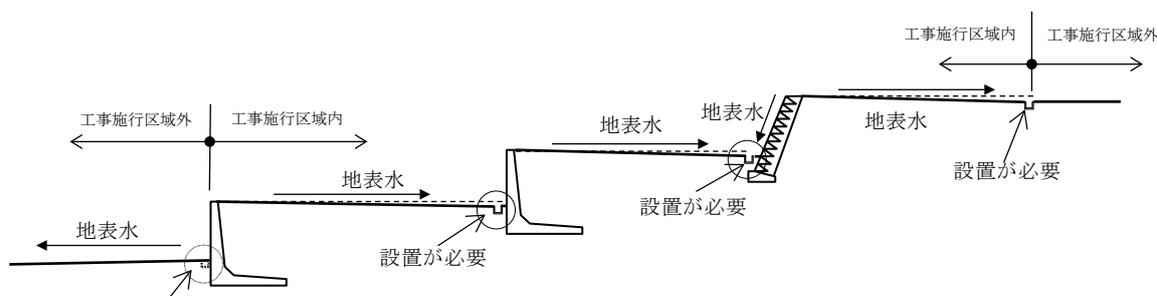
カ 第2節第2項、同節第3項及び同節第7項の規定により排水施設の設置が必要な箇所

キ 地表水等が集中する箇所、湧水がある箇所、湧水のおそれがある箇所その他地表水等を速やかに排除する必要がある土地の箇所

【解説】

(1) 工事施行区域内の地表水等及び工事施行区域内に侵入する地表水等は、工事施行区域内の排水施設（この排水施設には、道路に設ける側溝を含みます。）により集水しなければなりません。

例えば、工事施行区域の土地への降雨による雨水は、当該土地の地盤面の設けられた水勾配（2～5パーセント程度）の先に排水施設を設け、集水する必要があります。また、工事施行区域内の降雨による雨水は、工事施行区域外に流出しないよう、工事施行区域内の設ける排水施設により集水する必要があります。

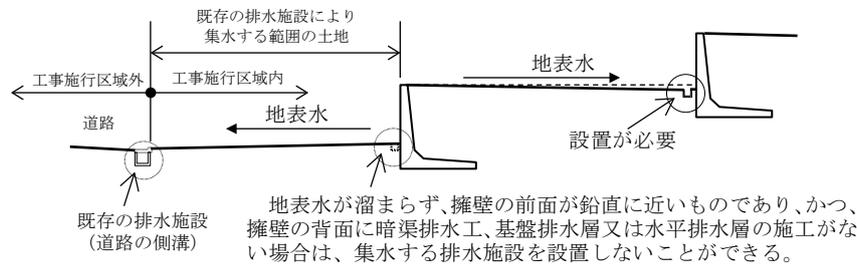


地表水が溜まらず、かつ、擁壁の背面に暗渠排水工、基盤排水層又は水平排水層の施工がない場合は、設置しないことができる。

図：地表水等を集水する排水施設の設置例

ただし、工事施行区域のうち、道路の側溝等の既存の排水施設（工事施行区域外の排水施設を含む。）により地表水等の集水が適切に行われている範囲の土地については、地表水等を集水する排水施設を設けないことができることとします。

なお、工事施行区域外の既存の排水施設の利用に係る当該排水施設の所有者等の同意については、法の許可の審査の対象ではありませんが、あらかじめ同意を得るよう努めてください。



図：既存の排水施設により集水する場合の例

- (2) 第1号のとおり集水する排水施設を設けることを前提として、次のアからキの箇所には、地表水等を集水する排水施設を設置することとします。また、次のアからキの排水施設は、U形側溝（浸透式のU形側溝は不可。道路に設ける場合は、L型側溝、LU側溝又はLO側溝等。）とします。

なお、この排水施設は、第1号の排水施設にも該当するため、次のアからウの箇所に排水施設を設置した結果、工事施行区域内の地表水等及び工事施行区域内に侵入する地表水等を集水できる場合は、その他に集水する排水施設を設ける必要はありません。

ア 盛土又は切土をした土地の部分に生ずるのり面から流下した地表水等が、のり面の下端に留まると、のり面の崩壊につながるおそれがあるため、のり面の下端には集水する排水施設を設ける必要があります。

ただし、高さ1メートル以下ののり面については、規模が小さく、周辺への影響が限定的であるため、当該のり面の下端には集水する排水施設を設けることは要しません。

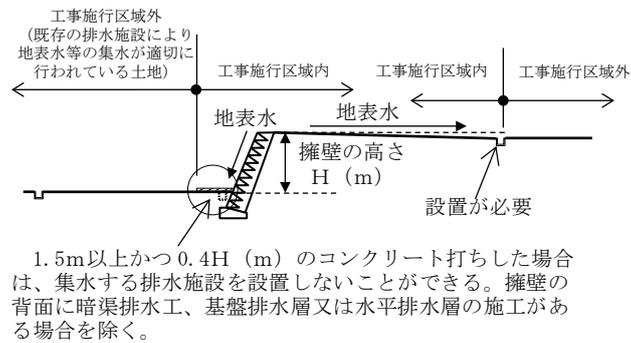
なお、のり面を擁壁で覆う場合についてはイを、崖面崩壊防止施設で覆う場合は、ウを参照してください。

イ 擁壁の前面の勾配のある面から流下した地表水等が、擁壁の下端に留まると、擁壁の崩壊、滑り及び沈下等につながるおそれがあるため、擁壁の下端には集水する排水施設を設ける必要があります。

ただし、高さ1メートル以下の擁壁については、規模が小さく、周辺への影響が限定的であるため、当該擁壁の下端には集水する排水施設を設けることは要しません。また、擁壁の前面が鉛直に近いものについては、擁壁の前面を流下する地表水等がないことから、当該擁壁の下端には集水する排水施設を設けることは要しません。

また、擁壁の下端において、水平距離1.5メートル以上かつ擁壁の高さ(m)に0.4を乗じた水平距離以上の範囲を、地盤の緩み等が生じないようにコンクリート打ちした場合であって、擁壁の下方において、既存の排水施設により地表水等の集水が適切に行われている場合は、擁壁の下端に集水する排水施設を設けないことができることとします。この場合において、コンクリート打ちをする土地は、工事施行区域であると取り扱います。

なお、工事施行区域外の既存の排水施設の利用に係る当該排水施設の所有者等の同意については、法の許可の審査の対象ではありませんが、あらかじめ同意を得るよう努めてください。



図：間知石（ブロック）練積み造擁壁の下端に集水する排水施設を設けない場合の例

ウ 崖面崩壊防止施設は、透水性が高い構造であり、崖面崩壊防止施設の躯体から地下水（湧水及び浸透した雨水等を含む。）が排出されます。その地下水等が崖面崩壊防止施設の下端に留まると、崖面崩壊防止施設の崩壊及び沈下等につながるおそれがあるため、崖面崩壊防止施設の下端には集水する排水施設を設ける必要があります。

ただし、高さ1メートル以下の崖面崩壊防止施設については、規模が小さく、周辺への影響が限定的であるため、当該崖面崩壊防止施設の下端には集水する排水施設を設けることは要しません。

エ 第2節第4項又は第8項の規定により、盛土内又は切土内に暗渠排水工、基盤排水層又は水平排水層を施工する場合は、地下水（湧水及び浸透した雨水等を含む。）が排出される箇所に、集水する排水施設を設ける必要があります。

オ 道路となる土地は、舗装され、地表水等が流下しやすい土地であるため、道路となる土地の側面の箇所には、集水する排水施設（道路側溝）を設ける必要があります。

カ 第2節第2項の規定により、「盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた崖又はのりの上端（崖又はのりの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付することが困難な場合）」の箇所、第2節第3項の規定により、盛土のり面の小段の箇所及び第2節第7項の規定により、切土のり面の小段の箇所には、集水する排水施設を設ける必要があります。

キ アからカ以外の箇所で、地表水等が集中する箇所、湧水がある箇所及び湧水のおそれがある箇所や、崖崩れ又は土砂の流出等を防止するため、速やかに地下水等を排除する必要がある箇所には、集水する排水施設を設ける必要があります。

3 排水施設の構造

【審査基準】

(1) 排水施設は次の全てに該当するものとする。

ア 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

イ 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、暗渠排水工に係る排水施設のうちトレンチ（有孔管）とする必要があるもの及び雨水浸透施設として設置する必要があるものを除く。

ウ 排水施設の接合部分は、セメントまたはモルタル等により堅固に接合すること。

エ 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

(ア) 管渠の始まる箇所

(イ) 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

(ウ) 管渠の内径又は内法のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

オ ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

- カ ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。
- キ 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本産業規格該当品又はそれと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎を施すこと。
- (2) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、公共の用に供する排水施設に準じたものとするとともに、横浜市下水道条例第3条（排水設備の接続方法）並びに同施行規則第3条（排水設備の技術上の基準）及び第4条（排水設備の施行方法）の規定を準用する。

【解説】

排水施設の構造は、地表水等を支障なく流下させることができるもの、耐久性を有するもの及び支障なく維持管理を行うことができるものとする必要があるため、この基準を定めています。

なお、都市計画法の開発許可の場合は、排水施設について同法第33条第1項第3号の規定も適用されますので、留意してください。

また、第1号イ中の「雨水浸透施設」とは、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第5号又は第6号の規定によるものなどですが、崖（擁壁又は崖面崩壊防止施設等で覆われたものを含みます。）、盛土のり面及び切土のり面に近接する区域及び崖上の盛土をする区域など、設置することができない箇所があります。詳しくは、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手続の手引（横浜市建築局）」を参照してください。

4 排水施設の勾配及び断面積

【審査基準】

地表水等に係る排水施設の勾配及び断面積は、横浜市下水道計画指針を準用し、次の算式により算定した最大計画雨水流出量を支障なく流下させることができるものとする。

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

(備考)

- 1 Q及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q：最大計画雨水流出量 (m³/sec)

A：排水面積 (ha)

- 2 Cは、流出係数を表すものとし、用途地域等ごとに次表のとおりとする。

なお、当該用途地域等が混在する場合は、当該用途地域等ごとの面積の加重平均を用いて求めた係数を流出係数とする。

用途地域等	流出係数
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	0.70
近隣商業地域又は商業地域	0.80
準工業地域、工業地域又は工業専用地域	0.60
市街化調整区域	0.40

- 3 Iは、流達時間内の降雨強度を表すものとし、第1号又は第2号に定めるとおりとする。

- (1) 自然排水区域（次号に規定するポンプ排水区域以外の自然流下による排水が可能な区域をいう。）

$$I = 880 / (t^{0.65} + 4.4)$$

- (2) ポンプ排水区域（下水道法第4条第1項の規定により定められた横浜市公共下水道事業計画で定めるポンプによる強制的な排水を要する区域をいう。）

$$I = 1,452 / (t^{0.70} + 7.5)$$

(3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

I : 流達時間内の降雨強度 (mm/hr)

t : 流達時間 (min)

$$t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$$

t_e : 流入時間 (5分)

L_i : 管渠又は開渠の延長 (m)

V_i : 設計流速 (m/sec)

【解説】

地表水等を支障なく流下させるため、排水施設の勾配及び断面積は、工事施行区域の降雨強度及び排水面積等を考慮した、最大計画雨水流出量を用いて設計することとします。

なお、排水面積とは、集水区域（第2章第1節第4項を参照してください。）の面積のことをいいます。

5 地表水等の流末処理

【審査基準】

地表水等の流末処理は、土砂を含まないものとし、工事施行区域内の排水施設から公共下水道、水路、河川又は海域に自然流下により放流すること。

【解説】

第2項の規定により集水した地表水等は、工事施行区域が下水道法による排水区域内である場合には公共下水道に、その他の場合には従来その土地の放流先であった水路、河川又は海域に放流しなければなりません。

工事施行区域外の公共下水道、水路、河川又は海域に放流することとしているのは、雨水その他の地表水の流末が、適切に処理されなければ、崖崩れ又は土砂の流出による災害が生ずる可能性が高くなるためです。また、自然流下としているのは、ポンプ排水の場合は、電源喪失により排水されなくなるためです。

なお、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第5号又は第6号の規定等により雨水浸透施設を設置した場合であっても、この規定を適用し、流末を浸透のみとすることはできません。

また、その放流先となる公共下水道又は河川等の管理者と処理容量について協議しなければなりません。

※ 工事施行区域内の排水施設は、工事施行区域から直接、横浜市その他の公共団体が管理する公共下水道又は河川等に接続することを原則としますが、周辺の状況によりやむを得ず民有地に存する私所有の排水設備を経由して公共下水道又は河川等に接続する場合は、その排水設備の管理者に、排水計画の概要を説明し、排水設備の接続の同意を得るよう努めてください。

第4節 擁壁

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 （規則）

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部

分の厚さをいう。別表第四において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五(その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条(第三項を除く。)、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの(第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第四百四十二条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等(法第二条第一号に規定する農地等をいう。)」における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第二十条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

【市細則】

(任意に設置する擁壁)

第27条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により工事施行区域内に設置する擁壁で高さが1メートルを超えるもの(法第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとしなければならない。

2 前項の場合において、設置する擁壁には、政令第9条から第12条又は第17条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、擁壁を設置する土地及びその周辺の土地(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。)が前条第1号アからエに掲げる土地に該当する場合は、適用しない。

(既存の擁壁等)

第28条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域内の高さ1メートルを超える既に存する盛土又は切土をした土地の部分の崖、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留は、政令第8条から第12条、政令第14条、政令第15条若しくは政令第17条(政令第18条の規定により準用して適用する場合を含む。)又は前2条の規定に適合しなければならない。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の擁壁（既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含む。）に適用する。

また、工事施行区域内の盛土又は切土によって工事施行区域外の擁壁が影響を受ける場合は、当該擁壁についてもこの基準を適用し、新たにこの基準に適合しない事項が生じないことを審査、検査及び確認するものとする。

この基準は、工事施行区域内の擁壁（市細則第26条の規定により既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含みます。）に適用するとともに、工事施行区域外の崖等についても、工事施行区域内の盛土又は切土によって、この基準に新たに適用しない事項が生じないかを審査等する際にも、この基準を適用します。

なお、市細則により、技術的基準を付加し、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁にもこの節の規定を適用するとしているのは、横浜市は、過去に多くの宅地造成又は特定盛土等に関する工事等が行われており、市域に多数の擁壁が既に設置されているという地勢であり、これから実施する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するためには、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁についても技術的基準を適用する必要があるためです。

2 擁壁の構造

擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとする。

擁壁とは、制度編第2章第1項第23号の表のとおり、鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁及び法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁に加えて、補強コンクリートブロック造の擁壁、補強土壁及び山留式擁壁等も含まれます。

法第8条第1項第1号の規定により擁壁の設置を要する場合は、政令の既定によりその構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものに限定されています。

なお、同一断面内において異種構造の擁壁を用いることはできません。

3 地上高さが1メートルを超える任意設置擁壁の基準の強化

【審査基準】

- (1) 工事施行区域内に設置する地上高さが1メートルを超える擁壁（法第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとする。
- (2) 前項の擁壁には、この節の規定を適用する。
- (3) 前2号の規定は、擁壁を設置する土地及びその周辺の土地（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。）が次のアからエに掲げる土地に該当する場合は、適用しない。
 - ア 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象である民有林（同法第2条第3項の規定による。）である土地
 - イ 都市緑地法第12条の規定による特別緑地保全地区内の土地
 - ウ 首都圏近郊緑地保全法第4条第2項第3号の近郊緑地特別保全地区内の土地
 - エ 緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地（告示が行われた市民の森に限る。）内の土地

【解説】

(1) 法第8条第1項第1号の規定により擁壁の設置を要しない場合は、政令第13条の建築基準法施行令の準用の規定のみが適用され、構造方法の限定はされていません。

しかし、横浜市では、法第8条第1項第1号の規定により擁壁の設置を要しない場合であっても、工事施行区域内に設置する地上高さが1メートルを超える擁壁は、市細則第27条第1項の規定により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものに限定しています。これは、横浜市は、狭あいな道路や、急勾配の土地が多く、擁壁の高さが2メートル以下であっても、擁壁が崩壊等した場合の影響が大きいという地勢であるため、市細則により技術的基準を強化したものです。

そのため、工事施行区域内の地上高さが1メートルを超える擁壁については、鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁及び法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁以外の、補強コンクリートブロック造の擁壁等の擁壁とすることはできません。

(2) 法第8条第1項第1号の規定により擁壁の設置を要しない場合に擁壁を設置するときは、政令では、政令第13条の建築基準法施行令の準用の規定のみが適用されますが、市細則第27条第2項の規定により、地上高さが1メートルを超える擁壁については、政令第9条から第12条又は第17条の規定を準用します。これも、横浜市の地勢を踏まえて、技術的基準を強化したものです。

政令第9条から第12条又は第17条の規定に係る基準が、この節の基準ですので、地上高さが1メートルを超える擁壁については、この節の基準を適用します。

(3) 第1号及び第2号の規定は、擁壁を設置する土地及びその周辺の土地（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。）が上記のアからエに掲げる土地に該当する場合は、適用しません。これは、保全対象となるものが隣接していない土地であり、かつ、継続して森林として土地利用されることが想定される土地であるためです。

4 伸縮目地

【審査基準】

伸縮目地は、次の各箇所について、擁壁の全断面にわたって設けること。

- (1) 擁壁の材料・構法が異なる箇所
- (2) 地盤の条件が一様でない箇所
- (3) 同一平面における、延長20メートルを超えない箇所
- (4) 擁壁の基礎の位置が変化する箇所
- (5) 擁壁の高さが著しく変化する箇所

【解説】

伸縮目地は、温度変化による建造物の伸縮や、地震動による揺れ、擁壁高の著しい変化、地盤の不同沈下、施工条件の変化などに起因して生じる壁体への応力集中による建造物の変形を平滑に行わせ、亀裂等有害な変形の発生を防止する目的で設けるものです。したがって、応力集中のひずみが完全に分散されるよう伸縮目地は基礎部分まで設けて分断しなければなりません。

5 擁壁の水抜穴及び透水層

【審査基準】

- (1) 擁壁の水抜穴は、内径75ミリメートル以上の塩ビ管その他これに類する耐水材料を用い、壁面の面積3平方メートルごとに1箇所以上設けること。
- (2) 擁壁の背面の全面（擁壁の前面が地盤面下である部分の背面部分を除く。）には、砂利等で厚さ300ミリメートル以上の透水層を設け、透水層の最下段部には、厚さ50ミリメートル以上の止水

コンクリートを水抜穴の方向に流れるように勾配をとって設置すること。

なお、5メートル以下の鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁に限り、透水層に石油系素材を用いた「透水マット」を使用することができるものとする。

【指導基準】

(3) 第1号の規定による水抜穴の設置は、次のとおりとするよう努めること。

ア 千鳥配置とすること。

イ 擁壁の断面に対し排水方向に勾配をとること。

【解説】

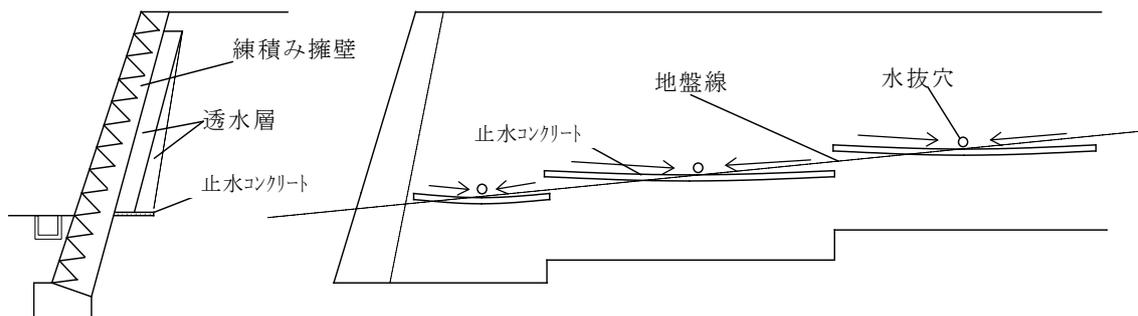
(1) 水抜穴を設置すべき壁面に屈曲角が60°以上120°以下の屈曲部がある場合は、屈曲部分の延長が短い場合等を除き、屈曲部で分けられた各々の面で必要な水抜穴の数量を算定することとします。

(2) 透水層は、擁壁の地上部分の背面全面に設けることとします。透水層の材料として、「砂利等」のほか、特性に応じた適切な使用方法による場合には、石油系素材を用いた「透水マット」も使用できることとします。

「砂利等」を透水層とする場合は、背面土圧の軽減及び有効排水の観点から、厚さを300mm以上確保することとします。透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、クラッシュラン又は粒度調整砕石によることとし、再生材は使用できません。

石油系素材を用いた「透水マット」を透水層とする場合は、高さ5m以下（擁壁背面の斜面の高さを含みます。）の鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁に限り、「擁壁用透水マット技術マニュアル」（公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会）（以下「擁壁用透水マット技術マニュアル」といいます。）及び「擁壁用透水マット設計・施工要領【神奈川県仕様】」に基づく材料の使用や施工方法が可能な場合には使用できます。この場合において、擁壁のコンクリートのレイタンスの除去及び背面からの接着等を要するため、工事施行区域の境界から擁壁の背面まで適切に施工が可能な離隔距離をとる必要があります（コンクリート型枠に透水マットを貼付した状態で、コンクリートを打設する方法は、当該要領の施工方法にはなく、その方法により透水マットを施工することはできません。）。

なお、「止水コンクリート」は、擁壁背面の水分を水抜穴から排出できるように透水層の厚さ以上の幅とし、かつ破損等がないよう厚さを50mm以上とします。



図：止水コンクリートの例

(3) 水抜穴の配置は、集中豪雨時における土圧の増大及び基礎の滑り抵抗力の低下を防止するため、背面土の雨水、地下水等を有効に排水することのできるよう適切に行ってください。また、水平方向、特に擁壁下端部への集中平行配置は擁壁の構造耐力上好ましくないため、水抜穴は千鳥配置としてください。

6 隅角部の補強

【審査基準】

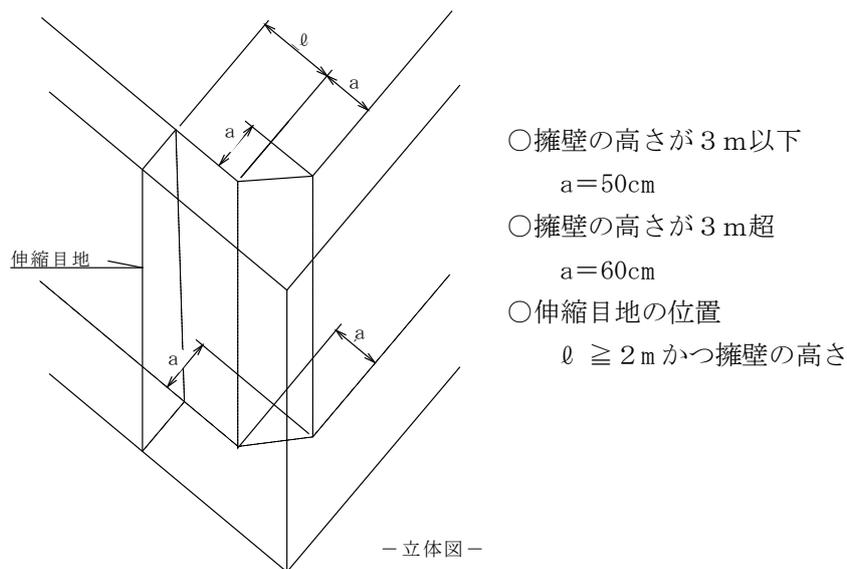
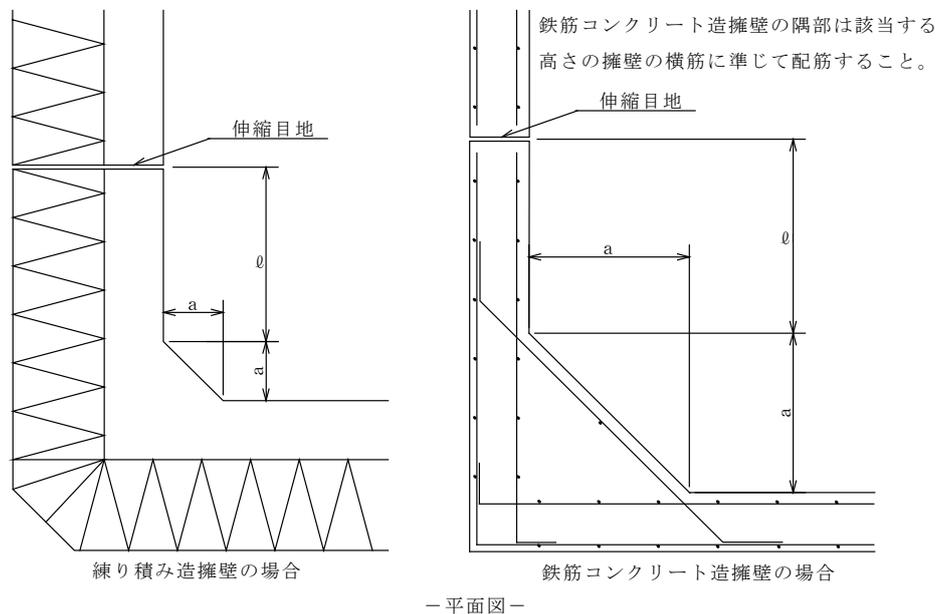
- (1) 擁壁の背面土と接する部分が 60 度以上 120 度以下の範囲で屈曲する場合は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。
- (2) 前号の規定において、二等辺三角形の一边の長さは、擁壁の高さ 3メートル以下では 50センチメートル以上、擁壁の高さ 3メートル超では 60センチメートル以上とする。
ただし、屈曲部の延長が短い場合は、この限りではない。

【解説】

擁壁の出隅部は土圧等が 2 方向へ作用して生じる引張力等によりひび割れなどの破壊が発生しやすいため、この部分の剛性を増大させ、引張力に抵抗させる措置を講じる必要があります。

なお、補強を要する屈曲角は 60° 以上 120° 以下とします。

また、伸縮目地は、隅補強端部から 2m 以上かつ擁壁の高さ以上離して設置するよう努めることとします(次の図を参照)。やむを得ず、伸縮目地の位置が、隅補強端部に近くなる場合(屈曲部の延長が短い場合)は、補強可能な大きさにて補強を行うこととします。



図：隅角部の補強

7 擁壁の基礎及び地盤改良等

【審査基準】

- (1) 擁壁の基礎は、直接基礎とすること。ただし、鉄筋コンクリート造擁壁において、基礎ぐいを用いる場合は、この限りでない。
- (2) 基礎底面下には、碎石等及び捨てコンクリートを敷設すること。ただし、基礎地盤の土質が軟岩又は硬岩である場合及び基礎底面下の全面について地盤改良を施工した場合は、碎石等を敷設しないことができるものとする。
- (3) 地盤の置換の深さは1メートル程度まで、浅層混合処理での地盤改良の深さは2メートル程度まで、深層混合処理での地盤改良の深さは5メートル程度までとする。ただし、深層混合処理での地盤改良の深さについては、第三者機関により深層混合処理の施工技術に係る証明を取得している場合は、その証明に係る深さまでとする。
- (4) 地盤改良の設計は、「2018年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針—セメント系固化材を用いた深層・浅層混合処理工法—(日本建築センター、ベターリビング)」に参照して行うこと。
- (5) 前号の規定するほか、深層混合処理での地盤改良の設計は、次の事項のとおりとすること。
 - ア 改良体の配置形式は、ブロック形式又は壁形式とし、原則として擁壁の縦壁に対して垂直方向に配置すること。
 - イ 改良体の幅(擁壁の縦壁に対して垂直方向)は、擁壁の底版幅以上とすること。
 - ウ 擁壁の底版の接地面積に対する改良率は $2/3$ 以上とすること。
 - エ 地盤改良を行う地盤が、支障なく改良できる地盤であることを確かめること。
 - オ 改良する地盤に地下水がある場合は、地下水の流れを阻害しないように改良体を配置すること。

【指導基準】

- (6) 前2号の規定するほか、深層混合処理での地盤改良の設計においては、次の事項のとおりとするよう努めること。
 - ア 改良体の先端の支持層は、第四紀後期の硬質ローム層(下末吉ローム層等)以前の洪積層又はN値30程度以上の砂層等、安定している地盤とすること。
 - イ 改良地盤の鉛直支持力の検討において、改良地盤又は改良体の周面に作用する極限周面摩擦力度は考慮しないこと。

【解説】

- (1) 擁壁に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え鉛直荷重を基礎底面下の地盤のみで支持できるよう、擁壁の基礎は、良質な支持層上に直接設置することとします。

なお、この規定では、支持層までの置換又はセメント系固化材を用いた地盤の安定処理によって築造した改良地盤上に擁壁の基礎を設置する場合も「直接基礎」とみなします。

なお、全層鉛直攪拌式による地盤改良工法による地盤改良は、その知見が少なく、建築物の敷地として使用することを前提とした設計手法が確立されていないことから、原則として使用しないこととします。
- (2) 擁壁の基礎と基礎地盤の間には、擁壁の基礎の鉛直荷重を均等に地盤に伝え、基礎の不同沈下による擁壁の転倒を防止するため、碎石等を敷設し、十分に転圧し、その後に捨てコンクリートを敷設することとします。

なお、コンクリート破砕材等で構成される再生クラッシュランであっても、強度及び耐久性について信用性のある粒度調整碎石(RM-40等)であれば、使用してもよいこととします。
- (3) 地盤の置換の場合は、深くなると、置換した地盤の側方移動等の影響が無視できなくなるため、深さは1メートル程度とします。浅層混合処理での地盤改良は、深くなると、地盤改良体の安定や応力度等の検討が必要になるため、2メートル程度とします。

また、深層混合処理での地盤改良の場合は、深くなると、改良体の強度や、改良体の鉛直性等の施工精度条の問題があるため、深さは5メートル程度とします。ただし、第三者機関により深層混合処理の施工技術に係る証明として、「建築物等の施工技術・技術審査証明」又は「建築物等の保全技術・技術審査証明」などを取得している場合は、その証明に係る深さまで深層混合処理での地盤改良を行うことができるものとします。

- (4) 「2018年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針ーセメント系固化材を用いた深層・浅層混合処理工法ー(日本建築センター、ベターリビング)」には、浅層混合処理及び深層混合処理での地盤改良等について記載されています。
- (5) 深層混合処理での地盤改良の設計は、アからエのとおりとする必要があります。
- ア 擁壁は、常時水平力が作用するため、ブロック形式又は壁形式とします。また、擁壁の構造は、擁壁の縦壁に対して垂直方向に土圧を作用させて検討を行うため、改良体は、原則として擁壁の縦壁に対して垂直方向に配置することとします。
- イ 常時作用する水平力に対して滑動及び転倒等が生ずることがないように、擁壁の底版の下は改良体が配置されるようにするため、改良体の幅(擁壁の壁に対して垂直方向)は、擁壁の底版幅以上とすることとします。
- ウ 改良体がない箇所は、擁壁の接地圧が作用しにくくなる可能性があるため、擁壁の滑動の安全率が1.5であることを考慮して、擁壁の底版の設置面積に対する改良率は2/3以上とすることとします。
- エ ごみを含む地盤や、地下水の流れが速い地盤、支持地盤が著しく傾斜している地盤等の場合は、深層混合処理での地盤改良が困難な場合があるため、あらかじめ地盤改良が可能な地盤であるか確認する必要があります。
- オ 改良体により、地下水の流れを阻害すると、改良体及びその周辺の地盤に作用する水圧が上昇するおそれがあるため、改良体の配置において、一定の延長ごとに間隔を空けるなどの措置を講じる必要があります。
- (6) 深層混合処理での地盤改良が必要となるような地盤は、軟弱地盤であるなど、改良地盤又は改良体の周面に作用する極限周面摩擦力度が期待できないことが多いため、当該極限周面摩擦力度は考慮せず、安定している地盤を支持地盤とするよう努めてください。
- なお、やむを得ず当該極限周面摩擦力度を考慮する場合は、圧密沈下のおそれがない地盤に限り、当該極限周面摩擦力度を考慮することとしてください。

8 盛土上又は軟弱地盤上の擁壁

【審査基準】

盛土(既存の盛土を含む。以下この項において同じ。)上又は軟弱地盤上に擁壁を設置することとなる場合は、盛土又は軟弱地盤に生じる応力度が、次の許容応力度以下になるように、基礎地盤の改良又は置換の措置を講じること。ただし、軟弱地盤の場合は、地盤調査(土質試験を含む。)の結果、擁壁及び擁壁上部の地盤に有害な沈下を生じないことが明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 盛土上の場合、1平方メートルあたり30キロニュートンに当該盛土の単位体積重量と改良深さとの積を加えたもの
- (2) 軟弱地盤上の場合、地盤調査(土質試験を含む。)結果から求められた当該軟弱地盤の許容応力度

【解説】

盛土上に擁壁を設置すると、地山に設置した場合に比べて盛土地盤の支持力不足、圧密沈下及び圧縮沈下のおそれがあるため、前項の規定により良好な支持層までの改良の措置を講じず盛土上に擁壁を設置する場合は、擁壁の基礎地盤を改良又は置換して、盛土地盤への応力分散を図らなければなりません。これは、平板載荷試験等の試験・調査で地盤の許容応力度が確認できた場合であっても、盛

土は不均一な場合があります、試験・調査での地盤の許容応力度の確認には限界があるためです。

また、軟弱地盤の場合についても、支持力不足及び圧密沈下のおそれがあるため、盛土の場合と同様に、応力分散を図らなければなりません。

応力分散の式は次のとおりです。

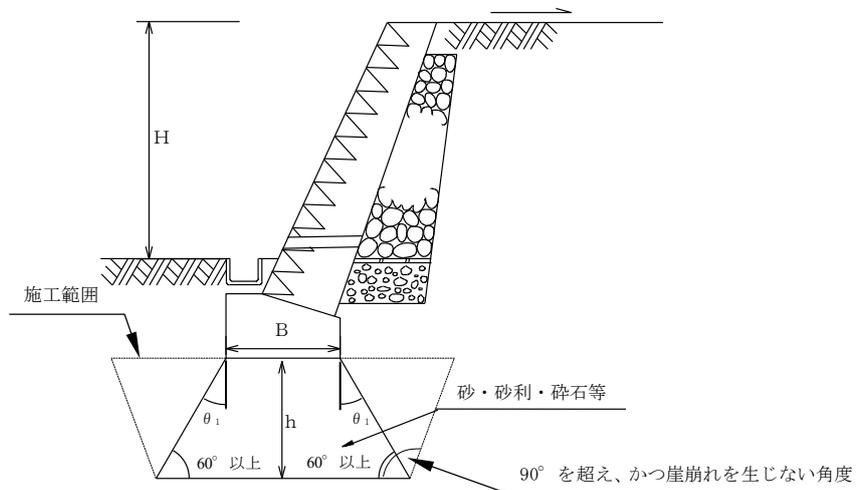
$$q' = \frac{q \cdot B \cdot L}{(B + 2 h \tan \theta_1) \cdot (L + 2 h \tan \theta_2)} + \gamma_1 \cdot h$$

q	: 擁壁の地盤反力の最大値(k N/m ²)
q'	: 下部地盤に作用する接地圧(k N/m ²)
B	: 擁壁の底版長さ(m)
L	: 擁壁の延長(m)
h	: 地盤改良又は置換高さ(m)
θ ₁	: 擁壁の底版長さ方向の応力の広がり角度
θ ₂	: 擁壁の延長方向の応力の広がり角度
	ただし、擁壁の端部に他の擁壁や建築物等がある場合は0度とする。
γ ₁	: 改良土若しくは砂・砂利・碎石の単位体積重量(k N/m ³)

θ₁及びθ₂は、30°以下とします。また、砂・砂利・碎石で置換する場合には、置換高さは1m程度までとし、それ以上の高さとなる場合には、地盤改良を行うものとします。

盛土上に設置する場合は、上記の計算方法において、最も応力が分散される(q'が最小となる)高さまで改良又は置換をしてください。

なお、申請区域界に擁壁を設置する場合は、参考図7の施工範囲が隣接地に越境しないように擁壁位置を後退させるか、施工範囲を区域に含まなければ、応力の分散を見込むことはできません。



図：盛土基礎地盤置換図

- (1) 盛土上の擁壁の場合は、応力分散の式で求めた下部地盤に作用する接地圧 q' が下部地盤の許容支持力を超えないことを、次式で確かめることとします。

$$q' \leq 30 + \gamma_2 \cdot h$$

q'	: 下部地盤に作用する接地圧(kN/m ²)
h	: 改良高さ(m)
γ ₂	: 改良地盤若しくは置換地盤の周辺の土の単位体積重量(kN/m ³)

盛土地盤は、過去の実績を鑑み、下部地盤に作用する接地圧を根入れ効果を除いて、30kN/m²以下にすることとしています。また、擁壁の前面地盤は掘削されるおそれがあるため、許容支持力に根入れ効果(γ₂・h)を見込むことは望ましくありませんが、改良地盤面又は置換地盤面の周囲に

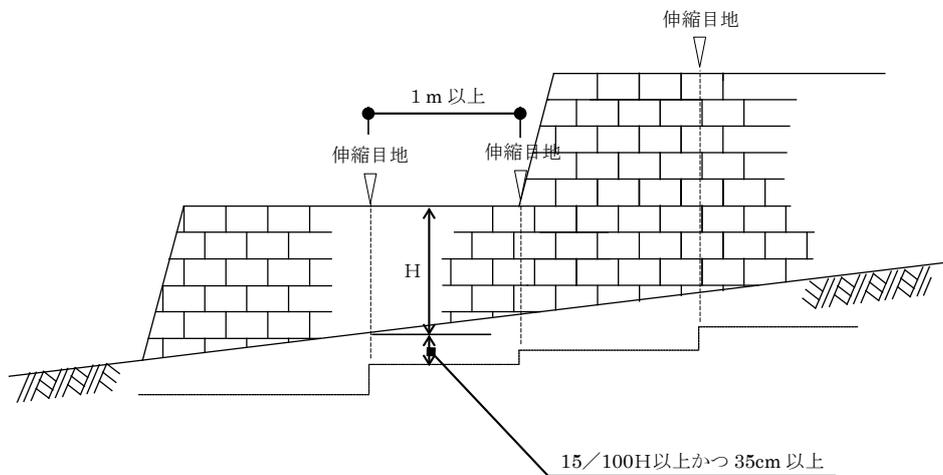
については、当該擁壁が存置する間に掘削される可能性が低いいため、改良又は置換え深さ分の根入れ効果を見込むことができることとします。

- (2) 軟弱地盤上の擁壁の場合は、応力分散の式で求めた下部地盤に作用する接地圧 q' が、平成 13 年 7 月 2 日国土交通省告示第 1113 号第 2 により算定した改良地盤面下若しくは置換え地盤面下の許容応力度以下であることを確かめることとします。この場合、あわせて圧密沈下の検討を行い、改良地盤面下若しくは置換え地盤面下で地盤沈下が起きないことを確かめてください。

9 斜面方向の擁壁

斜面に沿って設置する擁壁は、基礎地盤を段切りして基礎を水平に保つこと。

斜面に対して垂直に擁壁を設置する場合は、擁壁の基礎の斜面方向への滑動を防止するために、図のように基礎地盤を段切りし、伸縮目地を設けることとします。また、土圧に対する擁壁の基礎の滑り抵抗力を確保する観点から、段切りの間隔は 1 m 以上とし、小区間とならないように計画することとします。

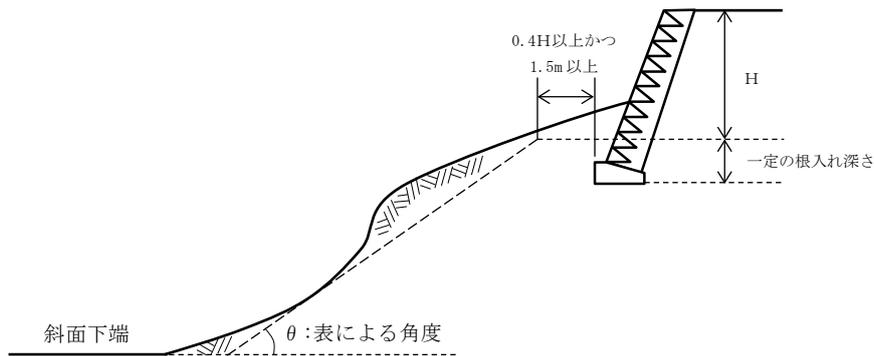


図：斜面方向の擁壁

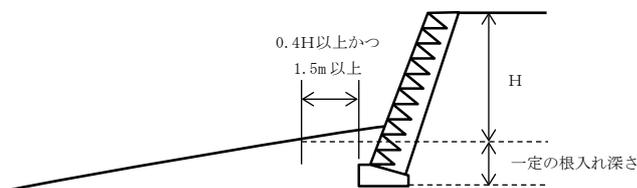
10 斜面上の擁壁

【審査基準】

斜面上に擁壁を設置する場合は、図のとおり、斜面から後退して設置すること。



表による角度以上の斜面の場合



表による角度未満の斜面の場合

※ 図中の θ は、次の背面の土質に応じて次の表のとおり。

背面土質	軟岩 (風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これに類するもの	盛土又は腐食土
角度(θ)	60度	40度	35度	25度

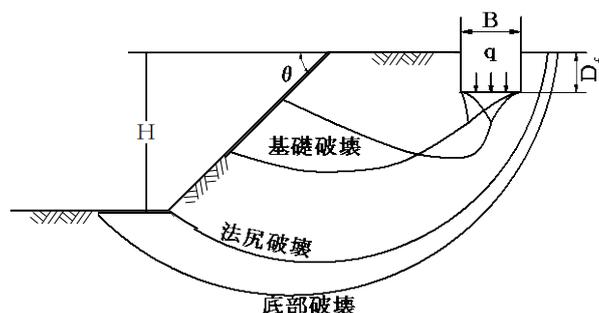
図：斜面上の擁壁

【解説】

上図に示すように、斜面に近接した基礎では、支持力が主に斜面側へのすべり出し破壊によって決まるため、斜面上に擁壁を設置する場合は、主に地形的な要因から同一地盤強度を有していても平坦地の場合より支持力が小さくなります。したがって、斜面上に擁壁を設置する場合は、図のとおり、擁壁を設置する斜面の下弦に接して表に掲げる土質に応じた角度線を引き、地盤面と交差した点から、擁壁の高さの4/10以上かつ1.5m以上、擁壁の先端を後退し、設置してください。(後退した部分は風化浸食のおそれのないよう厚さ5cm以上のコンクリート等により保護するよう努めてください。)

なお、斜面が表の角度未満の場合は、上図のように、擁壁の前面の先端から擁壁の高さの4/10以上かつ1.5m以上を確保してください。

また、斜面上基礎の破壊パターンは大きく3パターンに分けられますが、一般的な基礎破壊の他に基礎を含む斜面全体が破壊する法尻崩壊、底部破壊等があるため、擁壁背面盛土を含む安定を検討せず擁壁を高くすると危険になるおそれがあることから、あわせて擁壁を含めた斜面全体の極限支持力及び安定性の検討を行うなど安全を確認するよう努めてください。



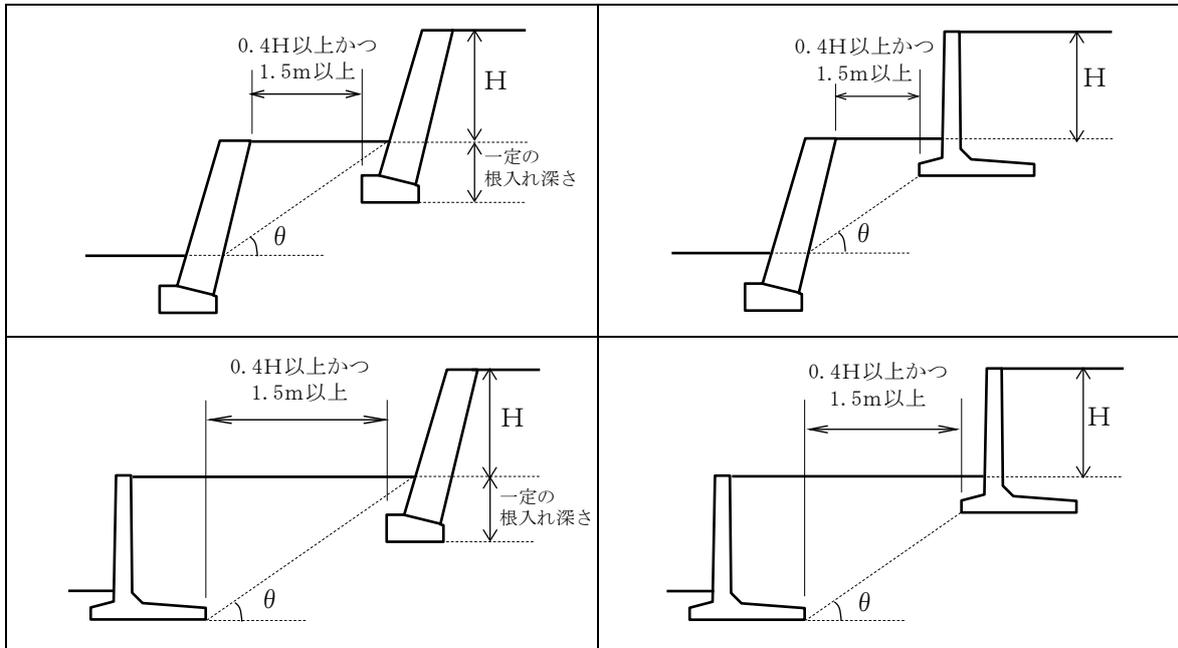
図：斜面上の基礎の崩壊パターン

11 多段擁壁

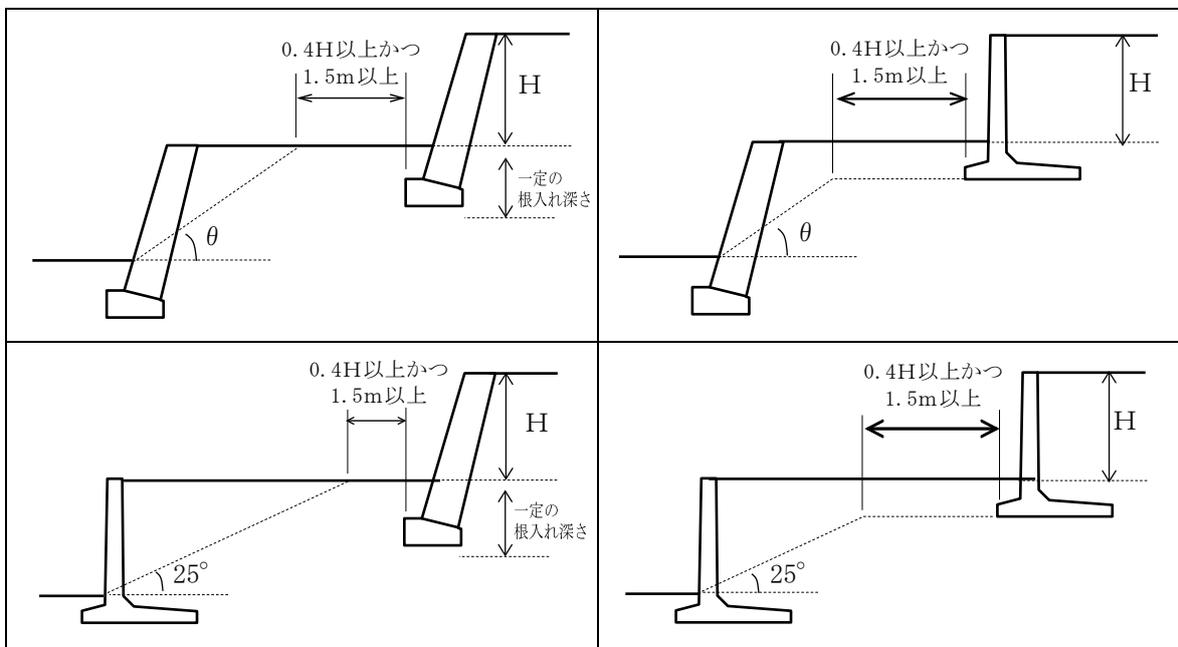
【審査基準】

上下に近接する擁壁の配置は、次の図によること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 既存擁壁の下部に、当該既存擁壁の高さを加算した高さの練積み造擁壁を設ける場合
- (2) 下部擁壁を、上部擁壁の影響を考慮して構造計算を行った鉄筋コンクリート造擁壁とする場合
- (3) 上部擁壁の基礎底面に作用する応力が、下部擁壁に作用しないことが確かめられた場合



1 上部・下部擁壁を同時に新設又は下部擁壁のみを新設する場合



2 上部擁壁を新設する場合（下部擁壁が法適合の場合は1による）

※ 図中の θ は、「図：斜面上の擁壁」中の θ のとおり。

図：多段の関係となる擁壁の配置

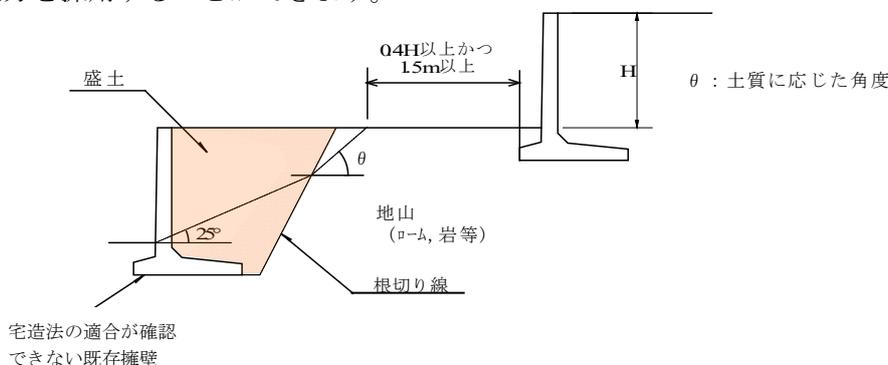
【解説】

多段擁壁の関係になる場合、上下の擁壁が近接すると、上部擁壁の地盤反力及び水平力等による外力が下部擁壁の設計荷重に影響するおそれがあります。このような理由から、上図のとおり、上部擁壁と下部擁壁の離隔は十分に確保しなければなりません。

※ 練積み造擁壁の場合は、一定の根入れ深さを考慮しています。これは、練積み造擁壁は、全面の土圧を考慮した構造であると考えられ、根入れ深さの部分には、前面の地盤に水平力が作用する可能性があるためです。

既存擁壁の上部に擁壁を新設するときは、当該既存擁壁が法第9条又は建築基準法第88条に適用される構造規定に適合していることが確認できる場合は図の1によることができますが、確認できない場合は、図の2によることとします。

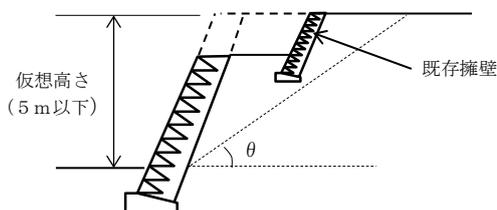
図の2において下部擁壁が鉄筋コンクリート造擁壁の場合は、切土として設置されても実際には既存擁壁の根切り範囲が不明な場合がほとんどであるため安全側に $\theta = 25^\circ$ （盛土の勾配）としています。しかし、斜面上の擁壁と同様な考え方をすれば、根切り線及び背面の地盤が確認できる場合には、次の図の考え方を採用することができます。



図：下部擁壁の法適合が確認できない場合の安定角度

なお、上部擁壁について、基礎ぐい又は地盤改良を施工した場合であっても、擁壁、基礎ぐい及び改良地盤の背面土の影響は無視できないため、この項の基準に適合するようにしなければなりません。

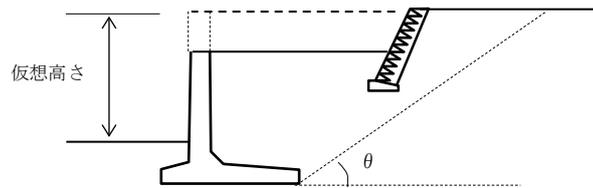
- (1) 「既存擁壁の下部に、当該既存擁壁の高さを加算した高さの練積み造擁壁を設ける場合」とは、既存擁壁の下部に練積み造擁壁を新設する場合において、次の図のように、下部の練積み造擁壁を、上部の既存擁壁の高さを加算した高さ（図中の仮想高さ）に応じた構造とした場合をいいます。



図：既存擁壁の下部に練積み造擁壁を新設する場合

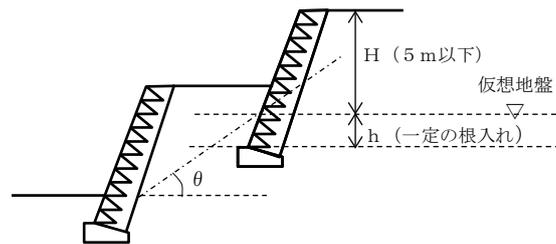
- (2) 「下部擁壁を、上部擁壁の影響を考慮して構造計算を行った鉄筋コンクリート造擁壁とする場合」とは、下部擁壁を鉄筋コンクリート造擁壁とする場合において、上部擁壁の高さを加算した仮想高さを設定し、又は、上部擁壁の基礎底面に生じる応力を加算して、下部擁壁の構造計算をする場合をいいます。

なお、下部擁壁に「擁壁の標準構造図」による擁壁を用いる場合は、次の図のように、上部擁壁の高さを加えた仮想高さ以上の擁壁のタイプとすれば、「上部擁壁の高さを加算して構造計算を行った」ものとみなします。



図：上部擁壁の高さを加算した鉄筋コンクリート造擁壁の例

- (3) 「上部擁壁の基礎底面に作用する応力が、下部擁壁に作用しないことが確かめられた場合」とは、次の図のように、上部擁壁の根入れを深くすることにより、上部擁壁の基礎を安定角度の範囲内に収めた場合をいいます。この場合、上部が練積み造擁壁の場合の上部擁壁の高さは、図に示す仮想地盤からの高さとなります。



図：上部擁壁の基礎底面に作用する応力が下部擁壁に作用しない場合

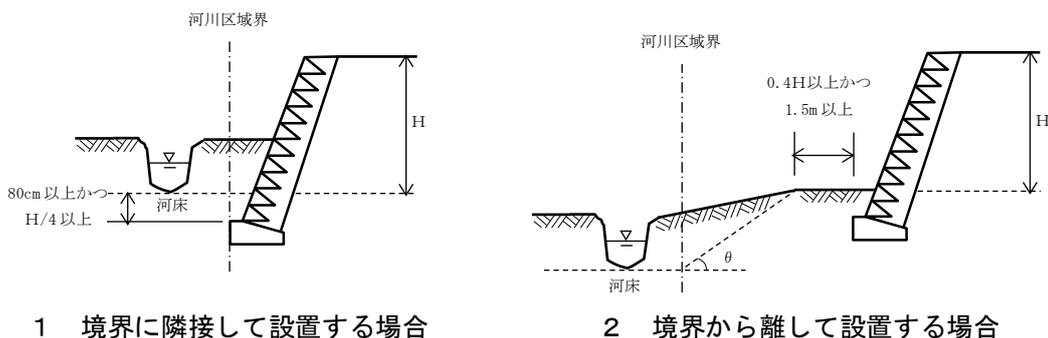
なお、第1号から第3号による場合は、あわせて地盤調査（土質試験を含む。）を行い、多段擁壁全体の斜面の安定計算（全応力法によってもかまいません。）を行うよう努めてください。

12 水路・河川沿いの擁壁

【審査基準】

未改修の水路・河川沿いの擁壁は、次の各号によること。

- (1) 河川境界に直接隣接する場合は、次の図の1のとおり、当該河川の河床からの根入れ深さを80センチメートル以上かつ擁壁の高さの4分の1以上とすること。
- (2) 水路・河川沿いの現況斜面に設ける場合は、次の図の2のとおり、当該河川の区域境界から後退した位置に設けること。



1 境界に隣接して設置する場合

2 境界から離して設置する場合

※ 図中のθは、「図：斜面上の擁壁」中のθのとおり。

図：水路沿いの擁壁

【解説】

未改修の水路・河川（護岸及び河床に洗掘等に対する安全対策が施されていないものをいいます。）に近接して擁壁を設置する場合（この場合、当該河川の改修計画に関して関係機関との協議が必要となります。）、その水流などによって擁壁前面の土が洗掘されるおそれがあること及び基礎地盤下への水の浸透による地盤強度の低下並びに浮力の発生の恐れがあることから、河床を算定上の地盤面と

し、河床からの根入れ深さを 80cm 以上かつ擁壁の高さの 1/4 以上確保することとします。また、水路・河川沿いの現況斜面に設ける場合は、将来の改修計画を考慮し、水路・河川の区域境界から離隔を確保して設けることとします。

なお、改修済の水路・河川に接して擁壁を設ける場合は、当該河川の護岸壁を法適合の確認できない擁壁とみなして、第 11 項の「多段擁壁」の図の 2 によることとします。

13 擁壁に影響を及ぼす予定建築物

【審査基準】

上部擁壁が下部の予定建築物に影響を及ぼし、当該予定建築物が建築基準法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物（同号ロに掲げる基準に適合する建築物を除く。）に該当する計画の場合には、上部擁壁の安全性を確認するため、当該予定建築物については上部擁壁の影響を考慮して構造計算を行った建築物とすること。

【解説】

多段擁壁と同様に、上部擁壁と下部の予定建築物が近接すると、上部擁壁の外力が下部の予定建築物の設計荷重に影響するおそれがあり、上部擁壁の安全性を保つうえで、上部擁壁と下部の予定建築物の離隔距離（第 11 項の「多段擁壁」の図の 2 を参照。）を十分に確保しなければなりません。

当該離隔距離が確保できない場合には、当該予定建築物を、上部擁壁の影響を考慮して構造計算を行った建築物とする必要があるため、予定建築物に関する構造計算書の提出を行わなければなりません。



※ 図中の θ は、「図：斜面上の擁壁」中の θ のとおり。

図：上部擁壁の基礎底面に作用する応力が下部の予定建築物に作用する場合

第5節 鉄筋コンクリート造擁壁の構造基準

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 （規則）

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
 - 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
 - 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
 - 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
 - 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの(第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第四百二十二条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等(法第二条第一号に規定する農地等をいう。)

(規則への委任)

第二十条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

別表第二(第九条、第三十条、第三十五条関係)

土質	単位体積重量(一立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三(第九条、第三十条、第三十五条関係)

土質	摩擦係数
岩、岩屑せつ、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

【市細則】

(任意に設置する擁壁)

第27条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により工事施行区域内に設置する擁壁で高さが1メートルを超えるもの(法第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとしなければならない。

2 前項の場合において、設置する擁壁には、政令第9条から第12条又は第17条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、擁壁を設置する土地及びその周辺の土地が宅地(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。)ではない場合は、適用しない。

(既存の擁壁等)

第28条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域内の高さ1メートルを超える既に存する盛土又は切土をした土地の部分の崖、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留は、政令第8条から第12条、政令第14条、政令第15条若しくは政令第17条(政令第18条の規定により準用して適用する場合を含む。)又は前2条の規定に適合しなければならない。

【建築基準法施行令】

第三章 構造強度

第一節 総則

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱じん性をもたすべきものとする。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第三十六条の四 法第二十条第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める部分は、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

第二節 構造部材等 (構造部材の耐久)

第三十七条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第三十八条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき百キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等)

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井(脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

第四節 組積造

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 (略)

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

第六節 鉄筋コンクリート造

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

一 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分

二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。)の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない

- い。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。
- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
 - 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン(軽量骨材を使用する場合には、九ニュートン)以上であること。
- 二 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

- 一 (略)
- 二 (異形鉄筋のみ抜粋)

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		短期に生ずる力に対する許容応 力度(単位 一平方ミリメートル につきニュートン)			
		圧縮	引張り	圧縮	引張り	せん断補強に 用いる場合	
異形鉄筋	径二十八 ミリメー トル以下 のもの	F/1.5(当該 数値が二一五を 超える場合には、 二一五)	F/1.5(当該 数値が二一五を 超える場合には、 二一五)	F/1.5(当該 数値が一九五を 超える場合には、 一九五)	F	F	F(当該数値 が三九〇を超 える場合に は、三九〇)
	径二十八 ミリメー トルを超 えるもの	F/1.5(当該 数値が一九五を 超える場合には、 一九五)	F/1.5(当該 数値が一九五を 超える場合には、 一九五)	F/1.5(当該 数値が一九五を 超える場合には、 一九五)	F	F	F(当該数値 が三九〇を超 える場合に は、三九〇)

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一 平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平 方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F/3	F/30(Fが二一 を超えるコンクリートに ついて、国土交通大臣 がこれと異なる数値を 定めた場合は、その定 めた数値)		〇・七(軽 量骨材を 使用する ものにあ つては、 〇・六)				長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍(Fが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)とする。

この表において、Fは、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(地盤及び基礎ぐい)

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

(補則)

第九十四条 第八十九条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

第九章 擁壁

(擁壁)

第四百二十二条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の鉄筋コンクリート造擁壁（既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含む。）（以下この節において「擁壁」という。）に適用する。

また、工事施行区域内の盛土又は切土によって工事施行区域外の擁壁が影響を受ける場合は、当該擁壁についてもこの基準を適用し、新たにこの基準に適合しない事項が生じないことを審査、検査及び確認するものとする。

この基準は、工事施行区域内の擁壁（市細則第 26 条の規定により既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含みます。）に適用するとともに、工事施行区域外の崖等についても、工事施行区域内の盛土又は切土によって、この基準に新たに適用しない事項が生じないかを審査等する際にも、この基準を適用します。

なお、市細則により、技術的基準を付加し、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁にもこの節の規定を適用するとしているのは、横浜市は、過去に多くの宅地造成又は特定盛土等に関する工事等が行われており、市域に多数の擁壁が既に設置されているという地勢であり、これから実施する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するためには、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁についても技術的基準を適用する必要があるためです。

2 荷重

【審査基準】

- (1) 設計に用いる荷重は、自重、表面載荷重その他荷重及び背面土圧の組み合わせとすること。
- (2) 表面載荷重は、実情により設定すること。
- (3) 耐震設計に当たっては、地震時荷重を考慮すること。

【解説】

- (1) 「その他荷重」として、水圧は、水抜穴から排水処理されるため、考慮しなくてもかまいませんが、フェンス荷重(擁壁の上端から1.1m上方に1kN/m程度の水平荷重を作用させるのが一般的とされています。)等、影響がある場合又はそのおそれのある場合は、別途考慮する必要があります。
なお、上下に近接して擁壁を設置する場合には、上部擁壁の底面に生じる地盤反力及び水平力等による外力を下部擁壁の設計条件に反映させなければなりません。第4節第11項の「多段擁壁」の図の場合においては、上部擁壁による影響はないものとして取り扱っても支障ありません。
- (2) 表面載荷重は実状によりますが、木造二階建て住宅の場合は、10kN/m²程度を見込むのが一般的とされていること及び将来的に土地利用が転換される可能性があることを踏まえ、10kN/m²以上とするよう努めてください。
※ 表面載荷重を10kN/m²未満とする場合は、造成計画平面図又は土地利用計画図に表面載荷重を記載するなど、記録を残すようにしてください。
- (3) 擁壁の「耐震設計」及び「地震時荷重」については、第10項を参照してください。

3 土圧

【審査基準】

- (1) 土圧の算定に用いる土質諸定数は、地盤調査(土質試験を含む。以下この項において同じ。)により求めた数値(地盤調査の結果、擁壁の背面自然土が硬質の関東ロームの地山又は砂質土の地山であることが明らかな場合は市長が別に定める数値)によること。ただし、一様な盛土の場合は、盛土の土質に応じ、次の表によることができる。

表 土の単位体積重量及び土圧係数

土質	単位体積重量	土圧係数
砂利又は砂	18 キロニュートン	0.35
砂質土	17 キロニュートン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16 キロニュートン	0.50

- (2) 擁壁の背面に傾斜又は段差がある場合において、擁壁の安定を確認するときの土圧算定に係る作用面は、擁壁も最も背面側の位置の仮想背面とすること。
- (3) 切土崖面又は自然崖の前面に擁壁を設置する場合において、当該崖面の土圧を考慮しないこととできるのは、当該崖面(自然崖の場合にあっては、当該自然崖面を切土崖面とみなしたときの当該崖面。)が、政令第8条第1項第1号イに規定する崖面(第2節第7項を参照。)に該当する場合に限ることとする。

【指導基準】

- (4) 土圧算定において、土の粘着力は考慮しないよう努めること。
- (5) 土圧算定式は、クーロンの土圧式または試行くさび法によるよう努めること。

【解説】

- (1) 土圧の算定では、地盤調査の結果による単位体積重量、内部摩擦角及び粘着力を用いるか、上記の表の政令に規定された単位体積重量及び土圧係数を使用します。

地盤調査によって、単位体積重量、内部摩擦角及び粘着力を正確に把握する地盤調査の方法としては、代表的なものに三軸圧縮試験がありますが、この試験は乱さない試料を用いて行うものであるため、全く粘性のない純粋な砂や礫においては、標準貫入試験により得られたN値から理論式を用いて得た内部摩擦角を用いてもよいこととします。ここに代表的な理論式を記載します。

$$N \leq 10 \text{ のとき、 } \phi = \sqrt{20N} + 15^\circ \text{ (大崎式)} \quad C = 0 \text{ kN/m}^2 \quad \gamma = 18 \text{ kN/m}^3$$

(ϕ : 内部摩擦角、 C : 粘着力、 γ : 土の単位体積重量)

「市長が別に定める数値」は、擁壁の背面が硬質の関東ロームの地山であり、かつ、擁壁の裏込め土を硬質の関東ロームとする場合は、横浜市の過去の実績を鑑み、次の諸定数を用いることができることとします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{土の内部摩擦角} & \phi = 20^\circ \\ \text{土の粘着力} & C = 0 \text{ kN/m}^2 \\ \text{土の単位体積重量} & \gamma = 16 \text{ kN/m}^3 \end{array} \right.$$

※ 擁壁の背面が硬質の関東ロームであると想定して、上記の土質諸定数を使用して擁壁の設計を行う場合は、第1節第3項の規定によりあらかじめ地盤調査を行う必要がある場合を除き、当該工事に着手した後に地盤を確認することにより、地盤調査を行ったものとみなすことができるものとします。

また、地盤調査の結果、擁壁の背面が砂質土の地山であり、かつ、擁壁の裏込め土を砂質土とする場合は、横浜市の過去の実績を鑑み、次の諸定数を用いることができることとします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{土の内部摩擦角} & \phi = 30^\circ \\ \text{土の粘着力} & C = 0 \text{ kN/m}^2 \\ \text{土の単位体積重量} & \gamma = 18 \text{ kN/m}^3 \end{array} \right.$$

なお、擁壁の背面土を周辺の地盤よりも内部摩擦角又は粘着力が大きい土(改良土を含む。)又は軽量土によって埋戻すことにより、計算上の土圧係数を低減することは、原則として認められません。これは、周辺の土質による土圧を無視できるほどの広範囲にわたって、周辺の土質とは違う盛土(埋戻し)材料による埋戻しを行う必要があるとともに、将来的に建築物などの建て替えが行われた後もその状態を維持することが極めて困難であるためです(第2章第2節第6項の規定により、盛土(埋戻しを含みます。)の材料として軽量盛土を用いることはできません。)

- (2) 土圧の作用面は、擁壁縦壁の背面(実背面)にとる方法と擁壁底版かかと後方の先端(擁壁の最も背面側の位置)から垂直方向に伸ばした仮想背面にとる方法があります。ただし、土圧は、最も土圧が大きくなる時のものを採用するものですので、背面に傾斜又は段差(第4節第11項の「多段擁壁」の規定を満たす場合の上部擁壁及びその背面土を除きます。)がある場合は、土圧が過少にならないよう、土圧の作用面を当該仮想背面とします。

なお、作用面を縦壁の背面(実背面)にとる方法は、擁壁の背面の地表面が水平な場合にのみ用いるものとします。

- (3) 土圧の算定方法には、背面の崖面が安定している場合に限り、当該崖面の土圧を考慮しないものがありますが、この場合の崖面が安定しているとは、当該崖面(自然崖の場合は、当該崖面を切土崖面とみなしたときの当該崖面とします。)が政令第8条第1項第1号イに規定する崖面(第2節第7項を参照。)に該当することをいうものとします(一体の崖の中に擁壁及び崖面崩壊防止施設等がある場合は、政令第8条第1項第1号イに規定する崖面に該当しません)。

なお、安定している崖面の勾配を 45° 超えとする場合は、あらかじめ地盤調査を行い、土質を確認することが必要とします。

- (4) 背面土の粘着力については、土の含水比によって大きく変動し、施工時の転圧による乱れも影響することから、正確に推定できないため、安全側を取り、考慮しないこととします。
- (5) 擁壁の背面に作用する土圧力の算定は、クーロンの土圧式または試行くさび法によることとします。

一般に、常時はクーロンの土圧式によることとしてください。

壁面摩擦角は、検討の種類及び土圧の作用面により下表の数値によるものとなります。

表：壁面摩擦角

土圧の作用面	壁面摩擦角(δ)
仮想背面(土と土)	β ※1
実背面(土とコンクリート)	2φ/3 ※2

※1 βは、擁壁の背面の地表面が水平面となす角度。

β ≥ φ のときは δ = φ とする。(β：地表面の勾配)

※2 擁壁背面に石油系素材の透水マットを使用した場合は φ / 2 とする。

4 擁壁の滑動に対する抵抗力

【審査基準】

- (1) 擁壁の滑動に対する抵抗力の算定は、次式によることとする。

$$R_H = C A' + V \tan \phi$$

R_H：滑動に対する抵抗力(kN/m)

C：直下の土の粘着力(kN/m²)

A'：底版の有効載荷面積(m²)

$$A' = B - 2e$$

B：底版幅(m)

e：偏心距離(m)

V：自重(kN)

φ：直下の土の内部摩擦角(ただし、tan φは0.6以下とする。)

- (2) 前号の算定の用いる土質諸定数は、地盤調査(土質試験を含む。以下この項において同じ。)により求めた数値(調査の結果、擁壁の設置地盤が硬質の関東ロームの地山又は砂質土であることが明らかな場合は市長が別に定める数値)によるものとする。

ただし、地盤調査の結果、土質に応じて次の表による摩擦係数を用いる場合は、この限りでない(この場合において、粘着力は考慮しないものとする。)

表：土の摩擦係数

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

- (3) 第1号の算定において、せん断抵抗力(粘着力による抵抗力)は、地盤調査の結果より低減したものを使用するなど、実情にあわせたものとする。

【解説】

- (1) 擁壁の滑動に対する抵抗力のうち、せん断抵抗力(粘着力による抵抗力)は、有効載荷幅に粘着力を乗じた数値とします。これは、偏心荷重を受けている擁壁の基礎に作用する接地圧は、偏心距離が底版幅の中心より1/6以内に収まる場合、地盤が破壊状態になると通常の台形分布より変容

して、底版の後方より偏心距離の絶対値の2倍を減じた幅での長方形分布となり、その幅(以下「有効荷幅」といいます。)が極限状態では有効であるといわれているためです。

また、摩擦係数は、支持地盤の内部摩擦角より求めることができますが、最大で0.6までしか採用しないこととします。

なお、擁壁の滑動に対する抵抗力には、擁壁基礎前面の受働土圧を加算しないこととします。これは、擁壁基礎の前面の土は、基礎工事等の掘削のために乱されることや、受働土圧は擁壁自体が押し込まれて大きく水平変位することにより発揮するものであることに対し、擁壁は主働土圧の状態において計算し、擁壁が滑動しないことを前提としているものであることを踏まえたものです。

- (2) 擁壁の滑動に対する抵抗力の算定では、地盤調査の結果による内部摩擦角及び粘着力を用いるか、上記の表の政令に規定された摩擦係数(第1号の式の $\tan \phi$ に該当するもの。)を使用します。当該表の摩擦係数を使用する場合は、政令に粘着力による抵抗力の規定はないため、粘着力は 0 kN/m^2 (粘着力は、摩擦係数として評価されているものと考えられます。)

地盤調査によって、内部摩擦角及び粘着力を正確に把握する方法として、代表的なものに三軸圧縮試験がありますが、この試験は乱さない試料を用いて行うものであるため、全く粘性のない純粋な砂や礫においては、標準貫入試験により得られたN値から理論式を用いて得た内部摩擦角を用いてもよいこととします。ここに代表的な理論式を記載します。

$$N \leq 10 \text{ のとき、 } \phi = \sqrt{20N + 15}^\circ \text{ (大崎式)} \quad C = 0 \text{ kN/m}^2 \quad \gamma = 18 \text{ kN/m}^3$$

(ϕ : 内部摩擦角、 C : 粘着力、 γ : 土の単位体積重量)

「市長が別に定める数値」は、擁壁を設置する地盤が硬質の関東ロームの地山の場合は、横浜市の過去の実績を鑑み、次の諸定数を用いることができることとします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{土の内部摩擦角} & \phi = 20^\circ \\ \text{土の粘着力} & C = 0 \text{ kN/m}^2 \\ \text{土の単位体積重量} & \gamma = 16 \text{ kN/m}^3 \end{array} \right.$$

※ 擁壁を設置する地盤が硬質の関東ロームであると想定して、上記の土質諸定数を使用して擁壁の設計を行う場合は、第1節第3項の規定によりあらかじめ地盤調査を行う必要がある場合を除き、当該工事に着手した後に地盤を確認することにより、地盤調査を行ったものとみなすことができるものとします。

また、地盤調査の結果、擁壁を設置する地盤が砂質土の地山である場合は、横浜市の過去の実績を鑑み、次の諸定数を用いることができることとします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{土の内部摩擦角} & \phi = 30^\circ \\ \text{土の粘着力} & C = 0 \text{ kN/m}^2 \\ \text{土の単位体積重量} & \gamma = 18 \text{ kN/m}^3 \end{array} \right.$$

なお、擁壁の滑動に対する抵抗力は、擁壁基礎と地盤の間の最も抵抗力が小さいところによって決まるため、擁壁を設置する地盤を置換又は改良した場合には、原則として、その置換又は改良した地盤の下部の土質諸定数を使用して擁壁の滑動に対する抵抗力を算出します。また、置換又は改良した地盤の土質諸定数を使用するためには、当該地盤の安定性について検討しなければならないほか、次号のとおり、粘着力は過大評価しないよう留意する必要があります。

- (3) 擁壁の滑動に対する抵抗力のうち、せん断抵抗力(粘着力による抵抗力)は、擁壁が滑動しようとするときの、擁壁の設置地盤の下方に発生する滑り面における抵抗力です。粘着力が大きい場合、滑り面は、擁壁の設置地盤の下方ではなく、碎石又は捨てコンクリートと擁壁の間(地盤の置換又は改良をした場合は、置換又は改良した地盤の下方)に生ずることとなるため、地盤調査で確認さ

れた粘着力（地盤の置換又は改良をした場合は、置換又は改良した地盤の粘着力）は、滑動に対する抵抗力としては働きません。そのため、粘着力は過大評価しないよう、地盤調査の結果よりも低減したものを用いるなど、実情に合わせたものとしなければなりません。

※ 少なくとも 50kN/m²を超えるような粘着力を用いることは、実情に合っていないと考えられます。ただし、堅固な地盤や、岩盤に擁壁を設置する場合に、突起を設ける場合は、突起によりせん断抵抗力（粘着力による抵抗力）が十分に発揮されると考えられます。

5 鉄筋

【審査基準】

鉄筋は、SD295A、SD295B 又は SD345 の異形鉄筋を用いることとし、許容応力度は次の表（表中 F_s は鋼材の種類及び品質に応じ建築基準法に基づき国土交通大臣が定める基準強度）の数値によること。

表：鉄筋の許容応力度

応力状態	長期(常時)	短期(地震時)
鉄筋の品質	SD295A、SD295B 又は SD345	
許容引張応力度	$F_s / 1.5$	F_s

【解説】

使用鉄筋は、異形鉄筋とします。

なお、基準強度 F_s は、SD295A、SD295B で 295N/mm²、SD345 で 345N/mm² となります。

6 コンクリート

【審査基準】

コンクリートの設計基準強度(F_c)は、1 平方ミリメートル当たり 18 ニュートン以上とし、許容応力度は次の表の数値によること。

表：コンクリートの許容応力度

応力状態	長期(常時)	短期(地震時)
許容圧縮応力度	$F_c / 3$	長期の 2 倍
許容せん断応力度	$F_c / 30$	長期の 2 倍

【解説】

コンクリートの設計基準強度は、18～24N/mm² を標準とし、擁壁の高さが高くなる場合や外気温が低い場合には、強度の補正（増加）を行ってください。

なお、コンクリートは、土に接する部分の水密性確保、クリープ変形防止等、耐久性の観点から軽量コンクリートは用いず、普通コンクリートを用いることとします。

7 鉄筋のかぶり厚さ

【審査基準】

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、土に接する部分は 6 センチメートル以上（基礎にあっては、捨てコンクリートの部分を除いて 6 センチメートル以上）とし、その他の部分は 4 センチメートル以上にすること。

【解説】

縦壁の土に接する部分の鉄筋のかぶり厚さは、背面土の乾燥と湿潤の繰り返しや凍結融解等の影響を考慮して基礎底版の鉄筋と同様に 6 cm 以上確保することとします。

なお、基礎底版下の捨てコンクリートは、かぶり厚さに含めることはできません。

8 構造部材の設計

【審査基準】

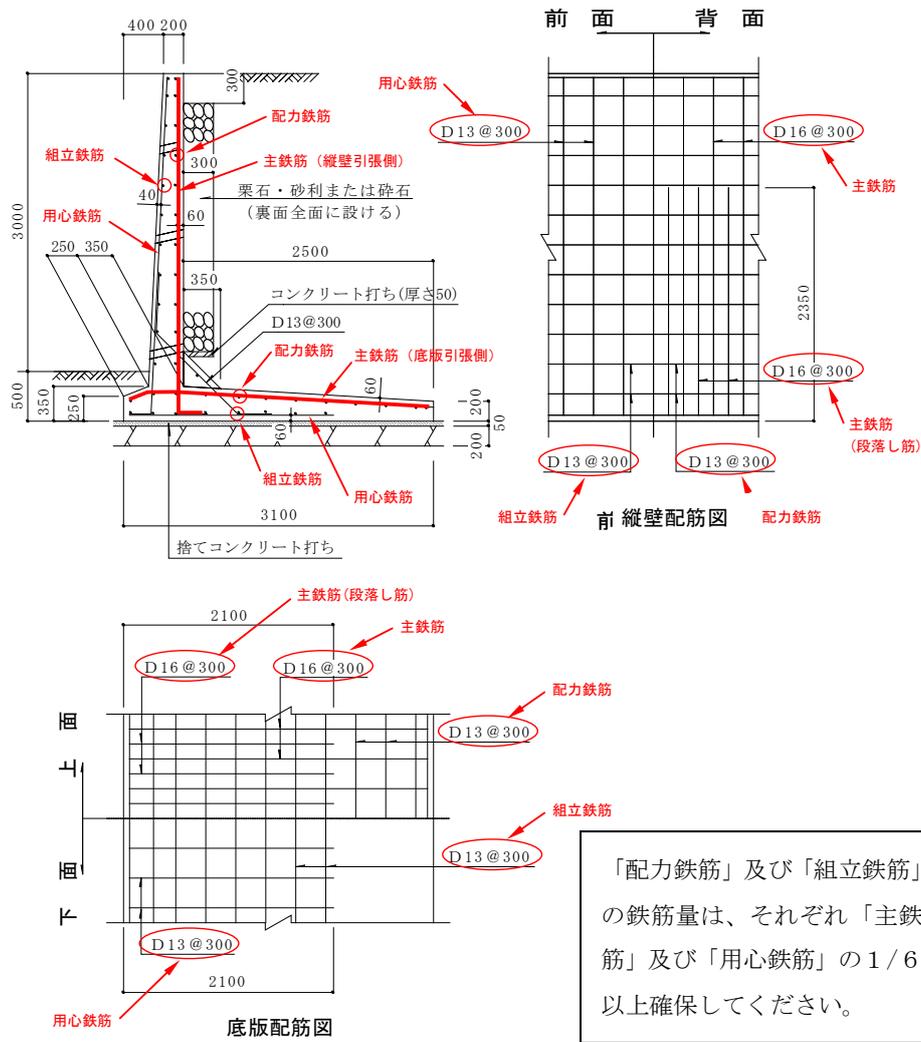
- (1) 擁壁の構造部材の断面算定は許容応力度法により決定し、土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を越えないことを確かめること。

【指導基準】

- (2) 擁壁の構造部材の設計は、次に掲げる事項によるよう努めること。
- ア 根入れ深さは、35センチメートル以上かつ擁壁の高さの100分の15以上とすること。
 - イ 縦壁と基礎底版の元端の厚さは、部材長さの10分の1以上かつ15センチメートル以上とすること。
 - ウ 縦壁引張側と基礎底版の交差部分には、縦壁の元端の厚さ以上のハンチを設けること。
 - エ 控え壁形式の擁壁の縦壁の厚さは、20センチメートル以上とすること。
 - オ 鉄筋の径は、13ミリメートル以上とし、間隔は30センチメートル以下とすること。
 - カ 高さが1メートルを超える場合の縦壁及び基礎底版の元端は、複配筋とすること。
 - キ 主鉄筋は、配力鉄筋の外側に配置すること。
 - ク 引張り鉄筋の定着長さは、鉄筋径の40倍以上とすること。
 - ケ 鉄筋相互のあきは、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25ミリメートル以上又は鉄筋径の1.5倍以上とすること。

【解説】

- (1) 擁壁の各部の断面算定は許容応力度法により設計することとします。この場合、縦壁及び底版を、それぞれ接合部分を支点とした片持ち梁と仮定して計算することとします。
- (2) 擁壁の構造部材の設計は、設計上の断面性能の確保だけでなく、施工性の確保の観点から、次のことを遵守するよう努めてください。
- ア 鉄筋コンクリート造擁壁の根入れ深さは、練積み造擁壁の根入れ深さに準じてください。
なお、根入れを確保する地盤が斜面の場合及び擁壁で覆われた崖地盤である場合は、それぞれ第4節第9項「斜面方向の擁壁」、第10項「斜面上の擁壁」及び第11項「多段擁壁」によることとします。
 - イ及びケ 部材の厚さ及び鉄筋相互のあきは、コンクリートを密実に打ち込み、鉄筋との付着性能を確保するためにできる限り大きくしてください。
 - ウ 縦壁と基礎スラブの交差部分は、第4節第6項「隅角部の補強」と同様に応力が集中すること及び施工においてコンクリートの打ち継ぎ部となることが多いことから、縦壁元端厚さと同程度のハンチを設け、ひび割れ防止のため、配力鉄筋と同程度の鉄筋を配置してください。
 - オ 工事中の配筋の乱れを防止するため、配力鉄筋及び用心鉄筋であっても、鉄筋は容易に折れ曲がらない程度の径のものを主鉄筋と同程度の間隔で配置してください。
なお、「配力鉄筋」は、主鉄筋どうしを結合して力を伝達し、主鉄筋の応力を均等化するために配置するものです。また、「用心鉄筋」とは、構造計算には現れない内部応力を負担する鉄筋のことをいい、例えば、縦壁前面の鉛直方向の鉄筋がこれにあたります。
 - キ 主に曲げモーメントに対応する主鉄筋は、応力中心間距離を大きくし有効に働かせるため、配力鉄筋より外側に配置してください。
 - ク 定着は、建築基準法施行令第73条第3項に準じて40d以上としてください。また、鉄筋を折り曲げて定着する場合の飲み込み深さ(折り曲げ定着の投影長さ)は、直交部材の部材長さの1/2以上で、できるだけ長くしてください(JASS5 2022では、15dから25dの間で定められています。)



図：鉄筋の名称

9 擁壁の安定

【審査基準】

擁壁の安定の確認は、次の各号によること。ただし、基礎ぐいを用いる場合は、第2号から第4号の規定を適用しない。

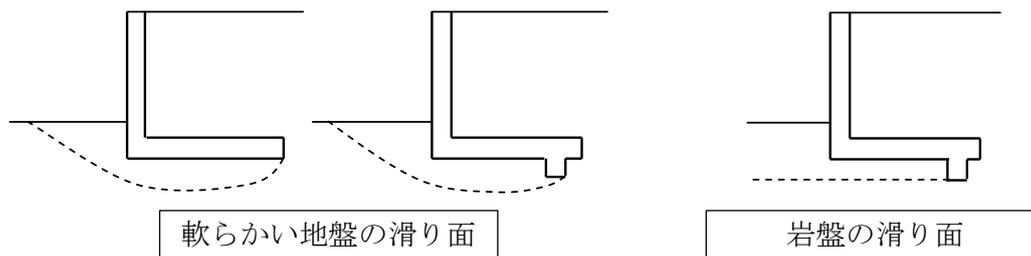
- (1) 擁壁の転倒モーメントに対する安定モーメントの割合（安全率）が、1.5以上であること。
- (2) 土圧力の水平成分に対する滑り抵抗力の割合（安全率）が、1.5以上であること。
- (3) 前号の規定について、擁壁の基礎には突起を設けないこと。ただし、基礎地盤が硬質地盤で、かつ、次のア、イに適合するよう突起を設けた場合は、この限りでない。
 - ア 突起の高さは、底版幅に対して0.1倍以上0.15倍未満であること。
 - イ 擁壁の底版幅は、突起なしの状態でも滑動に対して安全率1.0を確保できる幅であること。
- (4) 擁壁の地盤に生じる応力度の最大値が、当該地盤の長期許容応力度（地盤調査の結果、擁壁の支持地盤が硬質の関東ロームの地山であることが明らかな場合は、市長が別に定める地盤の長期許容応力度）を超えないこと。

【解説】

常時における擁壁の安定の確認は、政令第9条第2項の規定により行います。

なお、基礎ぐいを用いる場合は、地盤反力に対する照査は、政令第9条第2項第4号ただし書の規定により除かれますが、滑動に対する照査についても、擁壁の基礎底面に作用する水平力を全て基礎ぐいで支持する（第11項「擁壁の基礎ぐい」を参照してください。）ことになるため、基礎ぐいの部材が水平力に対して安全であることをもって、同項第3号に規定する擁壁の滑動についての確認がされたものとみなします。

- (1) 転倒についての確認にあたっては、安全率の確認に加えて、偏心距離の照査を行うこととします。偏心距離は、底版幅の1/6を超えると擁壁による接地圧が台形分布とならなくなり、一部に浮き上がりが生じ、擁壁の安定上望ましくないことから、常時土圧による偏心距離を底版幅の1/6以内にしてください。
- (2)及び(3) 次の図のように、軟らかい地盤では、突起の有無によって、擁壁が滑動しようとするときの滑り面の位置に大きな違いがありません。したがって、突起は、軟岩盤又は硬岩盤に対して、これらの地盤を乱さないように、かつ、周辺地盤との密着性を確保するように施工してはじめてその効果が期待できることから、できるだけ設置は避け、底版幅を拡げるなどの措置を講じてください。



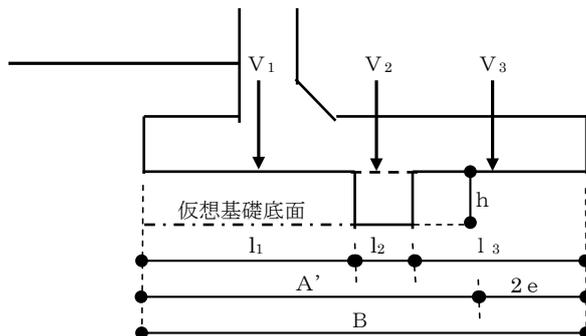
図：擁壁の設置地盤の滑り面

ア 突起の高さは、施工性と実効性の観点から、底版幅に対して大きくなり過ぎないようにしてください。また、突起の位置は、有効載荷幅（第4項「擁壁の滑動に対する抵抗力」を参照してください。）に納まる範囲で、底版中央より擁壁背面側（後方）に設けてください。

イ 前述のとおり、突起は施工精度にかなり左右されることから、突起による効果は滑動安全率のうちの余裕の部分で見込むこととし、底版幅は突起がない場合でも理論上滑動しないように設計しなければなりません。

突起を設けた場合の擁壁の滑動に対する抵抗力としては、突起下方部分にせん断破壊面（以下

「仮想基礎底面」といいます。)が発生し地盤による粘着力(せん断抵抗力)により滑動に抵抗する考え方があり、次の式によります。ここで、 ϕ と ϕ_B は、地層が変化していなければ、同一の数値を用います。



図：突起の考え方

$$R H = \Sigma H_k = (V_1 \cdot \tan \phi + c \cdot l_1) + (V_2 + V_3) \cdot \tan \phi_B$$

- ΣH_k : 突起を設けた場合の単位幅当たりの滑動抵抗力 (kN/m²)
- A' : 有効載荷長さ (= $B - 2e$) (m)
- l_1 : 有効載荷長さ中の突起前面(仮想基礎底面)の長さ (m)
- l_2 : 有効載荷長さ中の突起幅 (m)
- l_3 : 有効載荷長さ中の突起後方の長さ (m)
- V_1 : l_1 に作用する鉛直荷重 (= $l_1/A' \cdot V$) (kN/m²)
- V_2 : l_2 に作用する鉛直荷重 (= $l_2/A' \cdot V$) (kN/m²)
- V_3 : l_3 に作用する鉛直荷重 (= $l_3/A' \cdot V$) (kN/m²)
- ϕ_B : 基礎底面と地盤との摩擦角
- ϕ : 地盤のせん断抵抗力角(仮想基礎底面の摩擦角)
- c : 地盤の粘着力 (kN/m²)
- e : 偏心距離 (m)

また、突起の部材の検討に用いる、突起に加わる水平力は、次のとおりである。

$$H_T = \{c \cdot l_1 + \cdot V_1 (\tan \phi - \tan \phi_B) + V_2 \cdot \tan \phi_B\} \cdot H_0 + H_K$$

- H_T : 突起に加わる水平力 (kN/m²)
- H_0 : 擁壁に作用する各荷重の水平成分の合計 (kN/m²)

- (4) 擁壁の支持地盤の長期許容応力度は、地盤調査の結果を用いて、平成13年7月2日国土交通省告示第1113号第2の規定により定めるか、建築基準法施行令第93条の規定による地盤の種類に応じた数値によることとします。

表：地盤の許容応力度の算定式(平成13年7月2日国土交通省告示第1113号第2)(抜粋)

長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(1) $qa = 1/3 (i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$qa = 2/3 (i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(2) $qa = qt + 1/3 N' \gamma_2 D_f$	$qa = 2qt + 1/3 N' \gamma_2 D_f$
(3) $qa = 30 + 0.6 \overline{N_{sw}}$	$qa = 60 + 1.2 \overline{N_{sw}}$

この表において qa 、 i_c 、 i_γ 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_γ 、 N_q 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 qt 、 N' 及び $\overline{N_{sw}}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

qa : 地盤の許容応力度 (単位 kN/m²)

i_c 、 i_γ 及び i_q : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値。

$$i_c = i_q = (1 - \theta / 90)^2$$

$$i_\gamma = (1 - \theta / \phi)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (θ が ϕ を超える場合は、 ϕ とする。) (単位 度)
 ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (単位 度)

α 及び β : 基礎荷重面の形状に応じて次の表 (略) に掲げる係数

C : 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (単位 kN/m^2)

B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (単位 m)

N_c 、 N_γ 及び N_q : 地盤内部の摩擦角に応じて次の表 (略) に掲げる支持力係数

γ_1 : 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 kN/m^3)

γ_2 : 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 kN/m^3)

D_f : 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 m)

q_t : 平板載荷試験による降伏荷重度の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 (単位 kN/m^2)

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表 (略) に掲げる係数

\overline{Nsw} : 基礎底面より下 2m までの地盤のスクリーウェイト貫入試験における 1 m あたりの半回転数 (150 を超える場合は 150 とする。) の平均値 (単位 回)

表 : 地盤の許容応力度 (建築基準法施行令第 93 条の規定及び参考)

地盤	長期応力に対する 許容応力度 (kN/m^2)	参考 N 値 (日本建築学会)
岩盤	1000	—
固結した砂	500	—
土丹盤	300	30 以上
密実な礫層	300	50 以上
密実な砂質地盤	200	30~50
砂質地盤	50	20~30
堅い粘土質地盤	100	8~15
粘土質地盤	20	4~8
堅いローム層	100	5 以上
ローム層	50	3~5

なお、地盤調査の結果、擁壁の支持地盤が硬質の関東ロームの地山であることが明らかな場合は、横浜市の過去の実績を鑑み、地盤調査を行わなくとも「市長が別に定める地盤の長期許容応力度」として、 $q_a = 100 \text{kN/m}^2$ を用いることもできることとします。

※ 擁壁を設置する地盤が硬質の関東ロームであると想定して、上記の地盤の長期許容応力度を使用して擁壁の設計を行う場合は、第 1 節第 3 項の規定によりあらかじめ地盤調査を行う必要がある場合を除き、当該工事に着手した後に地盤を確認することにより、地盤調査を行ったものとみなすことができるものとします。

※ 擁壁を設置する地盤が斜面である場合や、水路に近接した場所に擁壁を設置する場合においては支持力が低下している場合もありますので、十分に調査を行うよう努めてください (第 4 節第 10 項「斜面上の擁壁」及び第 11 項「水路沿いの擁壁」を参照してください。)

10 耐震設計

【指導基準】

擁壁の地上高さが5メートルを超える場合は、次の各号に従い耐震設計を行うよう努めること。ただし、基礎ぐいを用いる場合は、第4号及び第5号の規定を適用しない。

- (1) 設計用水平震度 (Kh) は、0.25 とすること。
- (2) 地震時荷重によって各部材に生ずる応力が、当該各部材の短期の許容応力度を超えないこと。
- (3) 地震時荷重による擁壁の転倒モーメントに対する安定モーメントの割合 (安全率) が、1.0 以上であること。
- (4) 地震時荷重の水平成分に対する滑り抵抗力の割合 (安全率) が、1.0 以上であること。
- (5) 地震時荷重によって擁壁を設置する地盤に生ずる応力度が、当該地盤の短期の許容応力度を超えないこと。

【解説】

本市では、地上高さが5mを超える擁壁を耐震設計の対象としています。

- (1) 地震時の検討は、大地震時を想定して、設計用水平震度は0.25とします。

また、地震時荷重は、擁壁の安定の検討では、常時の土圧に擁壁の自重、背面土の自重及び表面載荷重に起因する地震時慣性力を加えたものと、地震時土圧の大きい方を使用します。擁壁の縦壁部材の検討では、常時の土圧に擁壁の自重に起因する地震時慣性力を加えたものと、地震時土圧の大きい方を使用します。擁壁の底版部材の検討では、擁壁の安定の検討で算出された擁壁を設置する地盤に生ずる応力度と、底版の自重並びに底版上の土の自重及び表面載荷重を使用します。

表：地震時荷重

検討事項	検討に用いる地震時荷重	地震時荷重の種類	地震時荷重			
			土圧力	地震時慣性力		
				擁壁の自重	背面土の自重	表面載荷重
安定	ア、イのいずれか 大きい方の荷重	ア	常時の土圧	算入	算入	算入
		イ	地震時土圧	不算入	不算入	不算入
部材 (縦壁)	ウ、エのいずれか 大きい方の荷重	ウ	常時の土圧	算入	不算入	不算入
		エ	地震時土圧	不算入	不算入	不算入

なお、壁面摩擦角は、検討の種類及び土圧の作用面 (第3項の「土圧」を参照してください。) により、次のとおりとなります。

表：壁面摩擦角 (地震時)

土圧の作用面	壁面摩擦角 (δ)
仮想背面(土と土)	次式による。ただし、 $\beta + \theta \geq \phi$ となるときは、 $\delta = \phi$ とする。 $\tan \delta = \frac{\sin \phi \cdot \sin(\theta + \Delta - \beta)}{1 - \sin \phi \cdot \cos(\theta + \Delta - \beta)}$ $\sin \Delta = \frac{\sin(\beta + \theta)}{\sin \phi}$ $\theta : \text{地震合成角} (= \tan^{-1} \cdot Kh)$
実背面(土とコンクリート)	$\delta = \phi / 2$

- (2) 部材の検討に使用する鋼材及びコンクリートの材料強度は、短期の許容応力度を使用します。
- (3)(4) 擁壁の転倒及び滑動の検討の条件・方法については、常時の場合と同一とします。また、転倒

に対する検討にあたっては、常時の場合と同様に、偏心距離の照査を行い、偏心距離を底版幅の1/2以内にしてください。

- (5) 擁壁の支持地盤の短期の長期許容応力度は、地盤調査の結果を用いて、平成13年7月2日国土交通省告示第1113号第2の規定により定めます。

11 擁壁の基礎ぐい

【審査基準】

擁壁の基礎ぐいは、次の各号のとおり設計すること。

- (1) 構造計算により次に掲げる事項を確かめること。
- ア 土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が、当該基礎ぐいの長期の許容支持力以下であること。
 - イ 基礎ぐいの部材に生ずる応力度が、当該基礎ぐいのくい体に用いる材料の長期の許容応力度以下であること。
 - ウ 擁壁の底版と基礎ぐいの接合部が、当該基礎ぐいの基礎ぐい頭部に生ずる押込み力、引抜き力、水平力及びモーメントによって破壊されないこと。
- (2) くい頭変位、くい頭曲げモーメント、くいの地中部最大曲げモーメント及びその発生深さは、基礎ぐいに作用する水平力により求めること。

【指導基準】

- (3) 基礎ぐいの配置については、次によるよう努めること。
- ア 基礎ぐいは、擁壁の底版断面に対して2列以上配置されていること。
 - イ 常時において、基礎ぐいに引抜き力が生じないようにすること。
 - ウ 基礎ぐいの中心間隔は、次の表によること。

表：基礎ぐいの中心間隔

基礎ぐいの 施工方法	基礎ぐいの中心間隔
打込みぐい	くい径の2.5倍かつ75センチメートル以上
埋込みぐい	くい径の2倍以上
場所打ちぐい	非拡底ぐいはくい径の2倍以上かつくい径に1メートルを加えた値以上
	拡底ぐいは、軸部径をd、拡底径をd1として、 (d + d1) 以上かつ (d1 + 1メートル) 以上

- (4) 擁壁の地上高さが5メートルを超える場合は、前各号について、地震時荷重を考慮するよう努めること。

【解説】

- (1) 基礎ぐいを用いる場合は、建築基準法施行令第93条を準用して、別途、構造計算により基礎ぐいの安全性を確認しなければなりません。

なお、基礎ぐいの設計にあたっては、この基準のほか、横浜市建築構造設計指針を参照してください。

ア 「基礎ぐいに生じる応力」は、くいの押込み力及び引抜き力があります。また、これに対する「基礎ぐいの長期許容支持力」は、平成13年7月2日国土交通省告示第1113号第5で算定方法が定められています。(同告示第6により、許容支持力を算出する基礎ぐいについては、法及び都市計画法上、支持力算定に必要な係数の根拠資料の図書省略が認められていないため、法の許可及び都市計画法の開発許可において、擁壁に用いることは困難です。)

また、擁壁の基礎ぐいは支持ぐいとし、基礎ぐいに作用する鉛直力は全て基礎ぐいで支持するものとします。

なお、支持ぐいの支持力に先端支持力のほか周面摩擦力による支持力を加算できる場合は、圧

密沈下及び地震時の液状化のおそれのない地盤に限りますので、注意が必要です。

イ 基礎ぐいのくい体用いる材料の許容応力度は、平 13 国交告 1113 第 8 によります。

ウ 基礎ぐいの接合部の設計に当たっては、上記ア及びイの検討を行うほか、くい頭処理方法及び鉄筋の定着長等の検討を行うこととします。

- (2) 水平力はすべて基礎ぐいで負担させることとします。また、基礎ぐいは半無限長となるように設計することとしますが、支持層が浅く、有限長(短ぐい)となる場合には、それを考慮して、くい頭変位、くい頭曲げモーメント、くいの地中部最大曲げモーメント及びその発生深さを求めることとします。

なお、水平地盤反力係数を求める方法には様々な提案式がありますが、それらの多くは、くい頭の変位を 1 cm としたときのもので考えて良いとされています。(地震力に対する建築物の基礎の設計指針第 3 版)

- (3) 基礎ぐいの設計時には、前号の構造計算で安全性を確認するとともに、次のことに配慮してください。

ア 基礎ぐいは、2 列以上配置し、各列の本数は等しくするよう努めてください。

イ 引抜き方向の許容支持力を求める際に用いる周面摩擦力は、洪積層のような良好な地盤の部分のみ考慮することが望ましく、直接基礎を用いることができない地盤では、周面摩擦力をあまり期待できないため、常時においては引抜き力を生じないようにしてください。また、耐震設計(後述)においては、周面摩擦力を過度に期待することは避け、くいの自重のみで引抜き力に抵抗できるようにしてください。

ウ 基礎ぐいの中心間隔が小さい場合、基礎ぐいの許容支持力及び水平地盤反力等に影響が及ぶため、十分な中心間隔を確保してください。また、擁壁基礎底版の縁端距離については、第 1 号ウの検討によりますが、施工性にも配慮して決定してください。

なお、基礎ぐいの中心間隔が小さくなる時は、群ぐい効果(ある狭い面積の中に何本もくいを打込むと、くい 1 本あたりの支持力が小さくなってしまふことをいいます。)を考慮して鉛直支持力及び水平方向地盤反力係数を低減して設計をすることとします。

- (4) 上部擁壁の地上高さが 5 m を超える場合は、第 10 項の「耐震設計」による地震時荷重を考慮した擁壁底版に生じる応力による耐震設計も行ってください。この場合の許容応力度及び許容支持力は短期の値を用いることとします。

第6節 練積み造擁壁の構造基準

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 （規則）

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百二十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第二十条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

【市細則】

(任意に設置する擁壁)

第27条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により工事施行区域内に設置する擁壁で高さが1メートルを超えるもの（法第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとしなければならない。

2 前項の場合において、設置する擁壁には、政令第9条から第12条又は第17条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、擁壁を設置する土地及びその周辺の土地が宅地（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。）ではない場合は、適用しない。

(既存の擁壁等)

第28条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域内の高さ1メートルを超える既に存する盛土又は切土をした土地の部分の崖、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留は、政令第8条から第12条、政令第14条、政令第15条若しくは政令第17条（政令第18条の規定により準用して適用する場合を含む。）又は前2条の規定に適合しなければならない。

【建築基準法施行令】

第三章 構造強度

第一節 総則

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱じん性をもたすべきものとする。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第三十六条の四 法第二十条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

第二節 構造部材等

(構造部材の耐久)

第三十七条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第三十八条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき百キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に

対して構造耐力上安全なものでなければならない。

- 6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する
場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等)

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔
その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないよ
うにしなければならない。

- 2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定
めた構造方法を用いるものとしなければならない。

- 3 特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をい
う。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるも
の又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい
材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

第四節 組積造

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつ
て十分に水洗いをしなければならない。

- 2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

- 3 (略)

- 4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

第六節 鉄筋コンクリート造

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらな
ければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、
塩、有機物又は泥土を含まないこと。

- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性
が得られるものであること。

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合には、
九ニュートン）以上であること。

- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣
が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。

- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によ
らなければならない。

- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めな
ければならない。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないよ
うにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければ
ならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、
この限りでない。

第九章 擁壁

(擁壁)

第四百二十二条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条にお
いて単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一
項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及
び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。

- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。

- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他
これに類するものを詰めること。

- 四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合す
る構造方法を用いること。

- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性
を有すること。

- 2 擁壁については、第三百三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十

一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の間知石練積み造その他の練積み造擁壁（既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含む。）（以下この節において「擁壁」という。）に適用する。

また、工事施行区域内の盛土又は切土によって工事施行区域外の擁壁が影響を受ける場合は、当該擁壁についてもこの基準を適用し、新たにこの基準に適合しない事項が生じないことを審査、検査及び確認するものとする。

この基準は、工事施行区域内の擁壁（市細則第26条の規定により既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含みます。）に適用するとともに、工事施行区域外の崖等についても、工事施行区域内の盛土又は切土によって、この基準に新たに適用しない事項が生じないかを審査等する際にも、この基準を適用します。

なお、市細則により、技術的基準を付加し、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁にもこの節の規定を適用するとしているのは、横浜市は、過去に多くの宅地造成又は特定盛土等に関する工事等が行われており、市域に多数の擁壁が既に設置されているという地勢であり、これから実施する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するためには、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁についても技術的基準を適用する必要があるためです。

2 擁壁の形状

【審査基準】

- (1) 擁壁の厚さは、擁壁背面の土質並びに擁壁の高さ及び勾配に応じ、政令第10条に定める基準以上の厚さとする。
- (2) 擁壁の根入れ深さは、35センチメートル以上かつ擁壁の高さの100分の15以上とし、下部に一体の基礎を設けること。

【解説】

- (1) 政令第10条では、擁壁の高さの上限を5mと定め、擁壁背面の土質に応じ、擁壁の高さ、勾配及び厚さ（擁壁を構成する組積材の部分及び裏込めコンクリートの部分を水平に測った合計の厚さをいいます。）の基準（以下「政令別表第四」といいます。）を設けています。

横浜市では、市内の地盤の分布状況を考慮して、政令別表第四における第二種地盤の数値を適用して「標準構造図」を作製し、また、擁壁上部の切土土羽の高さによって厚さの割増しを行う「高さ5m土羽付（切土）」を設けています。

※ この節の擁壁の高さとは、擁壁の地上高さではありませんので、留意してください。（擁壁の高さについては、制度編第2章第1項第15号を参照してください。）

表：政令別表第四（抜粋）

土質	勾配	高さ	下端部分の厚さ	上端部分の厚さ
第一種地盤	70° を超え 75° 以下	2 m以下	40cm 以上	40cm 以上
		3 m以下	50cm 以上	
	65° を超え 70° 以下	2 m以下	40cm 以上	
		3 m以下	45cm 以上	
		4 m以下	50cm 以上	
	65° 以下	3 m以下	40cm 以上	
		4 m以下	45cm 以上	
		5 m以下	60cm 以上	
	第二種地盤	70° を超え 75° 以下	2 m以下	
3 m以下			70cm 以上	
65° を超え 70° 以下		2 m以下	45cm 以上	
		3 m以下	60cm 以上	
		4 m以下	75cm 以上	
65° 以下		2 m以下	40cm 以上	
		3 m以下	50cm 以上	
		4 m以下	65cm 以上	
		5 m以下	80cm 以上	
第三種地盤	70° を超え 75° 以下	2 m以下	85cm 以上	70cm 以上
		3 m以下	90cm 以上	
	65° を超え 70° 以下	2 m以下	75cm 以上	
		3 m以下	85cm 以上	
		4 m以下	105cm 以上	
	65° 以下	2 m以下	70cm 以上	
		3 m以下	80cm 以上	
		4 m以下	95cm 以上	
		5 m以下	120cm 以上	

- (2) 練積み造擁壁の破壊は、基礎の不備による不同沈下、基礎の滑り出しに起因するものが多いため、基礎は、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で築造し、擁壁に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えられるものとしなければなりません。

※ 擁壁の一部の下部をコの字型に鉄筋コンクリート造の壁等で切り欠いて、ます等を設置 することなどはできません。

3 練積み造擁壁の使用材料

【審査基準】

練積み造擁壁の使用材料については、次のとおりとする。

- (1) 組積材は、石材を用いる場合は、硬質なもの、あるいはこれらと同等以上の比重、重量、強度及び耐久性をもつものとし、間知ブロックの場合は、4週圧縮強度が1平方ミリメートルにつき18ニュートン以上でコンクリートの比重2.3以上かつ壁面1平方メートルにつき350キログラム以上の重量を有するものであること。
- (2) 組積材の控え長さは30センチメートル以上とすること。
- (3) 胴込め及び裏込めに使用するコンクリートは軽量材でないこと。
- (4) 裏込め砕石に使用する栗石、砂利又は砂利混じり砂は再生材でないこと。
- (5) 裏込め砕石の厚さは、背面土が盛土の場合は、上端部で30センチメートル以上、下端部で60センチメートルもしくは擁壁の高さの100分の20のいずれか大きい方の数値以上とすること。

- (1)(3) 練積み造擁壁は、壁体自身の重量を重視するものであるため、組積材の比重、重量、強度及び耐久性において間知石等の石材と同等以上の効力を有するものを対象としています。したがって、組積材及びコンクリートは、軽量又は強度の劣るものを使用することはできません。

なお、硬質な石材としては、安山岩及び花崗岩がこれにあたります。また、ここでいう「間知ブロック」は、日本産業規格によるものをいいます。

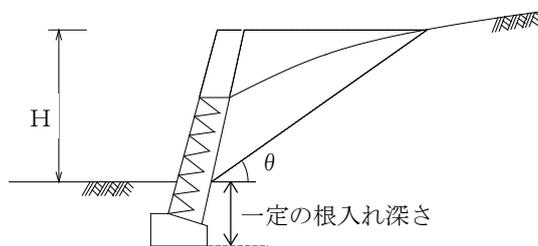
※ コンクリートを打設した後に、コンクリートの表面に石状の装飾をしたものは、練積み造擁壁には該当しませんので、留意してください。

- (2) 組積材の控え長さは、剥落、押し抜き等に対して安全であるとともに、胴込め及び裏込めのコンクリートとの一体性を確保するために十分な寸法が必要となります。
- (4) 練積み造擁壁の裏込め砕石は、単に透水層の役割を果たすだけでなく、胴込め及び裏込めコンクリートと一体となって、背面からの土圧を分散し、壁体全体の安全性を補う役割も担っています。そのため、再生材とすることはできません。
- (5) 練積み造擁壁の裏込め砕石の厚さは、盛土の場合は、土圧の低減、重量加算の目的を達するための十分な厚さが必要であると考えられるため、上端においては30cm以上、下端においては60cm又は擁壁高さの20/100のいずれか大きい方の数値以上とし、各段においてこれを結んだ厚さを確保しなければなりません。

4 上部に斜面がある場合の練積み造擁壁の構造

【審査基準】

上部に斜面がある場合の練積み造擁壁は、次の図のとおり、土質に応じた勾配線が斜面と交差した点までの垂直高さを擁壁の高さと仮定した構造とすること。



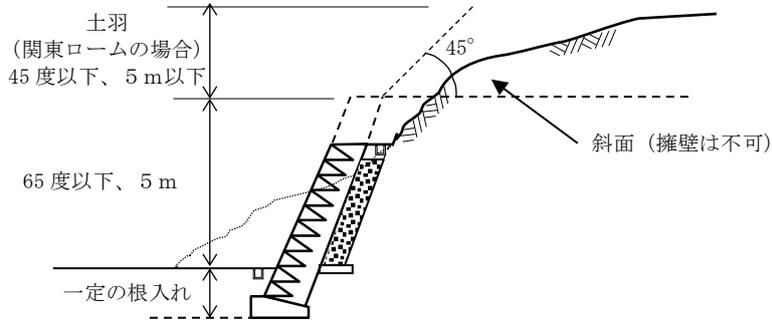
※ 図中の θ は、「図：斜面上の擁壁」中の θ のとおり。

図：上部に斜面がある場合の練積み造擁壁

【解説】

上部に斜面がある場合（当該斜面が擁壁で覆われている場合は、この規定によらず、第4節第11項の「多段擁壁」の規定によります。）は、練積み造擁壁の構造は、上図により求められた仮想高さに応じたものとしなければなりません。

なお、この規定は、次の図のように、「高さ5m土羽付(切土)」についても適用できることとします。また、「高さ5m土羽付(切土)」の土羽は、横浜市の代表的な土質である関東ロームの地山で高さを5m以下とした場合を想定したものです。地盤調査の結果、令別表第1に掲げる土質に相当することが確かめられた場合は、その土質及び高さに応じ、政令別表第一における「擁壁を要する勾配」に納まる範囲までの地山の崖(切土のり面(土羽)とする場合は、第2節第7項の「切土のり面」によります。)でもよいこととします。



図：上部の斜面が擁壁高さを超えて存在する場合

第7節 その他の構造の擁壁の構造基準

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 （規則）

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第二十条 （略）

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

【市細則】

(任意に設置する擁壁)

第27条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により工事施行区域内に設置する擁壁で高さが1メートルを超えるもの（法第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造又は法第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとしなければならない。

2 前項の場合において、設置する擁壁には、政令第9条から第12条又は第17条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、擁壁を設置する土地及びその周辺の土地が宅地（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。）ではない場合は、適用しない。

(既存の擁壁等)

第28条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等

に関する工事に係る工事施行区域内の高さ1メートルを超える既に存する盛土又は切土をした土地の部分の崖、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留は、政令第8条から第12条、政令第14条、政令第15条若しくは政令第17条(政令第18条の規定により準用して適用する場合を含む。)又は前2条の規定に適合しなければならない。

【建築基準法施行令】

第九章 擁壁

(擁壁)

第百四十二条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁(以下この条において単に「擁壁」という。)に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定(第七章の八(第百三十六条の六を除く。)の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条(第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。)、第八十条の二並びに第七章の八(第百三十六条の六を除く。)の規定を準用する。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の鉄筋コンクリート造擁壁及び間知石練積み造その他の練積み造擁壁以外の擁壁(既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含む。)(以下この節において「擁壁」という。)に適用する。

また、工事施行区域内の盛土又は切土によって工事施行区域外の擁壁が影響を受ける場合は、当該擁壁についてもこの基準を適用し、新たにこの基準に適合しない事項が生じないことを審査、検査及び確認するものとする。

この基準は、工事施行区域内の擁壁(市細則第26条の規定により既存の地上高さが1メートルを超える擁壁を含みます。)に適用するとともに、工事施行区域外の崖等についても、工事施行区域内の盛土又は切土によって、この基準に新たに適用しない事項が生じないかを審査等する際にも、この基準を適用します。

なお、市細則により、技術的基準を付加し、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁にもこの節の規定を適用するとしているのは、横浜市は、過去に多くの宅地造成又は特定盛土等に関する工事等が行われており、市域に多数の擁壁が既に設置されているという地勢であり、これから実施する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するためには、既存の地上高さが1メートルを超える擁壁についても技術的基準を適用する必要があるためです。

2 無筋コンクリート造擁壁の構造基準

【審査基準】

無筋コンクリート造擁壁については、第5節第2項から第4項、同節第6項、同節第8項第1号及び同項第2号並びに同節第9号から第11号の規定を準用する。

この場合において、「擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を越えないこと」は、「コンクリートの長期許容応力度を越えないこと」と読み替える。

【解説】

無筋コンクリート造擁壁の場合も、鉄筋コンクリート造擁壁と同様の考え方にに基づき設計を行うこととし、鉄筋コンクリート造擁壁の構造基準を準用します。

なお、無筋コンクリート造擁壁は、鉄筋が入らない構造であり、部材の引張り応力は、コンクリートで負担することとなります。しかし、コンクリートの引張りの許容応力度は小さいため、部材に引張り応力度が、全く又はあまり働かないようにする必要があります。

無筋コンクリート造擁壁の例として、重力式擁壁の場合は、擁壁の背面を前面側に傾斜させることによって、部材の全断面が圧縮されるように設計を行います。

3 大臣認定擁壁の構造基準

【審査基準】

- (1) 政令第17条の規定による国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものに該当する擁壁（以下「大臣認定擁壁」という。）は、国土交通大臣に認められたときの設計及び施工の条件を満たした場合に限り、設置できるものとする。
- (2) 昭和40年6月14日建設省告示第1485号「宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件」による大臣認定擁壁の場合は、コンクリートブロックの控え長さ胴込めに用いたコンクリートが連続して一体の構造となる擁壁で

【解説】

大臣認定擁壁を設置するためには、大臣認定のときの設計及び施工の条件を満たしている必要があります。そのため、法の許可又は都市計画法の開発許可の申請の際には、当該条件を確認できる、大臣認定書の写し及び設計・工事施行・工事監理・検査に係るマニュアル又は要領その他これに類するものを提出する必要があります。

設計の条件には、土質、内部摩擦角、粘着力、土圧係数又は土地利用の用途などがあります。土質、内部摩擦角又は粘着力の条件がある場合は、擁壁の背面土及び支持地盤ともに条件を満たす必要がありますので留意してください。また、土質、内部摩擦角、粘着力又は土圧係数については、第5節第3項及び同節第4項の規定を準用して、条件を満たしているか確認するものとします。

- ※ 内部摩擦角の条件が、25度以上となっている大臣認定擁壁が多く、砂質、砂又礫等の地盤でなければ設置が難しいことが多いため、留意してください。
- ※ 大臣認定擁壁には、擁壁の背面の土地利用に制限を設けているものがあります。
- ※ 昭和40年6月14日建設省告示第1485号「宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件」による大臣認定擁壁の場合は、国の技術的助言により、個別に使用できるか審査する必要があります。

なお、胴込めコンクリートが、当該告示の別表に示された「コンクリートブロックの控え長さ」以上の厚さで連続して一体となる構造である必要があります。（コンクリートブロックにより分断されているコンクリートは、胴込めコンクリートに含まれません。）

施工の条件には、施工マニュアル等に規定された機関による中間・完了検査の受検や、擁壁へのプレートの掲示又はチェックシートを用いた施工管理などがありますので、これらを遵守して工事を施行する必要があります。

第8節 崖面崩壊防止施設

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 (略)

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第二十条 (略)

- 2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

【省令】

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

【市細則】

(崖面崩壊防止施設等の設置条件)

第26条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により設置する政令第6条に規定する崖面崩壊防止施設は、次に掲げる条件を満たす土地に限り設置することができる。

- (1) 崖面崩壊防止施設を設置する土地（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。）が、次に掲げる土地であること
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象である民有林（同法第2条第3項の規定による。）である土地
 - イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定による特別緑地保全地区内の土地

- ウ 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第2項第3号の近郊緑地特別保全地区内の土地
 - エ 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地（告示が行われた市民の森に限る。）内の土地
- (2) 崖面崩壊防止施設を設置する土地が、市長が定めるところにより、保全対象（崖面崩壊防止施設を設置するときに既に存するものに限る。）からの離隔距離を確保していること

（既存の擁壁等）

第28条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域内の高さ1メートルを超える既に存する盛土又は切土をした土地の部分の崖、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留は、政令第8条から第12条、政令第14条、政令第15条若しくは政令第17条（政令第18条の規定により準用して適用する場合を含む。）又は前2条の規定に適合しなければならない。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の崖面崩壊防止施設（既存の崖面崩壊防止施設を含む。）に適用する。

また、工事施行区域内の盛土又は切土によって工事施行区域外の崖面崩壊防止施設が影響を受ける場合は、当該崖面崩壊防止施設についてもこの基準を適用し、新たにこの基準に適合しない事項が生じないことを審査、検査及び確認するものとする。

この基準は、工事施行区域内の崖面崩壊防止施設（市細則第26条の規定により既存の崖面崩壊防止施設を含みます。）に適用するとともに、工事施行区域外の崖等についても、工事施行区域内の盛土又は切土によって、この基準に新たに適用しない事項が生じないかを審査等する際にも、この基準を適用します。

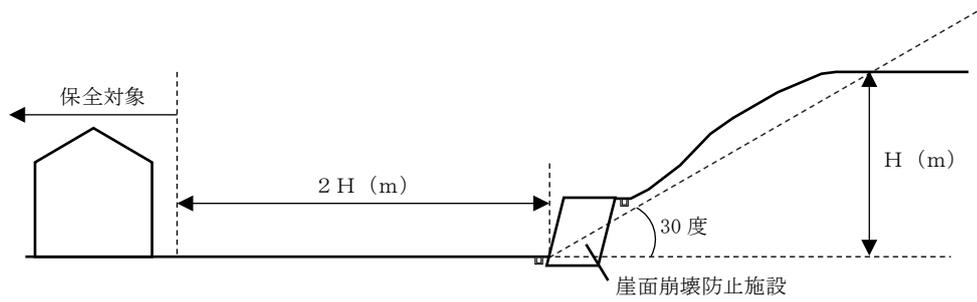
なお、市細則により、技術的基準を付加し、既存の崖面崩壊防止施設にもこの節の規定を適用しているのは、横浜市は、過去に多くの宅地造成又は特定盛土等に関する工事等が行われているという地勢であり、これから実施する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するためには、既存の崖面崩壊防止施設についても技術的基準を適用する必要があるためです。

2 崖面崩壊防止施設の設置の条件

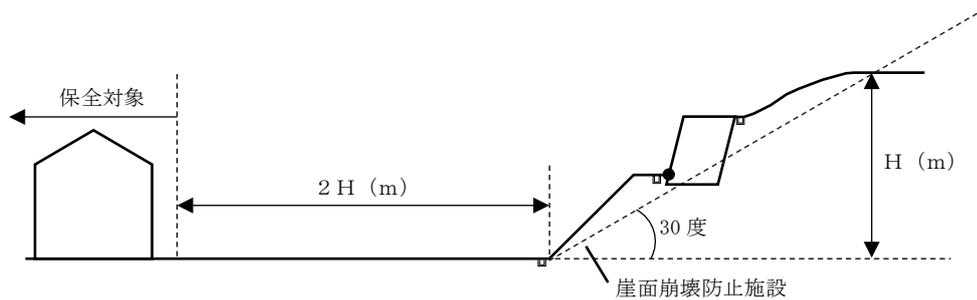
【審査基準】

- (1) 崖面崩壊防止施設は、次のア及びイに掲げる条件をともに満たす土地に限り設置することができる。
- ア 崖面崩壊防止施設を設置する土地（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後の土地を含む。）が、次に掲げる土地であること。
 - (ア) 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象である民有林である土地
 - (イ) 都市緑地法第12条の規定による特別緑地保全地区内の土地
 - (ウ) 首都圏近郊緑地保全法第4条第2項第3号の近郊緑地特別保全地区内の土地
 - (エ) 緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地（告示が行われた市民の森に限る。）内の土地
 - イ 崖面崩壊防止施設を設置する土地が、保全対象（建築物、建築物の敷地、建築基準法第42条に規定する道路、公園その他不特定多数の自由利用に供する土地をいう。ただし、崖面崩壊防止施設を設置するときに既に存するものに限る。以下この項において同じ。）から、次のア及びイとおり離隔距離を確保していること。
 - (ア) 崖面崩壊防止施設の下方に保全対象がある場合
保全対象から、崖面崩壊防止施設及び崖面崩壊防止施設と一体の崖まで、崖面崩壊防止施設及び当該崖面崩壊防止施設と一体の崖の高さ（※）の2倍以上離れている。
- ※ 「崖面崩壊防止施設及び当該崖面崩壊防止施設と一体の崖の高さ」とは、崖面崩壊施設の下端（崖面崩壊防止施設の前面が地盤と接する箇所をいう。）及び崖面崩壊防止施設の

下方の下端（崖面崩壊防止施設の下方に崖がある場合に限る。）（以下「崖面崩壊防止施設等の下端」という。）を含み、水平面に対し30度の角度をなす面が、地表面と交差する箇所と、崖面崩壊防止施設等の下端の標高差をいう。



崖面崩壊防止施設の下方に崖がない場合



崖面崩壊防止施設の下方に崖がある場合

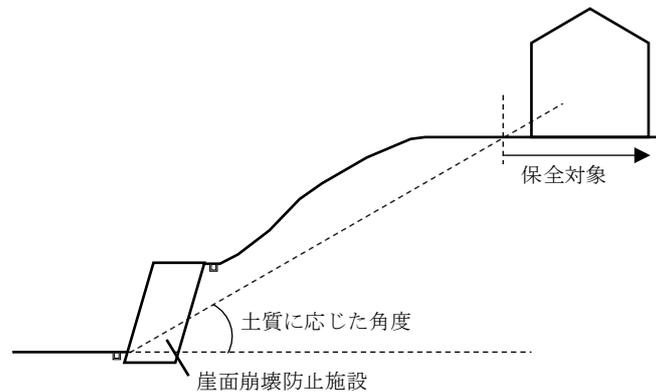
図：崖面崩壊防止施設と保全対象との離隔
 （崖面崩壊防止施設の下方に保全対象がある場合）

(イ) 保全対象より上方に崖面崩壊防止施設がある場合

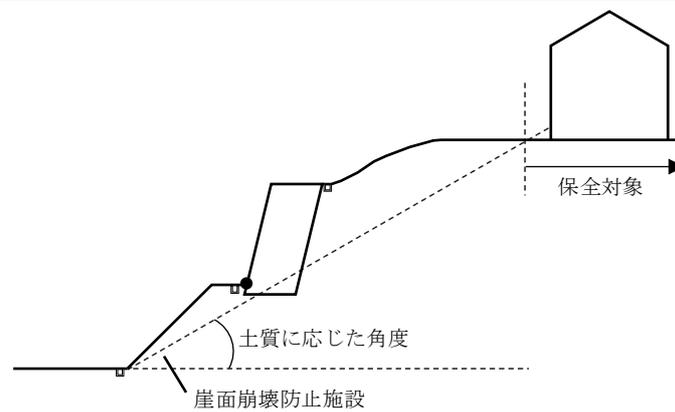
保全対象が、崖面崩壊施設の下端（崖面崩壊防止施設の前面が地盤と接する箇所をいう。）及び崖面崩壊防止施設の下方の下端（崖面崩壊防止施設の下方に崖がある場合に限る。）（以下「崖面崩壊防止施設等の下端」という。）を含み、水平面に対し土質に応じた角度をなす面が、地表面と交差する箇所よりも後方（崖面崩壊防止施設の背面側をいう。）にある。

表：土質に応じた勾配

土質	崖の高さが 5 mを超える場合	崖の高さが 5 m以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度以下	80度以下
風化の著しい岩	40度以下	50度以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類する者	35度以下	45度以下
盛土（上記に該当するものを含む。）	30度以下	30度以下



崖面崩壊防止施設の下方に崖がない場合



崖面崩壊防止施設の下方に崖がある場合

図：崖面崩壊防止施設と保全対象との離隔
(崖面崩壊防止施設の上方に保全対象がある場合)

(2) 第1号の崖面崩壊防止施設の設置の条件を満たす土地において、次の事象が生じるおそれが特に大きいときは、崖面は擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設で覆うこととする。

ア 盛土又は切土をした後の地盤の変動

イ 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入

ウ ア及びイに掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

【解説】

(1) 崖面崩壊防止施設は、森林において治山技術として用いられてきたもので、擁壁と比較して、変形追従性及び透水性が高い構造である一方で、耐土圧性や耐久性が低いという特徴があり、土地の変形を許容しない土地や、保全対象に近い土地においては、崖面崩壊防止施設を使用するべきではありません。

横浜市は森林と市街地が近く、崖面崩壊防止施設を設置した場合の保全対象への影響が大きいことから、市細則にて崖面崩壊防止施設の設置に条件を設けています。

ア 崖面崩壊防止施設が、森林において治山技術として用いられてきたことや、森林においては擁壁の設置が困難な場合もあることを踏まえ、第1号ア(ア)から(イ)に掲げる土地に限り崖面崩壊防止施設を設置できることとしています。

イ 崖面崩壊防止施設は、擁壁と比較して耐土圧性や耐久性が低いという特徴があるため、(ア)及び(イ)のとおり、保全対象からの離隔を確保することとしています。

(ア)は、横浜市建築基準条例第3条の規定が「崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合」に適用されることを参考に、崖面崩壊防止施設と保全対象との離隔を定めているものです。

(イ)は、横浜市建築基準条例第3条第1項第3号の規定及びその審査基準の規定を参考に、崖面崩壊防止施設と保全対象との離隔を定めているものです。

なお、崖面崩壊防止施設を設置した後に、その近くに建築物の建築をする場合は、同条の規定が適用される場合がありますので、留意してください。

(2) 第1号の崖面崩壊防止施設の設置の条件を満たす土地の場合は、政令第14条第1号の規定により、省令第31条に規定する事象が生じるおそれが特に大きいときは、崖面を擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設で覆います。これは、崖面崩壊防止施設を設置する森林においては、その他の土地と比較して、地盤の変動や、雨水その他の地表水又は地下水の集中が生じやすく、擁壁と比較して、変形追従性及び透水性が高い崖面崩壊防止施設を設置することが望ましいためです。

なお、第1号の崖面崩壊防止施設の条件を満たさない土地の場合は、省令第31条に規定する事象が生じないように留意して、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計を行う必要があります。

3 崖面崩壊防止施設の構造

【審査基準】

- (1) 崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
- なお、崖面崩壊防止施設の設計においては、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照すること。
- ア 前項第2号に掲げる事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。また、崖面崩壊防止施設の裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。
- イ 土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

【指導基準】

- (2) 崖面崩壊防止施設の設計においては、崖面崩壊防止施設を含めた斜面の安定性の確認を行うよう努めること。

【解説】

- (1) 崖面崩壊防止施設の構造については、政令第14条第2号に規定されています。
- ア 崖面崩壊防止施設は、前項第2号に掲げる事象が生じた場合においても、崖面と密着した状態を保持することができる変形追従性を有し、かつ、裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる透水性を有した構造とする必要があります。
- 崖面崩壊防止施設の工法としては、規則第11条に鋼製枠工（鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設）が示されており、「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方（国土交通省）」には、大型かご枠工及びジオテキスタイル補強土壁工が示されています。
- イ 崖面崩壊防止施設の構造については、その工法により設計方法が異なります。設計にあたっては、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照し、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを確かめることとします。
- (2) 崖面崩壊防止施設を設置する場合は、地盤の変形を許容することを考慮し、崖面崩壊防止施設を含めた斜面の安定性の確認（安定計算）を行うよう努めることとします。
- 斜面の安定計算の方法については、「盛土等防災マニュアルの解説」の「V. 3. 2 盛土のり面の検討」を参照することとします。

第9節 崖面及びその他の地表面の保護

【政令】

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第二十条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

【市細則】

(既存の擁壁等)

第28条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域内の高さ1メートルを超える既に存する盛土又は切土をした土地の部分の崖、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留は、政令第8条から第12条、政令第14条、政令第15条若しくは政令第17条（政令第18条の規定により準用して適用する場合を含む。）又は前2条の規定に適合しなければならない。

1 適用範囲

この節の基準は、工事施行区域内の崖面及びのり面（過去の盛土又は切土をした土地の部分に生じた既存の崖面及びのり面を含む。）に適用する。

この基準は、工事施行区域内の崖面及びのり面（市細則第26条の規定により過去の盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた既存の高さが1メートルを超える崖面及びのり面を含みます。）に適用します。

なお、市細則により、技術的基準を付加し、既存の高さが1メートルを超える崖面及びのり面にもこの節の規定を適用するとしているのは、横浜市は、過去に多くの宅地造成又は特定盛土等に関する工事等が行われているという地勢であり、これから実施する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するためには、既存の高さが1メートルを超える崖面及びのり面についても技術的基準を適用する必要があるためです。

2 保護をしなければならない地表面

【審査基準】

次に掲げる地表面（過去の盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた既存の崖面及びのり面を含む。以下この項において同じ。）は、風化又は雨水その他の地表水等による浸食から保護する措置を講じなければならない。

(1) 盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）。)

(2) 盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる地表面（崖面を除く。）。ただし、次のア

からエに掲げるいずれかに該当するものを除く。

ア 水平面に対する勾配が5パーセント程度以下である土地の地表面

イ 道路の路面(舗装されるものに限る。)及び当該道路沿いの土地であって、当該道路に標高を合せる土地(水平面に対する勾配が12パーセント以下である土地に限る)の地表面

ウ 高さが30センチメートル以下である地表面

エ 通常の営農に必要な範囲の地表面

【解説】

政令第15条の規定により、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる地表面は、風化又は雨水その他の地表水等による浸食から保護しなければなりません。

(1) 盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(水平面に対する勾配が30度を超える土地の地表面をいう。)は、擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆う場合を除き、当該崖面の高さにかかわらず、浸食から保護する措置を講じるものとします。

(2) 盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる地表面(水平面に対する勾配が30度以下の土地の地表面をいう。)は、次のアからエに掲げるいずれかに該当するものを除いて、浸食から保護する措置を講じるものとします。

ア 政令第15条第2項第1号に「崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付する」措置が講じられた土地の地表面は、浸食から保護する措置が不要とされていることから、水勾配程度(水平面に対する勾配が5パーセント(約2.5度)程度)以下である土地の地表面は、浸食から保護する措置は要しないこととします。

イ 政令第15条第2項第2号の規定により、道路の路面は、浸食から保護する措置は要しないこととします。ただし、形態がない道路の場合もあることから、舗装されるものに限ることとします。

また、当該道路沿いの駐車場となる土地など、当該道路に標高を合せる土地(水平面に対する勾配が12パーセント以下である土地に限ります。)の地表面は、その範囲が限られ、かつ、勾配も緩いことから、浸食から保護する措置は要しないこととします。

ウ 盛土又は切土の高さが30センチメートル以下のものについては、法の許可が不要とされていることを踏まえ、高さが30センチメートル以下である地表面は、浸食から保護する措置を講じない場合の影響が少ないため、当該措置を要しないこととします。

エ 耕起、代かき、整地又は畝立などが土地の形質の変更に該当しないと取り扱うことを踏まえ、通常の営農に必要な範囲の地表面は、浸食から保護する措置を要しないこととします。

3 のり面保護工の工法

【審査基準】

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、風化の影響、湧水の有無及び緑化の可否等を考慮して、適切な工法を選定しなければならない。

なお、のり面保護工の工法を選定、設計及び施工においては、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照することとする。

【解説】

のり面保護工の選択にあたっては、のり面の勾配、土質、風化の影響、湧水の有無及び緑化の可否等を考慮しなければなりません。

植生が可能なのり面では、植生の被膜効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与するため、のり面緑化工の選定を基本とします。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定します。

なお、工法を選定にあたっては、「盛土等防災マニュアルの解説」の「盛土のり面におけるのり面保護工選定フロー」及び「切土のり面におけるのり面保護工選定フロー」等を参照してください。ただし、

盛土のり面を表流する湧水が多い場合、豪雨等によりり面の下端に流水が生ずる可能性が高いなどの場合は、構造物によるり面保護工を選定すうよう努めてください。

また、各工法の設計及び施工についても、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照することとします

第10節 軟弱地盤対策

1 適用範囲

この基準は、横浜市域内の浸食谷、低地等、地盤の軟弱な土地において行われる開発行為に係る開発区域に適用する。

地盤の軟弱な土地とは、一般的に沖積平野、沼沢地、台地や丘陵地間の谷部などに堆積している地層の内、軟らかく圧縮性に富む粘性土や植物成分主体の泥炭からなる高有機質土等で構成されている地盤を有する土地のことをいいます。このような土地では、工事施工中及び施行後の盛土端部の滑り、地盤の圧密沈下に伴う排水施設等の地下構造物の安全性の低下や変形による機能の低下、更には宅盤の不同沈下などの支障が生じる可能性が高いため、特別な対策が必要となります。

この節の規定は、都市計画法第33条第1項第7号の基準として、開発区域に適用します。

ただし、第2項の規定は、法第13条第1項に規定する技術的基準の適用においても参照することとします(法第13条第1項に規定する技術的基準に係る軟弱地盤の取り扱いについては、各節に記載のとおりです。)

2 軟弱地盤の定義

【審査基準】

本基準における軟弱地盤とは、腐植土、軟らかい有機質土、粘性土等、盛土及び構造物等の荷重によって、斜面の安定や沈下等に対して影響の大きい地盤をいう。

【解説】

軟弱地盤の判定は、標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験、コーン貫入試験等の結果に基づき行うものとし、判定の目安は、予定建築物が戸建住宅であることを想定して、地表面下10mまでの地盤に次のような土層の存在が認められる場合とします。

- ・ 有機質土・高有機質土
- ・ 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下、スウェーデン式サウンディング試験において1kN以下の荷重で自沈するもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数(q_c)が 0.4N/mm^2 以下のもの
- ・ 砂質土で、標準貫入試験で得られるN値が10以下、スウェーデン式サウンディング試験において半回転数(NSW)が50以下のもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数(q_c)が 4N/mm^2 以下のもの

なお、軟弱地盤の判定に当たって地盤調査(土質試験を含む。)の結果が得られている場合には、その数値も参考にします。ただし、これらはあくまでも目安ですので、盛土及び構造物等の荷重の大きさなどに応じて、検討の対象とする土層やその調査深度などは適切に判断する必要があります。

3 軟弱地盤対策の基本事項

【指導基準】

軟弱地盤対策に当たっては、地盤の条件、土地利用計画、施工条件及び環境条件等を踏まえて、沈下計算及び安定計算を行うよう努めること。

【解説】

「沈下計算(沈下速度、沈下量)」及び「安定計算」の方法については、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照してください。

4 軟弱地盤対策工の設計

【指導基準】

軟弱地盤対策工の設計に当たっては、その特徴を十分理解するとともに、軟弱地盤の性質を的確に把握し、その必要性及び目的を明確にし、地盤、施工等に関する諸条件を考慮して、複数の工法を抽出し、詳細な比較検討を行った上で決定するよう努めること。

【解説】

軟弱地盤対策工には、その目的によって、沈下対策を主とする工法、安定対策を主とする工法、沈下及び安定の両者に対して効果を期待する工法があります。

沈下対策としては、圧密沈下の促進、全沈下量の減少を期待するものに大別され、安定対策としては、せん断変形の抑制、強度低下の抑制、強度増加の促進及び滑り抵抗の増加を期待するものに大別されます。

軟弱地盤対策工は極めて多様であり、同じ原理に基づく工法であっても、材料、施工機械あるいは施工方法などに差があるため、工法及び適用範囲について十分に留意してください。

なお、詳細については、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照してください。

第11節 その他の技術的基準等

1 適用範囲

- (1) 第2項から第5項の基準は、法の許可及び都市計画法の開発許可の場合に適用する。
(2) 第6項の基準は、法の許可の場合に適用する。

2 工事施行区域外の崖の措置

【指導基準】

工事施行区域外での崖崩れによる被災を予防するため、工事施行区域内の土地が、工事施行区域外の高さ3メートルを超える崖の下端から水平距離にしてその崖の高さの2倍以内の位置にあり、かつ、その崖の下端から水平距離にして20メートル以内の位置にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する崖の全部又は一部を除き、この設計編の基準に基づき、その崖に擁壁を設置し、又はその崖を切土造成によりり面とし、若しくはその崖に設置されている既存の擁壁（法又は建築基準法に適合しているものを除く。）を築造替えるよう努めること。

- (1) 土質が次の表の(あ)欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた角度が同表(い)欄の角度以下の場合
(2) 土質が次の表の(あ)欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた角度が同表(い)欄の角度を超え同表(う)欄の角度以下のもので、その垂直距離の合計が5メートル以内の場合

(あ)土質	(い)角度	(う)角度
軟岩（風化の著しいものを除く。）	70度	80度
風化の著しい岩	50度	60度
砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土	45度	55度
軟質関東ローム、その他これらに類するもの	35度	45度

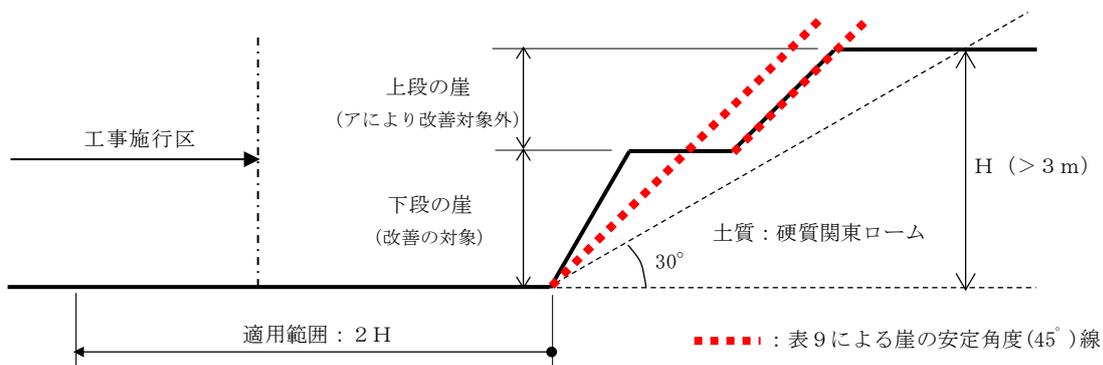
表：崖の安定角度

【解説】

この規定は、「隣接地の崖についても十分考慮し、常に宅地造成工事の安全を確保するよう心掛ければならない。」という国の見解に則り、定められています。

対象となる「崖」は、工事施行区域に隣接している崖だけでなく、工事施行区域から水平距離にして20m以内の位置に崖の下端がある高さ3mを超える崖（自然崖であるか否かを問いません。）まで含みます。

小段等によって上下に分離された崖がある場合は、政令第1条第3項を準用して、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対して30°の角度をなす面の上方に上層の下端があるときは、その上下の崖は一体とみなし、その崖の垂直距離が崖の高さとします。ただし、崖の全部又は一部が表9の土質に応じた勾配以下である場合は、令第6条の考え方により、当該部分については擁壁の設置等の措置を講じなくてもよいこととします。



図：基準の適用範囲と改善対象となる崖

なお、この基準において上下の崖が一体ではないものとして判断した場合でも、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は同法第18条第2項若しくは第4項の確認申請又は計画通知の際に、その崖が横浜市建築基準条例第3条本文括弧書きによる「一体性を有する1個の傾斜地で、その主要部分の勾配が30度を超えるもの」として判断された場合は、同条例が適用されますので、留意してください。

3 道路の中心後退

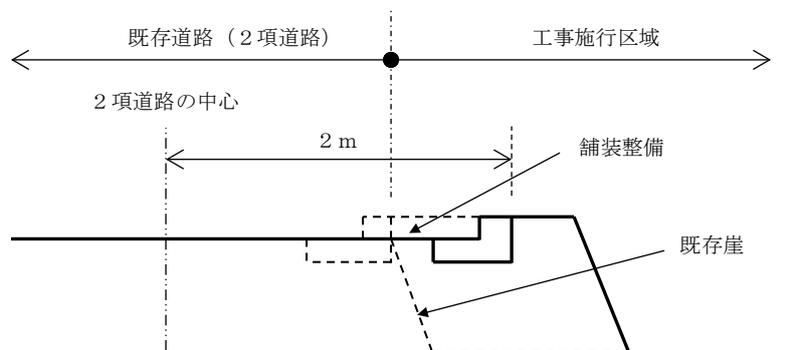
【指導基準】

工事施行区域が建築基準法第42条第2項に規定する道路に接している場合は、同法の趣旨に則り、次のとおりとするよう努めること。

- (1) 当該道路の管理者と協議を行い、同規定による道路部分を舗装整備すること。
- (2) 周囲の状況により、道路面と後退部分とに段差が生じないように、L形側溝などの排水施設を移設する等の措置を講じること。

【解説】

予定建築物のない計画の場合は、土地を建築物の敷地として利用しないため、建築基準法の規定がおよびませんが、同法第42条第2項に規定する道路（以下「2項道路」といいます。）に接する敷地を利用するにあたっては、環境の保全、災害の防止、通行の安全、災害時の避難や消防活動等に支障を来さないよう道路形態を整備すべきとの考え方から、工事施行区域が道路面よりも高いか低いかにかわらず、2項道路の中心から2mの部分について道路管理者である土地所有者と協議を行い、承諾を得た上で、舗装整備をするよう努めてください。また、既存道路にL形側溝などの排水施設がある場合においては、道路管理者である土木事務所や土地所有者と協議を行い、後退部分に排水施設を移設し、既存道路面と段差が生じないようにしてください。



図：2項道路の後退整備の例

4 工事施行区域の外周部分の盛土の高さ

【指導基準】

工事施行区域周辺の住環境に配慮するため、工事施行区域内の外周部分に盛土をする場合には、次のとおりとするよう努めること。

なお、勾配が45度を超えるのり面への当該のり面の高さまでの盛土の部分については高さに算入しない。

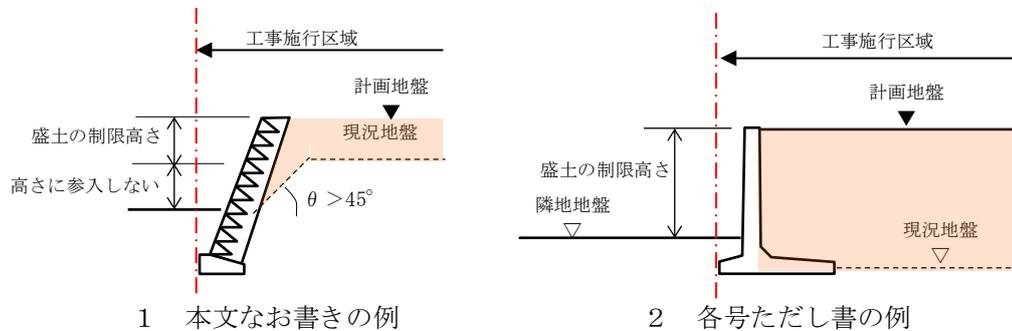
- (1) 工事施行区域内の外周部分（北側を除く。）における盛土の高さは、3メートル以下とすること。ただし、盛土後の地盤の隣接地盤からの高さが3メートル以下の場合は、この限りでない。
- (2) 工事施行区域内の外周部分のうち北側部分における盛土の高さは、1メートル以下とすること。ただし、盛土後の地盤の隣接地盤からの高さが1メートル以下の場合は、この限りでない。

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うにあたっては、工事施行区域の周辺に対し著しい生活環境の変化を生じることがないように計画段階から配慮することが必要です。このことから、生活

環境の保持や隣地のプライバシーの保護を考慮して、工事施行区域内の外周部分における盛土の高さは3m以下とし、また、外周部分の北側の部分については、隣接地への日照の影響を考慮して、盛土の高さを1m以下とするよう努めてください。

なお、次の図の1のように、勾配が45度を超えるのり面への当該のり面の高さまでの盛土の部分は、当該のり面部分の高さは変化していないことから、生活環境に変化を生じさせる盛土には該当しないと判断し、高さに算入しないこととします。また、次の図の2のように、工事施行区域側の現況地盤が隣接地盤より低い場合の隣接地盤面下の盛土も、高さに算入しないこととします。



図：適用除外の例

5 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴い発生する土石についての措置

【指導基準】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事に伴う搬出土の適正な処理及び搬入土の適切な管理を図るため、工事施行区域から搬出する土石又は工事施行区域内に搬入する土石の土量が100立方メートル以上となる場合は、次のとおりとするよう努めること。

- (1) 土石を工事施行区域外へ搬出することとなる場合は、搬出先を明らかにし、当該施設の管理者の同意を得ること。
- (2) 工事施行区域外の土石を搬入することとなる場合は、搬入元を明らかにし、次の書類をそろえること。
 - ア 搬入元が適法な施設であることを証する書類
 - イ 搬入元の出荷承諾を証する書類
- (3) 前各号において、土砂の運搬経路図を作成し、法の許可又は都市計画法の開発許可の申請書に添付すること。

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に伴い発生する土砂は、適正な方法により搬出又は搬入されるよう努めてください。

なお、同一の工事施行者による別の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の現場と土石のやり取りを行う場合は、当該工事の許可申請者の承諾書を以って代えることができるものとします。

6 予定建築物の敷地

【指導基準】

良好な宅地の供給を推進するため、予定建築物が一戸建ての住宅（当該敷地の形状を変更しないものを除く。）の場合は、次のとおりとするよう努めること。

- (1) 建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度が定められている区域又は横浜市開発事業等の調整等に関する条例第34条第1項の規定に建築物の敷地面積の最低限度が定められている地域の宅地においては、予定建築物の敷地の1画地の規模は、100平方メートル以上とすること。
- (2) 予定建築物の敷地は、著しい傾斜、狭長、屈曲及び複雑な出入りのある形状としないこと。

【解説】

- (1) 建築基準法第53条の2の規定又は横浜市開発事業等の調整等に関する条例第34条第1項の規定の趣旨を鑑み、良好な町並みの形成や居住者のプライバシーの確保の上で好ましくない小規模な敷地の設定は行わないでください。
- (2) 複雑な形状は良質な宅地の供給を推進する観点から好ましくないため、敷地の有効利用が図れるよう配慮してください。

表：建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度

容積率	敷地面積の最低限度
60パーセント	165平方メートル
80パーセント	125平方メートル ※
100パーセント	100平方メートル

※ 港北ニュータウン土地区画整理事業施行区域内は165平方メートルとする。

表：条例第34条第1項の規定で定める建築物の敷地面積の最低限度

区分		敷地面積の最低限度
市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種低層住居専用地域（容積率150%の地域のみ対象） ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 	100㎡
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 	100㎡ ※幅員5.5メートル以上の道路を配置する場合は定めません
	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 	定めません
市街化調整区域	幅員18m以上の幹線道路の区域から50mの範囲内の部分	100㎡
	上記以外	125㎡

第3章 土石の堆積に関する工事についての技術的基準の取扱い

第1節 事前調査等

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 (略)

【政令】

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。

二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

三～五 (略)

2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

(規則への委任)

第二十条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

【規則】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること

二 (略)

2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

1 過去の宅地造成又は特定盛土等に関する工事等に係る調査

【審査基準】

土石の堆積に関する工事の設計は、あらかじめ工事施行区域及びその周辺において過去に行われた宅地造成又は特定盛土等に関する工事、開発行為に関する工事又は擁壁の築造工事について調査しなければならない。

【解説】

土石の堆積に関する工事の設計においては、工事施行区域内及びその周辺の既存の盛土、崖、擁壁及び排水施設等（以下この項において「既存擁壁等」といいます。）について十分に把握し、行おうとする土石の堆積に関する工事の既存擁壁等への影響を考慮する必要があります。

そのため、工事施行区域及びその周辺における、過去の次に掲げる手続の状況について調査し、その調査結果を土石の堆積計画図に記載しなければなりません。

(1) 宅地造成又は特定盛土等規制法第12条第1項の許可又は同法第15条第1項の協議に係る手続の

状況(許可・協議番号、許可・協議成立年月日及び検査済証交付年月日)

- (2) 旧宅地造成等規制法第8条第1項の許可又は同法第11条の協議に係る手続の状況(許可・協議番号、許可・協議成立年月日及び検査済証交付年月日)
- (3) 都市計画法第29条第1項の許可又は同法第34条の2第1項の協議に係る手続の状況(許可・協議番号、許可・協議成立年月日、検査済証交付年月日及び工事完了公告年月日)
- (4) 建築基準法第88条第1項の規定において準用する同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は同法第18条第2項若しくは第4項の擁壁の確認申請又は擁壁の計画通知に係る手続の状況(確認申請・計画通知受付番号、確認済証交付年月日及び検査済証交付年月日)
- (5) 旧住宅地造成事業に関する法律第4条の認可に係る手続の状況(認可番号、認可年月日、検査済証交付日及び工事完了公告年月日)

なお、上記各号に掲げるものについては、「よこはま建築情報センター(横浜市庁舎2階)」にて調査することができます。また、同センターにて一部図面の取得も可能ですので、当該図面により過去の擁壁の築造や、盛土等の状況についてできる限り把握したうえで、設計を行ってください。

2 地盤調査

【審査基準】

- (1) 土石の堆積に関する工事の設計は、あらかじめ工事施行区域及びその周辺の地盤調査を行ったうえで実施しなければならない。
ただし、次に掲げる全て該当しない場合にあつては、工事施行区域及びその周辺の地盤を想定して設計し、当該工事に着手した後に地盤を確認することにより、地盤調査を行ったものとみなすことができる。
ア 土石の堆積に必要な地盤の許容応力度が 100kN/m^2 を超える場合
イ 省令第32条に規定する土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する場合
ウ 省令第34条第1項第1号に規定する鋼矢板等を設置する場合
エ 軟弱地盤であることが想定される場合
オ 既存の盛土の上に土石の堆積を行う場合
カ その他市長が必要と認める場合
- (2) 前号の地盤調査(ただし書の場合を除く。)は、ボーリング調査・標準貫入試験とし、設計に必要な土質試験を行うものとする。ただし、次の場合は、平板載荷試験、スクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査を行うことができる。
ア ボーリング調査・標準貫入試験による地盤調査を補完するものとして、その他の試験又は調査による地盤調査を行う場合
イ 第1号アの場合の地盤調査であつて、平板載荷試験により地盤調査を行う場合
ウ その他市長が平板載荷試験、スクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査とすることをやむを得ないと認める場合
- (3) 第1号イの場合の調査は、少なくとも2箇所以上でボーリング調査・標準貫入試験を行い、構造物の支持地盤及び周辺の地盤の地盤を十分に把握しなければならない。

【解説】

- (1) 土石の堆積に関する工事については、その基礎情報として地盤調査の結果がないと適切な設計を行うことができません。また、設計の際に想定した地盤と実際の地盤が異なることが工事着手後に判明すると、工事施行が中断することになります。そのため、設計の前にあらかじめ地盤調査を行なうことが必要です。
特に第1号アからカに掲げる場合は、地盤調査の結果が設計に大きな影響を与えるものや、地盤調査の結果がないと設計が困難なものであり、設計を行う前に、あらかじめ調査を行うことを必須としています。

また、全ての工事の設計において、あらかじめ地盤調査を行うことが望ましいですが、第1号アからカに掲げる場合に該当しない場合は、地盤による設計への影響が小さいため、工事着手後の現場において想定した地盤であるか確認することができることとしています。

なお、第1号アの「土石の堆積に必要な地盤の許容応力度」とは、土石の最大堆積高さ(m)に、当該土石の単位重量(kN/m^3)を乗じたもののことをいいます。

- (2) 第1号アからカに掲げる場合は、設計にあたって、N値、地盤の種類、構成、粘着力、内部摩擦角、単位重量、圧密降伏応力及び水位等を十分に把握する必要があるため、ボーリング調査・標準貫入試験を行ったうえで、設計に必要な土質試験を行うこととしています。また、行う土質試験は、設計に必要な情報が得られるように留意して行う必要があります。

なお、ボーリング調査・標準貫入試験の結果、液状化又は圧密沈下の恐れがある場合は、液状化又は圧密沈下に係る土質試験を行うこととします。

また、スクリーウエイト貫入試験その他の試験又は調査による地盤調査を行うことができるのは、ボーリング調査・標準貫入試験による地盤調査を補完するために地盤調査を行う場合や、土石の堆積に必要な地盤の許容応力度が 120kN/m^2 以下の場合(第1号イからカに該当する場合を除きます。)などです。

- (3) 第1号イの場合は、構造物の支持地盤及び周辺の地盤の地盤を十分に把握しないと、設計を行うことが困難であり、工事施行中に支持地盤の標高が想定と大きく違うことが判明すると、工事を一時中断して、設計をやり直す必要が生じてしまいます。そのため、あらかじめ構造物の支持地盤及び周辺の地盤の地盤を十分に把握したうえで設計を行うことが重要です。

そのため、少なくとも2箇所以上のボーリング調査・標準貫入試験を求めています。構造物を設置する範囲や、地形等によっては、2箇所では不十分な場合もあります。その場合は、調査箇所を増やす、又はスクリーウエイト貫入試験等を併せて実施するなどの対応が必要です。

なお、地盤調査結果として、原則として、地盤の断面図に設置する構造物の位置及び標高等を記載したものを提出してください。

第2節 土石の堆積に関する工事の技術的基準

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 (略)

【政令】

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
 - 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

【市細則】

(土石の堆積に係る構造物等の設置条件)

第29条 省令第32条の規定による措置により構造物を設置して、法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、当該構造物及び当該土石は、市長が定めるところにより、保全対象（当該構造物を設置するときに既に存するものに限る。）からの離隔距離を確保しなければならない。

- 2 省令第34条第1項第1号に規定する鋼矢板等を設置して、法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、当該土石の堆積は、市長が定めるところにより、保全対象（当該構造物を設置するときに既に存するものに限る。）か

らの離隔距離を確保しなければならない。

(土石の流出防止)

第 30 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る堆積する土石が、雨水その他の地表水により工事施行区域外に流出しないよう、排水施設、沈砂池の設置その他の土石の流出を防止する措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、土石の堆積を行う期間が短い場合で、市長がやむを得ないと認めたときは、当該排水施設、沈砂池その他の土石の流出を防止する措置を仮設とすることができる。

(堆積する土石の勾配)

第 31 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積の最大堆積高さが 5 メートルを超える場合は、当該土石の堆積を行う土地の境界から水平面に対して上方に二分の一の勾配をなす面を超えない範囲において土石の堆積を行わなければならない。

(土砂災害特別警戒区域への土石の堆積の制限)

第 32 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う土地は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) 第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域を含まないこととする。

1 土石の堆積を行う土地(地盤)

【審査基準】

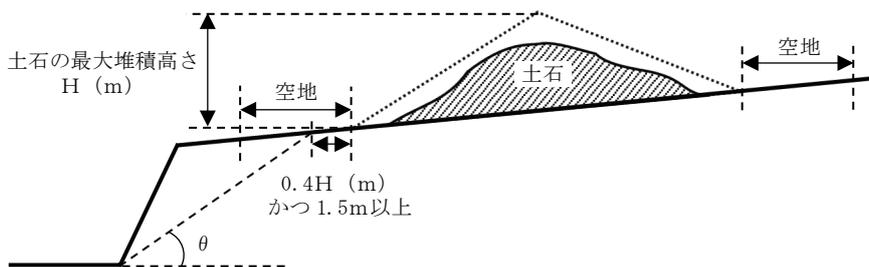
- (1) 土石の堆積を行う土地(第 2 項第 1 号の空地を含む。)には、水平面に対して勾配が 1/10(約 5.4 度)を超える部分(段差及びオーバーハング部分を含む。)がないこと。
- (2) 土石の自重を支持できるよう、土石の堆積を行う地盤が必要な許容応力度(建築基準法平成 13 年国土交通省告示第 1113 号による。)を有していること、又は、必要な砕石置換若しくは地盤改良の措置を講じることにより、必要な許容応力度を有していること。
- (3) 土石の堆積を行う地盤(地盤面下を含む。以下この項において同じ。)は、伐開除根及び除草を行うこと。
- (4) 土石の堆積を行う地盤が軟弱地盤及び液状化のおそれがある地盤である場合は、除却、地盤改良その他の盛土の有害な沈下及び滑りを生じないための措置を講じること。
- (5) 雨水その他の地表水の浸透により、土石の堆積を行う地盤に緩み等が生じないよう、当該地盤に透水性が高い砂又は砂礫を敷くその他の排水を行うことができる措置を講じること。(構台等の上に土石の堆積を行う場合にあっては、雨水その他の地表水の浸透により、土石の堆積を行う構台等の面と土石の堆積の間に滑りが生ずることのないよう、当該構台等の面に透水性が高い砂又は砂礫を敷くその他の排水を行うことができる措置を講じること)
- (6) 土石の堆積を行う土地(構台等の上に土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う構台等の面のことをいう。)には、工作物等がないようにすること。
- (7) 土石の堆積を行う土地(構台等の上に土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う構台等の面のことをいう。)には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域を含まないこと。
- (8) 斜面、擁壁又は崖面崩壊防止施設等の上の地盤面に堆積を行う場合は、当該斜面、擁壁又は崖面崩壊防止施設等に影響を与えない範囲内にて堆積を行うこと。

ただし、鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁の上の地盤面に堆積を行う場合において、当該擁壁の構造計算により、当該擁壁の安全性を確認できた場合はこの限りではない。

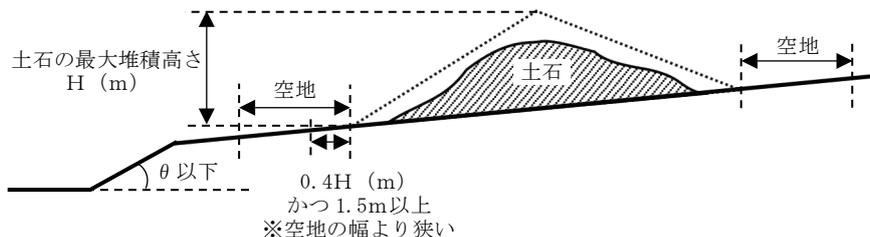
【(6)の】

(1) 斜面の上の土石

ア θ よりも斜面の角度が大きい場合



イ θ よりも斜面の角度が小さい場合

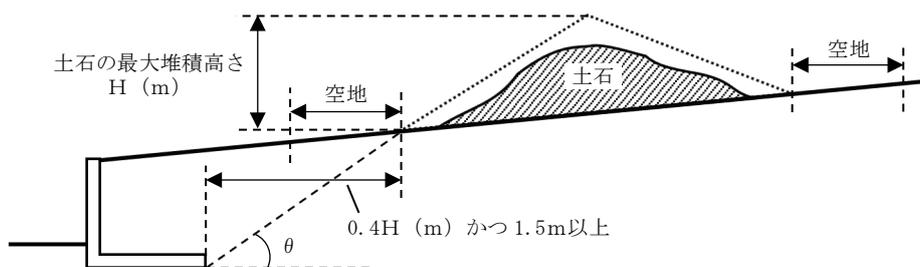


※ 図中の θ は、次の背面の土質に応じて次の表のとおり。(第2号及び第3号においても同じ。)

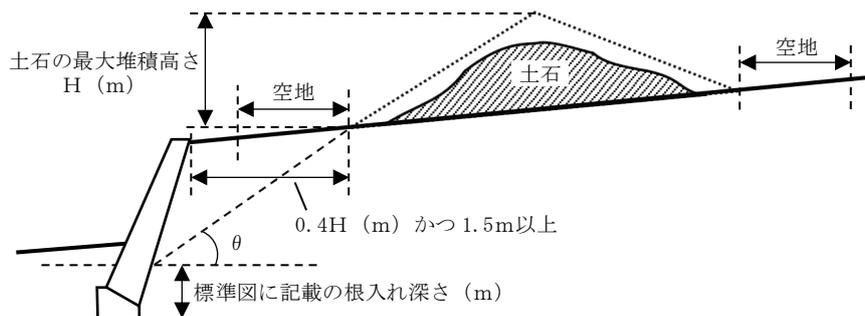
背面土質	軟岩 (風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これに類するもの	盛土又は腐食土
角度 (θ)	60度	40度	35度	25度

(2) 法の技術的基準に適合する擁壁(当該擁壁の位置・形状が分かるもの)の上の土石の堆積

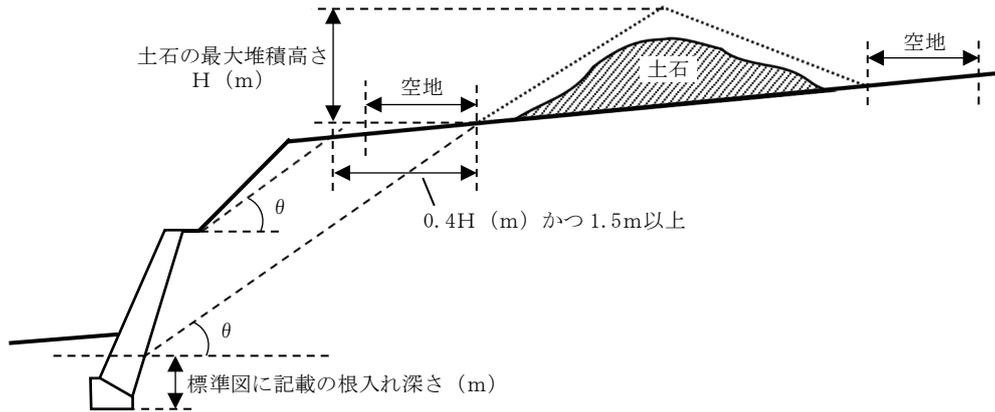
ア 鉄筋コンクリート造擁壁の場合



イ 間知石(ブロック)練積み造擁壁の場合

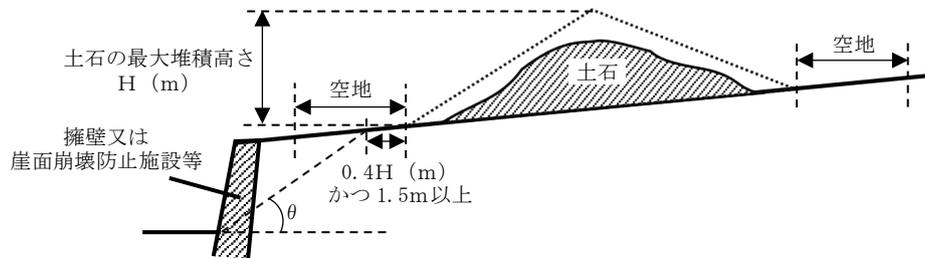


ウ 土羽付きの間知石（ブロック）練積み造擁壁の場合

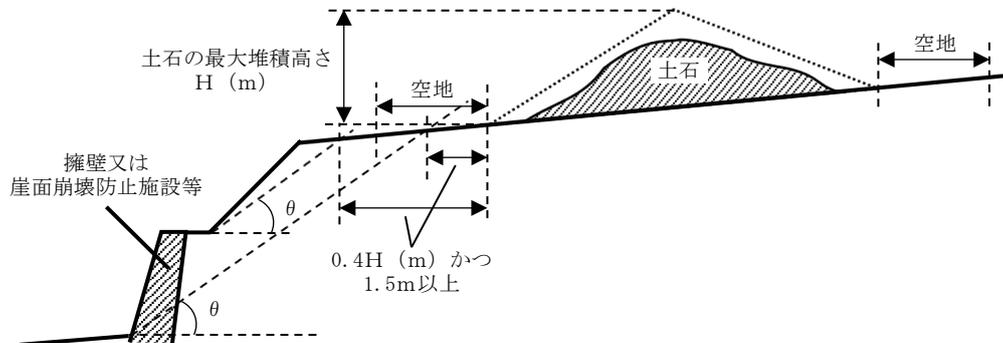


(3) 法の技術的基準への適合が確認できない擁壁、位置・形状が分からない擁壁又は崖面崩壊防止施設等の上の土石の堆積

ア 擁壁又は崖面崩壊防止施設等の上に θ を超える角度の斜面がない場合



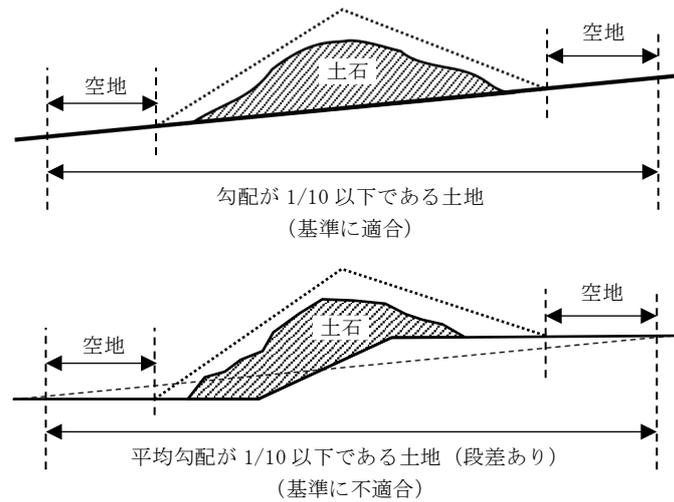
イ 擁壁又は崖面崩壊防止施設等の上に θ を超える角度の斜面がある場合



【解説】

(1) 土石の堆積を行う土地は、勾配が大きいと堆積した土石が流出しやすくなるため、土地の勾配は水平面に対して 1/10 以下でなければなりません。また、土石の堆積を行う土地の周囲に設ける空地は、仮に土石が流出した場合であっても、保全対象に到達して災害を引き起こす可能性を低くするものであり、空地の勾配も小さくする必要があるので、空地の勾配も水平面に対して 1/10 以下とします。

この勾配が水平面に対して 1/10 以下とは、土石の堆積を行う土地及びその周辺に設ける空地に、水平面に対して 1/10 を超える部分がないことをいい、段差及びオーバーハング部分がある場合は、土石の堆積を行う前に平坦にする必要があります。これは、勾配の平均が 1/10 以下であっても、段差等がある場合は、平坦の場合と比較して、土石が流出しやすくなるためです。



図：土石の堆積を行う土地の勾配

※ 土石の堆積を行う土地の勾配を 1/10 以下のするために、盛土又は切土をする場合の取扱いについては、制度編第 3 章第 9 項第 2 号を参照してください。

- (2) 堆積する土石の自重によって、地盤に有害な沈下や、崩壊が生じ、周辺の建築物、埋設物その他の工作物に影響を与えないよう、土石の堆積を行う地盤が、土石の自重を支持できることを確認する必要があります。土石の自重は、土石の最大堆積高さ (m) に、堆積する土石の単位重量 (kN/m³) を乗じたものとし、地盤の許容応力度については、建築基準法平成 13 年国土交通省告示第 1113 号の規定を準用することとします。

なお、地盤の許容応力度が不足する場合には、砕石置換又は地盤改良の措置を講じることにより、必要な許容応力度を確保しなければなりません。

※ 土石の堆積に必要な地盤の許容応力度が 100kN/m² を超える場合は、第 1 章第 2 項の規定のとおり、あらかじめ地盤調査を行う必要があります。

- (3) 土石の堆積を行う地盤に、草木や切株等を残したまま土石の堆積を行うと、それらの腐食により、地盤に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあるため、土石の堆積を行う地盤は伐開除根及び除草行わなければなりません。
- (4) 土石の堆積を行う地盤が軟弱地盤（腐植土を含みます。）又は液状化のおそれがある地盤であると、地盤の有害な沈下、軟弱地盤での滑りなど、堆積する土石の安定性に影響を与える可能性があるため、掘削除却や地盤改良等の措置を講じる必要があります。
- (5) 雨水その他の地表水の浸透により、土石の堆積を行う地盤に緩み等が生じると、土石の安定性に影響を与えるため、当該地盤は浸透した雨水その他の地表水を排水する措置を講じなければなりません。措置の方法としては、土石の堆積を行う地盤に透水性が高い砂又は砂礫を敷く、土石の堆積に溝を設け、砂又は砕石等を充填し、有孔管を埋設する等の措置が考えられます。有孔管を埋設する場合は、工事施行区域内のます及び無孔管を経由して、工事施行区域外の公共下水道等に接続する必要があります。
- (6) 土石の堆積を行う土地（構台等の上に土石の堆積を行う場合にあつては、土石の堆積を行う構台等の面のことをいうものとします。）は、第 1 号のとおり段差等がなく、平坦である必要があるため、工作物等を残したまま土石の堆積を行わないものとします。
- (7) 土砂災害特別警戒区域内の土地においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律や、建築基準法において、開発行為又は建築物の建築への制限について規定されていますが、土石の堆積については規定がありません。しかし、土砂災害特別警戒区域内の土地（構台等の上に土石の堆積を行う場合にあつては、土石の堆積を行う構台等の面のことをいうものとします。以下この号において同じ。）において土石の堆積を行うと、崖崩れ、土石流又は地滑りが発生した場合に、流出した土砂等が堆積した土石を巻き込み、災害の規模が大きくなる可能性があります。

ます。

横浜市には多数の土砂災害特別警戒区域があり、また当該区域は保全対象に近接しているものが多いため、横浜市では、市細則により技術的基準を付加し、土石の堆積を行う土地には、土砂災害特別警戒区域を含まないこととしています。

- (8) 斜面、擁壁又は崖面崩壊防止施設等の上の地盤面に堆積を行う場合は、図のように斜面、擁壁又は崖面崩壊防止施設等から離隔をとって土石の堆積を行う必要があります。

ただし、下部の擁壁の構造計算によって、土石の堆積による影響を与えても支障がないことが確認できた場合は、この限りではありません。この場合においては、第2章第4節の規定を準用します。

なお、擁壁と土石の堆積の高さが高くなると、擁壁の安定性だけでなく、擁壁及び土石の堆積を含めた斜面の安定性への影響が多くなるため、その影響が懸念される場合は、斜面の安定性を確認するよう努めてください。

※ 図の第1号は斜面の下端から、第2号アは擁壁の背面側の下端から、第2号イは擁壁の背面で、擁壁の下端から標準図に記載の根入れ高さだけ上方の位置から、第2号ウは当該位置及び斜面(土羽)の下端から、水平面に対して背面の土質に応じた角度をなす面としています。また、図の第3号は、擁壁又は崖面崩壊防止施設等を斜面の一部とみなして、擁壁又は崖面崩壊防止施設等の前面の下端から、水平面に対して背面の土質に応じた角度をなす面としています。

※ 地盤の許容応力度を確保するためには、一定程度の斜面ではない土地の幅が必要であるため、「0.4H (m) かつ 1.5m以上」の離隔が必要です。

2 空地、柵等及び立入禁止の掲示

【審査基準】

- (1) 土石の堆積を行う土地(土石の最大堆積範囲の土地をいう。また、構台等の上に土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う構台等の面をいう。以下この項において同じ。)の周辺には、土石の最大堆積高さが5メートル以下である場合にあっては、当該高さを超える幅の空地、土石の最大堆積高さが5メートルを超えるである場合にあっては、当該高さの2倍を超える幅の空地を設けなければならない。

ただし、鋼矢板等を使用して土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う土地の周辺のうち当該鋼矢板等がある部分を除く。また、第7項の規定による防水性のシート等で覆う土石の堆積を行う場合は、この規定を適用しない。

- (2) 工事施行区域内に複数の土石の堆積がある場合は、それぞれの土石の堆積に係る空地が重複しないようにすること。やむを得ず複数の土石の堆積の空地が重複する場合は、当該土石の堆積を一体の土石の堆積とみなし、当該一体の土石の堆積の周辺に、一体の土石の堆積の最大堆積高さに応じて前号の空地を設けること。

- (3) 第1号の空地の周辺(第7項の規定による防水性のシート等で覆う土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う土地の周辺)には、工事施行区域に人がみだりに立ち入らないよう、柵その他これに類するもの(以下この項において「柵等」という。)を設けるとともに、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けること。

なお、「見やすい箇所」とは、工事施行区域内が道路と接する箇所から表示の内容を確認することができる箇所とする。

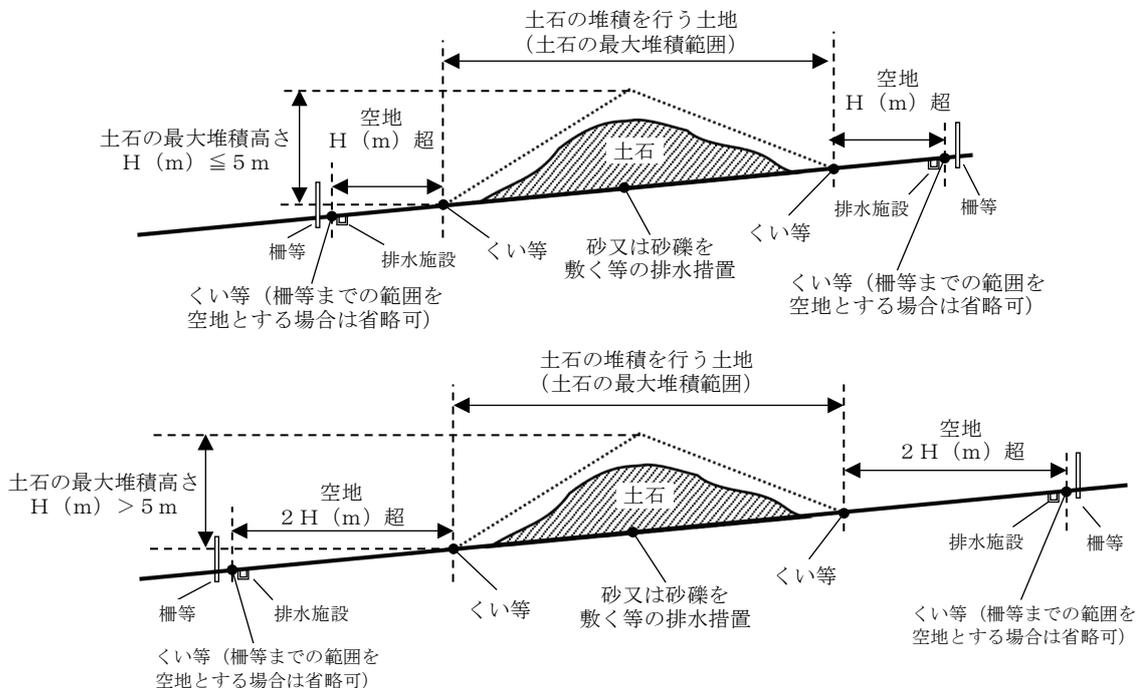
- (4) 土第1号の空地の地盤面(構台等の上に土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う構台等の面。以下この項において同じ。)より上方には、工作物及び木竹等を設けないこと。

- (5) 工事施行区域には、土石の堆積を行う土地の境界線及び第1号の空地の境界線を、くいその他これに類するものを設置して明示すること。

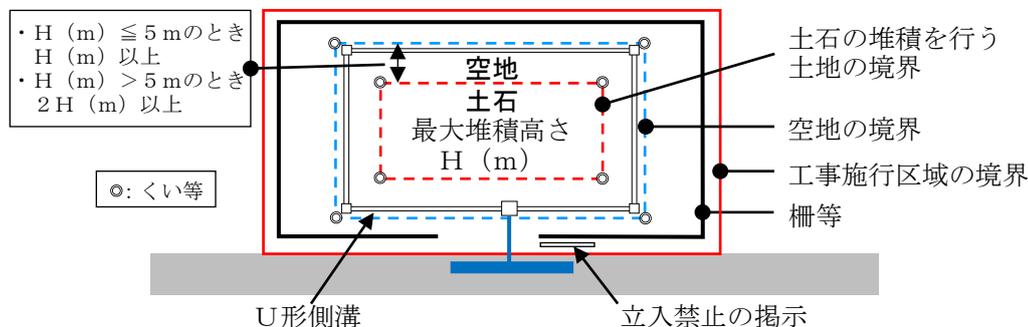
ただし、第3号の柵等から土石の堆積を行う土地の範囲を第1号の空地とする場合は、空地の境界線を、くいその他これに類するものを設置して明示することを要しない。

【解説】

- (1) 土石の堆積を行う土地の周辺には、仮に土石が流出した場合であっても、保全対象に到達して災害を引き起こす可能性を低くするため、空地を設けなければなりません。この空地の幅は、土石の最大堆積高さを H (m) としたときに、 H (m) が5メートル以下である場合は、水平距離で H (m) 超え、 H (m) が5メートルを超える場合は、水平距離で $2 \times H$ (m) 超えとする必要があります。
- なお、土石の堆積を行う土地の周辺とは、土石の堆積を行う土地の外周全てのことをいいます。



図：土石の堆積を行う土地、空地及び柵等（断面）

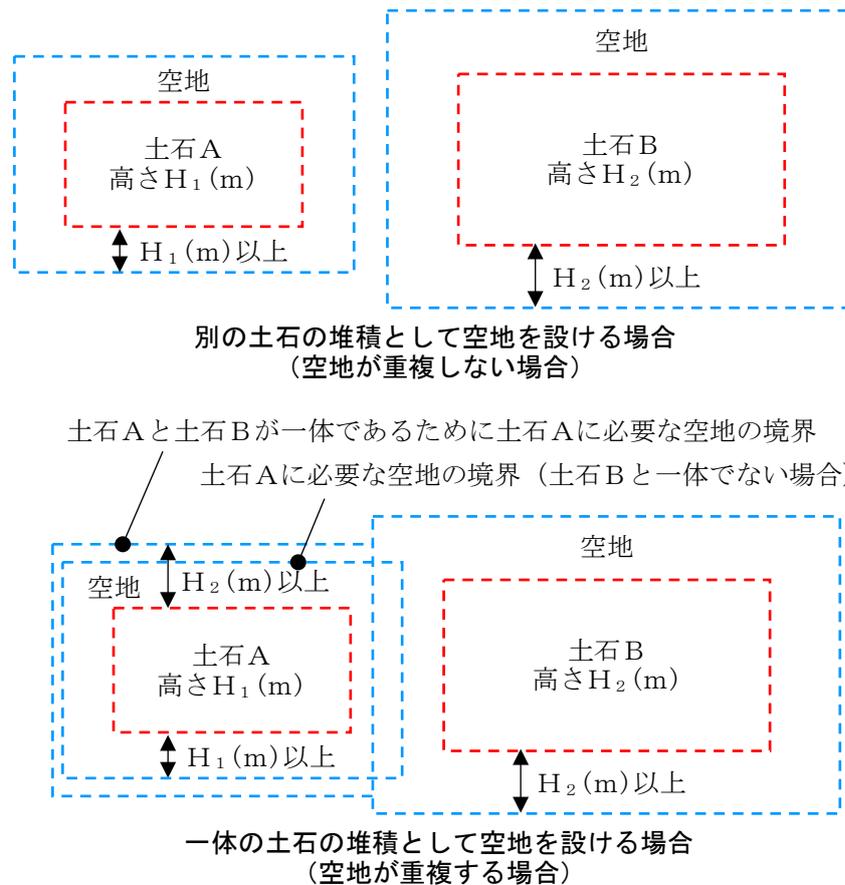


図：土石の堆積を行う土地、空地、柵等及び掲示（平面）

- ※ 鋼矢板等を使用して土石の堆積を行う場合にあつては、土石の堆積を行う土地の周辺のうち当該鋼矢板等がある部分の周辺は、空地の設置は不要です。
- ※ 防水性のシート等で覆う土石の堆積を行う場合は、空地の設置は不要です。

- (2) 工事施行区域内に複数の土石の堆積がある場合は、それぞれの土石の堆積について、当該土石の最大堆積高さに合わせて空地を設け、空地が重複しないようにする必要があります。
- 工事施行区域に余裕がないなど、やむを得ず空地が重複する場合は、重複する部分の空地が十分に確保できないため、当該複数の土石の堆積を一体の土石の堆積とみなして空地を設けることとします。この場合においては、一体としてみなす複数の土石の堆積のうち、最も土石の最大堆積高さが高いものの当該高さに応じて空地を設ける必要があります(当該高さを H (m) とすると、 H (m) が5メートル以下である場合は、水平距離で H (m) 超え、 H (m) が5メートルを超える場合は、

水平距離で $2 \times H$ (m) 超えの空気を、一体とみなす全ての土石の堆積の周辺に設ける必要があります。)



図：2つの土石の堆積（土石の最大堆積高さ5m以下）がある場合の空気の設置例

- (3) 政令第19条第1項第4号の規定により、堆積した土石の周囲には柵等を設ける必要がありますが、この柵等は、みだりに関係者以外の者が工事施行区域内に立ち入らないようにするために設けるものであり、第1号の空地にも関係者以外の者が立入ることは安全上望ましくないため、柵等は第1号の図のように、空地の周囲（土石の堆積を行う土地及び空地の外）に設けることとします。

また、省令第33条の規定により、同じく工事施行区域に関係者以外の者がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けなければなりません。この「見やすい箇所」とは、工事施行区域が道路と接する箇所から表示の内容を確認することができる箇所としますが、工事施行区域が2以上の道路と接する場合は、それぞれの道路ごとに、当該道路から表示の内容を確認することができる箇所に設置することとします。

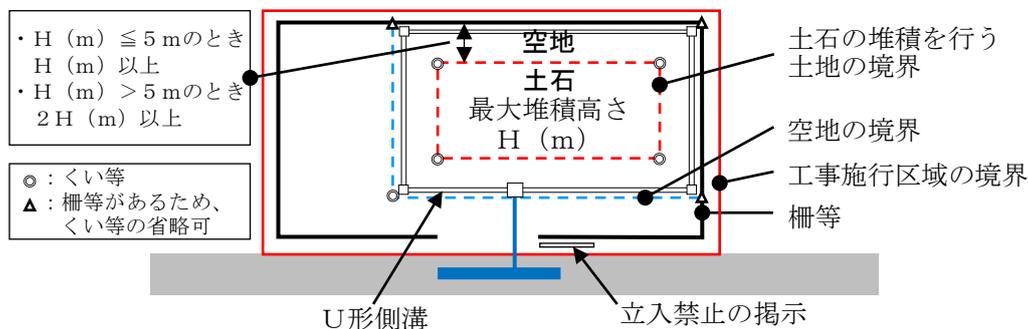
なお、「立入りを禁止する旨の表示」は、横浜市で様式は定めていませんが、「立入禁止」、「きけん」及び「はいらないでね」などと大きく目立つ文字で、子供にも分かるように記載するものとします。

- (4) 空地は、仮に土石が流出した場合であっても、保全対象に到達して災害を引き起こす可能性を低くするために空間を設けるためのものであるため、何もないことが原則です。空地に工作物や木竹等があると、土石が流出する空間が小さくなり、工事施行区域外に流出しやすくなる可能性や、土石と工作物や木竹等と一緒に流出する可能性があります。そのため、工作物及び木竹等（前号の柵等を含む。）は土石の堆積を行う土地及び前号の空地には設けず、空地外に設けるものとします。

なお、U形側溝等の排水施設や、沈砂池等は、空地を設ける効果に影響を与えないため、空地内に設けることができるものとします。

- (5) この項の規定を満たしていることを現場で確認し、技術的基準に適合させて土石の堆積を行うことができるよう、工事施行区域には、土石の堆積を行う土地及び空地の境界線を、くいその他これに類するものを設置して明示することとします。

ただし、第3号の柵等から土石の堆積を行う土地の範囲を第1号の空地とする場合は、空地の境界線を、くいその他これに類するものを設置して明示する必要はありません。



図：柵等から土石の堆積を行う土地の範囲を空地とする場合のくい等の設置例

3 排水施設・沈砂池等

【審査基準】

- (1) 雨水その他の地表水により、堆積する土石が工事施行区域外への流出すること及び崩壊することを防止するため、次の措置を講じなければならない。
- ア 土石の堆積を行う土地（構台等の上に土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う構台等の面をいう。以下この項において同じ。）の周囲には、雨水その他の地表水を連続して集水することができる排水施設（側溝）を設けること。
- イ アの排水施設は、土石の堆積を行う土地の雨水及び土石の堆積を行う土地に流入する雨水その他の地表水を排除できるものとする。
- ウ アの排水施設には沈砂池等を設け、工事施行区域から放流する雨水及びその他の地表水に土砂を含まないようにすること。
- (2) 第1号の措置に係る排水施設については、第2章第3節第3項から第5項の規定を準用する。
- (3) 土石の堆積を行う期間が短い場合であって、市長がやむを得ないと認めたときは、第1号の措置に係る排水施設及び沈砂池等を仮設のものとするすることができる。この場合においては、前号の規定は適用しない。

【解説】

- (1) 土石の堆積を行うにあたっては、堆積した土石の崩壊及び工事施行区域外への流出を防止するため、土石の堆積を行う土地の雨水及び土石の堆積を行う土地に流入しようとする雨水その他の地表水の処理を適切に行わなければなりません。
- ア 土石の堆積を行う土地の周囲には、土石の堆積を行う土地の雨水及び土石の堆積を行う土地に流入しようとする雨水その他の地表水を集水するための排水施設（側溝）を設けなければなりません。この集水するための排水施設（側溝）は、U形側溝（浸透式のU形側溝は不可。）とし、土石の堆積を行う土地の周囲に連続して設ける必要があります。
- なお、第2号の規定により側溝の屈曲部や、暗渠管への接続部等には柵の設置が必要です。
- イ アの集水するための排水施設（側溝）は、土石の堆積を行う土地の雨水及び土石の堆積を行う土地に流入する雨水その他の地表水を排除できるよう設計を行う必要があります。
- ウ 堆積した土石が雨水その他の地表水の流水によって浸食され、土砂を含んだ雨水その他の地表水が、アの集水するための排水施設（側溝）に流入するおそれがあります。そのため、当該排水施設（側溝）の暗渠管への接続部には、沈砂池を設け、土砂を取り除いたうえで、雨水その他の地表水を工事施行区域外の水路、河川、海域又は公共下水道に放流することとします。

ただし、土石の堆積の規模が小さい場合は、沈砂池ではなく、泥溜め（深さ 15 センチメートル以上）のある桝とすることができることとします。

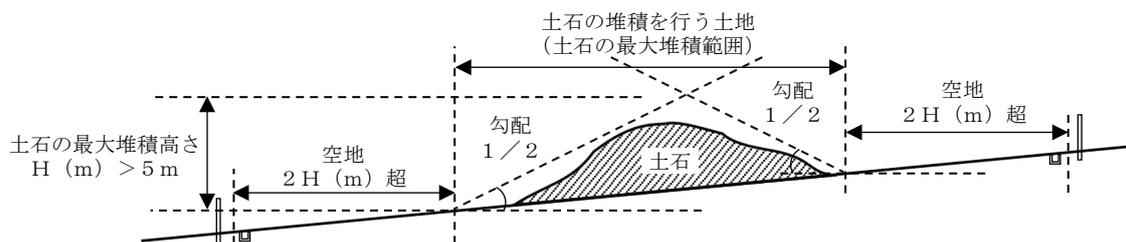
- (2) 第 1 号の措置に係る排水施設については、第 2 章第 3 節第 3 項から第 5 項の規定を準用します。
- (3) 第 1 号の措置に係る排水施設及び沈砂池等については、仮設のもの（素掘り側溝等をいいます。以下この号において同じ。）としないこととしますが、土石の堆積を行う期間が短い場合で、仮設のものとしても土石の流出のおそれがないときは、当該排水施設及び沈砂池等を仮設のものとするすることができるものとします。この場合においては、第 1 号アの排水施設（側溝）は、素掘り側溝とすることができ、また第 2 号の準用の規定は適用しませんが、仮設の排水施設及び沈砂池等は、土石の堆積を行う土地の雨水及び土石の堆積を行う土地に流入しようとする雨水その他の地表水を適切に処理できる機能を有するものとし、風雨の際にもその機能を維持できるようにする必要があります。

なお、土石を継続的に、又は反復して売買するための土石の堆積、建設業を営む者が請け負う工事において使用又は発生する土石を保管するための土石の堆積その他の土石の搬入及び搬出を継続的に、又は反復して行うための土石の堆積の場合は、当該排水施設及び沈砂池等を仮設のものとするすることはできないものとします。

4 高さ 5 メートルを超える土石の堆積の勾配

【審査基準】

土石の最大堆積高さが 5 メートルを超える場合は、次の図のように、当該土石の堆積を行う土地の境界から水平面に対して上方に二分の一の勾配（約 26.3 度）をなす面を超えない範囲において土石の堆積を行うこと。



図：高さ 5 メートルを超える土石の堆積の勾配

【解説】

土石の堆積は、その堆積の高さが高くなるほど不安定になりやすいため、土石の勾配を緩くし、安全性を高める必要があります。また、本市は、保全対象に近接した土地が多く、土石の堆積が崩壊した際の影響が大きいという地勢であるため、市細則により技術的基準を付加し、土石の最大堆積高さが 5 メートルを超える場合は、土石の勾配を緩くする制限を設けています。

具体的には、上図のように、当該土石の堆積を行う土地の境界から水平面に対して上方に二分の一の勾配（約 26.3 度）をなす面を超えない範囲において土石の堆積を行わなければなりません。

なお、この面の範囲内であれば、堆積した土石の勾配が 1 / 2 を超えることはやむを得ませんが、できる限り緩い勾配となるよう努めてください。

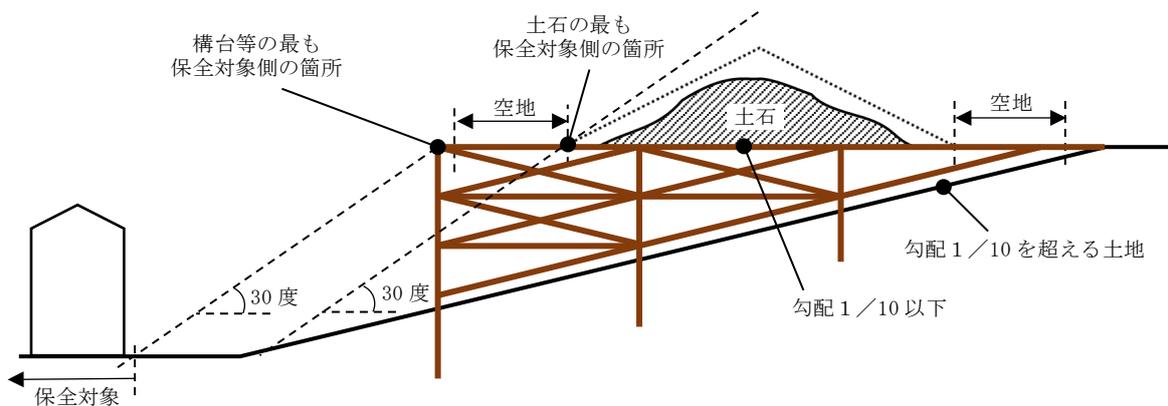
5 構台等の上への土石の堆積

【審査基準】

(1) 構台等の上への土石の堆積の制限

省令第 32 条の規定により、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物（以下この項において「構台等」という。）の上に土石の堆積を行う場合は、当該構台等及び当該土石の堆積は、保全対象（建築物、建築物の敷地、建築基準法第 42 条に規定する道路、公園その他不特定多数の自由利用に供する土地をいう。ただし、構台等を設置するときに既に存するものに限る。以下この項において同じ。）との離隔距離を確保しなければならない。

保全対象との離隔距離が確保できているとは、次の図のとおり、構台等及び土石の堆積（最大の面積又は高さで堆積したときのもの。）の最も保全対象側の箇所を含み、水平面に対して 30 度の角度をなす面よりも、前方（保全対象側）に保全対象があることをいいます。



図：構台等と保全対象との離隔距離

(2) 構台等の上への土石の堆積の場合の規定の適用除外

構台等の上に土石の堆積を行う場合は、第 1 項第 1 号から第 4 号及び同項第 8 号の規定を適用しない。

(3) 構台等の設計及び施工

構台等は、土石の堆積を行う面（その周辺の空地を含む。）の勾配が 1/10 以下となるものとし、土石の堆積による土圧、水圧若しくは自重又は重機等の積載荷重等に耐え得るように設計しなければならない。

なお、構台等の設計及び施工にあたっては、「乗入れ構台設計・施工指針（日本建築学会）」及び「道路土工—仮設構造物土工指針（日本道路協会）」を参照するものとする。

- (1) 構台等への土石の堆積は、堆積を行う位置が周囲よりも高くなり、仮に土石が流出した場合の周辺への影響が大きくなります。また、本市は、保全対象に近接した土地が多く、土石の堆積が崩壊した際の影響が大きいという地勢であるため、市細則により技術的基準を付加し、構台等への土石の堆積を行う場合は、保全対象との離隔距離を確保する規定を設けています。

離隔距離については、上図のとおりですが、これは横浜市建築基準条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定及びその審査基準の規定を参考に定めているものです。

なお、構台等への土石の堆積を開始した後に、その近くに建築物の建築をする場合は、同条の規定が適用される場合がありますので、留意してください。

- (2) 第 1 項第 1 号から第 4 号及び同項第 8 号の規定は、地盤の上への土石の堆積を前提とした規定ですので、構台等の上への土石の堆積の場合は適用しません。
- (3) 地盤に土石の堆積を行う場合と同様に、土石の堆積を行う構台等の面（その周辺の空地を含みます。）の勾配は、1/10 以下としなければなりません。

また、構台等の構造は、土石の堆積による土圧、水圧若しくは自重又は重機等の積載荷重等に耐

え得るものとし、設計及び施工にあたっては、「乗入れ構台設計・施工指針（日本建築学会）」及び「道路土工—仮設構造物指針（日本道路協会）」を参照するものとします。

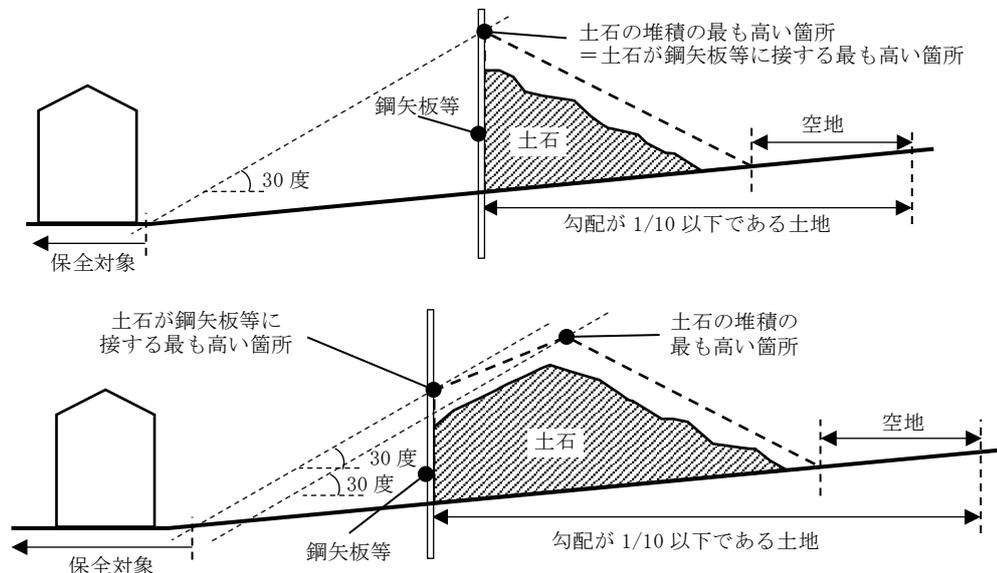
6 鋼矢板等を使用した土石の堆積

【審査基準】

(1) 鋼矢板等を使用した土石の堆積の制限

省令第 34 条第 1 項第 1 号に規定する鋼矢板等を設置し、当該鋼矢板等を使用して土石の堆積を行う場合は、当該土石の堆積は、保全対象（建築物、建築物の敷地、建築基準法第 42 条に規定する道路、公園その他不特定多数の自由利用に供する土地をいう。ただし、構台等を設置するときに既に存するものに限る。以下この項において同じ。）との離隔距離を確保しなければならない。

保全対象との離隔距離が確保できているとは、次の図のとおり、土石の堆積（最大の面積又は高さで堆積したときのもの。）の最も高い箇所を含み、水平面に対して 30 度の角度をなす面よりも前方（保全対象側）に、かつ、土石の堆積（最大の面積又は高さで堆積したときのもの。）が鋼矢板等に接する最も高い箇所を含み、水平面に対して 30 度の角度をなす面よりも前方（保全対象側）に、に保全対象があることをいいます。



図：鋼矢板等を使用する場合の土石の堆積と保全対象との離隔距離

(2) 鋼矢板等の設計及び施工

鋼矢板等、土石の堆積による土圧、水圧若しくは自重又は重機等の積載荷重等に耐え得るように設計しなければならない。

なお、構台等の設計及び施工にあたっては、「道路土工—仮設構造物指針（日本道路協会）」を参照するものとする。

- (1) 鋼矢板等を使用した土石の堆積を行う場合は、政令の規定により、土石の堆積を行う土地の周辺に空地を設ける必要はありません。しかし、本市は保全対象に近接した土地が多く、土石の堆積が崩壊した際の影響が大きいため、市細則により技術的基準を付加し、鋼矢板等を使用した土石の堆積を行う場合は、保全対象との離隔距離を確保する規定を設けています。

離隔距離については、上図のとおりですが、これは横浜市建築基準条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定及びその審査基準の規定を参考に定めているものです。

なお、鋼矢板等を使用した土石の堆積を開始した後に、その近くに建築物の建築をする場合は、同条の規定が適用される場合がありますので、留意してください。

- (2) 鋼矢板の構造は、土石の堆積による土圧、水圧若しくは自重又は重機等の積載荷重等に耐え得る

ものとし、設計及び施工にあたっては、「道路土工—仮設構造物工指針（日本道路協会）」を参照するものとします。

7 防水性のシート等で覆う土石の堆積

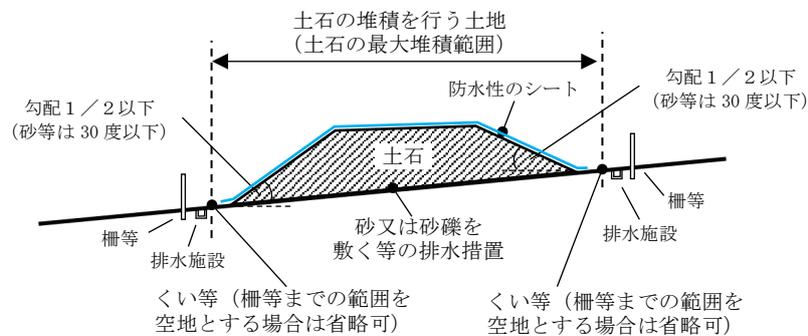
【審査基準】

次の全ての措置を講じた場合は、第2項第1号の空地を設けることを要しない。

- (1) 常時、堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
- (2) 堆積する土石の水平面に対する勾配が $1/2$ （約26.3度）（砂、砂礫又は礫の場合にあっては30度）を超えることのないようにする措置

【解説】

- (1) 防水性のシート等で覆うことによって、土石の堆積を行う土地の周辺に空地を設けないこととするためには、常に、堆積した土石に雨水その他の地表水が浸入することのないようにしなければなりません。そのため、頻繁に土石の搬入出を行う場合は、この規定を適用することはできません。また、防水性のシートは、風等により土石が覆われなくなってしまうことのないようにしなければなりません。



図：防水性のシートで覆う場合の土石の堆積の例

- (2) 防水性のシート等で覆うことによって、土石の堆積を行う土地の周辺に空地を設けないこととするためには、堆積する土石の勾配を緩く保つ必要があります。そのため、堆積する土石の勾配は、常に水平面に対して $1/2$ 以下に保ち、部分的にも勾配が $1/2$ を超えることのないようにする必要があります。（堆積する土石が砂、砂礫又は礫の場合にあっては、堆積する土石の角度は、常に水平面に対して30度以下に保ち、部分的にも角度が30度を超えることのないようにする必要があります。）

施工編

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

第1章 総則

1 目的

この基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」といいます。）の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行方法について、具体的な基準を定めることにより、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術的基準の確保及び工事中の災害防止を図ることを目的とする。

市長の許可を得た宅地造成及び特定盛土等に関する工事の設計内容であっても、適切な施工がなされなければ、安全な宅地にはなりません。また、施工に際しては、安全対策、防災対策等、配慮すべき事項も多くあります。そのため、工事施行者が遵守・配慮すべき事項についても許可の基準と同様に明示することにより、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性の向上を図ります。

2 適用範囲

この基準は、法第12条第1項及び第16条第1項の許可（法第15条第1項及び第2項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を受けて行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に適用する。

法の許可を受けて行われる工事だけでなく、都市計画法による開発行為の許可を受けて行われる工事についても、この基準を適用します。

したが

第2章 施工管理に関する基準

1 設計内容の遵守

市長の許可を受けた書類及び図面（以下「設計図書」という。）並びに許可に付された条件を遵守すること。

工事施行者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が許可にしたがい円滑に行われるように、設計図書及び許可に付された条件を工事現場に常備してください。

2 施工計画の立案

現地調査に基づき施工計画を立案し、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行するにあたって困難をきたすおそれのある設計の箇所がある場合は、速やかに工事主及び設計者に報告し、施工方法等について協議すること。

工事施行者は、工事着手前に現地調査を行い、これに基づき施工計画を立案してください。また、仮設計画にあたっては、仮設足場等も含めて許可を受けた工事施行区域内で工事ができるよう計画に配慮してください。

なお、周囲の状況の確認は、境界の確認と合わせて最も重要な確認事項の一つであるため、周辺住民の立会いのもとで実施するよう努め、施工計画立案の結果、許可を受けた工事施行区域内で宅地造成又は特定盛土等に関する工事を完結させることが困難であることが分かった場合は、速やかに工事主及び設計者に工事施行区域の変更等を助言してください。

3 事前調整等の実施

工事の着手前に、工事の内容の説明その他事前調整等を、隣接住民等に行うよう努めること。

「工事説明その他事前調整等」には、次のものが挙げられます。

- ・ 工事に伴い影響が及ぶこととなる隣接住民及び工事車両の搬出入ルートに影響のある地域住民への工程、仮設計画、車両搬出入計画等の説明
- ・ 仮設足場、仮囲いの設置等に伴い、立入することとなる隣地所有者の承諾
- ・ 擁壁等の設置に伴い境界杭を一時除去する場合の、隣地所有者との境界の立会い確認
- ・ 工事により発生する振動が隣接家屋に影響していなかったかを工事完了後に確認するための家屋調査

4 工程管理

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の着手届に添付した工程表にしたがい工事を進行するよう努めること。

工事施行者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の着手届に添付される工程表を作成する場合にあっては天候の影響を十分に見込み、工事中は、その工程表にしたがい資材の搬入、市の検査等の予定を組んでください。

なお、工事完了予定年月日に変更することが明らかになった場合は、法第16条第2項の規定にしたがい、届出が必要となります。

5 安全管理

建築基準法施行令第7章の8（工事現場の危害の防止）に掲げる規定を準用するほか、次の各号の定めにしたがい、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事施行区域内外を常時安全な状態に保つこと。

- (1) 工事中は、豪雨等によって工事施行区域外に土砂が流出しないように、流土止めを適当に配置する等の措置を講じるほか、雨水を速やかに排除するための仮排水施設の設置等の措置を講じる

こと。

- (2) 前号の仮排水施設は、工事期間中に当該機能を失わないように十分に管理すること。
- (3) 擁壁の高さが5メートルを超える根切り工事をする場合は、当該工事について施工計画書を作成するよう努めること。

工事施行者は、工事期間中の災害（作業時間中に工事施行区域内で起こりうるものだけでなく、作業時間外に風雨等により工事施行区域周辺に及ぼされる土砂の流出等の災害も含まれます。）の発生を防止するために、許可の条件にしたがい、山留め、仮調整池等必要な措置について記載した防災計画図を作成し、工事着手前に提出してください（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の内容によっては、法の許可の前に提出を求める場合があります。）。また、安全に作業が行われるよう、労働安全衛生法令にしたがい適切な仮設計画図及び安全管理計画書（施工管理体制表）を作成し、工事を行ってください。

建築基準法施行令第7章の8のうち、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当するものは次に掲げるものです。

- ・ 仮囲い（第136条の2の20）
 - ・ 根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止（第136条の3）
 - ・ 基礎工所用機械等の転倒による危害の防止（第136条の4）
 - ・ 工所用材料の集積（第136条の7）
 - ・ 火災の防止（第136条の8）
- (1)(2) 「流土止め」「仮排水施設」等、工事中の防災措置については、「盛土等防災マニュアルの解説（以下「防災マニュアル」といいます。）」を参照してください。
 - (3) 擁壁の高さが5mを超える根切りを行う場合は、横浜市建築基準法施行細則第17条の3に準じ、当該工事についての施工計画書を作成し、当該工事着手の7日前までに提出してください。
また、擁壁の高さが5mを超える山留めを設置する場合には、市長の求めに応じ、山留めの構造計算書及び施工図を提出してください。

6 周辺環境への配慮

工事に伴う騒音、振動及び粉塵について、十分に対策を講じるよう努めること。

工事施行者は、関係法令を踏まえて十分な対策を講じ、工事に伴う騒音、振動及び粉塵に対しては、低騒音・低振動型機械の使用及び散水、仮囲いの設置を講じてください。また、工事車両による交通問題に対しては、搬入ルート及び車種の選定上の配慮を行ってください。

7 検査

市長が実施する市細則に基づく工程確認（現場確認）、法に基づく中間検査及び完了検査にあたっては、受検に先立ち自主検査を実施し、受検時は立ち会い、市長の求めに応じ、工事の施行状況を説明すること。

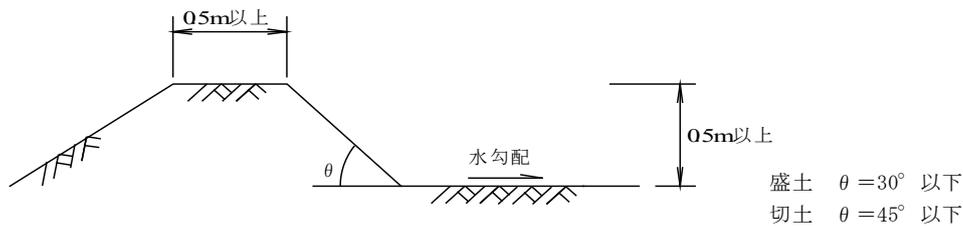
横浜市が行う現場確認及び検査は、法令が要求する設計・施工上の技術的に必要な事項について確認を行うものであり、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行そのものは、工事主及び工事施行者が責任をもって行わなければなりません。したがって、工事施行者は、市の検査に先立ち自主検査を実施し、横浜市の検査にも立会ってください。

第3章 切土又は盛土に関する基準

1 共通事項

- (1) 地盤面には、雨水その他の地表水（以下「地表水」という。）がのり面に流れ込まないように必要な措置を講じること。
- (2) 切土又は盛土により生じたのり面には、地表水によりのり面が崩壊しないよう必要な措置を講じること。

一般的な対策としては、主に雨水その他の地表水がのり面へ流下する事によるのり面浸食を防止する目的で、盛土又は切土により平坦となった地盤ののり肩部に土えん堤を設置する方法があります。なお、土えん堤の背後が湛水すると、浸透水等の影響でのり面が崩壊することがありますので、施工中においても、地盤面は常にのり面方向と逆に水勾配をとり、仮排水路を設けるなどして、雨水その他の地表水を適切に排除してください。



図：土えん堤

2 切土

- (1) 切土地盤の土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面の勾配を変更するなどの措置を講じるよう努めること。
- (2) 設計で定められている地盤面及びのり面より深く切り過ぎないように努めること。

地山の状況は事前の調査だけでは十分に把握できないことが多いため、切土の施工時は、地山の状況に注意を払ってください。また、地山を切りすぎた場合は修復することができないため、設計断面を一挙に掘削せず、その手前において設計のり面勾配で掘削し、のり面の状態を確認してから仕上げの掘削を行ってください。

なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように注意が必要となります。

- ア 小断層、風化の著しい岩がある場合
- イ 土質が層状に変化している場合
- ウ 湧水が多い場合
- エ 表面剥離が生じやすい土質の場合

3 盛土

- 設計編第2章第2節第6項「盛土（埋戻しを含む。）をする場合の措置」のとおり施工すること。
- 設計編第2章第2節第6項「盛土（埋戻しを含む。）をする場合の措置」を参照してください。

4 のり面保護

- (1) のり面の保護工にあたっては、土質及び湧水の有無を確かめること。
 - (2) のり面緑化工にあたっては、施工後においてその機能が損なわれないよう必要な措置を講じること。
- (1) のり面保護工は、土質及び湧水の有無によって、施工方法の適性が変わるため、工事に際しては、現況の把握に努めなければなりません。詳しくは、防災マニュアルを参照してください。

- (2) のり面緑化工の場合、植物にはそれぞれ固有の発芽条件と生育条件があり、特に発芽に適した温度は限定されるため、播種時期を検討した上で、発芽後の生育が十分期待できる施工時期を検討してください。

第4章 擁壁に関する基準

1 土工事及び地業工事

- (1) 擁壁の基礎を設置する床付け面は、平坦に仕上げ、設計図書に記載されている地耐力以上の地盤であることを確認すること。
- (2) 割り石及び砂利地業を行うこと。ただし、基礎地盤の土質が軟岩又は硬岩である場合及び基礎底面下の全面について地盤改良を施工した場合を除く。
- (3) 鉄筋コンクリート造擁壁を設置する場合は、捨てコンクリート地業を行うこと。
- (4) 基礎ぐい又は地盤改良を施工する場合は、施工計画書及び報告書を作成すること。

- (1) 床付けにあたっては、地盤を乱さないように慎重に施工し、平板載荷試験又は物理試験等により、設計地耐力以上の地盤であることを確認し、設計地耐力に満たない場合は、擁壁の設計変更等について速やかに設計者に助言を求めなければなりません。

床付け面が含水状態のまま地業工事を行うと、転圧機等の振動により地盤の緩みが発生します。特に、関東ロームは含水により強度が低下する性質があるため、注意が必要です。

なお、掘削時に雨水その他の地表水が床付け面に浸透してきた場合は、基礎部分の周囲等擁壁の設置上影響がない箇所に排水路及び釜場を設け速やかに排除するよう努めてください。また、市の床付け検査の終了後は、速やかに次工程に進むよう努めてください。

- (2) 割り石及び砂利地業は擁壁の荷重を地盤に伝えるために行われるものですが、擁壁は建築物の地盤を支えるものであり擁壁下部地盤との一体性が求められること及び擁壁は常時水平力を受けることなどから、原則として純粋な碎石等を用いることとしますが、コンクリート破砕材等で構成される再生材であっても、強度及び耐久性について信用性のある粒度調整碎石(RM-40等)であれば、使用してもよいこととします。
- (3) 捨てコンクリート地業は、型枠及び鉄筋の組み立てを行ううえで重要な役割を果たすため、鉄筋コンクリート造擁壁の施工においては必ず実施してください。
- (4) 基礎ぐい又は地盤改良は、地盤調査資料に基づき設計が定められているため、設計内容を変更するような事態が生じた場合は、工事を中断し変更許可を受けなければなりません。したがって、施工計画書の作成に際しては、設計者と協議を行ってください。また、当該工事の着手時には、設計時の地盤調査の付近で試験杭等を実施して地盤の状況を確認し、工事完了時には、施工結果報告書を市長に提出してください。

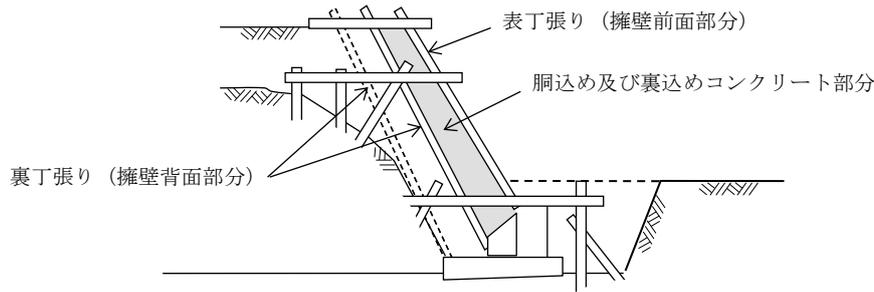
2 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁工事

- (1) 組積材は、組積み前に十分水洗いを行うこと。
- (2) 擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置するよう努めること。
- (3) 芋目地ができないようにすること。
- (4) 抜型枠を使用するよう努めること。
- (5) 胴込め及び裏込めのコンクリートの打込みは、十分突き固めを行うこと。
- (6) 1日の施工積高は、擁壁が前面にせり出さない程度にとどめること。
- (7) 水抜穴の透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないように努めること。

間知石又は間知ブロック練積み造擁壁(以下「練積み造擁壁」といいます。)の工事については、令第11条の規定により、建築基準法施行令第52条(組積造の施工)が準用されます。

- (1) 組積材は、組積み前に水洗いし、コンクリートとの一体化を阻害するような泥等を落としてください。
- (2) 丁張りは、高さ、位置、勾配を十分に確認して、擁壁前面及び裏込めの背面に設け、各段の厚さを記すなどして施工精度の確保に努めてください。また、丁張りの間隔は10mを標準とし、始点、終点及び平断面の変化点にも設け、工事施行区域界に設置する場合は、境界線との関係に注意して

ください。



図：丁張りの設置例

なお、組積み方法を布積みから谷積みに変更する場合等、組積み各段の厚さが設計図書と異なる場合は、組積み各段の厚さを明示した施工図（コンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、天端、地盤線等基準となる位置及び施工積高毎で厚さを明記してください。）を作成し、注意して施工してください。

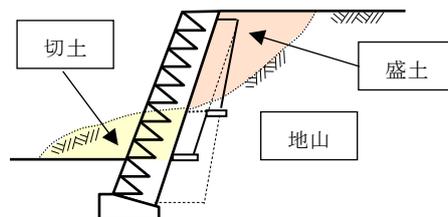
- (3) 芋目地は、擁壁の一体性を保持する上で弱点部になるため、避けなければなりません。
- (4) 抜型枠は、所定の壁厚を確保し裏込めコンクリートが透水層に流入してその機能を損なわないように、コンクリート打込み時に裏込めコンクリートと透水層の間に設置するものです。

なお、抜型枠及び組積材はコンクリートの打込み時に十分に吸水させてください。

- (5) コンクリートの打込みにあたっては、コンクリートが組積材と一体化するように、胴込め部分への流し込み及び突き固めを十分に行わなければなりません。また、目地面（すり合わせ部分）はモルタルを詰め、控え部分は胴込めコンクリートで結合しなければなりません。
- (6) 下段の組積みが安定しないうちに積み上げると擁壁の前面がせり出すおそれがあるため、少なくとも3～4時間は振動や衝撃を与えないよう施工してください（1日の施工積高は、季節によるコンクリートの乾燥時間や作業時間の違い及びコンクリートのスランプにもよりますが、夏季は2～3段、冬季は1～2段が適当です。）。また、延長方向の積み継ぎ面は、空隙を生じないように階段状に積み終え、次の段を施工する際にコンクリートの付着を妨げるごみ等を除去してください。

擁壁背面の施工は、擁壁の後方への倒れこみがないよう、コンクリートが安定したのち速やかに施工するものとし、雨水、地下水等の浸透を防ぐために十分に締め固めを行わなければなりません。また、埋戻し土が裏込めの中に混入しないよう十分に注意し、裏込め砕石（再生クラッシュランは不可）は、沈降等が生じて擁壁の背面が倒れたり破壊したりしないよう十分に締め固めてください。

なお、同一断面で背面土が切土から盛土に切り替わる場合は、切土を最小限にするために、下図のように、裏込め砕石の厚さを変更させることができます。



図：同一断面で背面土が切土から盛土に切り替わる場合

- (7) 水抜穴の透水管の透水層への埋め込み長さは、透水層に深く入り過ぎないようにしてください。また、透水管の入り口部分には、水抜穴から流出しない大きさの砕石等を置くなどの措置（裏込め砕石の流出防止及び透水効果の向上という点で、フィルター等の併用は有効です。）を講じてください。

3 鉄筋コンクリート造擁壁工事

- (1) 鉄筋工事は次のとおり施工すること。
 - ア 鉄筋は、JIS G 3112 又は JIS G 3117 に適合したもので、設計図書に記載されている強度以上のものを使用すること。
 - イ 鉄筋は、組み立てる前に清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するおそれのあるものを取り除くこと。
 - ウ 主鉄筋の継手の方法は、D19 未満の場合は重ね継手とすること。
 - エ 主鉄筋の継手を重ね継ぎ手とする場合の重ね長さは、溶接する場合を除き、その径の 40 倍以上とすること。
 - オ 引張り鉄筋の定着される部分の長さは、主鉄筋に溶接する場合を除き、その径の 40 倍以上とすること。
 - カ スペースは、設計図書に記載されているかぶり厚さが確保できるよう、適切に配置すること。
- (2) コンクリート工事は次のとおり施工すること。
 - ア コンクリート材料は、JIS A 5308 に適合したレディーミクストコンクリートを用いるよう努めること。
 - イ コンクリートは、設計図書に記載されている強度以上で、打上りが均質で密実となるようにその調合を定めること。
 - ウ コンクリートの打込みには、棒形振動機を使用して骨材の分離を防ぎ、密実で均質なコンクリートとなるよう努めること。
 - エ コンクリートの打込み中は、配筋及び水抜穴の位置を乱さないこと。
 - オ コンクリート打込み中および打込み後 5 日間はコンクリートの温度が 2 度を下らないようにし、かつ、乾燥・振動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生すること。
 - カ コンクリートを打ち継ぐ場合には、先に打込んだコンクリートの表面のレイタンスなどを完全に取り除き、十分に吸水させること。
- (3) 型枠の存置期間は、建築基準法施行令第 76 条に定める最低日数によるよう努めること。
- (4) 擁壁背面の裏込め土の埋戻しは、30 センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラー等を用いて締め固めること。

- (1) 鉄筋コンクリート造の鉄筋工事については、政令第 11 条の規定により、建築基準法施行令第 73 条(鉄筋の継手及び定着)が準用されます。

鉄筋は、JIS 規格品によることとし、現場納入時には、圧延マークにより鉄筋の種別(SD295、SD345 等)及び鉄筋の径が設計図書に記載の内容と合致しているか確認し、横浜市の配筋検査用にマーキング等を行ってください。また、組み立てまでの保管は、直接土に接しないように養生を行い、組み立ては天候等に留意し、組み立て後は速やかに横浜市の工程確認(配筋の現場確認)を受け、コンクリートを打込むよう努めてください。

主鉄筋の継手の位置は、同一断面に集まらないように千鳥配置とするよう努めてください。また、基礎底版と縦壁との境目に鉄筋の継手が生じないよう鉄筋を加工するよう努めてください。

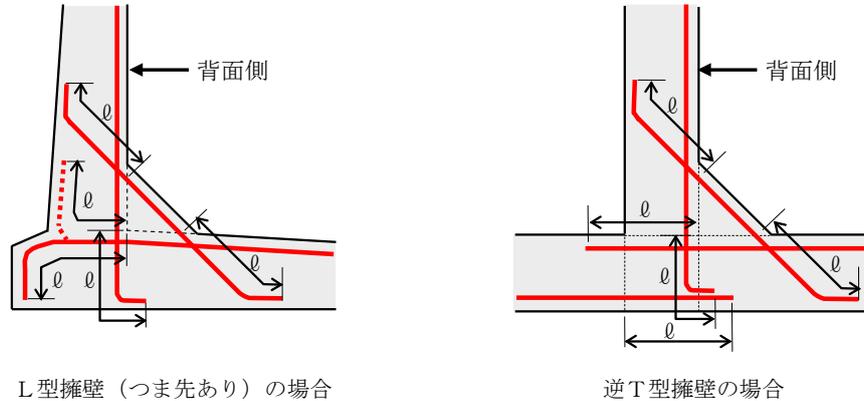
重ね継手の重ね長さは、建築基準法施行令第 73 条第 2 項によれば「構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合は、溶接する場合を除き、主鉄筋の径(径の異なる主鉄筋を継ぐ場合は細いほうの主鉄筋の径)の 25 倍以上とし、その他の場合にあつては主鉄筋の径の 40 倍以上」となりますが、縦壁、底版とも片持ち梁として設計される擁壁においては、先端部が「引張力の最も小さい部分」となるため、継ぎ手の位置にかかわらず径の 40 倍以上確保することが必要となります。

主鉄筋の継手の方法には、重ね継手のほかガス圧接継手や機械式継手等がありますが、これによ

る場合は、建築基準法施行令第73条第2項ただし書の規定に基づく告示(平成12建告第1463号)によらなければなりません。主鉄筋の継手の方法をガス圧接継手とする場合の施工及び検査の基準は、「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(公益社団法人日本鉄筋継手協会)」によることとします。

なお、擁壁の高さが5mを超える場合には、継手部分の引張強度について、当該工事の着手前に品質管理の方法を、完了後に試験結果を、市長に報告してください。

縦壁と底版の接合部における引張り鉄筋の定着長さは、下図のとおりです。



図：引張り鉄筋の定着長さ(縦壁底版交差部)

スペーサーは、コンクリートの打設時の振動等により配筋が乱れないよう、千鳥配置で4箇所/ m^2 又は50cm間隔を目安に、バランスよく配置してください。

出隅部では、底版の主鉄筋と配力鉄筋が引張側及び圧縮側で輻輳し、コンクリートが適切に充填されない恐れがあるため、交差角が概ね 120° 以下の場合、双方の配力鉄筋を省略することができることとします。この場合は、径が大きいほうの主鉄筋を外側に配置してください。

- (2) 鉄筋コンクリート造擁壁のコンクリート工事については、政令第11条の規定により、建築基準法施行令第72条(コンクリートの材料)、第74条(コンクリートの強度)、第75条(コンクリートの養生)を準用することとされています。

コンクリートは、生産方法により、工場生産されるレディミクストコンクリートと、現場で生産される現場練りコンクリートに大別されており、工場生産されるコンクリートの材料及び調合強度を確認する資料としては、工場が作成する「配合報告書」がこれに当たります。

コンクリート材料の品質については、建築物の場合、建築基準法第37条に基づき、主要構造部に使用するコンクリートはJIS規格品とすることとされているため、擁壁についても原則としてこれに従うこととします。これによることができない場合は、使用前に市長と材料及び強度の確認(試験)方法について協議してください。

コンクリートの圧縮強度試験には、「工場による調合強度管理のための試験」と「第三者機関による構造体(現場採取)コンクリートの強度を検査するための試験」がありますが、横浜市では、「工場による調合強度管理のための試験」の結果を以ってコンクリートの強度を確認することとし、運用上は、生コン受入時の納入伝票(出荷証明)に記載の「呼び強度」により、「設計書に記載されている強度以上」であることを確認することとします。また、擁壁の高さが5mを超える場合には、これに加えて、「第三者機関による構造体(現場採取)コンクリートの強度を検査するための試験」を求めていますので、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の報告書に当該試験結果の報告書を添付してください。

コンクリートの打込み時間(練混ぜから打込み終了までの時間)の限度は、外気温が 25°C 未満で120分、 25°C 以上で90分とされています。コンクリートの突き固めには棒形振動機が有効ですが、振動を1箇所ですくかけ過ぎるとコンクリートは分離してしまうため、コンクリートの表面の状態を観察しながら加振してください。一般には、コンクリート面がほぼ水平となり、コンクリートの

表面にセメントペーストが浮き上がってくる程度が適切な振動時間です。

コンクリートを2層以上に分けて打込む(打重ねる)場合、上層のコンクリートの打込みは下層のコンクリートが固まり始める前に開始し、棒形振動機の先端を先に打込んだコンクリートの層に、50～60cmの間隔で10cm程度挿入し、コールドジョイントの防止を図ってください(打込み継続中におけるコンクリートの打重ね時間間隔の限度は、外気温が25℃未満で150分、25℃以上で120分とされています。)

コンクリートの打込み作業にあたっては、底版コンクリートの打込み中に底版配筋上を移動する際に結束を乱したり、縦壁コンクリートの打込み中に棒形振動機で水抜パイプの固定を乱して水抜穴にコンクリートが詰まったり水抜穴が逆勾配にならないように、注意してください。

コンクリートの硬化初期の期間中に水分が不足するとセメントの水和反応に必要な水分の低下によりコンクリートの強度発現に支障をきたします。また、コンクリート温度が低いと強度発現が著しく遅延します。更に、若齢時のコンクリートが乾燥するとコンクリート表面にひび割れが発生し耐久性を損なうことや振動等が作用するとコンクリートにひび割れが発生しやすくなるため、コンクリートの養生は、打込み後からセメントの水和反応及びコンクリートの硬化が十分に進行するまでは特に重要です。

縦壁と底版のコンクリートは一度で打ち上げることが望ましいですが、施工精度、作業効率を重視して底版を打込んだ後に縦壁の型枠を施工する場合は、打継ぎコンクリートの打込みに際して、先に打込んだコンクリートの表面及び鉄筋に付着したレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒及び型枠の切粉等を取り除き、十分に吸水措置を講じてください。

- (3) 擁壁における型枠の存置期間については、擁壁の縦壁及び底版の側型枠が建築基準法施行令第76条第2項の規定による告示(昭和46年1月29日建設省告示第110号)の表(イ)欄の「基礎、はり側、柱及び壁」の「せき板」に該当するものとして、下表によることとします。

なお、型枠を外してから、設計基準強度以上のコンクリートの強度発現が確認されるまで、擁壁背面の裏込め土の埋戻しは行わないでください。

表：型枠の存置期間(昭和46年1月29日建設省告示第110号 抜粋)

型枠の種類		せき板	
部位		基礎・はり・柱及び壁	
セメントの種類		早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 混合セメントA種
存置期間中の 平均気温	15℃以上	2日	3日
	5℃以上	3日	5日
	5℃未満	5日	8日
コンクリートの圧縮強度		1mm ² につき5N	

- (4) 擁壁背面の裏込め土の埋戻しは、盛土工の場合と同様に、敷均し厚さを30cm以下に管理し、専用の機械を用いて締め固めを行わなければなりません。特に、建築物の敷地となる部分については、建築物の基礎の不同沈下を生じないように、慎重に施工してください。また、透水層については、隙間が生じて裏込め土が流入しないように注意して施工してください。

なお、透水層を透水マットとする場合においては、「擁壁用透水マット技術マニュアル」及び「擁壁用透水マット設計・施工要領【神奈川県仕様】」に基づき施工してください。